

化粧品工業120年の歩み  
[資料編]

日本化粧品工業連合会

# 化粧品工業120年の歩み

## [資料編]

日本化粧品工業連合会

## 資料編について

「化粧品工業120年の歩み」に併せて別冊「資料編」を纂纂することとした。本編を補完し、工業史刊行の趣旨をいっそう深めるため、業界関連統計、各時代の史料を収録、関連図書の紹介等を収載し、巻末に年表を付した。

## 資料編 目次

1	統計	
	化粧品品目別出荷実績表(昭和21年～平成3年) .....	2
	化粧品輸出入金額(昭和23年～平成3年) .....	10
	化粧品の一世帯当たり年間支出額(昭和22年～平成3年) .....	11
	化粧品製造業の従業員数(昭和32年～平成3年) .....	11
	工場統計・工業統計、化粧品生産額(明治42年～昭和22年) .....	12
	戦前化粧品生産実績表(昭和6年度～昭和20年度) .....	14
	明治期化粧品輸出入統計(明治元年～大正2年)外国貿易四十六年 対照表より .....	20
	年別化粧品出荷実績総括表(昭和21年～平成3年) .....	22
	化粧品物品税の推移(昭和13年～平成4年) .....	23
	化粧品・化粧品原料の関税率、120年の推移 .....	29
2	史料	
	史料目次 .....	39
	明治・大正期史料 .....	40
	昭和期史料I(昭和元年～昭和20年) .....	77
	昭和期史料II(昭和20年～ ) .....	86
3	図書解題・図書資料	
	図書解題・図書資料目次 .....	107
4	年表 .....	123

統計 化粧品品目別出荷実績表 (昭和21年～平成3年)

番号	年 品目	昭和21年 (1946)	昭和22年 (1947)	昭和23年 (1948)	昭和24年 (1949)	昭和25年 (1950)	昭和26年 (1951)
1	無油性クリーム	111,706	240,655	949,453	2,056,644	2,703,880	2,951,066
2	油性クリーム	19,756	28,513	152,822	519,421	746,317	1,435,895
3	ファンデーション						
4	粉 白 粉	42,223	108,845	325,198	451,181	730,519	918,987
5	固 型 白 粉						
6	煉 白 粉	8,249	7,259	33,680	119,717	199,146	333,311
7	水 白 粉	11,569	24,205	94,182	79,890	102,208	114,776
8	化 粧 液	18,993	57,267	191,466	308,052	442,659	596,768
9	化 粧 水	18,310	46,410	176,341	226,170	419,102	718,371
10	ポマード (植物性)	65,630	113,819	403,189	949,787	1,280,788	1,837,798
11	ポマード (鉱物性)						
12	香 油 (植物性)	64,577	83,763	277,860	348,903	482,006	698,521
13	香 油 (鉱物性)						
14	チ ッ ク	19,868	27,457	78,820	105,825	139,854	169,109
15	ヘアクリーム						
16	養 毛 料	9,641	12,520	33,734	74,723	151,043	298,354
17	オーデコロン						
18	口 紅	24,389	31,218	73,527	159,115	476,233	746,712
19	頬 紅	26,846	21,892	79,285	104,744	129,968	152,640
20	眉 墨	1,058	980	8,184	14,245	21,841	40,005
21	香 水	24,393	60,978	150,893	188,959	350,076	538,150
22	美 爪 料	698	1,185	1,051	3,686	9,438	25,520
23	肌 洗 粉	9,353	4,588	15,888	52,374	64,033	58,879
24	シ ャ ン プ ー	10,943	50,821	132,283	323,174	318,722	486,712
25	染 毛 料						
26	そ の 他	10,920	6,674	20,396	77,746	73,634	72,074
合 計		499,121	924,849	3,148,247	6,164,356	8,841,467	12,193,639

(注1)昭和37年より品目変更あり(注2)昭和60年より通産省指定統計出荷金額

日本化粧品工業連合会資料による

(単位：千円)

昭和27年 (1952)	昭和28年 (1953)	昭和29年 (1954)	昭和30年 (1955)	昭和31年 (1956)	昭和32年 (1957)	昭和33年 (1958)	昭和34年 (1959)
3,091,209	3,232,636	2,820,773	3,152,321	3,518,577	3,926,856	4,755,015	5,381,580
2,173,913	3,319,365	4,662,565	5,018,840	5,434,923	5,416,890	6,100,505	6,316,076
		669,909	1,326,809	1,586,893	2,302,685	2,545,441	2,836,515
1,197,772	1,002,234	1,024,396	1,204,946	1,197,869	1,334,296	1,456,225	1,551,069
				190,627	346,991	564,732	773,191
433,675	668,521	401,173	320,841	260,662	26,312	23,214	21,118
65,930	57,322	28,247	20,711	16,764	104,983	254,659	206,244
849,443	1,020,988	1,094,464	1,378,738	1,592,699	2,428,007	3,039,257	3,239,994
1,215,759	1,541,280	2,059,597	2,338,551	2,707,446	3,311,231	3,915,383	4,554,137
2,003,644	2,451,872	2,613,555	2,658,154	2,716,261	2,850,959	2,831,319	2,738,289
			17,679	32,735	92,689	16,589	20,686
795,877	988,233	1,154,244	193,861	192,636	172,602	153,420	198,698
			1,002,161	1,055,907	1,147,769	1,076,170	892,710
219,336	262,661	353,593	465,704	538,751	521,371	612,892	707,797
			138,967	360,801	837,377	1,135,787	1,391,373
402,232	638,240	810,639	939,051	1,037,934	1,292,286	1,558,778	1,874,056
				54,503	241,329	248,668	504,358
918,630	913,446	1,034,786	1,355,456	1,440,784	1,699,424	1,817,282	2,321,334
134,111	120,887	107,876	93,951	135,227	185,380	189,274	218,862
61,672	78,617	103,985	135,951	185,409	283,560	323,875	345,040
759,004	849,416	904,877	962,433	1,073,369	1,062,022	1,021,744	1,098,129
34,464	35,227	59,344	119,602	149,229	242,064	203,755	369,737
54,472	95,363	97,243	105,986	142,775	133,344	120,572	136,563
173,440	170,068	151,713	219,942	400,551			
119,955	161,469	149,777	171,456	199,272			
177,232	101,027	167,489	287,953	477,220	1,635,479	2,537,255	2,678,093
14,881,770	17,708,892	20,470,295	23,630,064	26,699,824	31,595,909	36,501,811	40,385,649

番号	年		昭和35年 (1960)	昭和36年 (1961)		番号	年		昭和37年 (1962)
	品目						品目		
1	無油性クリーム		5,912,683	6,217,654	基礎化粧品	1	バニシングクリーム	6,480,643	
2	油性クリーム		7,367,689	8,218,659		2	コールドクリーム	6,456,004	
3	ファンデーション		3,164,964	3,134,968		3	クレンジングクリーム	2,763,306	
						4	乳液	4,803,068	
						5	ファンデーション	3,603,982	
						6	化粧水	7,054,061	
						7	パック	—	
4	粉白粉		1,613,561	1,435,284		小計	31,161,064		
5	固型白粉		1,300,161	2,208,426	頭髪用化粧品	8	ポマード	2,805,831	
6	煉白粉		27,009	33,556		9	液状整髪料	—	
7	水白粉		188,187	158,803		10	ヘアクリーム	1,589,052	
						11	香油	875,252	
8	化粧液		3,854,302	4,593,199		12	チック	1,025,265	
9	化粧水		5,099,591	5,850,975		13	養毛料	2,211,175	
						14	ヘアスプレー	2,431,159	
10	ポマード(植物性)		2,542,895	2,420,305	15	セットローション	256,440		
11	ポマード(鉱物性)		29,390	31,655	16	シャンプー	—		
12	香油(植物性)		191,236	418,244	17	ヘアリン	—		
13	香油(鉱物性)		697,470	743,953		小計	11,194,174		
14	チック		725,163	876,793	仕上用化粧品	18	粉白粉	1,582,091	
15	ヘアクリーム		1,638,885	1,494,455		19	固型白粉	3,592,495	
16	養毛料		3,172,202	3,468,765		20	その他の白粉	183,298	
17	オーデコロン		525,278	671,397		21	口紅	2,689,795	
						22	頬紅	372,609	
						23	眉墨、まつげ化粧料	450,660	
						24	アイメイクアップ	637,561	
					25	美爪料	484,434		
						小計	9,992,943		
18	口紅		2,152,010	2,440,743	香水・ オーデ コロン	26	香水	1,306,471	
19	頬紅		254,792	330,352		27	オーデコロン	918,792	
20	眉墨		519,043	538,187		小計	2,225,263		
21	香水		1,068,150	1,265,338	男性(除 頭髪用品を) 用化粧品	28	男性用クリーム	1,059,047	
22	美爪料		320,802	338,674		29	男性用乳液	118,054	
						30	男性用化粧水	274,340	
						31	その他男性用化粧品	215,669	
						小計	1,667,110		
23	肌洗粉		170,415	202,871		32	その他	3,318,621	
24	シャンプー				(医療部 外用 化粧品)	33	薬用クリーム	1,048,013	
25	染毛料					34	薬用化粧水	284,786	
26	その他		3,233,790	4,357,911		35	薬用養毛剤	1,194,495	
						36	染毛剤	—	
						37	その他薬用化粧品	1,297,026	
						小計	3,824,320		
合計			45,769,668	51,450,667	合計		63,383,495		

(単位：千円)

昭和38年 (1963)	昭和39年 (1964)	昭和40年 (1965)	昭和41年 (1966)	昭和42年 (1967)	昭和43年 (1968)	昭和44年 (1969)	昭和45年 (1970)
7,166,386	7,068,754	7,927,653	6,910,676	6,894,616	7,355,574	7,933,307	10,998,982
7,680,056	8,554,833	9,429,901	9,215,183	9,933,318	10,240,329	14,053,674	15,305,908
3,409,975	3,542,951	3,846,891	4,387,807	4,401,058	4,826,724	5,562,025	6,298,004
6,268,417	7,580,115	8,217,176	8,120,087	8,463,544	9,575,148	11,082,065	12,390,621
4,911,770	6,919,155	5,458,162	5,300,614	7,632,760	9,333,555	11,071,803	12,176,086
9,254,177	10,321,145	11,561,127	13,367,264	13,159,972	15,253,522	17,956,984	21,164,233
—	—	—	—	—	—	—	4,769,344
38,690,781	43,986,953	46,440,910	47,283,631	50,485,268	56,590,032	67,649,858	83,103,178
3,500,584	3,811,899	4,232,418	5,289,577	6,674,491	7,762,213	2,871,113	2,495,938
—	—	—	—	—	—	4,897,238	4,987,632
1,528,033	1,649,868	1,500,913	1,911,723	1,814,673	1,640,958	1,942,877	2,150,138
763,951	682,822	700,167	613,175	580,441	568,432	535,533	630,668
1,222,315	1,211,825	1,187,496	1,362,615	1,397,321	1,192,432	1,322,879	1,307,262
2,646,026	2,561,153	2,569,805	2,622,931	2,659,305	3,031,887	3,753,302	3,872,170
4,047,464	4,075,051	3,953,680	4,662,904	4,471,443	4,819,440	6,018,974	6,876,206
362,843	384,408	512,039	576,591	507,123	548,943	672,640	746,432
—	—	—	—	11,551,903	12,269,796	13,122,122	14,546,567
—	—	—	—	—	—	—	—
14,071,216	14,377,026	14,656,518	17,039,516	29,746,700	31,744,101	35,136,678	37,613,013
1,742,819	1,555,479	1,285,285	1,093,498	1,083,342	1,554,418	1,394,312	1,823,652
5,707,912	7,114,451	7,816,817	9,924,737	10,846,497	11,343,039	14,335,731	16,535,116
208,774	226,864	581,710	212,213	160,789	102,582	86,396	55,494
3,554,974	4,348,773	4,842,477	5,920,360	6,112,256	7,823,998	8,993,015	9,566,693
334,093	343,649	346,321	865,208	706,244	960,750	463,987	1,187,719
557,515	622,437	834,245	1,455,231	1,883,300	2,218,351	3,793,467	3,979,111
864,712	1,065,120	1,109,603	1,377,883	1,590,788	2,586,219	5,898,851	9,015,850
611,385	1,108,943	1,544,492	1,392,409	1,379,248	1,592,215	3,028,775	3,485,024
13,582,184	16,385,716	18,360,950	22,241,539	23,402,464	28,151,572	37,994,534	45,579,659
1,564,513	1,570,151	1,700,690	1,635,050	1,863,548	1,868,010	2,293,557	2,314,961
1,319,456	1,458,937	1,394,817	1,617,596	1,977,077	2,785,965	3,696,358	4,294,884
2,883,969	3,029,088	3,095,507	3,252,646	3,840,625	4,653,975	5,989,915	6,609,845
1,211,483	1,080,016	1,359,042	1,309,645	1,268,038	1,269,850	1,336,530	1,585,603
120,938	114,126	160,661	142,440	186,630	343,607	337,576	451,101
310,380	409,631	451,454	379,879	411,323	498,959	613,772	1,900,608
302,725	641,678	548,105	366,138	440,988	446,230	607,983	823,012
1,945,526	2,245,451	2,519,262	2,198,102	2,306,979	2,558,646	2,895,861	4,760,324
4,731,819	6,915,922	8,840,295	10,308,328	10,059,564	12,081,859	16,330,334	13,029,730
1,298,488	1,598,699	1,447,369	1,984,862	2,554,856	2,440,928	3,332,666	2,193,403
280,367	495,452	657,132	513,378	529,027	697,816	627,523	969,078
1,884,240	2,463,425	4,117,828	4,730,469	4,973,336	5,142,328	4,307,375	3,952,620
—	—	—	—	—	—	6,538,978	9,557,035
1,653,897	2,468,871	3,908,125	4,637,338	5,790,606	8,082,089	3,829,613	4,940,146
5,116,992	7,026,447	10,130,454	11,866,047	13,847,825	16,363,161	18,536,155	21,612,282
81,022,487	93,966,603	104,043,896	114,189,809	133,689,425	152,143,346	184,533,335	212,308,031



番号	年 品目	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	
		(1971)	(1972)	(1973)	(1974)	(1975)	
基礎化粧品	1	バニシングクリーム	11,571,155	13,840,462	17,029,334	23,157,249	26,343,140
	2	コールドクリーム	15,603,459	17,989,150	22,756,228	28,924,534	31,754,923
	3	クレンジングクリーム	7,634,388	9,703,812	13,409,256	15,801,446	20,530,902
	4	乳液	14,371,358	16,090,683	18,360,186	23,393,393	29,329,119
	5	ファンデーション	14,559,920	19,668,404	23,444,520	28,035,180	36,116,718
	6	化粧水	24,526,398	28,407,828	35,201,758	42,090,301	52,380,068
	7	パック	5,733,669	6,315,825	8,751,533	9,598,025	13,299,732
	小計	94,000,347	112,015,164	138,952,815	171,000,128	209,754,602	
頭髪用化粧品	8	ボマード	2,494,860	2,445,047	2,555,680	2,823,098	3,802,062
	9	液状整髪料	6,501,718	7,654,774	8,102,133	8,035,987	9,041,616
	10	ヘアクリーム	2,415,948	3,144,372	3,356,946	3,934,263	5,449,546
	11	香油	627,092	688,110	798,611	1,072,108	1,382,863
	12	チック	1,226,696	1,147,119	1,215,718	1,324,932	1,625,167
	13	養毛料	4,744,852	5,870,507	6,558,343	7,521,827	8,791,502
	14	ヘアスプレー	8,138,684	9,644,202	12,018,098	13,152,498	14,940,740
15	ヘットローション	958,367	1,495,808	2,143,196	2,076,641	2,727,311	
16	シャンプーン	20,196,626	24,717,961	30,425,150	33,612,652	40,094,937	
17	ヘアリンス	9,277,293	12,907,768	17,331,301	18,012,175	23,901,765	
	小計	56,582,136	69,715,668	84,505,176	91,566,181	111,757,509	
仕上用化粧品	18	粉白粉	2,046,216	2,524,332	2,779,847	4,019,842	5,095,577
	19	固型白粉	19,691,637	22,216,937	24,878,762	23,842,754	28,484,279
	20	その他の白粉	68,690	85,946	53,750	240,255	104,885
	21	口紅	11,174,948	15,702,837	19,727,507	18,785,874	24,581,198
	22	頬紅	1,698,266	1,840,462	3,597,683	4,118,507	5,122,344
	23	眉墨、まつげ化粧料	4,590,142	5,325,533	6,258,947	6,782,272	8,227,347
	24	アイメイクアップ	10,193,566	9,669,075	10,921,344	10,500,561	15,222,170
25	美爪料	3,268,116	4,053,104	4,225,563	3,787,635	4,021,214	
	小計	52,731,581	61,418,226	72,443,403	72,077,700	90,859,014	
香水・オーロン	26	香水	2,283,444	2,834,829	3,924,758	4,322,752	4,592,254
	27	オーロン	5,460,420	6,639,445	8,345,155	9,375,484	11,934,798
	小計	7,743,864	9,472,274	12,269,913	13,698,236	16,527,052	
男性用化粧品(除頭髪用品をく)	28	男性用クリーム	1,684,862	1,683,500	1,849,293	2,011,082	2,432,460
	29	男性用乳液	591,004	674,793	768,924	825,799	2,231,013
	30	男性用化粧水	3,546,136	3,939,972	3,924,963	1,417,996	2,803,294
	31	その他男性用化粧品	945,316	1,041,756	1,274,747	1,324,079	1,780,074
	小計	6,767,318	7,340,021	7,817,927	5,579,856	9,246,841	
	32	その他	11,019,995	12,378,394	15,260,484	22,093,605	20,075,666
薬用化粧品(医薬部外品)	33	薬用クリーム	3,211,551	3,417,604	4,446,756	5,660,172	6,427,672
	34	薬用化粧水	1,908,716	2,944,587	3,379,843	3,861,637	4,552,516
	35	薬用養毛料	4,056,464	4,037,101	4,310,933	5,187,136	6,560,295
	36	染毛剤	10,170,715	10,630,192	11,947,809	13,583,226	17,789,029
	37	その他薬用化粧品	6,977,379	8,544,826	12,193,183	15,231,566	19,619,527
	小計	26,324,825	29,574,310	36,278,524	43,523,737	54,949,039	
合計		255,170,066	301,916,057	367,528,242	419,539,443	513,169,723	

(単位：千円)

昭和51年 (1976)	昭和52年 (1977)	昭和53年 (1978)	昭和54年 (1979)	昭和55年 (1980)	昭和56年 (1981)	昭和57年 (1982)	昭和58年 (1983)
33,810,602	33,771,443	32,391,602	30,907,198	30,293,072	32,680,048	38,853,176	38,582,900
36,825,894	38,841,301	37,018,106	37,980,436	39,448,828	42,497,778	38,680,083	40,507,738
19,569,740	21,418,776	21,637,384	26,065,667	27,174,335	29,258,872	34,570,869	39,533,941
31,959,330	33,758,330	34,865,746	36,247,470	35,323,028	40,955,518	45,508,866	45,472,521
43,411,891	45,855,022	48,810,955	54,592,770	61,205,150	63,735,363	76,229,005	86,414,419
59,350,856	61,719,089	66,604,595	73,599,466	73,574,105	81,722,466	90,762,723	92,058,543
15,051,867	15,366,994	14,127,745	15,142,497	15,043,674	16,114,950	18,649,074	16,779,360
239,980,180	250,730,955	255,456,133	274,535,504	282,062,192	306,516,995	343,253,596	359,349,422
3,443,181	3,382,075	3,930,319	4,288,461	4,093,921	3,950,817	3,899,892	3,465,645
9,904,228	10,676,928	10,453,058	10,583,606	10,514,309	10,412,598	10,788,987	10,795,423
5,436,928	5,533,886	6,725,413	7,286,742	8,567,302	9,467,891	10,447,073	10,038,520
1,491,643	1,502,809	1,511,222	1,461,284	1,415,027	1,409,072	1,244,075	1,130,873
1,784,080	3,165,989	2,051,328	1,900,393	1,765,046	1,866,951	1,793,115	2,038,527
8,449,599	9,620,807	8,589,355	8,989,668	9,920,144	9,633,466	10,773,059	10,601,082
13,695,472	12,391,220	11,983,371	12,110,055	12,537,688	13,697,419	14,351,215	16,975,246
2,937,103	2,779,550	2,987,312	2,755,905	2,865,406	3,236,384	3,431,055	5,391,007
44,435,976	49,011,758	56,106,504	58,374,988	61,770,289	64,188,875	68,138,358	72,747,790
27,287,286	28,375,394	35,054,555	38,059,031	39,682,947	41,459,957	43,012,899	44,696,981
118,865,496	126,440,416	139,392,437	145,810,133	153,132,079	159,323,430	167,879,728	177,881,094
5,007,683	5,126,496	5,143,925	5,027,327	4,604,863	4,031,808	3,888,794	3,956,707
31,993,251	42,807,276	42,972,596	43,993,852	48,199,811	50,463,077	50,971,578	41,923,234
113,265	222,145	248,931	48,725	49,557	43,130	82,225	167,131
28,138,512	31,966,868	35,866,060	37,240,746	38,828,803	42,621,205	43,897,818	42,675,454
7,594,400	7,386,722	8,655,539	10,346,869	11,483,984	11,899,030	13,271,080	12,163,550
9,536,124	10,149,593	11,156,374	12,309,239	12,205,165	12,333,750	12,380,277	11,799,304
18,300,884	22,758,044	22,949,523	22,905,912	22,092,299	27,643,094	31,725,027	30,743,774
4,383,716	5,679,508	6,068,295	6,647,682	7,633,478	8,296,063	10,942,860	10,162,243
105,067,835	126,096,652	133,061,243	138,520,352	145,097,960	157,331,157	167,159,659	153,591,397
5,809,533	5,429,956	5,658,500	4,880,920	5,283,905	5,474,187	6,155,532	3,681,064
13,153,521	16,419,558	19,924,074	18,873,701	21,391,632	23,512,091	20,886,587	19,412,484
18,963,054	21,849,514	25,582,574	23,754,621	26,675,537	28,986,278	27,042,119	23,093,548
2,569,651	2,517,290	2,688,077	2,479,678	2,676,924	3,353,314	2,897,099	2,820,953
1,791,210	1,722,374	1,455,268	1,392,831	1,272,110	1,559,088	1,312,168	1,227,513
2,558,543	2,500,400	2,793,598	2,884,414	2,943,772	3,178,496	3,182,691	3,339,211
1,941,069	2,246,957	2,586,804	2,406,862	2,253,070	2,870,644	2,547,323	2,467,220
8,860,473	8,987,021	9,523,747	9,163,785	9,145,876	10,961,542	9,939,281	9,854,897
22,231,805	25,332,202	30,773,540	37,914,873	38,677,789	42,394,589	51,433,647	53,826,669
7,212,924	8,171,335	10,423,129	9,722,060	11,074,405	10,607,225	13,432,858	15,141,230
7,595,565	9,709,920	12,348,247	13,701,622	14,090,662	12,694,192	18,577,869	22,633,250
8,677,238	9,048,104	11,435,537	10,836,726	10,859,714	11,915,883	16,188,059	16,975,136
20,409,151	23,374,527	25,875,657	29,049,324	32,369,311	33,367,808	38,114,300	37,665,931
22,009,980	25,543,825	29,017,086	29,976,871	34,488,455	37,020,241	37,630,211	39,726,107
65,904,858	75,847,711	89,099,656	93,286,603	102,882,547	105,605,349	123,943,297	132,141,654
579,873,701	635,284,471	682,889,330	722,985,871	757,673,980	811,119,340	890,651,327	909,738,681

番号	年		昭和59年 (1984)	年		昭和60年 (1985)	
	品目			品目			
基礎化粧品	1	バニシングクリーム	37,388,140	香	水	3,732	
	2	コールドクリーム	36,291,702	オ	ー	18,311	
	3	クレンジングクリーム	38,066,250	デ	コ		
	4	乳	43,458,643	ロ	ン		
	5	ファンデーション	94,825,931	シ	ャ	82,899	
	6	化粧品	88,418,904	ン	プ	48,231	
	7	パ	15,062,568	ヘ	ア	31,566	
	小	計	353,512,138	ト	ニ	26,451	
頭髪用化粧品				リ	ック	3,925	
	8	ポ	3,076,246	マ	ー	1,545	
	9	液	11,295,259	ド		11,327	
	10	へ	9,295,601	チ	ック	16,422	
	11	香	825,335	ヘ	ア	8,971	
	12	チ	1,065,245	ク	リ	20,397	
	13	養	9,930,788	ム	・	39,217	
	14	へ	16,980,626	香	油	21,898	
	15	セ	7,658,364	液	状	312,850	
	16	シ	75,819,792	整	髪		
	17	へ	50,208,358	料			
		小	計	186,155,614	セ	ット	8,971
	仕上用化粧品	18	粉	3,697,859	ロ	ー	8,971
		19	固	40,891,557	シ	ョ	20,397
		20	そ	90,920	ョ	ン	39,217
		21	口	46,820,666	シ	ョ	21,898
		22	頬	12,443,979	ョ	ン	312,850
23		眉	12,748,058	シ	ョ	39,217	
24		アイ	27,331,470	ョ	ン	21,898	
25		美	11,629,462	シ	ョ	312,850	
		小	計	155,653,971	シ	ョ	39,217
香水・オーデコロン	26	香	3,508,728	シ	ョ	39,217	
	27	オ	17,825,747	シ	ョ	26,451	
		小	計	21,334,475	シ	ョ	39,217
男性用化粧品(除頭髪用品をく)	28	男	2,485,020	シ	ョ	39,217	
	29	男	1,100,329	シ	ョ	26,451	
	30	男	3,290,776	シ	ョ	39,217	
	31	そ	2,861,174	シ	ョ	26,451	
		小	計	9,737,299	シ	ョ	39,217
薬用化粧品(医療部外品)	32	そ	57,062,657	シ	ョ	39,217	
	33	薬	16,148,405	シ	ョ	26,451	
	34	薬	23,910,982	シ	ョ	39,217	
	35	薬	18,512,673	シ	ョ	26,451	
	36	染	37,495,015	シ	ョ	39,217	
	37	そ	43,069,680	シ	ョ	26,451	
		小	計	139,136,755	シ	ョ	39,217
合計			922,592,909	化	粧	1,097,920	
				品	合		
				計			

(注2)昭和60年より通産省指定統計金額

(単位：千円)

昭和61年 (1986)	昭和62年 (1987)	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	平 2 元年 (1990)	平成 3 年 (1991)
3,494	2,561	2,630	3,420	3,228	3,155
18,550	18,501	16,118	15,382	17,766	15,574
86,466	92,406	100,350	104,796	105,306	106,040
50,767	55,362	55,894	52,497	52,175	55,012
31,024	32,911	33,618	29,623	27,763	28,929
35,814	41,295	45,194	46,840	48,294	52,219
4,257	4,460	5,610	5,369	4,622	4,499
1,464	1,251	1,257	1,142	1,110	1,043
11,080	11,309	9,260	8,658	8,824	7,639
22,404	23,503	30,381	34,241	37,237	47,136
6,889	8,133	11,921	15,972	19,912	23,025
20,636	22,314	24,833	27,616	30,120	32,369
40,159	44,559	46,544	47,014	48,678	53,077
24,173	24,691	27,222	29,722	29,393	30,703
335,133	362,194	392,085	403,489	413,434	441,690
41,405	42,745	46,835	51,054	53,104	49,105
27,735	28,678	32,941	35,631	37,231	43,179
22,477	18,167	18,364	16,764	16,741	17,490
87,922	68,666	79,030	75,856	75,308	80,007
64,632	60,617	63,009	64,573	62,059	62,541
134,040	142,121	142,454	159,107	178,426	174,900
26,074	22,267	22,266	23,216	24,312	24,029
10,220	10,156	11,555	11,830	10,717	10,154
38,113	36,528	38,734	46,356	43,096	48,381
452,618	429,946	455,188	484,386	500,996	509,785
154,346	157,089	159,728	161,815	158,262	171,741
19,586	18,232	18,818	18,828	18,460	20,127
44,228	49,276	48,348	46,445	48,177	50,532
9,710	9,151	10,006	8,556	9,134	9,883
15,521	14,069	11,895	11,423	11,222	11,308
25,995	27,454	22,308	22,671	19,862	22,376
15,227	14,968	15,135	16,899	15,813	16,973
17,759	15,350	11,754	13,480	13,008	12,339
4,475	3,018	1,962	1,784	1,797	2,762
306,847	308,608	299,953	301,901	295,735	318,040
9,697	7,522	6,200	6,731	7,550	8,748
2,009	1,851	2,359	2,283	2,065	2,076
926	1,702	2,306	2,736	4,280	4,114
14,712	16,761	19,310	19,312	19,835	22,565
27,345	27,837	30,175	31,062	33,731	37,504
1,143,986	1,149,647	1,196,150	1,239,640	1,264,889	1,325,748

## 化粧品輸出入金額（昭和23年度～平成3年度）

（単位：千円）

		輸 出		輸 入	
昭和23年	1948		(538)		(2)
24年	1949		(9,546)		(105,991)
25年	1950		(21,910)		(68,883)
26年	1951	62,924	(78,927)	202,807	(214,909)
27年	1952	119,545	(138,349)	231,352	(252,408)
28年	1953	161,535	(187,379)	259,030	(283,287)
29年	1954	214,768	(245,887)	71,499	(80,191)
30年	1955	330,926	(366,007)	39,270	(40,251)
31年	1956	385,508	(563,296)	39,867	(43,564)
32年	1957	594,494	(650,029)	38,902	(41,742)
33年	1958	859,824	(931,579)	42,847	(45,406)
34年	1959	1,065,126	(1,129,873)	52,770	(55,556)
35年	1960	1,164,912	(1,227,019)	61,851	(67,556)
36年	1961	1,125,027	(1,181,522)	185,235	(211,440)
37年	1962	1,123,923	(1,181,475)	171,511	(318,789)
38年	1963	1,498,061	(1,590,895)	305,107	(567,278)
39年	1964	1,736,562	(1,812,807)	471,107	(479,739)
40年	1965	1,841,648	(1,946,173)	385,432	(392,593)
41年	1966	2,293,579	(2,436,446)	743,291	(774,117)
42年	1967	2,607,694	(2,695,478)	773,194	(821,907)
43年	1968	3,105,888	(3,206,841)	1,210,834	(1,229,826)
44年	1969	3,733,361	(3,862,031)	1,835,939	(1,880,303)
45年	1970	3,860,101	(4,230,692)	3,076,701	(3,077,459)
46年	1971	4,458,212	(4,676,728)	3,409,026	(3,461,129)
47年	1972	3,137,813	(3,262,201)	4,102,155	(4,136,089)
48年	1973	2,539,253	(2,561,625)	4,987,155	(5,049,436)
49年	1974	2,833,187	(2,861,727)	8,098,276	(8,163,160)
50年	1975	3,449,343	(3,492,788)	7,685,025	(7,800,156)
51年	1976	4,116,061	(4,207,312)	10,168,436	(10,327,478)
52年	1977	3,960,797	(4,055,643)	11,885,363	(12,134,601)
53年	1978	4,533,277	(4,664,486)	9,810,623	(10,071,993)
54年	1979	5,359,820	(5,483,544)	14,521,274	(15,020,073)
55年	1980	7,669,150	(8,014,756)	17,460,626	(17,624,429)
56年	1981	9,982,534	(10,538,026)	13,387,208	(13,644,857)
57年	1982	12,415,294	(12,926,529)	17,247,468	(17,812,429)
58年	1983	13,042,222	(13,474,304)	17,461,917	(17,998,664)
59年	1984	14,255,002	(14,754,918)	18,764,086	(19,585,849)
60年	1985	15,509,770	(16,398,785)	20,630,285	(21,028,350)
61年	1986	15,183,647	(15,719,771)	20,403,512	(21,147,917)
62年	1987	17,338,448	(17,722,451)	24,284,828	(24,813,363)
63年	1988	16,910,157	(17,317,321)	28,487,504	(29,480,852)
平成元年	1989	17,691,875	(18,111,201)	36,534,904	(38,345,211)
2年	1990	22,142,062	(22,781,945)	47,690,013	(50,227,253)
3年	1991	24,012,434	(24,723,174)	53,962,437	(59,618,317)

（注）括弧内は歯磨、口腔衛生品を含めた金額

大蔵省「通関統計」による

化粧品の一世代あたり年間支出額 (単位：円) 化粧品製造業の従業員数 (昭和32年～平成3年)

昭和22年 1947	30	区分		4人以上 の事業所	10人以上 の事業所	区分なし
		年次				
23年 1948	5	昭和32年 1957	14,315			14,554
24年 1949	189	33年 1958	15,146			15,373
25年 1950	305	34年 1959	15,546			15,776
26年 1951	408	35年 1960	17,619			17,848
27年 1952	457	36年 1961	19,989			20,174
28年 1953	473	37年 1962		19,458		20,100
29年 1954	436	38年 1963		23,190		24,168
30年 1955	466	39年 1964		22,170		23,164
31年 1956	744	40年 1965		21,355		22,230
32年 1957	718	41年 1966		22,739		23,651
33年 1958	1,514	42年 1967		20,215		21,021
34年 1959	1,544	43年 1968		19,135		19,969
35年 1960	1,898	44年 1969				20,687
36年 1961	2,134	45年 1970				21,534
37年 1962	2,541	46年 1971				22,128
38年 1963	2,636	47年 1972				22,377
39年 1964	3,293	48年 1973				22,122
40年 1965	3,694	49年 1974				21,081
41年 1966	4,227	50年 1975				19,419
42年 1967	4,509	51年 1976				19,008
43年 1968	5,101	52年 1977	20,076			20,210
44年 1969	5,895	53年 1978	19,447			19,568
45年 1970	6,829	54年 1979	19,903			
46年 1971	7,088	55年 1980	19,263			
47年 1972	8,042	56年 1981	19,326			
48年 1973	9,220	57年 1982	20,547			
49年 1974	10,636	58年 1983	19,664			
50年 1975	12,940	59年 1984	21,250			
51年 1976	14,560	60年 1985	20,997			
52年 1977	16,251	61年 1986	22,601			
53年 1978	17,431	62年 1987	21,535			
54年 1979	18,801	63年 1988	22,977			
55年 1980	19,728	平成元年 1989	23,798			
56年 1981	20,398	2年 1990	25,115			
57年 1982	21,686	3年 1991	26,941			
58年 1983	22,744					
59年 1984	22,527					
60年 1985	23,768					
61年 1986	24,237					
62年 1987	25,241					
63年 1988	27,158					
平成元年 1989	28,508					
2年 1990	30,702					
3年 1991	32,375					

(注)総務庁統計局「家計調査」による

(注)通商産業省「工業統計」による。昭和32年～40年は香料、化粧品、その他の化粧品調整品製造業、昭和41年～平成3年は化粧品、歯みがき、その他の化粧品調整品製造業。

## 工場統計・工業統計、化粧品生産額

	香水	香油	歯 磨		白 粉		化粧
	価 額	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量
明治42 1909	...	...	(匁) ...	...	(匁) ...	...	(立) ...
大正3 1914	333,300	242,593	...	52,785	...	...	...
8 1919	932,206	1,520,181	...	1,947,384	...	1,975,970	...
9 1920	857,606	1,820,031	...	3,365,687	...	2,868,412	...
10 1921	731,055	1,715,266	...	3,757,578	...	2,669,892	...
11 1922	868,731	3,062,119	...	3,423,402	...	2,296,978	...
12 1923	227,756	1,724,815	...	746,584	...	4,555,231	...
13 1924	824,255	2,279,176	...	6,817,518	...	4,882,237	...
14 1925	1,017,789	2,017,424	...	5,123,133	...	5,072,150	...
昭和1 1926	882,660	1,723,867	...	5,004,999	...	4,912,941	...
2 1927	1,415,127	2,245,383	...	6,628,109	...	8,701,576	...
3 1928	885,445	2,703,076	...	6,573,134	...	8,092,807	...
4 1929	1,161,951	2,400,056	588 ...	529 3,866,841	36,555 ...	345,193 7,933,559	7,980 ...
5 1930	1,177,140	2,472,348	639 ...	703 7,783,783	94,587 ...	304,488 7,650,662	37,142 ...
6 1931	659,364	1,333,843	969 ...	998 7,849,826	219,987 ...	487,408 6,356,179	5,914 ...
7 1932	709,085	2,314,394	110 ...	242 7,375,779	180,853 ...	500,381 6,302,560	13,337 ...
8 1933	783,349	2,976,359	220 ...	955 9,290,626	185,790 ...	583,488 7,920,812	1,995 ...
9 1934	827,505	3,060,615	25,047 ...	34,195 10,135,634	629,674 ...	1,496,336 7,476,477	5,689 ...
10 1935	1,191,471	2,979,117	1,603 ...	3,584 10,234,243	243,568 ...	1,187,348 7,101,929	10,901 ...
11 1936	1,297,978	3,904,354	2,629 ...	11,550 7,522,523	49,562 ...	233,181 7,576,549	5,984 ...
12 1937	1,446,534	6,093,708	791,463 ...	808,765 10,411,238	432,244 ...	2,018,432 5,853,100	252,097 ...
13 1938	2,249,273	6,667,864	1,790 ...	1,251 14,864,170	319,228 ...	2,066,344 6,661,223	9,085 ...
14 1939	2,077,785	9,583,951	9,204,413 ...	3,414,027 13,014,428	955,058 ...	5,623,585 3,800,169	1,148,033 ...
15 1940	3,499,353	11,850,987	4,240,768 ...	5,134,443 10,250,125	1,009,726 ...	8,535,752 5,537,993	840,568 ...
16 1941	2,156,204	14,496,849	11,667,959 ...	6,490,555 10,757,707	995,260 ...	8,974,142 3,673,437	664,850 ...
17 1942	3,843,685	15,257,931	11,964,556 ...	9,765,406 10,767,503	1,250,913 ...	7,633,219 5,126,055	550,362 ...
20 1945	4,561,582	930,702	1,443,240 ...	3,428,049 31,625,163	96,469 ...	2,235,314 1,223,345	25,547 ...
21 1946	18,194,669	34,561,684	...	53,487,793	82,843 ...	11,697,435 18,126,028	169,325 ...
22 1947	29,063,996	88,902,441	...	90,855,870	1,890,665 ...	39,828,804 316,778,951	205,448 ...

(注)明治42年の農商務省令第56号工場統計報告規則は数次の規則改正(昭和14年より工業調査規則)を経て昭和22年まで継続された。昭和18,19年欠。

(金額単位 円)

水	ク リ ー ム		洗 粉		そ の 他		価 額 計
	価 額	数 量	数 量	価 額	数 量	価 額	
...	(疋) ...	...	(疋) ...	...	(疋) ...	...	1,486,066
...	...	...	...	...	...	1,307,525	1,936,203
303,300	...	...	...	856,401	...	3,195,768	10,731,210
1,902,611	...	...	...	7,381,959	...	3,676,051	21,872,357
2,280,622	...	...	...	57,372	...	6,445,032	17,656,817
6,935,682	...	...	...	1,278,955	...	3,286,355	21,152,222
1,687,052	...	...	...	1,112,636	...	3,442,326	13,496,400
3,959,271	...	...	...	1,372,533	...	3,291,910	23,426,900
2,765,872	...	...	...	1,048,443	...	10,049,305	27,094,116
3,848,227	...	...	...	1,174,599	...	6,375,547	23,922,840
2,510,045	...	...	...	922,745	...	6,463,259	28,886,244
2,869,837	...	...	...	1,078,586	...	6,417,650	28,620,535
20,985	87,660	410,108	903,368	51,041	5,332,773	285,188	31,627,633
1,684,230	...	5,856,677	...	1,179,178	...	6,432,097	...
113,300	93,489	423,839	261,282	40,388	1,563,788	92,528	30,028,828
950,803	...	5,535,629	...	391,837	...	3,091,380	...
9,702	202,399	1,253,543	590,304	128,618	7,659,542	455,181	30,313,815
395,621	...	4,338,046	...	934,308	...	6,111,178	...
19,599	304,118	1,668,732	375,607	29,335	11,388,612	570,323	29,269,751
823,670	...	3,215,683	...	1,686,675	...	4,053,293	...
4,656	320,955	1,965,260	427,537	59,795	8,914,015	872,446	35,196,563
751,573	...	3,786,984	...	923,694	...	5,276,566	...
13,379	435,472	2,290,598	564,258	54,347	2,965,308	277,485	37,674,108
1,121,851	...	6,135,852	...	1,481,913	...	3,267,921	...
37,652	413,631	2,476,596	475,095	524,578	86,091	151,310	38,110,381
1,015,056	...	5,867,649	...	1,041,425	...	4,298,423	...
15,954	74,329	609,872	228,346	27,249	794,224	431,487	43,438,264
3,264,219	...	9,138,421	...	1,717,083	...	7,687,844	...
954,753	721,027	3,421,281	423,675	25,227	42,740	170,654	49,292,001
3,730,059	...	8,796,515	...	1,795,072	...	3,766,663	...
32,928	494,210	3,568,711	884,762	117,425	347,861	336,784	60,939,705
5,414,397	...	11,745,750	...	1,924,852	...	5,288,733	...
4,306,369	1,946,346	14,660,737	2,974,830	901,207	1,728,438	2,437,172	73,570,421
2,490,269	...	5,215,752	...	1,418,446	...	4,626,524	...
3,974,065	1,472,235	12,180,956	1,556,762	1,781,867	1,049,939	4,114,957	93,172,054
3,362,788	...	15,909,050	...	2,812,188	...	4,227,530	...
3,327,640	2,030,052	15,950,033	845,339	1,149,453	1,935,157	6,186,761	100,375,762
5,200,992	...	16,188,085	...	1,298,753	...	4,525,151	...
4,734,822	2,793,061	19,845,064	2,273,560	565,598	1,947,993	6,298,583	116,833,081
4,081,357	...	20,404,047	...	2,802,499	...	5,707,312	...
148,919	382,042	4,053,094	817,932	977,656	406,772	3,478,067	75,004,381
32,200	...	4,082,904	...	2,554,280	...	15,673,106	...
13,679,639	1,392,979	38,628,604	182,526	4,214,898	...	115,857,045	409,866,525
8,215,913	...	90,222,788	...	2,980,029	...	...	...
33,914,070	521,466	154,585,887	122,233	8,925,481	...	594,366,148	1,590,653,303
10,584,626	...	222,847,029	...	...	...	...	...

(注)表記について、…は数値不明のもの、上段下段に分れて記載したものは、数値不明のものとは明瞭なものを区別しての表記。



戦前化粧品生産実績表(自昭和6年～昭和20年)は次の要項で作成された。

作成 東京化粧品工業会、近畿化粧品工業会  
(昭和26年10月19日確定)

凡 例

1. 本表は、戦前の化粧品生産実績を確定する為、通産省の指示により、東京化粧品工業会及び近畿化粧品工業会にて共同作成したものである。

2. 本表作成に使用した参考資料は次の通りである。

a 日本化粧品工業組合联合会作成「昭和18年度化粧品生産計画表」

b 国税庁関税部消費税課資料「自昭和14年至昭和20年化粧品物品税課税額」

c 日本化粧品工業統制組合資料「自昭和6年至昭和20年化粧品生産実績表」

d 円域向輸出協会化粧品業務委員長板倉安兵衛氏作成「昭和18年度化粧品生産計画概要」(昭和16年度、生産実績を含む)

e 東西有力化粧品本舗提出資料

f 東京小間物化粧品同業組合及び大阪化粧品同業組合資料、商工省工場統計表、その他

3. 本表記載金額は総て物品税込価格である。

物品税の課税率は次の通りである。

昭和6年より同13年3月31日迄無税

昭和13年4月1日より 10%

昭和14年4月1日より

(イ)一般化粧品 15%

(ロ)洗粉、シャンプー 10%

昭和15年4月1日より (イ) 20%

(ロ) 10%

昭和16年12月1日より (イ) 50%

(ロ) 20%

昭和18年3月1日より (イ) 80%

(ロ) 30%

昭和19年2月12日より (イ) 120%

(ロ) 60%

戦前化粧品生産実績表 (昭和6年度～20年度)

品 種 別	年 度 別	昭 和 6 年 度	
		数 量(疋)	金 額(円)
パニシングクリーム		1,602,841	14,553,802
コールドクリーム		129,876	1,455,911
クレンジングクリーム(油性)		91,932	625,138
クレンジングクリーム(無油性)		61,106	406,966
粉 白 粉		339,009	2,996,840
煉 白 粉		165,609	1,376,208
ク リ ー ム 白 粉		188,469	1,264,624
水 白 粉		329,974	1,445,284
化 粧 液 (油 性)		112,297	653,566
化 粧 液 (無 油 性)		427,741	1,710,962
化 粧 水		678,806	2,715,222
ポ マ ー ド		905,960	5,435,757
チ ッ ク		263,036	2,646,146
香 油 (鉱物性)		740,008	3,034,034
香 油 (植物性)		188,545	1,227,429
ブ リ ア ン チ ン		15,266	164,720
び ん 付		33,964	132,839
す き 油		25,608	85,017
頭 髪 用 香 水 養 毛 料		387,776	3,734,283
口 紅		10,299	1,349,641
頬 紅		12,700	1,014,887
眉 墨		2,002	175,347
天 瓜 粉 打 粉		384,346	1,153,039
肌 洗 粉		399,321	1,317,759
シ ャ ン プ ー 及 髪 洗 粉		892,509	1,142,412
香 水		35,237	1,772,069
合 計		8,424,247	53,589,902

昭和 7 年度		昭和 8 年度		昭和 9 年度		昭和 10 年度	
数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)
1,780,935	16,170,891	1,978,817	17,967,655	2,185,939	19,848,323	2,263,341	20,551,140
144,307	1,617,679	160,341	1,797,422	169,095	1,985,557	183,396	2,055,864
102,147	694,600	113,496	771,773	125,376	852,557	129,815	882,742
67,895	452,181	75,439	502,424	83,335	555,011	86,286	574,665
376,677	3,329,822	418,530	3,699,802	462,337	4,087,059	478,708	4,231,779
184,010	1,529,120	204,455	1,699,023	225,855	1,876,859	233,853	1,943,317
209,410	1,405,138	232,677	1,561,264	257,031	1,724,681	266,133	1,785,751
366,637	1,605,872	407,375	1,784,302	450,015	1,971,064	465,949	2,040,858
124,774	726,185	138,638	806,872	153,149	891,327	158,572	922,888
475,267	1,901,068	528,075	2,112,298	583,348	2,333,392	604,004	2,416,016
754,228	3,016,913	838,032	3,352,126	925,748	3,702,991	958,528	3,834,112
1,006,622	6,039,730	1,118,469	6,710,811	1,235,538	7,413,229	1,279,288	7,675,727
292,263	2,940,162	324,736	3,266,847	358,726	3,608,786	371,429	3,736,571
822,231	3,371,149	913,591	3,745,722	1,009,216	4,137,785	1,044,951	4,284,301
209,495	1,363,810	232,772	1,515,344	257,136	1,673,955	266,241	1,733,229
16,962	183,022	18,847	203,358	20,820	224,643	21,557	232,598
37,749	147,598	41,943	163,998	46,334	181,164	47,974	187,579
28,453	94,463	31,614	104,959	34,923	115,945	36,160	120,050
430,862	4,149,201	478,736	4,610,228	528,845	5,092,777	547,571	5,273,109
11,443	1,499,601	12,714	1,666,223	14,045	1,840,626	14,543	1,905,801
14,112	1,127,652	15,679	1,252,947	17,321	1,384,093	17,934	1,433,103
2,225	194,830	2,472	216,478	2,731	239,136	2,827	247,604
427,052	1,281,155	474,502	1,423,505	524,168	1,572,503	542,728	1,628,185
443,690	1,464,177	492,989	1,626,863	544,590	1,797,147	563,873	1,860,782
991,677	1,269,347	1,101,864	1,410,386	1,217,195	1,558,010	1,260,295	1,613,178
39,152	1,968,954	43,503	2,187,766	48,056	2,416,736	49,758	2,502,330
9,360,275	59,544,320	10,400,306	66,160,396	11,480,872	73,085,356	11,895,714	75,673,279

品 種 別	昭 和 11 年 度		昭 和 12 年 度	
	数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)
バニシングクリーム	2,588,539	23,503,932	2,833,777	25,730,695
コールドクリーム	209,746	2,351,251	229,617	2,574,009
クレンジングクリーム(油性)	148,467	1,009,576	162,533	1,105,224
クレンジングクリーム(無油性)	98,684	657,235	108,033	719,500
粉 白 粉	547,489	4,839,802	599,358	5,298,325
煉 白 粉	267,453	2,222,533	292,791	2,433,096
ク リ ー ム 白 粉	304,371	2,042,328	333,207	2,235,818
水 白 粉	532,897	2,334,089	583,384	2,555,220
化 粧 液(油性)	181,355	1,055,489	198,537	1,155,486
化 粧 液(無油性)	690,787	2,763,149	756,233	3,024,930
化 粧 水	1,096,250	4,384,998	1,200,108	4,800,433
ポ マ ー ド	1,463,096	8,778,577	1,601,710	9,610,259
チ ッ ク	424,795	4,273,442	465,041	4,678,308
香 油(鉱物性)	1,195,090	4,899,870	1,308,313	5,364,084
香 油(植物性)	304,494	1,982,259	333,342	2,170,059
ブ リ ア ン チ ン	24,654	266,017	26,990	291,220
び ん 付	54,867	214,530	60,065	234,855
す き 油	41,355	137,299	45,273	150,307
頭 髪 用 香 水、養 毛 料	626,246	6,030,749	685,576	6,602,097
口 紅	16,632	2,179,627	18,208	2,386,125
頬 紅	20,511	1,639,011	22,454	1,794,291
眉 墨	3,234	283,180	3,540	310,008
天 瓜 粉 打 粉	620,707	1,862,122	679,513	2,038,540
肌 洗 粉	644,891	2,128,140	705,988	2,329,760
シャ ンプ ー 及 髪 洗 粉	1,441,375	1,844,960	1,577,930	2,019,751
香 水	56,907	2,861,853	62,298	3,132,966
合 計	13,604,892	86,546,018	14,893,819	94,745,366

昭和 13 年度		昭和 14 年度		昭和 15 年度		昭和 16 年度	
数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)
3,292,431	32,891,393	3,474,406	36,272,797	3,671,199	40,016,065	3,557,580	48,454,236
267,245	3,295,131	281,198	3,624,644	297,517	4,001,607	288,592	4,854,123
189,038	1,414,004	198,892	1,555,335	210,315	1,716,170	205,675	2,097,885
125,875	922,664	132,442	1,014,506	140,287	1,120,893	135,964	1,358,280
696,502	6,769,996	734,843	7,473,356	776,172	8,235,190	753,139	9,986,618
339,542	3,103,414	359,845	3,440,116	379,551	3,784,128	366,941	4,575,750
386,421	2,851,786	408,050	3,150,145	432,256	3,479,658	418,112	4,210,386
676,179	3,259,184	713,945	3,598,282	755,249	3,972,609	730,877	4,801,929
230,285	1,473,822	244,303	1,634,385	257,568	1,797,823	249,116	2,174,786
876,886	3,858,298	928,367	4,270,489	978,654	4,697,538	948,207	5,689,241
1,391,580	6,122,952	1,467,049	6,748,427	1,555,566	7,466,766	1,502,052	9,012,314
1,860,886	12,281,850	1,963,707	13,549,577	2,074,102	14,933,532	2,010,469	18,094,221
540,123	5,979,164	571,727	6,603,442	603,006	7,278,284	583,402	8,803,534
1,541,878	6,853,872	1,602,886	7,565,620	1,697,394	8,351,179	1,643,643	10,108,406
388,253	2,779,892	410,022	3,071,062	432,544	3,378,168	418,475	4,088,598
31,293	371,451	32,925	408,596	34,707	449,456	33,314	539,347
72,451	311,540	76,154	342,694	80,376	376,963	77,062	452,356
52,525	191,717	55,206	210,888	61,929	246,476	59,392	295,771
794,957	9,634,879	838,096	12,739,059	886,881	14,234,440	858,809	16,901,361
21,112	3,043,502	22,301	3,361,033	23,510	3,697,137	22,834	4,488,759
26,173	2,300,600	27,537	2,530,660	29,182	2,798,225	28,303	3,392,666
4,105	395,417	4,319	434,957	4,553	478,453	4,503	591,542
790,831	2,372,494	834,766	2,504,299	879,580	2,638,741	852,516	2,557,548
821,926	2,983,591	867,809	3,150,145	914,648	3,320,174	887,478	3,514,454
1,835,585	2,588,175	1,935,013	2,728,368	2,046,252	2,885,216	1,977,079	3,044,700
72,233	5,732,411	75,999	6,786,711	80,419	8,046,725	78,023	9,108,405
17,326,315	123,783,199	18,261,807	138,769,593	19,303,417	153,401,616	18,691,557	183,197,216

品 種 別	年 度 別		昭 和 17 年 度		昭 和 18 年 度	
	数 量(匁)	金 額(円)	数 量(匁)	金 額(円)	数 量(匁)	金 額(円)
バニシングクリーム	3,735,459	50,876,948	2,819,385	46,068,756		
ワールドクリーム	303,022	5,096,829	228,126	4,603,587		
クレンジングクリーム(油性)	214,686	2,189,797	161,628	1,976,710		
クレンジングクリーム(無油性)	142,763	1,426,202	107,513	1,290,156		
粉 白 粉	790,796	10,485,949	595,897	9,486,678		
煉 白 粉	385,288	4,804,538	291,241	4,356,967		
ク リ ー ム 白 粉	439,017	4,420,905	332,369	4,011,697		
水 白 粉	767,431	5,042,024	579,304	4,570,705		
化 粧 液 (油 性)	261,572	2,283,525	197,673	2,071,614		
化 粧 液 (無油性)	995,617	5,973,703	750,238	5,409,215		
化 粧 水	1,577,155	9,462,930	1,192,000	8,582,402		
ポ マ ー ド	2,110,992	18,998,932	1,590,856	17,181,245		
チ ッ ク	612,572	9,243,711	463,010	8,385,105		
香 油 (鉱物油)	1,725,725	10,613,826	1,302,818	9,601,768		
香 油 (植物油)	449,645	4,293,028	332,759	3,896,608		
ブ リ ア ン チ ン	34,979	566,314	26,259	509,683		
び ん 付	80,915	474,973	60,807	427,476		
す き 油	62,361	310,559	46,740	279,504		
頭 髪 用 香 水、養 毛 料	901,750	17,746,440	682,143	18,929,468		
口 紅	23,976	4,713,197	18,122	4,274,760		
頬 紅	29,718	3,562,300	22,403	3,222,511		
眉 墨	4,728	621,119	3,547	559,007		
天 瓜 粉 打 粉	895,142	2,685,426	674,097	2,022,290		
肌 洗 粉	931,863	3,690,177	705,178	3,025,215		
シ ャ ン プ ー 及 髪 洗 粉	2,075,932	3,196,936	1,574,807	2,614,180		
香 水	81,924	9,563,808	61,898	9,316,887		
合 計	19,635,028	192,344,096	14,820,818	176,674,194		

昭和 19 年 度		昭和 20 年 度	
数 量(疋)	金 額(円)	数 量(疋)	金 額(円)
2,195,814	43,872,367	1,906,901	38,099,885
178,036	4,390,362	654,611	3,812,702
125,951	1,884,227	109,379	1,636,310
83,644	1,225,385	72,639	1,064,161
464,304	9,030,708	403,213	7,842,498
227,352	4,156,000	197,439	3,609,177
258,284	3,812,271	224,300	3,310,674
452,190	4,359,113	392,693	3,785,565
153,799	1,968,632	133,563	1,709,610
587,039	5,155,941	508,813	4,477,551
928,566	8,171,385	806,391	7,096,239
1,240,456	16,374,017	1,077,244	14,219,615
360,773	7,983,896	313,304	6,933,419
1,013,312	9,140,076	879,986	7,937,476
258,583	3,702,903	224,560	3,215,695
21,060	499,970	18,289	434,187
47,236	406,226	41,021	352,777
36,385	265,609	31,598	230,662
530,372	15,216,373	460,589	13,214,298
14,090	4,062,256	12,236	3,527,767
17,419	3,062,316	15,127	2,659,394
2,757	531,218	2,395	461,323
526,010	1,578,030	456,801	1,370,402
547,434	2,890,452	475,406	2,510,142
1,219,439	2,499,850	1,058,992	2,170,934
48,288	7,671,997	41,935	6,662,633
11,538,593	163,911,580	10,019,425	142,345,096

明治期化粧品(白粉・鬢附・香水及香油等)輸出入統計(明治元年～大正2年)  
(大蔵省作成、外国貿易四十六年対照表より)

明治期45年に大正2年を加えた通算46年にわたる貿易統計が、化粧品輸出入動向の一部を記録している。資料は大蔵省作成の「外国貿易四十六年対照表」(大正4年3月刊)で、限られた品目であることや、明治元年からの統計は「香水香油及薫香類」の輸出金額のみであること、品目によって収録期間が異なる等、明治期の貿易統計事情を映したものとなっているが、明治期の化粧品業界にとって重要な時期の貿易統計となっている。

〔輸出〕

白粉 金額：明治38年～  
(数量なし)鬢附油 数量：明治40年～ 金額：明治38年～  
香水及香油 数量：明治28年～37年 金額：明治28年～大正2年

〔輸入〕

香水香油及薫香類 金額：明治元年～44年(数量なし)  
香水 数量：大正元年～2年  
金額：大正元年～大正2年

	輸 出		
	白 粉	鬢 附 油	
	円	円	円
明治元年(1867) 2年(1868) 3年(1869) 4年(1870) 5年(1871)			
6年(1872) 7年(1873) 8年(1874) 9年(1875) 10年(1876)			
11年(1877) 12年(1878) 13年(1879) 14年(1880) 15年(1881)			
16年(1882) 17年(1883) 18年(1884) 19年(1885) 20年(1886)			
21年(1887) 22年(1888) 23年(1889) 24年(1890) 25年(1891)			
26年(1892) 27年(1893) 28年(1894) 29年(1895) 30年(1896)			
31年(1897) 32年(1898) 33年(1899) 34年(1900) 35年(1901)			
36年(1902) 37年(1903) 38年(1904) 39年(1905) 40年(1906)	101,264 87,830 119,113	174,004	63,684 83,019 53,025
41年(1907) 42年(1908) 43年(1909) 44年(1910) 大正元年(1911)	85,287 92,113 117,242 100,601 97,671	155,251 162,154 140,497 218,701	37,712 46,494 54,543 44,918 77,254
2年(1912)	117,926	208,977	69,711

輸 出		輸 入		
香水及香油		香水香油及薰香類	香水	
打	円	円	斤	円
		7,042 42 3,011 1,174 130		
		33,794 16,824 8,927 14,257 20,895		
		23,826 27,676 35,857 11,541 10,468		
		12,675 17,082 12,407 15,808 43,547		
		27,665 19,219 17,260 28,098 38,277		
46,856 30,991	25,760 12,790	28,413 27,019 66,542 78,894 76,488		
46,729 52,088 85,817 86,791 102,195	20,412 26,419 37,638 43,341 62,202	114,740 137,330 177,753 112,670 172,463		
124,451 153,683	62,485 83,444 82,461 150,950 182,301	187,006 225,854 371,485 608,251 583,031		
	186,752 286,053 333,723 328,619 432,321	482,227 491,383 542,366 774,413	53,716	148,036
	519,024		65,936	283,629



年別化粧品出荷実績総括表 (昭和21年～平成3年)

(単位：千円)

	金額	金額指数	対前年度 増加率(%)	資料提出 本舗数
昭和21年	449,122	0.4		
22 "	928,847	0.7	86.1	
23 "	3,148,247	2.4	238.9	
24 "	6,164,356	4.6	95.8	419
25 "	8,841,467	6.6	43.4	319
26 "	12,193,639	9.1	37.9	268
27 "	14,881,770	11.1	22.0	151
28 "	17,708,892	13.2	19.0	122
29 "	20,470,295	15.3	15.6	118
30 "	23,630,064	17.7	15.4	114
31 "	26,699,824	20.0	13.0	15
32 "	31,595,909	23.6	18.3	128
33 "	36,501,811	27.3	15.5	118
34 "	40,385,649	30.2	10.6	109
35 "	45,769,688	34.2	13.3	108
36 "	51,450,667	38.5	12.4	106
37 "	63,383,495	47.4	23.2	108
38 "	81,022,487	60.6	27.8	105
39 "	93,966,603	70.3	16.0	100
40 "	104,043,896	77.3	10.7	107
41 "	114,189,809	85.4	9.8	106
42 "	133,689,425	100.0	17.1	101
43 "	152,143,346	113.8	13.8	100
44 "	184,533,335	138.0	21.3	96
45 "	212,308,031	158.8	15.1	89
46 "	255,170,066	190.9	20.2	90
47 "	301,916,057	225.8	18.3	94
48 "	367,528,242	274.9	21.7	96
49 "	419,539,443	313.8	14.2	98
50 "	513,169,723	383.9	22.3	106
51 "	579,873,701	433.7	13.0	104
52 "	635,284,471	475.2	9.6	105
53 "	682,889,330	510.8	7.5	107
54 "	722,985,871	540.8	5.9	107
55 "	757,673,980	566.7	4.8	111
56 "	811,119,340	606.7	7.1	108
57 "	890,651,327	666.2	9.8	111
58 "	909,738,681	680.5	2.1	106
59 "	922,592,909	690.1	1.4	105
60 "	1,097,920,000	821.2	19.0	138
61 "	1,143,986,000	855.7	4.2	137
62 "	1,149,647,000	859.9	0.5	140
63 "	1,196,149,682	894.7	4.0	142
平成元年	1,239,640,230	927.2	3.6	142
2 "	1,264,889,427	946.1	2.0	142
3 "	1,325,747,524	911.7	4.8	142

(注1) この年以降  
シャンプー加算

(注2) この年以降  
リンス加算

(注3)

★指数基準時昭和42年

(注) 日本化粧品工業連合会資料による

(注1) 昭和42年シャンプーを加えない出荷金額 124,700,025千円 (9.2%増)

(注2) 昭和46年シャンプー、リンスを加えない出荷金額 248,732,463千円 (17.2%増)

(注3) 昭和60年より通産省指定統計出荷金額

## 化粧品物品税の推移

昭和13年4月1日に創設されてから廃止に至るまでの化粧品物品税の推移

自	至	税 率	品 名	備 考
昭13. 4. 1	昭14. 3.31	10%	(イ) 香水・香紙・香袋・白粉・紅化粧墨・クリーム・化粧下・化粧水・化粧粉・頭髪用の香水・油及び煉油・整髪料・養毛料・染毛料・美爪料・脱毛料・脂取料・シャンプー及洗粉	支那事変特別税法 (昭和13年3月31日法律第48号)
昭14. 4. 1	昭15. 3.31	15%	(ロ) (イ)よりシャンプー及洗粉を除きたるもの	シャンプー洗粉は10%据置
昭15. 4. 1	昭16.11.30	20%	(ロ) の通り	物品税法(昭和15年3月27日、法律第40号) シャンプー及洗粉は10%据置
昭16.12. 1	昭18. 2.28	50%	(ロ)の通り	
”	”	20%	シャンプー及洗粉	
昭18. 3. 1	昭19. 2.15	80%	(ロ)の通り	
”	”	30%	シャンプー及洗粉	
昭19. 2.16	昭21. 8.31	120%	(ロ)の通り	
”	昭22. 3.31	60%	シャンプー及洗粉	
昭21. 9. 1	昭22. 3.31	100%	(ロ)の通り	シャンプー及洗粉は60%据置
昭22. 4. 1	昭23. 7. 6	80%	(ロ)の通り	

(注)日本化粧品工業連合会資料による

自	至	利 率	品 名	備 考
昭22. 4. 1	昭23. 7. 6	50%	シャンプー及洗粉	
昭23. 7. 7	昭24.12.31	50%	(イ) 化粧クリーム 頭髪用の油及び 煉油・染毛料	(ロ)より(イ)を除きたるものは80% 据置
”	”	30%	シャンプー及洗粉	昭和25.1.1廃止
昭25. 1. 1	昭25.12.31	50%	香水・香紙・香袋 白粉・紅・化粧墨 化粧下・化粧水・ 化粧粉・頭髪用の 香水・整髪料・養 毛料・美爪料・脱 毛料及脂取料	
”	”	30%	(イ)の通り	
昭26. 1. 1		30%	(ニ) 香水(頭髪用 の香水を含む) 香紙・香袋・白 粉・紅・口紅止 化粧墨・化粧粉 美爪化粧料・脱 毛料及脂取料	
”	昭28. 5.31	10%	(ホ) 化粧クリーム 化粧水・化粧下 頭髪用の油及煉 油・整髪料・養 毛料並に染毛料	
昭28. 6. 1		5%	(ホ)の通り	(ニ)は据置
昭34. 5. 1	昭37. 3.31	15%	(ニ)の通り	(ホ)は据置

自	至	税 率	品 名	備 考
昭37. 4. 1		5%	おしろい・紅・口 紅止め・化粧すみ 化粧粉・脱毛料・ あぶら取り料	(ホ)は据置
"		10%	香水・香紙・香袋 及びつめ化粧品	
昭41. 4. 1		5%	おしろい・紅・口 紅止め・化粧墨・ 化粧粉・脱毛料・ あぶら取り料・化 粧クリーム・化学 水・化粧下・頭髮 用の油及びねり油 整髮料・養毛料・ 並に染毛料	(一) おしろい、化粧クリーム及 び化粧下(ねり状のものに限 るものとし、(四)に該当するも のを除く) 収容重量100グラムにつき 260円 (二) 頭髮用の油(液状のもので、 椿油その他の乳化していない もののうち大蔵省で定めるも のに限るものとし、(四)に該当 するものを除く) 収容容積100ミリリットル につき 156円 (三) 染毛料(通常1回の使用量 として取引される数量が大蔵 省令で定める数量以上のもの に限るものとし、(四)に該当す るものを除く) 1個につき 105円 (四) 品目欄に掲げる物品のうち、 1個の収容重量又は収容容積 が10グラム以下又は10ミリリ ットル以下のもの 1個につき 105円 (五) 品目欄に掲げる物品のうち (一)から(四)までのいずれにも該 当しないもの イ ねり状のもの収容重量 100グラムにつき

自	至	税 率	品 名	備 考
				<p style="text-align: right;">210円</p> <p>ロ 液状のもの収容容積100 ミリリットルにつき</p> <p style="text-align: right;">105円</p> <p>ハ 粉末状のもの収容重量 100グラムにつき 525円</p>
昭48. 4.27		10%	1. 香水(固型・粉末及びねり状のものを含む)香紙・香袋及びつめ化粧品	<p>(一) 香水及びつめ化粧品</p> <p>イ 液状のもの1個につき (収容容積が10ミリリットルをこえるものにあつては、10ミリリットルにつき) 154円</p> <p>ロ その他のもの、1個につき(収容重量が10グラムをこえるものにあつては、10グラムにつき) 154円</p> <p>(二) 香紙及び香袋1個につき 154円</p>
		5%	2. おしろい、紅、口紅止め、化粧ずみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、化粧クリーム及び化粧下、化粧水、(固型、粉末及びねり状のものを含む) 頭髪用の油及び、ねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料	<p>(一) おしろい、化粧クリーム及び化粧下(ねり状のものに限るものとし、(四)に該当するものを除く) 収容重量100グラムにつき 391円</p> <p>(二) 頭髪用の油(液状のもので、椿油その他の乳化していないものうち大蔵省令で定めるものに限るものとし、(四)に該当するものを除く) 収容容積100ミリリットルにつき 235円</p> <p>(三) 染毛料(通常1回の使用量として取引される数量が大蔵省令で定める数量以上のものに限るものとし、(四)に該当す</p>

自	至	税 率	品 名	備 考
				<p>るものを除く)</p> <p>1 個につき 157円</p> <p>(四) 品目欄に掲げる物品のうち、 1 個の収容重量又は収容容積 が10グラム以下又は10ミリリ ットル以下のもの 1 個につき 157円</p> <p>(五) 品目欄に掲げる物品のうち (一)から(四)までのいずれにも該 当しないもの</p> <p>イ ねり状のもの収容重量 100グラムにつき 315円</p> <p>ロ 液状のもの収容容積100 ミリリットルにつき 157円</p> <p>ハ 粉末状のもの収容重量 100グラムにつき 785円</p>
昭49.10.28		10%	1. 香水(固型・粉 末及びねり状の ものを含む)香 紙、香袋及びつ め化粧料	<p>(一) 香水及びつめ化粧料</p> <p>イ 液状のもの 1 個につき (収容容積が10ミリリット ルをこえるものにあつては、 10ミリリットルにつき) 205円</p> <p>ロ その他のもの、1 個につ き(収容重量が10グラムを こえるものにあつては、10 グラムにつき) 205円</p> <p>(二) 香紙及び香袋 1 個につき 205円</p>
		5%	2. おしろい、紅、 口紅止め、化粧 ずみ、化粧粉、 脱毛料、あぶら 取り料、化粧ク リーム及び化粧	<p>(一) おしろい、化粧クリーム及 び化粧下(ねり状のものに限 るものとし、(四)に該当するも のを除く)</p> <p>収容重量100グラムにつき 521円</p>

自	至	税 率	品 名	備 考
			下、化粧水(固型、粉末及びねり状のものを含む)頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料	(二) 頭髪用の油(液状のもので、椿油その他の乳化していないもののうち大蔵省令で定めるものに限るものとし、(四)に該当するものを除く) 収容容積100ミリリットル 313円 (三) 染毛料(通常1回の使用量として取引される数量が大蔵省令で定める数量以上のものに限るものとし、(四)に該当するものを除く) 1個につき 209円 (四) 品目欄に掲げる物品のうち、1個の収容重量又は収容容積が10グラム以下又は10ミリリットル以下のもの1個につき 209円 (五) 品目欄に掲げる物品のうち(一)から(四)までのいずれにも該当しないもの イ ねり状のもの収容重量100グラムにつき 417円 ロ 液状のもの収容容積100ミリリットルにつき 209円 ハ 粉末状のもの収容重量100グラムにつき 1,041円
平元. 4. 1	物品税法廃止			

化粧品・化粧品原料の関税率、120年の推移

資料「日本関税、税関史、関税率沿革」

関税率の120年の推移は旧幕時代に諸外国と締結した改税約書によって慶応2年(1866)に制定された運上目録の時代(不平等条約時代)、不平等条約を脱して、改定新条約締結に基づいて明治30年制定の関税定率法(明治32年1月1日施行)はすべて従価税率であったが、同法第3条の規定に基づいて明治31年9月勅令第220号によって従量税目が決定され、明治32年1月1日から施行された。本表中の従量税目欄に従量税率が記載されている品目については、従価税率によらず当該従量税率が適用された。

運上目録 慶応2年(1866)から明治32年の条約改正まで

輸 入 品  
第 1 種

号	品 名	毎	壱分銀	壱分銀 分数銀目
37	丹、唐ノ土、黄丹、同油 (Lead red, lead white, lead yellow, paint oil)	百斤	箇 分数 1. 500	匁 分里毛 7. 500

第 4 種 元代ニ従ヒ五分ノ税ヲ収ムヘキ品  
香具石鹼、其他右ニ掲ケサル諸物品

関税定率法 昭和32年1月1日から明治39年9月30日まで

第 1 種 有 税 品  
第10類 油蠟

関 税 定 率 法 (明治32年1年1日)		従量税目	協 定	専 売 品 税率改正	従 量 税 目 改 正	非 常 特 別 税	第 2 次 非 常 特 別 税	
番号	品 名	従価 税率	明治32年 1月1日	明治32年 1月1日	明治32年 8月15日	明治36年 4月1日	明治37年 10月1日	明治38年 7月1日
275	蓖麻子油	10	内 罇入、樽入 及壺入ノモノ 同 1.060	—	—	内 罇入、樽入 及壺入ノモノ 同 1.193	—	内 15% 同前 1,751 (15%)
280	阿列布油 (Olive oil)	10	内 罇入及樽入 ノモノ 百斤2.929	—	—	内 罇入及樽入 ノモノ 同 3.043	—	内 罇入及樽入 ノモノ 百斤 4.599 (15%)
281	椶櫚子油 (Palm oil)	10	—	—	—	—	—	15%
282	無味香油 (Paraffin oil)	10	—	英独10%	—	—	—	15%
283	松精油	10	内 罇入及樽入 ノモノ 一ガロン0.076	—	—	内 罇入及樽入 ノモノ 一ガロン0.106	—	—
285	無味香蠟	10	百斤 1.088	英独 百斤 0.544	削除 (無税)	—	—	—
286	其ノ他各種ノ油蠟	10	—	—	—	—	—	スチアリンヲ除キ 15%



第16類 雑品

関 税 定 率 法 (明治32年1年1日)			従量税目	協 定	従量税 目改正	第2次非 常特別税
番号	品 名	従価 税率	明治32年 1月1日	明治32年1月1日	明治36年 4月1日	明治38年 7月1日
488	香水、香油、洗歯薬其 ノ他各種ノ脂粉及薫香 類	30	—	薫香類 仏 甲 化粧品ノ石鹼(第478号ニ由 ル) 仏 乙 液体ノ薫香即化粧品ノ精油、 香油「ウキニガー」香水及、「アル コホル」又ハ之ニ類スル他ノ芳香 液類 仏 一斤 0.070 仏 丙 其ノ他液体ニアラサル薫香 即「ソルト」「パウダー」「コスメ チック」「ボメード」「ペースト」 其ノ他之ニ類ス化粧品用芳香製品 仏 10% 附記 天然及人造麝香、「シヴェット」 及「グレーアムバー」ハ本項ノ薫 香類ニ属セサルモノトス	—	—

関税定率法 明治39年10月1日から明治44年7月16日まで

第7類 薬材、化学薬、製薬及調剤薬

関 税 定 率 法 (明治39年10月1日)			酒 精 等 税率改正	醋 酸 等 税率改正	協 定
番号	品 名	税 率	明治41年 9月1日	明治41年 10月1日	{ 明治32年 } 1月1日
137	変性酒精	円 一リートル 0.65	円 一リートル 0.73	—	—
138	僱里設林 (グリセリン)	百斤 6.50	—	—	—
141	竜腦及艾片 (Borneo camphor and blumea or ngai camphor)	一斤 3.00	—	—	—

第8類 油、脂及蠟

関 税 定 率 法 (明治39年10月1日)			原 油 税 率改正	協 定
番号	品 名	税 率	明治42年 4月1日	{ 明治32年 } 1月1日
159	植物性揮発油	円		
	1. 桂皮油	百斤 45.00	—	—
	2. シトロネラ油	同 32.30	—	—
	3. ラヴェンダー油及バーガモット油	同 120.00	—	—
	4. 松精油			
	甲 罐入又ハ樽入ノモノ	十米カルロン 2.48	—	—
	乙 其ノ他	20%	—	—
	5. 其ノ他	30%	—	—

番号	品名	税率	明治42年 4月1日	{明治32年 1月1日}
161	蓖麻子油(ヒマシ油)	円		円
	1. 罐入樽入又ハ壺入ノモノ	百斤 2.00	—	—
	2. 其ノ他	20%	—	—
162	阿列布油(オリーブ油)			
	1. 罐入又ハ樽入ノモノ	百斤 4.10	—	—
	2. 其ノ他	30%	—	—
163	椰子油	百斤 1.50	—	—
169	獣脂			
	1. 豚脂	百斤 5.80	—	—
	2. 其ノ他	同 1.34	—	—
170	スチアリン	同 2.10	—	—
171	オレイン	同 2.00	—	—
173	ワセリン	同 2.95	—	—
174	パラフキンワックス			
	1. 融解点摂氏五十度未満ノモノ	無税	—	} 百斤 英独 0.544
	2. 其ノ他	百斤 1.30	—	
176	其ノ他ノ油、脂及蠟	20%	—	—

第9類 染料、顔料及塗料

関税定率法(明治39年10月1日)			協定
番号	品名	税率	{明治32年 1月1日}
181	紅花	円	円
	1. 餅紅花	百斤 8.90	—
	2. 其ノ他	同 3.20	—

第19類 雑品

関税定率法(明治39年10月1日)			協定
番号	品名	税率	{明治32年 1月1日}
520	香水、香油、洗歯薬其ノ他 各種ノ脂粉薫香類	円 60%	} 円 薫香類ノ協定 税率ニツイテ ハ次項参照ノ コト
521	石鹼	一斤 百斤 24.70	

関税定率法 明治44年7月17日から昭和26年5月1日まで

第5類 油、脂、蠟及其ノ製品

関税定率法 (明治44年7月17日)			協定		贅沢品等 輸入税法		贅沢品等輸 入税法改正		関税定率 法改正		従量 税率法	
番号	品名	税率	大正2年 6月18日		大正13年 7月31日	大正14年 4月1日	大正15年 3月29日			昭和7年 6月16日		
95	植物性揮発油  1 芳香性ノモノ	円  無税	円  無税	—	100%	大茴香油、桂皮油、桂葉油、シトロネラ油、スパイク油、レモンガラス油、シダー油、流動蘇合香、ジンジャグラス油、カエプト油、タイム油、ユーカリブタス油、ローズマリー油、ベイ油、カナナゴ油、ラヴェンダー油、セラニウム油、パルマローザ油、プチグレン油、バツチュリー油、丁香油、アジョーワン油、ローズウッド油、冬緑油及日本薬局方所定ノ白檀油ヲ除キ	100%	△無税	—	—	円	円

関税定率法 (明治44年7月17日)			協定		大豆油等 税率改正		阿列布油等 税率改正		関税定率 法改正		従量 税率法		
番号	品名	税率	明治44年 9月1日	大正2年 6月18日	大正3年 4月15日	大正9年 8月1日	大正15年 3月29日	大正15年 8月29日			昭和7年 6月16日		
95	2 其ノ他 甲 松精油 イ 罐入又ハ樽 入ノモノ  ロ 其ノ他  乙 其ノ他	円  百リットル 5.20 (15%)  20%  20%	円  —  —  —	—  —  —	—  —  —	—  —  —	百リットル 6.95 (10%)  15%  15%	—  —  —	—  —  —	—  —  —	百リットル 9.38  —  —	円	円

第5類 油、脂、臘及びこれらの製品

シトロネラ油等税率改正		贅沢品等輸入税法改正		関税率法改正 (昭和26年5月1日)			ガット協定		
昭和11年 6月1日	昭和11年 6月1日			番号	品名	税率	昭和30年 9月10日		
円				501	植物性揮発油				
甲シトロネラ油 百斤 41.00 (35%)	—	—	—	}	1 芳香性のもの（二種以上混合したものは、分類上調合香料とみなす。）	無税	うち ベルガモット油、シダー油、シトロネラ油、レモン油及びオレンジ油 無税		
乙レモンガラス油 同 72.00 (20%)	—	—	—		甲 ベイ葉油、ベルガモット油、カナガ油、桂皮油、シダー油、桂葉油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小茴香油、ジンジャグラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ロスマリン油、ローズウッド油、白檀油、大茴香油、タイム油及びイランイラン油			10%	—
丙其ノ他 △ 無税	大茴香油、桂皮油、桂葉油、スピカ油、シダー油、流動蘇合香、ジンジャグラス油、カヤブテ油、チミヤン香、ユーカリ油、ロスマリン油、ベイ葉油、カナガ油、ラベンデル油、ゲラニウム油、パルマローザ油、プチグレン油、パチュリー油、丁子油、アジワフン油、ローズウッド油、冬緑油及日本薬局方所定ノ白檀油ヲ除キ 100%	—	—		丙 その他			20%	うちスピアミント油 10% はつか油 15%

協定	従量税率法改正	ヒマシ油等税率改正	満関免税	満関支免	関税率法改正 (昭和26年5月1日)	ガット協定	
昭和7年 11月16日	昭和14年 4月1日	昭和14年 7月10日	昭和16年 8月7日	昭和18年 7月10日	番号	品名	税率
—	—	—	—	—		2 その他	
—	—	—	—	—	}	甲 牛樟油	無税
—	—	—	—	—		乙 その他	◎10%
				ウチ パイン油 (金鉱業ニ 使用スルモノ) 昭和25 年5月1日 ヨリ免税			昭30.9.10協 定うちバイ ン油 5% 昭32.1.21協 定うちアレ ピン油 10% 製造用原料 品 ◎うち パイン油 (金鉱業に 使用するもの) 昭和26年5 月1日から 昭28年7 月31日まで 免税

第5類つづき

関 税 定 率 法 (明治44年7年17日)			協 定	協 定	大豆油等 税率改正	阿列布油等 税率改正	関 税 定 率 法 改 正	協 定	従 量 税 率 法
番号	品 名	税 率	明治44年 9月1日	大正2年 6月18日	大正3年 4月15日	大正9年 8月1日	大正15年 3月29日	大正15年 8月29日	昭和7年 6月16日
97	蓖麻子油	円	円	円	円		円	円	円
	1 罐入、樽入又ハ 壺入ノモノ	百斤 2.20 (15%)	—	—	—	—	百斤 2.20	—	百斤 2.97
	2 其ノ他	20%	—	—	—	—	20%	—	—
98	阿列布油								
	1 罐入又ハ樽入ノ モノ	百斤 1.70 (5%)	—	百斤 伊 1.70	—	無税	無税	—	—
	2 其ノ他	百斤容器共 9.50 (30%)	百斤容器共 仏 6.00	—	—	—	百斤容器共 14.60 (25%)	百斤容器共 仏 9.22	百斤容器共 19.71

第6類 薬剂、化学薬、製薬、其ノ調合品及爆発薬

関 税 定 率 法 (明治44年7年17日)			白 檀 等 税率改正	甘 草 等 税 率 改 正		贅 沢 品 等 輸入税法		関 税 定 率 法 改 正
番号	品 名	税 率	大正5年 4月15日	大正9年 8月1日		大正13年 7月31日		大正15年 3月29日
134	麝香	円 一斤 101.00 (30%)	円 —	—	—	100%	大14.4.1贅沢 品等輸入税法 ヨリ削除	円 (140-2) 一斤101.00 (20%) 140-3 安息香、阿 魏蘆薈及没 薬※ 無税 140-4 美人膠※ 無税
135	人造麝香	百斤 81.50 (10%)	—	—	—	100%	同	(220) 百斤 81.50 (19%)
137	丁香	同 6.10 (30%)	—	無税	—	100%	大14.4.1贅沢 品等輸入税法 ヨリ削除	(125) 無税
138	沈香	同51.90 (30%)	—	無税	—	100%	—	138 百斤 △51.90
139	白檀	同 3.85 (30%)	{ 1.サンタラムア ルブム 無税 2.其ノ他百斤 3.85		—	—	—	139 無税 百斤 △3.85

協定	従量税率 法改正	ヒマシ油等 税率改正	満関免税	満関支 税	関 税 定 率 法 改 正 (昭和26年5月1日)			ガット協定
					番号	品 名	税 率	
昭和7年 11月16日	昭和14年 4月1日	昭和14年 7月10日	昭和16年 8月7日	昭和18年 7月10日				
円	円							
—	—	無税	—	—	} 503	ひまし油	10%	—
—	—	—	—	—				
—	—	—	—	—	} 504	オリーブ油	無税	昭30.9.10協定 無税
百斤容器共 仏 12.45	—	—	—	—				

贅沢品等輸 入税法改正	従 量 税 率 法		備 考	関 税 定 率 法 改 正 (昭和26年5月1日)			麦角等 税率改正	ガット 協 定
				番号	品 名	税 率		
昭和4年 3月30日	昭和7年 6月16日		昭和26年改正税 表における税番				昭和28年 8月1日	昭和30年 9月10日
—	円 一斤136.35	円 —	(610)	609	白檀 1 サンタラムアルバム 2 その他 (139)	無税 10%	— —	— —
—	—	—	(613)	610	沈香及び麝香 (138,134)	10%	—	—
—	—	—	(613)					
—	百斤110.02	昭10.4.6改正 1.ムスクキ シロール百 斤125.00 (35%) 2.其ノ他 35%	(683) (683)					
—	—	昭11.6.1改正 220-2 イオノン※ 一斤 3.50	(683)					
—	—	—	(602)					
贅沢品等輸入 税法ヨリ削除	百斤 5.19	—	(610)					
—	—	—	} (609)					
贅沢品等輸入 税法ヨリ削除	—	—						

第6類つづき

関 税 定 率 法 (明治44年7年17日)				甘草等税 率 改 正	震 災 減 免 税	贅 沢 品 等 輸 入 税 法	協 定	関 税 定 率 法 改 正
番号	品 名	税 率		大正9年 8月1日	大正12年 9月17日	大正13年 7月31日	大正13年 7月31日	大正15年 3月29日
220	酒精剤	円	円	円				円
	1 阿片丁幾	百斤 29.00 (20%)	} 大正5.4.15改正 一リットル 0.73	一リットル 1.00	—	—	—	(219) 1. フルトエッ センス、リ キュールエッ センス其ノ他 類似ノモノ 一リットル 2.15 (35%) 2. 其ノ他 同 1.20 (21%)
	2 其ノ他	一リットル 0.75		—	—	—	—	
221	ヴァニリン、クマリン、ヘリオトロピン其ノ他別号ニ掲ケサル類似ノ薫香性化学薬	10%	—	—	—	100%	—	▲10%
222	歯磨粉、歯洗薬、化粧品其ノ他別号ニ掲ケサル調製薫香類	50%	明44.9.1協 定 仏 25%	—	—	100%	仏 50%	▲50%

従量 税率法	食糧 免稅	備考	関稅定率法改正 (昭和26年5月1日)				ガット 協定		
			昭和7年 6月16日	昭和21年 12月27日	昭和26年改正稅 表における稅番	番号		品名	稅率
円									
—	—	} (682)	682	酒精劑 フルーツエッセンス、 リキュールエッセ ンスその他のこれらに 類するもの	35%	—	—	—	
—	—		2	その他	20%	—	—	—	
—	—	(683)	683	人造香料及び調合香料 (95, 205, 135 昭11.202-2, 221, 229)	25%	—	25%	—	
—	—	} (684) (685)	684	歯みがき類	20%	—	15%	—	
—	—		685	化粧品					
			1	香水	50%	—	—	—	
			2	香油、クリーム、ポ マード、口紅その他の 油脂又は蠟の製品	50%	—	うち 口紅、紅及びク リーム(ひげそ り用クリーム を除く。) 35%	うち 口紅、紅、ク リームその他 の油、脂又は蠟 の製品(香油、 ポマード及び ひげそり用の ものを除く。) 30%	
			3	おしろい及びつめ化 粧料	40%	—	うち おしろい 35%	うち おしろい 30%	
			4	その他 (118, 119, 222)	40%	—	うち ひげそり用の もの以外のも の 35%	うち油、脂又は 蠟の製品以外 の化粧品(液状 又はペースト 状のものに眼 るものとしひ げそり用のも のを除く。) 30%	





## 史料

- 明治・大正期史料 40
- 商法大意 40
  - 農工商鑑札 40
  - 舎密局生徒假教則 40
  - 同業組合準則 41
  - 同業組合法発布前の組合 41
  - 白粉商仲間申合規約 42
  - 東京小間物卸商組合格約 43
  - 重要物産同業組合法 45
  - 「第一回内国勸業博覧会出品解説」に見る明治初年の化粧品製造法 45
  - 第4回内国勸業博覧会審査評 48
  - 第5回内国勸業博覧会審査報告 49
  - 香料輸入税免除に関する建議 51
  - 陳情書 部外品製造販売取締規則の化粧品への適用除外を求める陳情 51
  - 石鹼、化粧品に消費税課税反対陳情書 52
  - 香料十割輸入税の撤廃を求める陳情書 54
  - 発売品一覧表 56
  - 改正記念第二輯東京小間物化粧品名鑑 60
- 昭和期史料 I 77
- 売薬部外品取締規則に関する陳情書 77
  - 売薬部外品取締規則 78
  - 化粧品取締規則 78
  - 化粧品営業取締規則 79
- シトロネラ油外二種類ノ香料関税問題ニ関スル陳情書 80
- 工業統計調査の沿革 81
  - 国家総動員法(抄) 82
  - 企業許可令 83
  - 戦時統制経済下の業界関係法令一覧表 83
  - 博覧会一覧表 84
- 昭和期史料 II 86
- 物価統制令 86
  - 薬事法(抄) 87
  - 化粧品原料配合比率表 89
  - 事業者団体法(抄) 92
  - 中小企業等協同組合法 93
  - 日本粧業会資料業界製品発売年次表(組合成立後昭和二十五年迄)に基づく化粧品発売年次表 93
  - 昭和52年の大阪化粧品裁判 98
  - 医薬品産業政策懇談会報告・別表「我が国における化粧品産業の振興方策について」(別表) 100
  - 朝日広告賞業界関係授賞作品 101
  - 日本化粧品技術者会の優秀論文表彰 101
  - 国際化粧品技術者会連盟(IFSCC)における授賞論文 102
  - 東京化粧品工業会規約 103
  - 日本化粧品工業連合会規約 104

明治・大正期史料

商法大意 慶応4年5月20日

今度商法会所御取建相成ニ付テハ諸問屋株ノ向ハ勿論  
総テ売買手広ニサセラレ度候条可心得事

一、 売買段取極仲ヶ間定法ト唱候類取調ノ上御聞届不  
相成候得共、職業出精定法ヨリ下直ニ売買イタシ候  
義ハ可為勝手事

一、 諸商売ニ付其品為引当元金拝借被仰付候尤限月利  
足相定メ候事

一、 但商売元手ニ相用候外猥ニ雑費等ニ遣ヒ込候義ハ  
被禁其役々ヨリ急度取調候事

一、 諸仲ヶ間ヨリ式人ツ、人選イタシ肝煎ト唱ヘ名前  
サシ出可申事尤模様ニ寄是ヨリ被仰付候義モ可有之  
事

一、 諸株仲間取調ノ上人増減勝手タルヘク事

一、 是迄仕来候冥加金上納等ノ儀ハ御廢シ相成候取調  
ノ上税法御定可被仰出候事 辰五月

明治元年五月

農工商鑑札 東京府布達 明治5年2月19日

この布告は農工商業者に対し営業鑑札を交付するこ  
とを定めたものである。商売勝手の布告をしていたが  
乱れが起きてきたので規則にのりだしたもの。

農工商鑑札

一、 農工商トモ業体之儀ハ銘々見込次第変換勝手タル  
ヘキハ勿論ニ候得共、今般府下家業可取調ニ付、  
諸業追々鑑札相渡候。付テハ自今左之通相心得事。

一、 銘々即今之家業其戸長ヘ可申出事。

一、 鑑札渡方之儀ハ追テ各大区町会所ニ於テ可取扱、  
尤鑑札料可差出事。

一、 小売渡世之モノ共之内、大店向ヘ出入一方之者ヘ  
ハ其店向ヨリ鑑札取揃可相渡事。

一、 家業替又ハ新タニ家業相始メ候共、其戸長ヘ申出  
候ハ、新規並引替共速ニ可相渡候間、自今無鑑札  
ニテ家業相始候儀ハ不相成事。

一、 組合商業之類ニテ営業致シ候モノハ、其組合ニテ  
鑑札可相渡ニ付、其段明細ニ可申出事。

右之趣区々不洩様可触知者也。

(明治5年 東京府布達類)

舎密局生徒假教則 (京都)

明治9年3月13日京都舎密局より京都府勸業課に進

達したもの(原本所蔵、京都府立資料館)

舎密局生徒假教則

教育事務ニ関スル一切之諸規則類督学局江可指出之旨  
被申越候ニ付別紙進達致候間可然御取計ヒ被下度候也

明治九年三月十三日 舎密局

勸業課御中

舎密局ハ本勸業之一派ニシテ萬般之事業、舎密製煉ニ  
関聯スル實際操作ヲ教授スル授産之一局トス

其設立ハ去ル明治三年起業セリ而シテ當今保護之方法  
ニ至リテハ品物ヲ製煉シ發賣シテ其ノ利益ヲ以テ基本  
トナスモノナリ

一、 教師ハ當時内務省御備ドクトル・ヘールツ氏ニ依  
頼シ而シテ府廳之吏員ヲ以テ教育製煉之事ニ従事ス

一、 教則ハ當時課業左ノ如シ

少年生課業

月曜日

十時ヨリ十二時ニ至ル

窮理學

火曜日

九時ヨリ十時ニ至ル

鑛物學

水曜日

九時ヨリ十時ニ至ル

植物學

十時ヨリ十二時ニ至ル

窮理學

金曜日

九時ヨリ十時ニ至ル

鑛物學

土曜日

九時ヨリ十時ニ至ル

植物學

晩年生課業

月曜日

九時ヨリ十時ニ至ル

自然薬物學

火曜日

十時ヨリ十二時ニ至ル

舎密學

水曜日

十二時ヨリ午後一時ニ至ル

處方學

木曜日

九時ヨリ十時ニ至ル

自然薬物學

十時ヨリ十二時ニ至ル

舎密學

金曜日

十時ヨリ十二時ニ至ル

舎密學

土曜日

十時ヨリ十二時ニ至ル

處方學

一、 教授費ノ入納ハ製煉藥發賣之利益ヲ以テ受金トス  
故教授上入用之書籍器械及ビ學事ニ関スル一切之諸  
費ハ右受金ヲ以テ之レニ當ツ

一、生徒募集之如キハ本人之望に任せ受業出願セシムルナリ而シテ試業ヲ經テ入學ヲ許ス

一、入學之節 試業ハ普通之筆算讀書相調候者ニテ下等小學課業第一級迄之處及試験候上可令受業候事

一、生徒進學之優劣ヲ檢スルタメ一課業之内一少部ヲ講シ終レバ教師問題ヲ出シ生徒ヲシテ之レニ答ヘシム若シ甲生徒答フル能ハザレハ乙生徒ニ試問ス例之ハ藥物學ハ初メニ菓草ノ根部ヲ講ジ終レバ試業ヲ經テ後幹莖部或ハ木皮部等ニ移ル理學ハ初メ器械部ヲ講シ終リ試業ヲ經テ水學ニ移ル如シ

右ノ通ニ候事

京都府舎密局

### 同業組合準則

明治十七年 農商務省 達 第三十七號（十一月二十九日）

同業者組合ヲ結ヒ規約ヲ定メ營業上福利ヲ増進シ濫惡ノ弊害ヲ矯正スルヲ圖ル者不尠候處往々其目的ヲ達スル事能ハサル趣ニ付今般同業組合準則相定候條向後組合ヲ設ケ規約ヲ作り認可ヲ請フ者アルトキハ此準則ニ基ツキ可取扱此旨相達候事

但認可ノ都度當省ニ届出ツヘシ

### 同業組合準則

第壹條 農工商ノ業ニ従事スル者ニシテ同業者或ハ其營業上ノ利害ヲ共ニスル者組合ヲ設ケントスルトキハ適宜ニ地區ヲ定メ其地區内同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ規約ヲ作り管轄廳ノ認可ヲ請フ可シ

第貳條 同業組合ハ同盟中營業上ノ弊害ヲ矯メ其利益ヲ圖ルヲ以テ目的ト爲ス可シ

第三條 同業組合ノ規約ニ掲クヘキ事項ハ左ノ如シ

第壹項 組合ヲ組織スル業名及組合ノ名稱

第貳項 組合ノ地區及事務所ノ位置

第三項 目的及方法

第四項 役員ノ選舉法及權限

第五項 會議ニ關スル規定

第六項 加入者及退去者ニ關スル規程

第七項 費用ノ徴收及賦課法

第八項 違約者處分ノ方法

右ノ外組合ニ於テ必要トナス事項

第四條 組合ノ設アル地區内ニ於テ組合員ト同業ヲ營ム者ハ其組合ニ加盟スヘシ

但事業ノ規模及趣向ヲ異ニスルカ爲メ加盟シ難キカ或ハ加盟ヲ拒ムヘキ事情アルトキハ管轄廳ニ申出

テ其認定ヲ請フ可シ

第五條 同業組合ハ同業組合ノ資格ヲ以テ營利事業ヲ爲ス事ヲ得ス

第六條 同業組合ハ總テ其事蹟及費用決算表ヲ毎年管轄廳ニ報告ス可シ

第七條 規約ヲ改正スルトキハ更ニ認可ヲ請フ可シ

第八條 分立又ハ合併スルトキハ更ニ規約ヲ作り認可ヲ請フ可シ

第九條 同業組合ニ於テ連合會ヲ設ケ其規約ヲ作ルトキハ管轄廳ノ認可ヲ請フヘシ。但其連合二府県ニ涉ルトキハ開會地管轄廳ヲ經由シテ農商務省ノ認可ヲ請フ可シ

東京府布達甲第2号、明治18年1月31日

大坂府布達甲第114号 明治19年7月 日

京都府布達甲第50号 明治18年4月13日

これらの法令は農商務省達第37号によつた。条文は各地同文であつた。

### 同業組合法発布前の組合（東京府史より転載）

府令の発布

江戸時代の商工業はすべて同業者間で組合仲間を組織し、幕府の公認の下に商工業を独占していたが、維新の際東京府はその弊害を認め、これを解散させたことは既に述べた所である。然しながら種々の理由から長い間存続した習慣・制度を一挙に破壊することは不可能で、府下の商人はその後も尚私に仲間を結んでゐたやうである。

組合鑑札下附

その後本府に於ても府下の商人を連合させて、これを統制する必要を認め、明治四年十一月左の命令を發布し、営業者の組合を作ることを許可し、同時に府から鑑札を与へることとした。

辛未十一月十三日

一、諸商売之儀前々ヨリ株式又ハ仲間規定等有之候處種々旧弊モ有之ニ付去ル辰年中府下一般株式等廃止シ都テ商業勝手次第相成来候處当府之儀者元来外地方与違ヒ地産額無之諸品トモ諸国ヨリ輻輳致候儀ニ付第一輸出入諸品高取調者勿論羅羅<sup>\*</sup>之區別之無眼前狡猾之姿ニ成行追々諸式元高ニ而下々難渋之趣モ有之且亦生産国々対シ不信之取計方等モ有之哉ニ相聞加之同商救助之道無之相互ニ欺合候之風儀ニ而兎角自私孤立之商業ニ付一時之不利ヨリ終ニ破産ニ立至リ候者モ不少夫是以不都合

之儀ニ付向後左之通相心得業体真実ニ相成候様可致尤仲間申合業ニ而小売小買ハ勿論不正之取引等イタシ或ハ仲間規則等相背キ業体ニ不似合之為有之者嚴重ニ可申付條心得違無之様可致事  
(\*糶糶(チョウテキ)、せり売買をいう。)

一、諸問屋仲間規則申合可伺出事

但戦迄問屋名儀無之商業者問屋相立候共又者組合仲間相立候共便利次第何レニモ取締付候様仕法可伺出事

一、問屋並組合仲間相立候向ハ鑑札相渡シ候間可申出事

一、旧来問屋株之者ニ而モ有名無実之者ハ時宜次第相除キ或ハ是迄問屋株式無之者ニ而モ身元身代相当ノモノハ改而印鑑相渡可申事

一、今般商業之儀ニ付談合会議等之節者都テ第壹大区町会所ニ而集會可致必他席江集會致シ空論ニ日ヲ費シ又者無益之失費等相掛候様之儀堅不相成候事右之趣区不洩様可触知事

組合の続出

以来同業者同志が相謀って府に鑑札の下付を請願するもの多く、而してその請願の形式等も区々に亘ったので、本府は明治十三年十一月十三日改めて次の府令を発し、同時に商工組合取扱内規を規定して、組合の発達を奨励している。

商工組合取扱内規規定 甲第四百九十九号

各工商共営業上便宜之為ト自今同業組合ヲ立テ公認ヲ請ケ度者ハ其規約書ヲ添ヘ一同連印ヲ以テ当庁ヘ申出可シ此旨布達候事

この府令によって、改めて内国川船荷物積問屋組合・書林組合・油商組合・酒問屋組合・内国鹽仲買組合・小間物問屋組合・絵具染料問屋組合・舊木問屋組合・洋紙売捌人組合・青物問屋組合・材木問屋組合・千住材木問屋組合・織物組合・木綿呉服問屋組合・地本錦絵問屋組合・鶏卵問屋組合・剪花商組合・緑日商組合・蠟燭問屋組合・魚類行商組合・人力車営業組合・石油商組合・鏝節問屋組合・薬種問屋組合等の諸同業組合が設立され、これ等の諸組合は東京商工会の設立にも多大の貢献をなした。

同業組合準則発布

明治十七年十一月農商務省達第三十七号に基いて、本府は同十八年一月布達甲第二号を以て同業組合準則を発布し、尋いて農工商各業者に対して組合設置を促し、直に二三の組合を認可した。然るに同年八月同省

第三十五号を以て組合準則は専ら管下重要物産の改良蕃殖に関するものに適用すべき旨の達があり、因って同省に稟議して他管下より移入する物産と雖も同様の関係を有する品種を取扱ふ商業者には準則を適用することとし、該範囲に入る営業者を凡そ百五十二種と予定し、これを誘導した。

白粉商仲間申合規約 明治25年4月

この申合規約は大阪の白粉商仲間が商品(白粉箱)に使っている商標、デザインを相互に尊重しようと申合させた自主管理規約で、この規定に参加した50名が調印している。

白粉商仲間申合規約

当仲間商品タル白粉箱詰ニ貼付スル絵画図形ノ貼紙ハ同業者相互ニ模造ナス習慣コレアリ是積年意匠ヲ尽セシ考案者ニ対シ不信義ノ至リナルノミナラス同一ノ貼紙ヨリ起キテ白粉ノ価値ニ競争ヲ生シ漸次物品ノ信用ヲ失ヒ営業上不利益スクナカラス依テ将来此弊害ヲ矯正ナサント欲シ同業者協議ヲ以テ左ノ申合ヲ規定ス  
第壹条、仲間同業者ニ於テ貼紙ノ絵画図形ヲ新規考案シタルトハキ取締ヘ届出所有權ヲ得ルモノトス

但取締ハ届出ノ貼紙ヲ仲間中ヘ広告ノ上差支コレナキナキモノヲ許可スヘシ

第貳条、新規考案ナル絵画図形ノ貼紙ヲ広告シタルトキ若シ同業者ニ差支コレアルニ於テハ其理由ヲ三日間以内ニ取締ヘ届出ルモノトス

但時日ヲ経過シテ届出ルモノハ故障ノ権利コレナキモノトス

第參条、新規考案ナル絵画図形中ニハ住所姓名若クハ商号目印等ヲ記入スルモノトス

第四條、新規考案ナル貼紙ノ物品ヲ他国商人ヨリ購求コレアルトキハ其所有權者ト受売ノ特約ヲナスモノトス

第五條、仲間中ヘ広告シタル貼紙ノ絵画図形ヲ模造セシ者コレアルトキハ確タル物件ヲ以テ取締ヘ届出ルモノトス

第六條、仲間中ヘ広告シタル貼紙ノ絵画図形ヲ模造セシ届出コレアルトキハ仲間議委員会ニ於テ調査ノ上処分法ヲ決議スルモノトス

但議員中ニテ關係ヲ有スル者ハ当會議ニ限り出席ヲ除クヘシ

第七條、仲間中ヘ広告シタル貼紙ノ絵画図形ヲ模造セシトキハ印刷セシ貼紙及原料ノ彫刻判トモ仲間中ヘ

没収スルモノトス

第八条、第七条ノ処分ヲ受タル者同一ノ貼紙ヲ再度模造ナスニ於テハ損害金(一円以上二十円以下)ヲ所有権者ヘ要償スルモノトス

但再三模造シタルトキハ最要償金額ノ一倍ヲ支出スヘシ

第九条、貼紙帳簿ヲ設ケ仲間同業者ニ従来専用ナス絵画図形目印等ヲ蒐集ナシ参考ノタメ備ヘ置モノトス

第十條、貼紙帳簿ハ甲乙式部ヲ設ケ置キ取締ニ於テ保管ナシ仲間同業者トイエドモ貸与セサルモノトス

但必要ノ事件コレアル場合ニハ事務所又ハ取締方ニ於テ一覽ヲ許スヘシ

第十壹條、貼紙簿ニ収集シタル従来専用ノ貼紙中他ニ類似コレナキ絵画図形ハ新規考案ノモノト等シク所有権コレアルモノトス

但無名ノ貼紙ハ此限ニアラス

第十貳條、貼紙簿ニ蒐集シタル従来専用ノ貼紙中ニテ

式個以上同一ナル絵画図形ハ同業者普通ノモノトス

第十參條、新規考案若クハ従来専用ナス貼紙ノ絵画図形中ナル品名ハ左ノ種類ニ限り何レヲ記入スルモ妨コレナノモノトス

生白粉	丁子香
舞台香	流シ香
玉白粉	御白粉

第十肆條、此申合規約ヲ増補又ハ修正ナストキハ同業者五名以上ノ發義賛成者コレアルヲ以テ仲間總會ヲ開キ議決スルモノトス

第十伍條、此申合規約ハ明治二十五年四月ヨリ履行スルモノトス

右十五條ノ申合規約ハ仲間同業者ニ於テ確守タルノ証トシテ此ニ各自記名調印スルモノ也

明治二十五年四月

## 東京小間物卸商組合規約(第一号)(明治28.6.21)

### 第一章 組織及名稱

第一條 本組合は従来小間物と總稱する一般の物品(頭飾、服料、香料、煙具、燃料等其他總て小間物と總稱する一般の粧飾品及携帯品)を卸賣する營業者を以て組織す

第二條 本組合は東京小間物卸商組合と稱す。

### 第二章 組合の地区及び事務所の位置

第三條 本組合の地区は十五区六郡と定め、事務所は日本橋区薬研堀町七番地に置く

### 第三章 目的及方法

第四條 本組合員たるものは和親を旨とし、従来の弊風を雪洗し自家の業務を擴張し互に補佐匡正して福利と名譽とを保護するを以て目的とす

第五條 本組合は一定に調整したる看板及び規約摘要を各自店頭に掲ぐるものとす

第六條 本組合員は一定の仕切用紙を使用すべし

第七條 本組合員は左に掲げたるものを賣買すべからず

第一 他人が既に特許、意匠、商標、登録を受けたる商品の擬造物と認め得べきもの

第二 需用者の信用を失ひ若くは本組合員の營業上に損害を及ぼすべき者と認め得るもの

第八條 本組合員は本組合と否とを問はず商取引上物品の代價拂はず又は皆濟せず數回支拂の請求を爲すと雖も不當に應ぜざるときは其旨事務所へ申出る事を得

第九條 前條の届出ありたるときは頭取は役員會に附し双方の事實を審査せしめ正當と認めたるときは決議に依り其債務者の住所氏名商號を記したる通知書を組合員一般に配附すべし組合員は此の通知を得たるときより其債務者と全く商取引をなさざるものとす

但し債権者より示談行届きたる旨申出頭取に於て通知の取消をなしたるときは此限にあらず

第十條 本組合員は代務人使用人にして各店則に定むる期間を勤續したるものある時は之を事務所に申出る事を得頭取は組合の名を以て精勤章を附與し組合員一般に告知すべし

第十一條 本組合員は本組合員の代務人又は使用人の取扱に係る商品にして不正品と認めたるときは其商業主人に通告すべし

第十二條 本組合員は本組合員の代務人使用人にして不都合の所爲をなしたる爲めに解雇せられたるものにして同業を営むものは商取引及雇入をなすべからず

### 第四章 役員選舉法及権限

第十三條 本組合の役員を定むる事左の如し

頭取一名 副頭取一名 會計主任二名 理事員十八名外に書記一名 雜務一名

第十四條 頭取は組合全般の事務を總理す

第十五條 副頭取は頭取を補佐し場合に據り頭取の代理を爲す

第十六條 會計主任は本組合に関する一般の出納を掌る

第十七條 理事員は正副頭取の協議を受け本組合樞要の事務を掌る

第十八條 書記は役員之を指揮し雑務議事の筆記及書類を看守せしむるものとす

第十九條 正副頭取理事員は組合員より投票の上撰出し會計主任は理事員より互撰兼任し書記及び雑務は頭取の特撰とす

但し正副頭取會計主任理事員は無給とし書記及び雑務は役員協議の上相当の給料を附す

第二十條 役員事故ありて退職したる時は第十九條の手續に依り補缺員を撰擧すべし

但し補缺員は前任者の任期を超ゆることを得ず

第二十一條 役員任期は満一ヶ年とし毎年總會に於いて改撰す

但し再撰重任する事を得

第二十二條 當撰者は疾病其他止むを得ざる事實を証明するにあらざれば辞する事を得ず

第五章 會議に関する規定

第二十三條 會議は定期總會臨時總會役員會の三種とす

第二十四條 定期總會は組合員の總集會にして毎年一月之を開き本會に於て前期の事績及収支精算を報告するものとす

第二十五條 臨時總會は役員會に於いて必要と認めたる時又は組合員二十名以上より請求したる時之を開く

但し組合員より請求したるとき頭取は請求を受けたる日より三週間以内に於いて開會すべし若し其手續を爲さざる時は請求者自ら招集し開會する事を得

第二十六條 役員會は毎月十五日事務所に於て之を開き組合全般に関する利害得失を調査し事務上の件を商議す

第二十七條 組合員にして議案を總會に提出せんとする時は之を書面となし一ヶ月前に頭取に差出すべし

第二十八條 凡て會議の議長副議長は正副頭取を以て之に充つ若し止むを得ざる事故ありて欠席する時は理事員臨時代理をなす

但し第二十五条但書の場合に於ては出席の組合員中より議長を撰出するものとする

第二十九條 凡て會議を開くには頭取より三日以前に議案を印刷して配布するものとす

第三十條 會議は出席者員半数以上の同意に決す可否同数なるときは議長之れを決す

第三十一條 凡て會議は缺席すべからず若し事故在りて出席する事能はざる時は其旨頭取又は會場に申出べし

第三十二條 總會は組合員三分の二以上出席するにあらざれば開議する事を得ず

第三十三條 議事整理は總て議長の權内にありとす

第六章 加盟者及退去者に関する規定

第三十四條 本組合に加盟者あるときは頭取に於て本規約を示し記名捺印せしめその旨組合員に通報するものとす

第三十五條 本地区内に於て同業を營む者ある時は加盟を促すべし若し之に應ぜざる時は其者の住所氏名を府廳に上申するものとす

第三十六條 本組合員にして廃業または地区外へ轉居するときは其旨頭取に届出べし頭取は組合を除名し其氏名を組合員に通知すべし

第三十七條 組合員にして營業の規模趣向を異にするの事情を生じ組合を退去せんとするときは府廳へ認定を請願するものとす此の場合に於ては其旨頭取に届出べし

第七章 組合員に関する規定

第三十八條 本組合員は組合費として毎月二十五日限り金十五錢を事務所に差出すものとす

但し商業代務人又は使用人五名以上を使用するのは特に金五錢を加ふ

第三十九條 前條の金員は總會の決議に據り増減する事あるべし

第四十條 毎年一月決算の上餘剰を生じたる時は翌年の經費に繰込不足を生じたる時は組合員協議を以て追徴すべし

第八章 上申

第四十一條 正副頭取の進退及事務所の移轉は其都度府廳へ上申するものとす

第四十二條 本組合費用の決算並に組合員の増減等は毎年總會後一ヶ月間に府廳へ上申するものとす

第九章 違約者處分法

第四十三條 本規約第六條、第八條、第十一條に違背したる者を発見したるときは頭取は之を役員會に附し決議に依り金三十円以下の違約金を徴収せしむる事あるべし

第四十四條 此規約に依り處分を受けたる者と雖も理

由の齟齬等ある時は役員に対し再審の請求をなす事を得ると雖も處分通知ありたる時より十日以上経過したる時は役員會に於て再審をなす義務なきものとす

第四十五條 役員は本規約に依り正當の手續を経たる處分に対し損害賠償の責に任ぜず

#### 第十章 雜則

第四十六條 本規約中改正加除を要するときは總會の上府廳の認可を経て實施するものとす

右之條々本組員一同協議決定之上確守履行するの証として茲に記名調印するものとす

### 重要物産同業組合法

明治三十三年三月六日

内閣總理大臣侯爵 山県有朋  
農商務大臣 曾禰荒助

重要物産同業組合法 法律第三十五號

第一條 重要物産ノ生産、製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者ハ同業者又ハ密接ノ關係ヲ有スル營業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設置スルコトヲ得

重要物産及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル

第二條 同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益を増進スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條 同業組合ヲ設置セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置セムトスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條 同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 同業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル爲同業組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

同業組合聯合會ヲ設置セムトスルトキハ其ノ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 同業組合及同業組合聯合會ハ法人トス

同業組合及同業組合聯合會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 同業組合及同業組合聯合會ノ定款ノ變更ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 同業組合及同業組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

- 一 組長 一名
- 一 副組長 若干名
- 一 評議員 若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組合聯合會ニ於テハ聯合會ヲ組織スル同業組合ノ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ農商務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス (以下略)

### 「第一回内国勸業博覽會出品解説」に見る明治初年の化粧品製造法(第1章収録分を除く)

(明治十年六月 内国勸業博覽會事務局刊)

透明石鹼 東京府淺草象潟町 四方田敬直

外一名

製法 各種ノ油料ヲ釜ニ入レ熱ヲ加ヘ能ク混合シタル後亞爾加里液八度ノ溶液ヲ入レ二時間毎ニ二十度十六度二十度二十五度二十八度マテヲ加ヘ充分ニ親和シタル後二度ノ食塩液ヲ加ヘテ熱ヲ止メ石鹼ト水分トヲ分チ四時間ノ後此水分ヲ去リ再ヒ熱ヲ加ヘ漸次ニ水分ヲ加ヘテ煎ルコト凡ソ一日間ニシテ充分透明ニ至ル時熱ヲ止メ色料ヲ加ヘ鑄框ニ移シ亞爾箇保兒ヲ加ヘ然ル後薫料ヲ入レ能ク攪和シテ靜ニ置クコト五日間此ニ至リテ框ヲ放チ凡ソ五斤許ノ銅線ヲ以テ之ヲ小切ニナシ適度ノ堅定ヲ得ルマテ乾框ニ列ネ置キ石鹼ノ型ニ應シ更ニ之ヲ截斷シ初メハ無地ノ型ヲ打チ再ヒ花樣アル型ヲ打チ之ヲ風乾シテ成ルヘシ又透明石鹼ノ如キハ乾キタル石鹼ニ亞爾箇保兒液ヲ含マシム其餘ハ前ニ同シ

用料 内國品ノ分ハ油分、肉桂辛油、蓖麻子油、桐油、橡油、牛馬豚油等ノ混合亞爾加里分自製曹達、剝鶯亞斯、薫料、菊油、桂枝油、丁子油、色料、朱、透明石鹼用亞爾箇保兒

外國品ト混合ノ分ハ油分、椰子油、牛油、桐油、亞爾加里分、曹達、剝鶯亞斯、薫油、拉芬他油、迷迭香油、桂子、丁子油、色料、朱水、塩、亞爾箇保兒

器械 竈二個所、四尺盤釜、同平釜、鑄框、小鑄框、乾框、蠟晒框、石鹼型、附屬器械各種

品類 色石鹼、洗濯石鹼

石鹼 神奈川縣武藏國久良岐郡横濱三好町



三丁目 堤 磯右衛門

製法 午脂苛性曹達各百斤ヲ以テ少シク水ヲ和シ大釜ニテ之ヲ煮熟シ柔軟鉛ノ如クナルヲ待チ木棍ヲ以テ之ヲ攪動シ而シテ之ヲ掲クルニ絲線ノ如ク垂繫スルヲ以テ適度トス此ニ於テ扁柏ニテ製シタル方二旬五寸許ノ<sup>72</sup>框ニ注入スレハ一夜ニシテ凝結ス翌日之ヲ出タシ鐵線ヲ以テ切斷シ長方形トナシテ日ニ曝スコト一日又横截シテ幾斤トナシ猶ホ乾曝スルコト前ノ如クス乃チ各種ノ形狀ヲ彫刻セシ青銅製ノ模型一雙ヲ合シ槌ヲ以テ之ヲ打撃スレハ粲然トシテ其樣形ヲ現出シ以テ成ルヘシ但シ黃色ハ梔子、赤色ハ朱、青色ハ群青、褐色ハ朱ト梔子ヲ用フ且ツ芳香ヲ帶ハシムルニハ桂皮油或ハ加耶普帝油ヲ混和シ又體質ヲシテ透明ナラシムルニハ亞爾箇保兒凡ソ三十度ノ者ヲ混和ス

器械 大釜、框、水杓、木棍、桶

用料 梔子、朱、郡青、桂皮油、加耶普帝油

ハキベニ 刷紅 本町二丁目 松下庄七

製法 紅ヲ陶器ノ猪口ニ刷キ展ル法ハ猪口ノ大小ニ應シ刷クヘキ分量ヲ定メ之ヲ猪口ノ裏面ニ點シ漸次紅ヲ轉抹シテ刷ク之ヲ打チ刷キト名ツク乾キタル後<sup>サヤロ</sup>光澤出ルナリ故ニ又笹紅ト云フ

臙脂 福島縣岩代國耶麻郡新合村 赤城平六

製法 紅花<sup>ハナビツ</sup>ノ<sup>カゴ</sup>瓣莖ヲ竹籃ニ入レ之ヲ流水ニ浸シ<sup>モ</sup>ミテ濁液ヲ去リ板ヲ井字ノ如ク構ヘ篋ヲ其上ニ架シ又濡ヒタル蓆ヲ篋上ニ懸ケ之ニ花瓣ヲ撒布シ更ニ濡ヒタル蓆ヲ以テ能ク之ヲ覆ヒ毎日四度許水ヲ灌キ二日ヲ經テ之ヲ搗キ碎キ平カニ展ヘテ日ニ曝乾シ是ニ於テ花瓣ヲ桶中ニ納メ微温湯ヲ注キテ善ク之ヲ蹂躪シ濁液全ク盡キタル時煮沸セル<sup>フミオ</sup>藁灰水ヲ加ヘ椶櫚袋ニ入レ搾油器ノ裝置ヲ以テ能ク壓シ絞リテ紅液ヲ取り之ニ梅醋ヲ調和シテ麻苧ヲ浸シ置キ五時間ヲ經レハ紅液ハ悉ク麻苧ニ滲入スルナリ而シテ此麻苧ニ藁灰ヲ加ヘシ熱湯ヲ注キ善ク様ミテ紅液ヲ出スコト七度若シクハ八度ニシテ紅液ハ盡ク麻苧ヨリ脱出スルナリ然シテ光絹布ヲ以テ濾過シ之ニ梅醋ヲ多少加ヘテ能ク攪動スレハ水ト紅液ト自ラ分泌スルナリ而シテ木槽ニ光絹布ヲ敷キテ之ヲ漏下スルトキハ水分ハ注管ヨリ流出シ紅液ハ絹布ニ止ルナリ此時湿漆ヲ塗リタル厚紙ニ毛刷ヲ以テ之ヲ塗抹シ<sup>ヌル</sup>燂火ニ上シテ乾カシ箱に納メ固封シテ之ヲ貯フ

臙脂 高知縣阿波國板野郡高尾村 板東國太郎

製法 紅花ヲ清水ニ浸シ黃汁ヲ搾り去り烏梅及ヒ藁灰汁ヲ加ヘテ曝苧ニ染着セシメタル後チ陰乾シ又之ヲ灰汁ニ浸シ揉テ紅汁ヲ搾り取り再ヒ烏梅ヲ加ヘ搾槽ニ絹ヲ張り水分ヲ滴下シ絹上ノ臙脂ヲ篋ニテ採リ以テ別器ニ納ム

器械 壓槽二個、曝苧、紅澆絹、紅鉢大小十個

用料 烏梅、藁灰汁

生白粉 流白粉 三重縣伊勢國飯野郡中万村

中野嘉兵衛

製法 板上ニ流シ置タル鉛ハ土竈ニ懸ケテ醋ヲ入レタル土鍋<sup>トチキズミ</sup>中ニ投シ七葉木灰ニテ晝夜蒸スコト三十日間ナルトキハ化シテ白粉ト爲ル之ヲ靜處ニ置クコト五百日間此ニ於テ蒸桶ヨリ取り出シ水中ニ溶解セシムルコト十日間然ル後チ水飛スルコト五十度ニシテ乾瓦ニ移シ日ニ乾ス是レ生白粉ナリ又生白粉ニ葛粉ヲ調和シ清水ニ浸スコト十日ノ後チ晒用方盆ニ流シ日ニ乾ス是レ流白粉ナリ

器械 土竈三尺四方、蒸桶、土鍋、曝桶、乾瓦、方盆  
品類 生白粉、流白粉

齒磨散 東京府小網町二丁目 盛岡吉三郎

製法 細末ニセル寒水石、房州砂ヲ水飛シ辰砂、龍腦麝香等各種ノ藥品ヲ加ヘ能ク之ヲ研合シテ成ル

用料 寒水石、房州砂、辰砂、臙脂、龍腦、麝香、乳香、沈香、良姜、丁子、甘松、薄荷、桂枝、甘草、胡椒、礪砂、茴香、三奈

器械 水飛用具、桶、函篩、藥碾、臼、乳棒、匙

齒磨 南茅場町 樋口吉兵衛

製法 <sup>モミヌカ</sup>稗皮ヲ布キ松葉ノ能ク枯燥シタル者ヲ其上ニ置キ燒キテ灰トナシ之ニ加フルニ乳香丁子、薄荷ヲ以テシ之ヲ研末トシ馬尾羅ニテ篩過シ以テ製成ス

効用 普通ノ齒磨ハ多ク砂等ヲ以テ製ス故ニ多年之ヲ用フレハ其害ナキニ非ス今此出品ハ久シク用ヒテ齒ノ<sup>ヘル</sup>衞スル患ナシトス

用料 枯松葉、稗皮、乳香、丁子、薄荷

粧品類聚 芝神明町 長崎宗三郎

製法 <sup>ハナノツユ</sup>花露水ハ丁子二十匁、甘松二十匁、白檀二十匁、桂皮十三匁、三奈九匁、梅花龍腦十五匁、薔薇花百五十匁、以上七味ノ中龍腦ヲ除キ置キ自餘ノ六種ヲ清水一斗五升ニ加ヘ蒸露罐ニテ蒸スナリ而シテ其之ヲ蒸ス

ヤ午前第六時ニ始マリ午後第五時に終リ以テ一斗ノ量トナシ之ヲ清澄セシムルニハ陶瓶ニ入レテ静置スルコト三時間許其冷定スルヲ見テ細末ニセル龍腦十五匁ヲ加ヘ紙ヲ瓶口ニ封シ外氣ニ觸レシメス三四日ヲ過キテ絹篩ニテ濾シ是レヨリ硝子瓶ニ移シ藏メ一毎ニ綿ヲ以テ其口ヲ栓塞ス

薔薇水ハ一回蒸餾シタル水六十匁ニ亞爾箇保兒六十匁、拉芬他油一匁、橙皮油十匁、ヲ混和シ其量百二十匁ヲ蒸餾シテ百匁トナシ陶壺中ニ入レテ前ノ如ク冷定シ置キ更ニ上文ノ二油ヲ加フルコト又前量ノ如クシ篩濾瓶藏ノ後塞子ヲ瓶口ニ栓塞シ猫皮ニテ其上ヲ包ミ絲ヲ以テ之ヲ緊紮ス

洋品ニ倣フテ作りタル髮膏ハ白絞菜油一樽十六貫八百目許ヲ大鐵釜ニ容レ丁子百八十匁、甘松六十匁、大茴香三十匁、白檀三十匁、三奈三十匁、桂皮一貫四百匁、小茴香三十匁、白芷三十匁、良姜五十匁、以上ノ九種ヲ水ニテ洗ヒ暫時日ニ乾カシ其乾キタルトキ箆ニ収メ直ニ釜中ノ油ニ入レ煮沸セシムルコト一回ニシテ火ヲ去リ之ニ代フルニ炭團ヲ以テシテ(時候ニ應シテ其數ニ増減アリ)温メ置クコト百四十五時間此時箆中ノ藥品ヲ取り出シ釜油ノ冷定シタルトキ研末ニセル梅花龍腦八十匁ヲ加フレハ梅花油トナルヘシ是ニ於テ大坂蠟十二貫目、會津蠟二貫目ヲ釜ニ入レ火ヲ焚キ其蠟ノ溶解シタルトキ銅杓ニテ汲ミ出シ搗盆ノ中ニ移シテ暫時置クトキハ蠟全ク凝結ス此蠟ニ梅花油ヲ加ヘテ<sup>ピンツク</sup>髮膏ヲ製ス髮膏ハ即チ煉油ナリ其法蠟三百五十匁ト梅花油百五十匁ヲ鐵鍋ニ入レ炭火ヲ以テ溶解セシメ銅製ノ兜鉢ノ上ニ麻布ヲ當テ油蠟ヲ篩濾シ入レ其冷ユルニ乗シ<sup>カシノボウ</sup>檜棍ヲ以テ煉リ成シ<sup>ツキイフ</sup>機板ニ於テ圓形トナラシメ是レヨリ圓孔ヲ穿チタル木筒型ニ滿實シ木棍ニテ推シ出シ洋紙ヲ以テ之ヲ包ム

梳油モ亦髮膏ト同ジケレトモ獨リ煉リ棍ヲ用ヒス油ヲ多量ニ入レテ溶解シタルトキ硝子ノ潤壺ニ入レ塞子ヲ壺口ニ栓塞シ猫皮ニテ其上ヲ包ミ絲ヲ以テ之ヲ緊結スルナリ

斷髮油ハ山茶油壺升ヲ鐵釜ニ容レ滑石二十匁、麻屈涅斯亞五匁ヲ其中ニ投合シテ煮沸セシム(此滑石麻屈涅斯亞ハ山茶油ノ水氣及ビ惡臭ヲ除キ且ツ濁滓ヲ去ル爲メニ用フ)丁子十五匁、甘松十匁、大茴香八匁、白檀十匁、橙皮油二百匁ヲ混和シ梅花油製法ノ如ク火ヲ焚キ箆中ノ香料ヲ取り出シ梅花龍腦ノ細末ヲ加フ其他ノ手段一ニ前ニ準ス

素質 水、蒸餾水、曝蠟(大阪及ビ會津ノ産)、白絞菜

油(大阪製ノ者)、山茶油

用料 丁子、甘松、大茴香、白檀、三奈、桂皮、小茴香、白芷、良姜、梅花龍腦、炭團、薔薇花、亞爾箇保兒、<sup>ラーヘンデル</sup>拉芬他油、<sup>コルク</sup>橙皮、炭、<sup>コルク</sup>猫皮、塞子、洋紙、麻屈涅斯亞、滑石、硝子瓶

器械 蒸露罐、土竈、絹篩、陶瓶、釜、箆銅杓、麻布篩、搗盆、鍋、銅製兜鉢、檜棍、機板、木筒型

品類 各種香油、香水類

香油 通旅籠町 永岡善七

製法 香油ハ油四斗ヲ鐵釜ニ湛ヘ丁子三百二十匁、大茴香百六十匁、小茴香四百六十匁、白芷二百三十匁、三奈百匁、辛夷百六匁、良姜二百三十匁、片腦百匁、以上ノ十一種ヲ釜中ニ投シ四時間之ヲ沸煎シ樽ニ移シ篩ニテ濾シ凡ソ六日間封貯シ此ニ於テ泉貨紙ニテ濾シ又吉野紙ヲ以テ精密ニ濾シ去リ更ニ麝香龍腦ヲ混和シ之ヲ鐵釜滾湯ノ上ニ載セテ幔煎ス

粧品類聚 神奈川縣武藏國橘樹郡芝生村

山田與七

出品者與七曾テ佛人「ロース」氏に就テ香水等ノ製法ヲ學ビ五年ニシテ始テ得タリ其烏樟<sup>クロモジ</sup>ヲ用ヒテ質料ト爲スハ實ニ自己ノ發明創製ニ係リ既ニ去年六月ヨリ發賣ス

製法 香水ヲ製スルニハ烏樟ノ皮肉ヲ細切シ山茶花蕊、金銀花ト共ニ日乾スルコト三日皆其分量ヲ同フシ火酒四十度ノ者に蒸餾水(火酒本量ノ十分一トス)ヲ和シテ之ヲ浸漬スルコト一週日ニシテ搾製ス其法タル先ツ底面ニ數孔ヲ穿チタル銅器ヲ以テ稍大ナル桶内ニ容置ス其狀大畧外覆ノ如ク又桶ノ一邊ニ漏管ヲ着ケ之ニ接スルニ陶器ヲ以テテ而シテ銅器ノ中ニハ布囊ヲ張り融液凡ソ一升許ヲ充テ蓋ヲ加ヘテ抑壓スレハ香汁搾出シテ孔口ヨリ<sup>フキイツ</sup>釜湧シ之ヲ木桶ノ漏管ニ運ビテ陶器ノ中ニ滴下セシム然レ後此液三合ニ火酒一升ヲ混和シ以テ之ヲ製成ス

香油ハ烏樟ノ子實ヲ菜収シ日乾スルコト約ネ十日ニ至レバ乳鉢ニテ研磨シ麻布囊ニ盛り油液ヲ搾取スルコト香水ヲ得ルニ異ナラス而シテ之ヲ陶器ニ移シテ釜中ノ沸湯ニ加ヘ蒸熱シテ其水分ヲ發散セシムレバ漸ク精粹ノ者トナルベシ此ニ至テ此油一匁ヲ四十度ノ火酒一升ニ投合スレハ香油ニ化スベシ

香煉油ハ即チ前述ノ香油三十匁ニ牛髓酒百匁、白蠟十匁ヲ煉和シ又沸湯ニテ蒸熱シテ水分ヲ去リ研磨和勻シテ成ル者トス

素質 本縣管下武藏國多摩郡御嶽山産出ノ烏樟ヲ用フ  
用料 金銀花、山茶花蕊、火酒、蒸餾水、牛脂、白蠟  
器械 搾器、釜、蒸露罐、陶壘、麻布囊、乳鉢等

丁子油 堺縣和泉國大鳥郡北莊村 岡村平兵衛  
製法 丁子ヲ温湯ニ浸スコト冬日ハ二十日夏日ハ十日  
蒸露罐ニテ之ヲ蒸餾シ丁子五十斤ニシテ油六斤ヲ得ベ  
ク而シテ油ハ沈ミ水ハ浮ムナリ油ハ之ヲ玻璃瓶ニ収メ貯  
ヘ五十斤ヲ煎シテ其滓三十五斤ニ減ス

開業年曆 五代以前岡村瑞碩長崎ニ於テ支那人ヨリ傳  
習シ製造連綿今ニ至ル

#### 第4回内国勸業博覧会審査評

審査官 (主任)藤井恒久 (列坐)高山甚太郎 島田耕  
一 内海三貞 三宅秀

##### 香水

香水ノ出品ハ總計九十九点ニシテ大阪府其大半ヲ占  
メ東京府之ニ次京都府及神奈川、石川、山口、徳  
島ノ四県並ニ少数ヲ出陳セリ

大阪府ノ出品ハ「オポパナックス」薔薇等一二ヲ除ク  
ノ外品質佳良ノモノ少シト雖モ玻璃瓶ノ形状加飾及  
外箱ノ体裁等ハ大ニ面目ヲ改メ一見舶載品カト疑フ  
モノアリ價格總テ低廉品質隨テ粗悪ナルモノ多キ所  
以ナリ

東京府ノ出品ハ「ジャスミン」、「ヴァイオレット」薔  
薇等二三種類頗ル称スヘキモノアルモ他ハ皆香氣稀  
薄ニシテ見ルニ足ルモノナシ瓶ノ形状裝飾等亦尚ホ  
注意ヲ要スヘキモノ多シ

神奈川県出品ノ「若緑」ト称スル一種價格稍不廉ナリ  
ト雖モ品質佳良外装亦美麗ナリ

京都府及石川、山口、徳島三県ノ出品並ニ見ルヘキ  
モノナシ殊ニ徳島県ノ出品ノ如キ殆ト「カンフォル」  
丁幾ト扱フ所ナキハ何ソヤ

##### 香油

香油ハ三府十八県ヨリ出品シ其總數百四十点ナリト  
ス

大阪府ノ出品ハ概シテ椿油又ハ白絞油ニ麝香龍腦丁  
油茴香等數種ノ和漢薬ヲ加ヘテ製シ謂ハユル梅花油  
ノ類ニシテ多年ノ經驗ニ依リ製法其宜キヲ得品質頗  
ル佳ナルモノ少シトセス且ツ玻璃共口ノ大瓶ニ容レ  
以テ卸シ売ノ意ヲ表セルモノ多キハ暗ニ販路ノ广大  
ヲ誇ルモノ、如シ

東京府ノ出品ハ「オリブ」油又ハ椿油ヲ用キ之ニ「ロ  
ーズ」「ベルガモット」「ラヴェンダ」「ワニラ」等ノ如

キ舶来香料ヲ加ヘタルモノ多ク總テ原油精製其当ヲ  
得テ無色若クハ淡黄色ヲ呈シ品質甚タ良好ノモノア  
リ容器ハ玻璃共口小瓶ヲ撰ヒ優美ノ裝飾ヲ施シ六個  
又ハ十二個ヲ併セテ輕便ナル箱入トナシタルハ其用  
意洽シト云フベシ

京都府ノ出品中一二舶来品ヲ模擬シタルモノアリト  
雖モ尚ホ試製ニ属シ未タ以テ挙称スルニ足ラス其他  
新潟、茨城、愛知及富山ノ四県ニ於テ品質頗ル佳ナ  
ルモノアリ又静岡県ノ烏樟油ハ製法宜キヲ得能ク香  
油ノ原料ニ適シ且チ製額多クシテ輸出ヲ見ルハ嘉ス  
ベシ自余ノ出品見ルニ足ルモノナシ

##### 香蠟(鬢附梳油)

香蠟ノ出品ハ和歌山県最多数ヲ占メ大阪府之ニ次ク  
京都府及徳島、熊本、広島、三重、滋賀五県ノ出品  
モ亦少ラカス其他東京府及兵庫、新潟、茨城、愛知、  
静岡、青森、秋田、石川、富山、鳥取、島根、岡山、  
山口、愛媛、福岡、大分、佐賀、宮崎ノ諸県ニ於テ  
多少ノ出品アリ中ニ就キテ煉製宜シキヲ得香氣佳適  
包装輕便ニシテ價格廉ナルモノハ三府及兵庫、茨城、  
三重、滋賀、石川、広島、和歌山、徳島、熊本ノ各  
県ニ於テ之ヲ見ル其他ハ普通ノ製ニシテ特ニ評スヘ  
キモノナシ

包装ニ油ノ浸潤セルモノ多シ宜ク包紙等ニ注意スベ  
シ

##### 臙脂

臙脂ハ京都、大阪ノ二府及石川県ヨリ出品シ其數甚  
タ少シ就中京都府ノ出品ハ品質最モ佳良ニシテ他ニ  
其比類ヲ見ス大阪府ノ出品ハ價格甚タ廉ナルモ品質  
隨テ下レルハ惜ムヘシ石川県ノ干紅煉紅共ニ普通品  
ナリ

##### 白粉、水白粉、白粉下

この項の評語は全文を「鉛白粉から無鉛白粉へ」  
(第1章第5節)に収録したので、重複を避けてここ  
では省略するが、評語は東京府出品の無鉛白粉につ  
いては「品質概シテ粗ニシテ従来ノ白粉ニ比スヘキ  
モノナシ」とし、京都府ノ無鉛白粉についても「水白  
粉無害白粉アリ俱ニ見ルヘキモノナシ」としている。

審査官 全上ノ諸氏ノ他、中澤岩太

##### 齒磨

齒磨ハ三府十八県ヨリ出品シ總數二百二十一点ニシ  
テ粉状煉製及液体ノ三種アリ就中粉状ノモノ最モ多  
ク煉製液体ノ二種ヲ併セテ僅ニ九点ニ過キス東京及  
大阪ノ出品其過半ヲ占ム品質ニ於テハ三府及新潟、

岡山、広島、山口四県ノ出品中数種ノ良製佳品ヲ除キ他ハ堅硬粗末歯質ヲ害スルモノニアラサレハ柔軟極微磨擦ノ効ナキモノナリトイフモ敢テ過言ニアラサルベシ又價格甚タ不廉ニシテ一般ノ需用ニ適セサルモノアリ容器包装ハ箱及袋ヲ用キタルモノ過半ナリト雖モ玻璃瓶又ハ磁器漆器ヲ用イ艶装シタルモノ亦少カラス煉歯磨ハ化学的作用ニ依リ歯牙ヲ清潔ナラシムルニアルモノ今回ノ出品ハ概シテ普通ノ歯磨粉ニ澱粉、石鹼、「グリスリン」及芳香劑ヲ配合調煉シタルニ過キスシテ不溶解物甚タ多ク良品トスルニ足ルモノ少シ水歯磨ハ鹽素酸加里ノ水溶液ニ種々ノ藥品ヲ混和シタルモノニシテ寧ろ含嗽劑ト謂フモ不可ナキカ如シ

爰ニ聊カ当業者ノ反省ヲ促サント欲スルモノアリ原来歯磨ノ如キ日用品ハ成ルベク廉価ニシテ一般ノ需用ニ応スヘキニ徒ラニ不必要ノ薬剤ヲ調和シテ衛生上有効ナリト稱シ随テ價格ヲ貴クスルカ如キ或ハ歯牙ノ珞瑯質ヲ害セサルノミヲ目的トシ澱粉又ハ石鹼ヲ多量ニ混合シ却テ歯磨本来ノ効力ヲ失ハシムルカ如キ務メテ之ヲ避ケサルベカラス殊ニ澱粉ノ如キハ使用ノ際歯牙ノ間隙ニ密着残留シテ腐敗ノ憂アルヲ以テ歯磨粉ノ成分トシテ適当ナラサルモノト云フヘシ又硅石粉ハ歯質ヲ損傷スルモノナルコトハ当業者ノ夙ニ熟知スル所ナリ然ルニ今回ノ出品中尚ホ之ヲ混用スルモノ實ニ全數ノ十分ノ一ニ居ハ果シテ何ノ心ソヤ

#### 洗粉 附化粧雜品

洗粉ノ出品ハ三府十四県三十一點ニシテ其用途ハ化粧用ニ供スルニ在リ然レトモ其製概ネ粗悪ニシテ豆粉、麦粉、粘土、「ソーダ」等ニ硼酸、石鹼末及多少ノ芳香劑ヲ混シタルモノニ過キス粘土ノ如キハ脂質ヲ吸収スルノ性アリト雖モ洗淨ノ際共ニ溶解シ去ラスシテ残留スルヲ以テ其洗髮ニ供スルニ至リテハ最も適当セサルヲ認ム又多量ノ「ソーダ」ヲ用キタルモノハ膩垢ヲ除クノ効アルモ肌膚ヲ刺戟剝脱スルノ恐れアリ要スルニ化粧用トシテ取ニ足ルモノナシ 化粧水、白髮染、齒染粉及香料ノ類亦出品少カラスト雖モ特ニ見ルヘキモノナシ

#### 石鹼

石鹼ノ出品ヲ大別シテ化粧、洗濯及薬用ノ三種トス化粧石鹼ハ兵庫県ノ出品ニ於テ品質形状共ニ外品ニ劣ラサルモノヲ見ル事ヲ得タリ東京大坂ノ二府亦佳良ナルモノニ乏シカラス大坂府ハ専ラ形状ニ注意シ

テ廉価品多ク東京府ハ品質ノ撰択ニ務メテ稍高価ナルノ傾向アリ透明製ノ出陳其數少シトセス形状佳ナラサルニアラスト雖モ品質良好ナルモノニ乏シ鬚剃用ニハ棒状及粉状ノ二種アリテ共ニ實用ニ適セリ京都府ハ製法幼稚ニシテ粗悪見ルニ堪ヘス長崎、茨城、愛知、石川、広島及福岡ノ六県ハ製法猶未タ完全ナラスシテ游離脂肪又ハ亜爾加里ヲ含有スルモノ多ク其品質ニ比シテ価ノ不廉ナルモノアリ大分県ノ出品ハ極メテ粗製ニシテ化粧石鹼トシテ見ルヘカラス薬用石鹼ハ東京府及兵庫県ヨリ出品セリト雖モ其質粗ニシテ稱スルニ足ルモノナシ

包装中間々俳優等ノ肖像ノ陋卑ナル石版絵ヲ附スルモノアリ最モ厭フベシ宜シク草花等ノ優美艶麗ナルモノヲ撰フベキナリ又故ラニ桐箱ヲ装ヒ無用ノ費ヲ投シタルモノアリ須ラク用途ニ考ヘテ其適度ヲ誤ルナカランコトヲ要ス

石鹼ノ出品ハ前回ニ比シ大ニ其數ヲ増加シ形状包装及出陳ノ体裁ニ於テハ稍面目ヲ改メタリ然レトモ其品質ニ至リハシ概シテ進歩遅緩ニシテ化粧石鹼ノ如キ東京大坂及兵庫ノ食鹽分離法ヲ行ヒ器械ニ拠リテ煉製サレタルモノ數点ヲ除カハ總テ佳良ノモノナキヲ奈何セン其形状ハ巧ニ舶來品ヲ模シ一見良否ヲ判別シ難シト雖モ十ノ八九ハ多量ノ水分ヲ飽和シタル普通ノ椰子油入石鹼ナラサルハナシ

(注、洗濯石鹼の項を除く)

### 第5回内国勸業博覽会審査報告 (抜粋)

第5回内国勸業博覽会は明治36年3月1日～7月31日、大阪において開催された。化粧品に関する審査報告、石鹼に関する審査報告をそれぞれ抜粋して記載する。

第5回内国勸業博覽会審査報告 明治37年5月4日発行 第5回内国勸業博覽会事務局編纂

化粧品用品	審査官	高松豊吉(工学博士)、田村典瑞、金子錦二
	審査補助	林要治
	審査囑託	春元重助、平尾賛平、宮田辰次郎、杉本勤七
	審査補助(元品評人)	山下半兵衛
	品評人	熊谷九二太郎
石鹼	審査官	化粧品用品と同じ
	審査補助	化粧品用品と同じ
	審査囑託	春元重助、宮田辰次郎、平尾賛

平

化粧用品

化粧用品の出品総数一千三百九十五点ニシテ之ヲ前回ノ出品点数一千五百四十二比スレハ却テ百四十五点ヲ減少セリ是レ思フニ化粧用品ノ進歩セサル當時ニ在テハ等シク需用者ノ好ニ投スヘキ恰好ノモノナカリシモ爾後漸次進歩ノ結果逐ニ優勝劣敗ノ超勢を来シ不良ナル小品ノ壓倒セラレテ其ノ数ヲ減少シタルニ由ルナラン今回ノ出品ハ多少進歩ノ状を呈シ香料及ヒ包装ノ如キハ舶来品ヲ模シテ得タルモノアリト雖モ猶ホ未ダ輸入ヲ防遏スルニ足ラス之ヲ三十五年度ノ輸出入総額ニ徴スルニ左ノ如シ

三十五年輸入額

香油、香水、白粉、コスメチック、齒磨及薰香類  
172,462円

三十五年輸出額

香油、香水 62,201円  
齒磨 44,207円

其ノ他ハ不詳ナリ

前回以後数年間ニ於テ化粧品ノ需用著シク増加セシヲ以テ大ニ斯業ノ發達ヲ促シタリト雖モ未タ其ノ嗜好ヲ充タスニ足ラス是レ實ニ化粧品ノ一大要素タル香料ノ産出少ナキヲ以テナリ当業者或ハ云フ吾國ニ於テハ到底其ノ原料ヲ海外ニ仰カサルヘカラスト其ノ言理ナキニ非ス然レトモ或ハ内地培養ノ植物ヨリ之ヲ抽出スルコトヲ勉メ或ハ人工香料ノ製法ヲ研究シテ天然品ニ代用スルノ道ヲ講セハ将来斯業ノ發達上著大ノ便益ヲ得ヘシ

品種別の詳語も加えられている。

香油 是レ白絞油、椿油、綿実油、「オリーブ」油等ノ油類ニ香料ヲ加ヘタルモノニシテ二種アリーハ在来ノ香料麝香、龍腦、丁子油、烏樟油(黒文字油)、白檀其ノ他和漢ノ香料ヲ加ヘテ製シタルモノハ「ローズ」「ラヴェンダー」「ベルガモット」「バイオレット」等香水ノ原料ト同シキ舶来品ヲ加ヘテ製シタルモノナリ原油ハ精製宜シキヲ得タルモノアリト雖モ尚ホ遊離酸ヲ完ク除去シ能ハサルモノアリ近来鈹油ヲ使用スルニ方リ其ノ蛍光ヲ發シ一見従来ノ香油ト異ナルヲ以テ使用者ノ怪マンコトヲ恐れ「ニトロ」「ベンゾール」等ヲ注加シ尚ホ之ニ幾分植物油ヲ混用スルヲ常トス思フニ香油ハ精製宜シキヲ得ハ毫モ遊離酸ヲ含マス永ク使用スルモ変敗ノ恐レナク随テ頭髮ニ惡臭ヲ残スコトナク

価格モ植物油ニ比スレハ遙ニ低廉ナルヘケレハ当業者ハ将来一層其ノ応用法ヲ研究スヘシ

練油 其ノ原料香料共ニ在来ノモノニシテ特ニ進歩セルモノナシト雖モ或ハ多少ノ「ワセリン」ヲ混和シ或ハ単ニ「ワセリン」及ビ澱粉ノ混合物ニ香料ヲ加味セシモノアリ

香油中最モ多量ノ遊離酸ヲ含有スルモノハ広島県出品ノ梅花油ニシテ無水硫酸ニ計算シテ百分中1.152ヲ含ミ其ノ最モ少量ナルハ大阪府出品ノ白香油百分中0.033ナリトス又練油ニアリテハ最モ多量ノモノヲ広島県出品ノ練油百分中0.576トシ其ノ最少量ヲ東京府出品ノ「チック」百分中0.0493トス要スルニ製品中遊離酸ノ存在ハ原油精製不完全ノ結果ニシテ大ニ其ノ品質ヲ損スルヲ以テ当業者ハ能ク此ニ注意シ将来原油ノ精製ニカヲ尽スヘシ

白粉 尚ホ依然鉛製ノモノ多数ヲ占メ未タ他品ヲ以テ全ク之ニ換フルニ至ラサルハ甚タ遺憾ナリト雖モ漸次民間衛生思想ノ發達ニ伴ヒ逐ニ無鉛白粉ノ販売ヲ觀ルニ至リタルハ斯業ノ為メニ大ニ賀スヘキコト、ス而シテ無鉛白粉ハ主トシテ酸化亜鉛ヲ基礎トシ之ニ多少ノ香料及ビ他ノ物品ヲ添加シタルモノナレトモ酸化亜鉛ハ被覆力ニ乏シキヨリ尚ホ之ニ普通白粉ノ原料タル塩基性炭酸鉛ヲ混加シタルモノアリ是レ其ノ名ヲ偽ルノ甚シキモノト謂フヘシ本品今回ノ出品点数ハ略ホ前回ト相等シキモ練白粉ノ数甚タ多ク台湾製白粉ノ成分ハ単ニ白色ノ陶土ナリ

齒磨 本品ハ大阪府ノ出品最モ多シト雖モ品質ニ至テハ東京府ニ及ハサルモノ、如シ其ノ成分トシテ房州砂ノ如キ硅酸物ヲ混スルコト大ニ減シタリト雖モ一方ニ於テハ稍多量ノ澱粉ヲ混シ又鹽酸加里ニ代ユルニ硝石ヲ使用スルモノアリ是等ハ宜シク其ノ量ヲ制限スヘシ練齒磨ハ獨リ東京府長瀬富郎ノ出品稍可ナルモノアルノミニシテ将来大ニ其ノ製法ヲ改良スヘキモノ多シ其ノ他水齒磨、淨齒水及ヒ含嗽水等ハ一種ノ含嗽劑ニ過キシテ特ニ見ルヘキモノナシ

香水 本品ノ出品ハ其ノ品質大阪府ノ一二ヲ除ク外概ネ不良ニシテ酒精ノ臭氣ヲ帯ヒ香氣頗ル薄弱ナリ香料ハ薑、薔薇油ノ如キ舶来品ヲ使用スルモノアリト雖モ又麝香、龍腦ノ如キ従来使用セル香料ヲ以テ製シタルモノアリ包装、外箱、瓶ノ形状等ハ舶来品ヲ模シタルモノ多ク大阪府ノ出品中其ノ体裁ニ稍可ナルモノ二三ヲ認ム価格ハ同府野々村正太郎出品ノ外凡テ低廉ナリ香水ノ需用ハ今後益増加スルヲ以テ当業者ハ其ノ原料

タル香料法ノ製収法ハ勿論各種香料ノ調合法、酒精ノ精製法等ニ就キテ深く研究ヲ為シ以テ将来外国品ノ輸入ヲ防遏スルニ勉ムヘシ

化粧下 本品ハ水製及練製ノモノニシテ水製ハ概シテ硼酸「グリズリン」及香料ヲ適宜ノ水及ヒ酒精ニ溶解シタルモノナルモ或ハ之ニ苛性加里、硫酸「マグネシウム」硫酸曹達ヲ加ヘタルモノアリ又練製ハ「ワセリン」及ヒ「パラフィン」ヲ主成分トシ之ニ硼酸、酸化亜鉛、澱粉、苛性加里等及ヒ種々ノ香料ヲ混和シタルモノアルモ又「ワセリン」及ヒ「パラフィン」ノ代リ「オリーブ」油及ヒ白蠟等ヲ使用セルモノアリ此等ノ藥品中苛性加里ハ假令少量ナリトモ皮膚ヲ害スルノ慮アレハ使用セラサルヲ可トス

洗粉 本品ハ通常豆ノ粉ニ澱粉、硼砂曹達或ハ石鹼ヲ混シ之ニ香氣ヲ附與セルモノニ過キスト雖モ需用甚タ広く産額亦タ頗ル多シ今回ノ出品点数モ他ノ化粧品ノ前回ヨリ減少セルニ反シ却テ倍余ノ増加ヲ示セリ

紅 本品ハ京都府、大阪府、愛知県ヨリ十名ノ出品アリシノミ別ニ改良ノ点ヲ認メス愛知県ノ出品ハ色彩良好其ノ価モ廉ニシテ製造額モ亦タ多シ古来有名ナル京都府ノ出品者ハ今後大ニ奮發セサルヘカラス

石鹼の出品は化粧、洗濯、絹練、軟性、薬用、生地ノ6種類で、出品点数912中809は化粧石鹼であった。内、東京434、大阪241で、審査報告は「全般ニ就イテ之ヲ觀レハ品質佳良、価格低廉ニシテ形状意匠等ノ優美ナルモノアリ」とした上で、遊離脂肪、遊離アルカリ、多量ノ水分、澱粉等ノ含有を批判している。生産現況については次の見解を報告している。

#### 石鹼（抜粋）

本邦ニ於ケル石鹼製造業ハ近時漸ク進歩ノ状況ヲ呈シ東京及ヒ大阪ノ重ナル工場ニ於テハ蒸気機関若クハ瓦斯機関ヲ応用シテ練機、突出機、攪拌機等ヲ運転セシメ稍大仕掛ニ製造ヲ営ムノ結果其ノ産額逐年増加シ現今年額百五十萬圓ノ多キニ達シ當ニ内地ノ需用ニ充ルノミナラス其ノ幾分ヲ海外ニ輸出スルニ至リタルハ洵ニ賀スヘキ事トス然レトモ昨三十五年度ノ統計ニ拠レハ化粧及洗濯石鹼ノ輸出高二十萬一千圓ニ對シ其ノ輸入額ハ三十六萬六千圓余ナルヲ以テ業者ハ將來益々事業ノ拡張ヲ計リ製造法ノ改良ヲ勉メテ内外ノ需用ニ供給シ濫リニ代價ヲ低廉ニシテ粗悪ノ物品ヲ製造セサル様注意セサルヘカラス

## 香料輸入税免除に関する建議

明治三十九年九月五日

本年三月法律第十九號を以て改正せられたる關稅定率法輸入税表を検するに概して本邦に産出せざる原料には、多大の斟酌有之候は當然の事と思料致候處然るに唯り石鹼及び化粧品の主たる原料として使用候香料に至りては、全本邦に於ては産せざるものにも拘らず從來の稅率に比し、二倍若しくは三倍の増稅と相成り從來の稅率に於ても既に内地製品は低歩の協定稅率の保障を有する輸入既製品と競争するの餘地なく遅々として振はざるは當業者の常に遺憾とする所にして平素是等協定稅率の撤廢又は原料輸入税の全免を希圖して已まざる折柄今又更に苛重の稅率に課せられんとするは恰も當業の休止を命ぜられたると異なる所無之候

近時社會の進運に伴ひ内地に於いても又輸出先たる清國諸港に於いても總て石鹼・化粧品は香氣の強きものを嗜好するに至り配合の香料如何に依りて其の優劣を區別するものに候處改正定率法施行の結果は昨今漸く海外へ輸出して外國市場に競争を試むるに至りたるものは固より内地に於いても到底彼等協定稅率を有する既製品に敵すべくも候はず徒らに供手して輸入品の跋扈を傍觀するの外無之候今假りに當業者の利害得失は惜て問はず國家が之が為に利益ありとせば又已むを得ずとするもその結果は却て前述の如く既製品は低歩の關稅を潜り滔々として輸入せられ内地の生産は為に萎靡し延て輸出を社絶し數年を出ずして輸出入の差數百萬圓を算するに至るは蓋し明かなるべく候然らば國家の失ふ所は實に測る可からざるもの有之當業者の黙視する事態はざる所に御座候

茲に當業者の希望致候處は此際右等香料の輸入税を全廢し以て既製品の輸入を防遏して内地の産業を保護し大に海外へ輸出せんとするにあり希くは官民の間に立ちて之等多くの便宜を有せらるる貴所に於て如上の實際を御洞察何卒救済の道を講ぜられ度く希望の至りに不堪候

明治三十九年九月六日

東京小間物化粧品卸組合副頭取 長瀬富郎  
東京商業會議所會頭 中野武營殿

## 陳情書

部外品製造販売取締規則の化粧品への適用除外を  
求める陳情

明治44年6月

明治四十三年栃木県令第一号売薬部外品製造販売取

締規則同年静岡県令第十六号売薬部外品製剤取締規則及同四十五年京都府令第二十九号売薬部外品取締規則同年神奈川県令第二十号売薬部外品営業取締規則は一般化粧品業者に至大の関係を有し依て以て産業の発達を阻碍するものに候へば該規則中より化粧品に関するものを除外せられ度茲に其事由を具陳し謹て閣下の御清鑒を煩はす次第に御座候

右列挙の規則は府県に依りて適用の品目を異に致し居候も製造免許及請売免許に関する煩瑣の手續を要することに於ては何れも一致致し居候即ち弊組合員等の営業品たる化粧品は免許を受くるにあらざれば該規則実施の府県に於て販売することを得ざることに相成居候就中最も苦痛を感じ候は其府県に於て販売の免許を得候ときは其化粧品は何人が販売候も差支なきやに被存候にも拘らず販売人を異にする毎に販売の免許を受けざるべからざることには有之候其結果広く販売致居候商品は一般日用品として小間物化粧品店は勿論煙草荒物雜貨八百屋等の小商店商人杯に於て多く販売致居候ものに有之候へば煩瑣の手續を厭忌し全く其販売を中止候ものも出来可致候斯くては独り製造元に於ける損害の多大なるのみならず需要者にも亦不便を感ぜしむるに立至り可申当業者の到底忍ぶ能はざる所に御座候

抑も弊組合員等の営業品たる化粧品は何れも協定税率の保障に依れる低率輸入製品と激烈なる競争の下に漸く発達して近時大に海外輸出を見るに至りたるものにして前途有望の商品に御座候現に昨二十六議会に於ても新関稅定率法輸入稅表中是等化粧品の主要原料たる香料を全く無稅のことに政府提出案を可決せられたるが如きは是れ全く製造費を軽減し以て産業の発達輸出貿易奨励の趣旨に外ならずと信じ候然るに右の如き煩瑣にして統一なき圧制の取締規則を各地区々に施行せられ候ときは自立無意味の營業費を増加し一般販売價格に影響する所極めて大なるもの可有之と存候況や石鹼齒磨化粧品下等普通化粧品は衛生上何等危険の惧れなきものにしてまだ曾て人体に危害を加へたるもの有之候ことを承知仕らず候今如上の各府県令を比較対照仕候に齒磨化粧品は出願を要すとし白粉、石鹼は出願を要せずとするもの又石鹼、白粉も出願すべしと為し甚しくは藥品を配合したるもの又は効能を付して販売するものは出願を要すと為す等各府県取締の目的物の一定せざる適々以て該規則を実施し強ひて化粧品の発達

を阻碍するの必要なきを自ら証するものと存候且又一々其物品に用法、効用、用量を記載すべしと規定したるものの如きは全然用途を異にする売薬に準し之を律せんとするものに有之予て化粧品を売薬部外品と稱する不倫なる名称内に包括せんとするは不当の規定と存候

均しく是れ一帝国内に於て交通機關の発達したる今日尚各府県区々不便不利の規則を設け以て個人の營業に迫害を加ふること昔時封建時代に見るが如き統一なき規則の爲めに当業者は其適從する品を知るに迷う有様に御座候間化粧品製造販売に關しては曩に明治三十三年四月貴省令第十七号有害性著色料取締規則及び行政執行法に依らしめられ候か又は付設衛生試驗所の害否試験に依らしめ以て化粧品は各府県制定の營業部外品に関する取締規則中より除外せられ候か或は統一ある省令を以て更に化粧品のみに關する取締規則御制定御実施相成候か三者其の一を採択相成度様願の至りに堪へず候

右謹て陳情候也

明治四十四年六月

東京小間物化粧品卸商同業組合

組長 浅井 碩成

内務大臣法学博士男爵 平田東助殿

## 石鹼、化粧品に消費稅課稅反對陳情書

大正10年12月22日

目下御開会の財政經濟調查會稅制整理委員會に於いては弊組合員等の營業に屬する石鹼化粧品に就き新規課稅の目的物たらしむべく御調査中の由仄聞致候處石鹼化粧品は明治四十三年其主要原料たる輸入香料並に牛脂等に付廢減稅御實施以來の発達に係り最近漸く輸入品を駆逐し漸次輸出の増加を見るに至り尚大に其驥足を海外に伸ばさんとするに際し偶々此事あるは吾人当業者の大に痛恨事とする所に御座候加之是等石鹼化粧品は課稅の目的物として徵稅頗る煩瑣にして到底適當の稅源となるべき資格なく若し此際予て課稅の実現を見るが如き事有之候は、其弊の及ぶ所測るべからざるものあり今や折角生ぜんとする發芽を摘取せらるると一般繼續營業難致場合に立至り可申と憂懼に堪へず候而して課稅の御方針が印紙稅なりや將又製造稅なりやは承知不仕候へ共左に化粧品課稅不可能の次第を具陳し公明なる閣下の御裁斷を仰ぎ奉り候

抑も化粧品は原料と製品の區別截然せざるもの多く

例え白粉は塗料に紅は食用に或は絵具染料に椿油胡麻油は食用其他一般の用に供せらるる外直に頭髮用として使用せられ化学薬芳香薬又は植物性揮発油の如き或は洗粉の如き原料と製品との限界甚だ不明瞭にして其実際に当り苦情百出すべく又石鹼の如きも工業用洗濯用と化粧用の區別甚だ至難にして到底正衡を期す可らざる等当業品は課税の目的物として甚だ不適當と存候のみならず其結果は好奇心と負担を免れんとする消費者の情として自家用化粧品製造者の簇出を來し国民衛生保健上極めて危険事を誘致し且つ業者の生産を阻止するに至るべきは推定に難からざる所に御座候今此處に印紙税に依る場合製造税に依る場合とに區別し課税不可の實際を左に陳述致候

#### 印紙税課税不可能の理由

- 一、石鹼化粧品の原料は時価の高低甚しく印紙税課税の爲め製品に一定の売価を附すること絶対に不可能に御座候
- 二、石鹼化粧品は総て重量品に候へば運賃と至大の關係を有し運賃は商品価格の一部を成すが故に同一品にありても販売地の遠近及交通の便不便に依りて売価を異にせざるべからず印紙税課税の爲め予め売価を一定することは亦全然不可能に御座候
- 三、化粧品に課税の結果輸出品に対し戻税ありとするも之が申出より戻税に至る手数尠からざるべく就中石鹼化粧品の如き海外の於て不評を蒙れる一般輸出品と其輸出方法を異にし製造者に於て直接輸出の場合尠なく其多くは商標の声価に依り間接に第三者の手に依り輸出せらるるものなれば殊に此弊を免れざるは推定に難からず爲に商機を失し輸出を妨ぐるに至るべく且一度定価を附したるものは輸出先に於て販売困難に御座候
- 四、化粧品中香水香油白粉等量り売を爲すものにありては印紙を貼用することは元より不可能に御座候
- 五、石鹼化粧品の価格は配合の芳香如何によりて定まるもの多し然るに売買に際し包装を脱して之を決定するものに候へば貼付の印紙を破棄するにあらざれば鑑定すること能はず自然其の売買を不能ならしむることと相成候
- 六、化粧品中には気候の変遷に依り変敗分解又は自然蒸発等に依り貼付の印紙を脱離すること有之べく假令再貼付の便法ありとするも運賃の關係上実行困難之亦印紙貼用は不可能に御座候

七、石鹼化粧品に印紙税課税の場合に於て各地に散在する化粧品は何れも印紙貼付の爲め一旦之を仕入先へ還付し來るは明にして此場合之が製造元の判明せざるもの多かるべく是に對し一々問屋業者が製造元に代り印紙を貼付するは到底堪ふる所に無之又製造元に於ても一度販売したるものに印紙税を負担するは不可能にして若し之を強要するときは破産の続出を免れざるべくと存候

八、石鹼化粧品の小売業者中には煙草荒物八百屋行商等あり売業印紙税の如き煩瑣の規定に羈束せらるる時は之等兼業者は其の煩に堪へず營業中止するに至るべく之が爲め当業者は好個の販売機関を失う等販売者製造者共に失業者を続出するに至るべく候

尚以上列举の外化粧品及石鹼の盛に輸出を見るに至り候は最近のことにして之が主なる輸出先は支那印度南洋諸島に御座候然るに是等輸出先に於ては時に支那商人の不買同盟又は欧米品を以て邦品よりも優秀なりとする謬見の結果独り石鹼化粧品のみならず本邦製品にして自己の商標を明にし輸出を計ることは往々不利の結果を招致し目下は欧文を附し一見何国の製品なりやを明らかにせざるを歓迎するの傾向を脱せざるの時代に有之今之に課税せられんが爲に産地を明にし販売の開拓に尠からざる障害となるべく現に競争中の欧米製品に圧倒せられ将来益々有望なる輸出品の前途をして闇黒ならしむるの慘状を呈すべくと存候

#### 製造税課税不可能の理由

- 一、化粧品製造業の大部は家内工業に属し直に小売するものにありては定期的の検査を受くる迄貯蔵すること能はず如斯製造者は全国に亘り其数幾万なるを知らず之が取締は実に莫大の徴税費を投ずるに非ざれば以て負担の公平を期すること能はざるべく到底行はるべきことに無之と存候
- 二、石鹼化粧品は前述印紙税課税不可能の理由中第三号乃至第七号も亦製造税課税不可能の理由に共通するものにして検税証印は事実不可能に御座候

要するに課税の目的は歳入の増加に可有之と存候も全国の石鹼化粧品を併せ生産額三千万円と仮定し内輸出六百万円を除きたる二千四百万円も如上陳述せるが如く純然たる原料として販売せらるるもの又は課税の影響に依る生産の減少は三分の一即ち八百万円見當に



して之に対し仮に一割の重税を課せらるるとするも僅に八十万円前後にして内徴税費を控除する時は殆ど残余なきに至るべく而てその結果は内地産業の発達を阻害し諸物価騰貴非難の声高き折柄家庭必需品として下は紡績生糸等の工女に至るまで各階級の広き需要を有する石鹼化粧品を以て昂騰せしめ各人の負担を重くし外六百万円の輸出を杜絶せしめ歳入を増加せしめんとして徒に元子を萎靡せしむるに終るべく吾人当業者たるもの国費多端の秋に際し帝国財政の基礎を鞏固ならしむるに力を致すべきは当然の義務にして之を負担するに於い敢て人後に落つるものに無之候も叙上の如く其結果国家経済に及ぼす影響極めて大なるものあるに至りては当業者として沈黙致し難く敢て尊厳を冒瀆し石鹼化粧品に課税なからんことを謹みて陳情仕候

大正十年十二月二十二日

東京小間物化粧品卸商同業組合

副組長 小林富次郎

財政経済調査会税制整理委員会

委員長 男爵 郷 誠之助殿

### 香料十割輸入税の撤廃を求める陳情書

香料十割輸入税課税は業界あげての反対陳情にもかかわらず成立、大正13年7月29日(法律第24号)公布された。これに対し、翌年の議会で際し、原料用香料各項全部の削除を求めて陳情した。数次にわたって提出した陳情書中もっとも委曲をつくした陳情書である。

### 陳情書

工業用の主要原料にして而かも代用すべき国産品なき植物性揮発油及人造香料に対し十割の高率関税を課せられたる結果、当業者及び一般需用者の被るべき損害並に国家産業上の損害に付き謹で閣下の清鑑を奉仰候。

大正十三年七月二十九日法律第二十四號を以て発布相成候贅沢品等に関する関税改正法中 税表

95 植物性揮発油 1 芳香性のもの 134 麝香  
135 人造麝香 136 甘松 137 丁香 138 沈香  
139 白檀 221 ヴァニリン、クマリン、ヘリオトロピン其他別號に掲げざる類似の薫香性化学薬 229 の内人造香料

等の原料用香料に対し、不当苛重なる十割の関税を課せられ候は衛生生活の必需品たる見地より、常に優

良品の廉價供給を目的として、其發展に努め、且つ輸入品の防遏は素より、輸出貿易伸展に熱心従事しつつある我が石鹼、齒磨、化粧品製造工業者の従来の努力を徒勞に帰せしむるものに有之、惹いては、第二十六議會以来、本邦化学工業品中、健全なる発達を為し漸く輸入を防遏し生産額四千二百万円以上に達し来れる当業に多大の打撃を與へ、遂に其基礎を危くせしめ候は豫て唱道せられつつある産業奨励、入超即止、輸出促進の挙国的大方針にも相反するものと在候。申す迄もなく今回高率課税実施の原料用香料は、我が石鹼、齒磨、化粧品等の如き化学工業品の主要配合原料にして、而も代用すべき国産品なく殆ど悉く之を海外に仰がざるべからざるものに有之候に就ては、別紙数字に基く当業者の損害、需用者の損害、国家産業上の損害、輸出貿易上の損害、輸入を防遏し得ざる損害等に就て御熟慮の上充分御詮議被相下、当該法律中より原料用香料各項全部を削除相成べきやう願度、茲に別紙書類添付の上此段陳情候也。

大正十四年二月十日

東京小間物化粧品卸商同業組合 組長 宮本庄七

大阪化粧品同業組合 組長 中山太一

名古屋化粧品卸商組合 組長 宮田辰次郎

京都小間物化粧品卸商同業組合 組長 松尾喜七

横浜化粧品卸商同業組合 組長 葉山福之助

神戸石鹼化粧品業組合 組長 柴仁三郎

関税改正の爲め当事業者及び一般需用者の蒙るべき損害並に国家産業貿易上の損害

附A表、B表、C表及関税比較表

東京小間物化粧品卸商同業組合

大阪化粧品同業組合

名古屋化粧品卸商組合

京都小間物化粧品卸商同業組合

横浜化粧品卸商同業組合

神戸石鹼化粧品業組合

関税改正の爲め当事業者及び一般需用者の蒙るべき損害並に国家産業貿易上の損害

一、関税増額のために蒙る当業者損害の一例

(A表) 参照

其他之れに附随すべき損害

別表香料課税増額に伴ふ当業者の損失額並に之れを填補すべき方法としての製品値上額及び輸出入貿易上日本製品の蒙る不利益損害の豫想額

(イ)製造業者の損失額七分乃至三割、この損失を補填すべき製品値上額一割乃至三割五分

(ロ)輸出激減の豫想額約五百万円乃至六百五十万円の見込にして、本邦製品値上げの結果は貿易市場に於て欧米品との競争困難となるのみならず、僅か輸入香料に一割以下(現在五分香港無税)の関税を支払へる支那に於ける当業製品工場は、日本の十割課税によりて頓に活気を呈し、何れも工場の設備其地拡張の準備を為しつつある現状なれば、当業品第一の仕向地たる支那市場も失ふら至るべし。如斯は當に当業者の損失のみならず国家産業上の大なる損失にして本邦産業貿易発展上真に憂懼に堪えざる処なり

(ハ)輸入増加の豫想 參百五十萬円以上五百萬円増加の見込なり、即ち内地当業品値上げに伴ひ大正拾壹年度に於ける輸入総額壹百貳拾萬円のもの少なくも約三倍以上増加すべき見込にして、将来は其の拾倍にも及ばんかと豫想せらる

## 二、内地生産総額と輸出入額

### 大正十一年度石鹼齒磨化粧品類生産及輸出入價格表

品目	内地生産額	輸出額	輸入額
石鹼	25,325,780円	3,578,895円	434,900円
齒磨及化粧品	16,936,295円	5,894,879円	752,649円
合計	42,362,075円	9,473,774円	1,187,540円

### 大正十一年度香料生産及輸出入價格表

品目	内地生産額	輸出額	輸入額
原料用香料	300,000円	—	3,600,000円
合計	300,000円	—	3,600,000円

三、協定税率適用期間中更に日本当業者の蒙る不利益(B表)参照

## 四、價格値上げのために蒙る使用者の負担増額

衛生上の必需品として石鹼、齒磨、化粧品、香油の一人一ヶ月の使用額は僅か參拾錢(其最少額一日壹錢)と假定するも、平均二割の値上げにより使用者の蒙る負担額は一ケ年七拾貳錢、三割値上げとすれば壹円〇八錢にして、年約一戸四人として貳円八拾八錢乃至四円參拾貳錢の負担増加となる。

左に一ヶ月參拾錢使用の場合、六拾錢使用の場合、

九拾錢使用の場合を計上して之れを表示せば、  
石鹼、齒磨、化粧品、香油等の價格値上げによる使用者の一ケ年負担増額

1ヶ月1人の使用額	2割値上げとして1ヶ月	3割値上げとして1ヶ月	2割値上げとして1ケ年	3割値上げとして1ケ年
30錢として(1日1錢)	6錢	9錢	72錢	1円08錢
60錢として(1日2錢)	12錢	18錢	1円44錢	2円16錢
90錢として(1日3錢)	18錢	17錢	1円16錢	3円24錢
一家族を平均4人とせば1ヶ月の使用額(1人60錢として)2円40錢 1ケ年一家族の増加負担2割値上の場合5円76錢、3割値上の場合8円64錢				

如上表示の通り香料関税高率課税に基く製品の値上げに依る使用者の負担額は頗る増加す。殊に国民の如何なる階級に於ても日常生活の必需品として使用せる石鹼、齒磨、香油、化粧品等に如斯苛重の負担をなましむる事となるは、普選問題による納税資格をも撤廃せんとする今日の場合甚しく不合理なる処置と謂わざるべからず。

## 五、香料は内地生産品を以て充當緩和する事能はず

原料用香料は前項生産輸出入額に示すが如く一ケ年約四百萬円以上を要する實際所要額に対し、内地生産は僅かに參拾萬円前後を生産するに過ぎず、然も其製品たるや輸入原料に依る再製品多し依て真の内地品と云ふ事を得ざるものなり。如此現状に於て克く年額四千貳百餘萬円の石鹼、齒磨、化粧品に使用せらるゝ香料を緩和する事を得ざるは勿論、假令參拾萬円の内地品が全部純内地生産とするも当業の使用量に於て九牛の一毛に等しく、他は悉く外国よりの輸入原料に俟たざる可からざる実情なれば、到底高率課税の負担を減ずる為め内地品を以て緩和充當し能はざるは明かなり。

## 六、支那に於ける原料香料の輸入税も本邦に於ける其輸入税との比較

内地製石鹼、齒磨、化粧品の輸出第一市場は支那南岸なり。然るに支那に於ける香料の輸入税は僅かに壹割以下(現在五分香港無税)にして到底本邦の高率関税(改定拾割)と比較すべくもあらず、更に前項に述べた

る如く支那に於ける化粧品工業は本邦関税改正后既に勃興の徴あり、旁々本邦当業者の蒙る打撃は頗る大なるべき事、真に想像に餘りあるべし。

支那及南方に輸出する内地化粧品の関税関係  
(一打三円六十銭の原價と假定しての含有香料関税計算)

製産場所	一打の含有原料價格	香料輸入税	香料を除く輸入原料品及材料に対する輸入税負担額	合計
日本に工場を有する内地化粧品	(1割5分) 54銭	100% 54銭	50% 15銭3厘	1円33銭3厘
上海に工場を有する化粧品	(1割5分) 54銭	5% 2銭7厘	2% 6銭1厘2毛	62銭8厘2毛
香港に工場を有する化粧品	(1割5分) 54銭	無税	無税	54銭

#### 七、酒精造石税と協定輸入税との比較

本邦化粧品に使用せる原料香料に配合するアルコールは壹石壹百五拾円(現在使用のもの九十四パーセントのものなるに付百四拾壹円)といふ高率なる造石税を負担せるものを工業用原料としては使用しつつあるため、頗る製品の價格を高價ならしめ、殊に当業製品中比較的酒精を多量に使用せる水歯磨、化粧水、香水、フケトリ香水の如き特種製品は一層甚だしきものあり。然るに外国化粧品にありては原料用酒精に如斯高率税の負担あるものなし、之れが為め内地製品の特種なるものにありては従来に於てさへ外国化粧品と競争し能はざるもの多し、然るに外国品にありては、香料と酒精とを、配合せる加工製品に対し、協定輸入税により僅かに二割五分前後の関税を徴収せらるるに過ぎず、隨て内地製品は原料用香料の高率輸入税と酒精造石税の高率負担とに依り外国品との競争上其間非常に不利の立場にあり。

(C表) 参照

#### 八、香料を除く其他の原料材料の輸入税負担

本邦に於ける化粧品の原料並に材料等には輸入に俟

たざる可からざるものあり、然るに是等原料並に材料等には夫々相当の輸入税を課せられつつあるもの少なからざるを以て、外国製品と対照して加工上不利の地位にあり。

#### 九、輸入香料十割課税と協定諸外国品との比較

外国製品に対しては協定税率を適用せらるる期間あるにも不拘、本邦製品に使用する原料用輸入香料には法律第二十四號を以て直ちに十割といふ高率を課税せらるるが如きは、産業保護上頗る不合理なり。之がため内地生産品の外国に対抗する上に於て内地製産者の受くる損害は莫大なるのみならず、若し損失補填上当然為さざる可からざる高率課税に基く製品値上決行の結果は、貿易市場は勿論内地市場をも外国品の為めに失ふが如き事なきを保せず、斯の如き不合理なる政策は啻に当業の興廢に拘るのみならず本邦産業界の一大損害たるべし、依て当局は産業政策上緊急に適當なる解決を為されむ事を切望する。

#### 発売品一覧表 史料

その時代時代にどんな化粧品が販売されていたか。業界品の発売年次等については年表欄にも相当数収載したが、多くを割愛せざるを得なかつたし、発売年次の不明なものも少なくない。しかし、史料の中には明治時代等の業界品の発売元商品名をまとめたものもあり、幸に今日に残されているので、今回の編纂に際しそれらを見直し、資料の一部ではあるが、ここに収録して後日の参考に資することとした。

#### 明治三十四年以前の化粧品名

(平尾賛平商店五十年史より)

平尾賛平商店五十年史は「和洋化粧品名」として、品種別に「製造人姓名並品名」「種類又ハ定価」「一箱個数」を記載している。転載に際しては「製造人姓名並品名」の項のみにとどめ、他は割愛している。平尾賛平商店五十年史で「製造人」と記載されている場合それが「本舗」もしくは「発売元」とすべきではないかと思われる場合が見られるが、原文のまま収録した。

#### 和洋化粧品名

水白粉之部

製造人姓名	品名
平尾賛平製	小町水おしろい
平尾賛平製	眞美人

平尾賛平製	花くらべ	三輪善兵衛製	花の君
平尾賛平製	雪月花	三橋兎喜次郎製	美王煉白粉
平尾賛平製	ダイヤモンド水白粉	幾久園製	花の兄煉白粉
藤井惣右衛門製	若ざくら	松井號製	都の花
松澤八右衛門製	白露	山本逸造製	雪の艶
田中花王堂製	牡丹精	五溪堂製	新小町
赤心堂製	うら梅	金牡丹製	錦牡丹
田中花王堂製	ミカド白粉	中村藤吉製	白梅
脇田盛眞堂製	花王水白粉	伊藤鬼外堂製	梅の香煉白粉
佐野大和堂製	音羽菊水白粉	大野金城堂製	百猫煉白粉
伊藤鬼外堂製	菊の露	仁壽堂分店製	やまと錦
葉山商店製	ホワイトローズ <sup>マ</sup> 水白粉	山田篤三製	羽衣煉白粉
幾久園製	菊水		
大野金五郎製	ちごさくら	玉白粉之部	
三輪善兵衛製	花の君	大石好次郎製	麝香玉
比留間民造製	薔薇散水白粉	武井龍三製	おいらん玉白粉
守田重兵衛製	ばら白粉	伊藤仁壽堂製	化粧玉
斎藤吉次郎製	スマレ水白粉	山本逸造製	千代の玉
三橋兎喜次郎製	小町櫻	釜本商店製	唐の土 (通稱バツチリ)
三橋兎喜次郎製	美王水白粉		
三橋兎喜次郎製	花の色	粉白粉之部	
三橋兎喜次郎製	江戸じまん	平尾賛平製	日本美人
三橋兎喜次郎製	都鳥	平尾賛平製	小町白粉
三橋兎喜次郎製	江戸の花	松澤八右衛門製	富士見形
平尾賛平製	ばらの露水白粉	三輪善兵衛製	花の君
山本逸造製	友千鳥	和泉屋榮次郎製	艶牡丹
山本逸造製	花にしき	石田長吉製	十八番白粉
板橋百花堂製	櫻印水白粉	清水八右衛門製	君が代
平尾賛平製	佛蘭西美人水白粉	比留間民造製	薔薇散
		佐野大和堂製	音羽菊
		斎藤高三郎製	小町紙
煉白粉之部		大野金五郎製	ちごさくら濃厚
平尾賛平製	ダイヤモンド煉白粉	徳田多助製	涼風
平尾賛平製	佛蘭西美人煉白粉	伊藤仁壽堂製	やまと錦
藤井惣右衛門製	艶櫻	富岡初次郎製	千歳香
佐野小兵衛發賣	水晶煉白粉	三橋豊次郎製	花かつみ
松澤八右衛門製	花の雪	山本逸造製	八重かゞみ
田中花王堂製	牡丹精煉白粉	幾久園製	東菊
脇田盛眞堂製	花王煉白粉	三橋兎喜次郎製	別嬪香
脇田盛眞堂製	新花王	三橋兎喜次郎製	美人香
佐野大和堂製	音羽菊煉白粉	三橋兎喜次郎製	花の司
斎藤莊園堂製	都の花煉白粉	三橋兎喜次郎製	みすの内
斎藤吉次郎製	スマレ煉白粉	三橋兎喜次郎製	千鳥香
大野金五郎製	ちごさくら		

佐々木玄兵衛製  
三輪善兵衛發賣  
山本逸造製  
村上庄造發賣

化粧水之部  
平尾賛平製  
平尾賛平製  
山崎帝國堂製  
土屋國次郎製  
佐野小兵衛發賣  
森下喜野製  
田中花王堂製  
守田重兵衛製  
佐々木玄兵衛製  
板橋百花堂製  
三橋兎喜次郎製  
白山三實堂製  
奥村貞吉製  
安井孝輔製  
山崎太陽堂製  
武井龍三製  
長瀬富郎製

煉製化粧品之部

平尾賛平製  
清水作兵衛製  
山田篤三製  
山田篤三製  
山田直次郎製  
石黒尚天堂製  
柳下藤五郎製  
石田長吉製  
雨宮商店製  
久我兼吉製  
松澤常郎製  
近江屋善次郎製  
佐々木玄兵衛製  
岡本白牡丹製

粉齒磨之部  
平尾賛平製  
保全堂製

愛きう香  
夏しらず  
雪のつや  
ラブリー西洋白粉

小町水  
日本美人  
キレー水  
キメチンキ  
水晶白粉  
艶顔水  
テキメン水  
ばら化粧  
玉掌露  
ベルベット  
別嬪白粉  
キメジマン  
奇妙水  
錦水晶  
美白水  
アイス  
二八水

煉製日本美人  
乙女肌  
艶のはだ  
初雪  
かん菊  
雪の梅  
小町櫻  
美人肌  
薄紅梅  
煉リスリン  
蘭麝香  
花いかだ  
寒牡丹  
牡丹がほり  
ダイヤモンド  
花王散

福原有信製  
大野金五郎製  
大野金五郎製  
大野金五郎製  
小西南山堂製  
小西南山堂製  
安田大慾堂製  
安田大慾堂製  
安藤井筒堂製  
小林富次郎製  
丸善商店製  
丸善商店製  
藤巻藤衛製  
田中花王堂製  
松澤八右衛門製  
大石好次郎製  
織田三好堂製  
山崎太陽堂製  
平谷合資會社製  
齋藤吉次郎製  
三橋兎喜次郎製  
天野本店發賣  
長瀬富郎製  
武井龍三製

煉齒磨之部  
平尾賛平製  
福原有信製  
長瀬富郎  
松本伊兵衛製  
藤巻藤衛製  
三橋兎喜次郎製  
武井龍三製  
齋藤吉次郎製

煉油之部  
井善商店製  
武井龍三製  
守田重兵衛製  
守田重兵衛製  
製造元記載なし  
製造元記載なし

衛生粉齒磨  
めざまし  
貿易品メザマシ  
百猫齒磨  
漱玉散  
口中石鹼  
はこべしほ  
高等はこべしほ  
象印齒磨  
ライオン  
日の丸  
櫻はみがき  
エフ齒磨  
カチドキ  
黄袋齒磨  
百福齒磨  
水晶散  
ノーブル  
金庫齒磨  
梅香散  
白光散  
電話はみがき  
壽考散  
結晶粉齒磨

ダイヤモンド  
衛生煉齒磨  
鹿印煉齒磨  
大博士  
エフ齒磨  
三橋煉齒磨  
結晶齒磨  
赤帽印煉齒磨

井筒香スキ油  
ばらの香スキ油  
さくら香スキ油  
九重香スキ油  
西洋ヒゲピン付  
カスメチック

香水之部

平尾賛平製 官内省御用菊桐香水  
 平尾賛平製 二人子供豆香水  
 平尾賛平製 満庭芳香水  
 井善商店製 ばらの露  
 井善商店製 きくの露  
 武井龍三製 ばらの香香水  
 守田重兵衛製 素馨香  
 守田重兵衛製 白薔薇  
 守田重兵衛製 ワニラ香水  
 守田重兵衛製 スミレ香水  
 山崎塊一製 東香水  
 田中吉兵衛製 百日香水  
 松澤常吉製 日本ムスメ香水  
 松澤常吉製 イヒチラル  
 松澤常吉製 ペリヲトルピン香水  
 芳香堂製 羽衣香水  
 篠崎又兵衛製 キリン香水  
 同 大南京香水香油  
 同 利久香水香油  
 同 雲形香水香油  
 同 大切子香水香油  
 同 アラレ香水香油  
 同 筋入香水香油  
 同 美人香水香油  
 同 小竹香水香油  
 同 鹿ノ子香水香油  
 同 小切子香水香油  
 同 ホワイトローズ

詰替正味賣之部 (中味一升ニ付五合入二本也)

篠崎又兵衛製 賞花香水  
 同 賞花瀧印  
 同 賞花裏文字  
 同 賞花櫻印

香油之部

井善商店製 井筒油  
 井善商店製 八千代  
 佐々木玄兵衛製 美人かつら  
 武井龍三製 ばらの香油  
 吾妻屋商店製 あづま香油  
 篠崎又兵衛製 賞花香油

斎藤平助製

洗粉之部

平尾賛平製 日本美人洗粉  
 平尾賛平製 小町洗粉  
 宮城喜三郎製 樂屋洗粉  
 山崎塊一製 鶯香  
 佐々木玄兵衛製造 玉子糖  
 小松東助製 開花洗粉  
 伊勢屋商店製 三能洗粉  
 牛田商店製 プレスト洗粉  
 中村庄八製 姫柳  
 大野金五郎製 都ぬか  
 大野金五郎製 花玉洗粉  
 勝本治助製 東ぬか  
 山田有道製 松の友  
 細井美妙堂製 髪洗粉  
 石田盛櫻堂製 東美人洗粉  
 尾崎又三郎製 大和肌  
 榊みよし堂製 天狗洗粉  
 古田辰太郎製 雪の艶  
 酒井王盛堂製 鶏玉洗粉  
 北村三保堂製 歌舞伎洗粉

染料品及毛生品之部

益田第一堂製 ぬれがらす  
 汐見儀兵衛製 かめぶし  
 山崎塊一製 姫かつら  
 原田松白堂製 黛の色  
 玉置金八製 玉の艶  
 矢田猪平製 烏光油 (黒油)  
 矢田猪平製 うば玉 (白毛染)  
 山崎帝國堂製 縮毛直し  
 山崎帝國堂製 白毛染  
 川上藤兵衛製 白毛染  
 久我兼吉製 ヘアビゴール  
 山田篤三製 梅花水  
 田川商店製 烏翠膏 (白毛染)  
 大和屋商店製 萩の露 (水金下)  
 山崎帝國堂製 毛生液  
 山崎太陽堂製 毛養液  
 比留間民造製 金剛散 (粉金下)  
 汐見儀兵衛製 松緑

ひめかつら

松澤八右衛門製  
大和屋小兵衛製

香料品之部

平尾賛平製  
星野與兵衛製  
山田篤三製  
吉野惣兵衛製  
田中花王堂製  
白山三實堂製  
三橋兎喜次郎製  
清水作兵衛製  
山田篤三製  
木原季四郎製  
武井龍三製  
松澤常吉製  
大石好次郎製  
田中吉兵衛製  
田中吉兵衛製  
田中吉兵衛製  
田中吉兵衛製  
松澤常吉製  
平尾賛平製  
平尾賛平製  
井善製  
岸田市兵衛製  
岸田市兵衛製  
森下南陽堂製  
石田盛櫻堂製  
石田盛櫻堂製

石鹼之部

東京石鹼商會製  
東京石鹼商會製  
東京石鹼商會製  
長瀬富郎製  
佐々木玄兵衛製  
佐々木玄兵衛製  
鈴木保五郎製  
鈴木保五郎製  
西條重兵衛製  
稻生仁平製  
山田篤三製

美男桂 (くせ直し)  
茶ふし

菊の香 (一名匂ひ印籠)

人造麝香  
帝國人造麝香  
人造麝香  
人造麝香  
人造麝香  
煉麝香  
麝香液  
衛生麝香水  
麝香液  
人造麝香水  
雲南麝香水  
猫印麝香水  
同青猫印  
同赤猫印  
同福猫印  
薔薇麝香  
濃厚麝香液  
小町の袖 (匂袋)  
井筒麝香  
浪花麝香  
君が香  
金瑪麝香  
活動匂袋  
雪月花匂袋

自轉車印レース石鹼  
競馬印レース石鹼  
ボート印レース石鹼  
花王石鹼  
三能石鹼  
リスリン石鹼  
櫻石鹼  
蜂蜜石鹼  
日本一石鹼  
玉ノ肌石鹼  
輕便石鹼

武井龍三製  
岸田吟香製  
田中花王堂製  
田中花王堂製  
柳下藤五郎製  
白山勇次郎製  
柳下藤五郎製  
柳下藤五郎製  
淺井支店製  
淺井支店製  
大木口哲製  
扇橋製藥社製  
丸善商店製  
白山三實堂製  
井口由五郎製  
小林富次郎製  
小林富次郎製  
小林富次郎製  
小林富次郎製  
松澤常吉製  
松澤常吉製  
本林平三郎製  
山崎帝國堂製  
村上庄造製  
福見善助製  
福見善助製  
大野金五郎製  
日本石鹼會社製  
日本石鹼會社製  
日本石鹼會社製  
日本石鹼會社製  
說田商會製

(當時の型録より寫す) (原文の注)

改元記念第二輯東京小間物化粧品名鑑

(下巻) 抜粋

大正2年9月15日発行

発売元：東京小間物化粧品商報社

上下2巻、合計539P 20cm

明治から大正への改元記念として刊行された「東京小間物化粧品名鑑」は、大正期冒頭における東京小間物化粧品業の商品名と価格、発売元を記録したもので、商報社が東京小間物化粧品卸商同業組合の組合員に呼

びかけて編纂したものである。当時、東京で発売されていた商品のすべてとはいい難いが、ほとんどを収録していると見ていいであろう。名鑑は装粧品関係の小間物(上巻)も収録しているが、ここには化粧品類(下巻)の部の中から、紅、白粉、洗粉、化粧水、化粧下、クリーム、香水、香油、煉油、涅齒料、白髪染の部について、同一商品のサイズ違いを省いて商品名と本舗の商号氏名、製造元と異なる時は製造元を抜粋する。名鑑の項目中「定価又ハ小売価格、卸価格、一箱又ハ一梱ノ内容」は省略した。(商品名のみ旧漢字を用い、他は新字体とした。\*印は製造元。)

紅之部

品名	商号氏名
特製丸箱入パンドラホー紅	伊藤桜花園 伊藤柳次郎
舶來和製口紅、ホー紅各種	村田屋号 柳下藤五郎
ホー紅(和製舶來)各種	花王堂 田中吉兵衛
朝顔形ホー紅	伊藤桜花園 伊藤柳次郎
類紅	*仏国巴里 ロジヤ・ エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎
紅	伊勢屋 大貫幸吉
紅大中小各種	近江屋 天野源七
紅	笹屋号 森本支店
紅類各種	浅井本店
紅各種	水野弥吉
猪口紅	島村覚之助
猪口打附紅	柳屋 外池五郎三郎
大王川印上	紅かん 幡野諫蔵
唐草紅	同
彩色模様極上打附紅	三河屋 羽根田作兵衛
梅印太白三寸平盃打附紅	同
梅印青地松皮丸千茶打附紅	同
梅印唐草形大宇津打附紅	同
梅印本同判染付五寸打附紅	同
松印本同判染付三寸附紅	同
本同判染付豆猪口打附紅	同
黒刷毛女角中紅板	同
口紅(和製舶來)各種	花王堂 田中吉兵衛

寒製口紅各種	丸見屋商店 三輪善兵衛
小町紅正味但シ生紅	紅かん 幡野諫蔵
特製光紅	柳屋 外池五郎三郎
寒製小町紅次光正味	三河屋 羽根田作兵衛
極上細工用紅生正味	同
金地紅板	同
金地紅板	柳屋 外池五郎三郎
朱溜塗蒔繪附角大紅板	三河屋 羽根田作兵衛

白粉之部 (煉白粉、水白粉、打白粉、打粉、紙白粉、透明白粉等)

品名	商号氏名
インデアン粉白粉	*仏国巴里 ロジヤ・ エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎
色おしろい各種	ピアノヤ 井上為三郎
卍印香入唐焼	大和屋 藤井惣右衛門
ローヤル煉白粉特製	つやふきん 佐々木玄 兵衛
同水白粉	同
春霞白粉	伊勢吉本店 斎藤吉次郎
初日影	同
花のかほりパッチリ	花生堂 桑原喜藤治
花のかほり白粉	同
同粉白粉	同
花打粉	同
花桐白粉	伊勢吉本店 斎藤吉次郎
花こども御打粉	木野覚次郎
煉白粉花の雪	⑧大阪屋 松沢八右衛門
打白粉羽衣	同
花籠煉白粉	山篤商店 山田篤三
花籠水白粉	同
有効發明品粉おしろい 薄化粧花かゝ美	山本春育堂 山本逸造
花の露水白粉	花王堂 田中吉兵衛
花印最上本唐焼生白粉	寿美礼堂 斎藤鉄太郎
特製無鉛無亞鉛質花壽美禮白粉	同
特製無鉛無亞鉛質花壽美禮打白粉	同
同水白粉	同
花リボン水白粉	*香粧園 柏嶺堂 深井穎吉
花菱印煉白粉瓶	松林忠三郎
花菱印水白粉	同
紙白粉花輪	合資会社 大和屋商店
初櫻煉製おしろい	岡崎屋 栖原市太郎



初櫻水製おしろい	同	御粧水白粉	同上
初櫻煉製白粉	大和屋 藤井惣右衛門	輸 <sup>煉</sup> 粉 <sup>白</sup> ポット付、紙 <sup>白</sup> 粉、水 <sup>各</sup> 種	村田屋号 柳下藤五郎
初櫻水白粉	同	糺 <sup>白</sup> 粉、煉 <sup>白</sup> 粉 <sup>パッチリ</sup>	
初雪白粉煉製	御園商店 土井謹吾	乙女紙白粉	中島商店 中島代次郎
初雪白粉水製	同	白粉原料	柳屋 外池五郎三郎
匂ナシ初霜煉白粉正味	紅かん 幡野諫蔵	匂入正味、老松正味、白鶴正味、籠正味、極真流、色勝流、朝日流、この花流、花印流、櫻印流、梅印流、汁白粉	
初霜白粉匂付詰替計賣	同	若	徳井 西山栄蔵
初霜煉白粉	同	若櫻水おしろい	同
初霜水白粉	同	若櫻水白粉木口(麝香製)	大和屋 藤井惣右衛門
白牡丹白粉	東京莊園堂 齋藤桂蔵	濃白粉若紫粉白粉	紅かん 幡野諫蔵
パッチリ匂入白粉	伊勢吉本店 齋藤吉次郎	花王白粉	脇田盛真堂
パッチリ匂ナシ唐の土 <sup>大玉</sup> 各種 <sup>小玉</sup>	同	カシヤブーケタルカンパウダー	*米 <sup>国</sup> コルゲート会社 日本代理店
錦梅粉白粉	東京莊園堂 齋藤桂蔵	肉黄色無鉛	資生堂 福原有信
譽印煉白粉	花王堂 田中吉兵衛	煉白粉	かへで
同水白粉	同	花蝶印 <sup>ホワ</sup> 白粉 <sup>ホット</sup> 入	*仏 <sup>国</sup> 巴里 ポーショ イス会社 伊勢与 三枝代三郎
ポンペーア粉白粉	*仏 <sup>国</sup> エル・テイ・ ピーベル会社 播金 金沢金治郎	同水白粉	同
ポット入白粉各種	近江屋 天野源七	本唐焼角襟白粉	柳屋 外池五郎三郎
精製本唐焼白粉	寿美礼堂 齋藤鉄太郎	紙白粉(和製 <sup>船</sup> 來)各種	花王堂 田中吉兵衛
ベニス白粉(煉製、水製)	金城堂商店 飛川作次郎	唐土角白粉各種	近江屋 天野源七
ベラウワイオレット粉白粉	*仏 <sup>国</sup> 巴里 ロジヤ・ エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎	紙白粉和洋各種	同
ホワイト透明白粉	花王堂 田中吉兵衛	匂入唐焼白粉木箱	寿美礼堂 齋藤鉄太郎
ときわ白粉煉	伊藤桜花園 伊藤柳次郎	實用新案 紙白粉	*井上為三郎 紅緑堂 加藤朝之助
同水白粉	同	意匠鏡付紙白粉	鈴木大正堂 鈴木大吉
同粉白粉	同	實用新案 白粉各種	ピアノヤ 井上為三郎
ムスメ透明白粉	柏嶺堂 深井頼吉	專賣特許	同
透明白粉	東陽堂 浜田富三郎	吉野香	徳井 西山栄蔵
千代田白粉煉	山岸三之助	同粉おしろい	同
同水	同	大學小供白粉	矢野芳香園 矢野順蔵
リ、一煉白粉	近江屋 天野源七	大學煉白粉瓶	同
リ、一水白粉	同	大學水白粉	同
同透明白粉	同	大學粉白粉	同
音羽菊白粉	合資会社 大和屋商店	大學御顔直シ打粉	同
同水製煉製	同	大學樂屋用堅煉	同
音羽菊白粉粉製	同	玉錦煉白粉	百助商店 中居百助
御室白粉	都花園 刀根時三郎	同水白粉	同
御室水白粉	同	同玉おしろい	同
御粧白粉煉	*香粧園 柏嶺堂 深井頼吉	タルカンパップ	播金 金沢金治郎

米國製タルカンパウダー罐入粉白粉  
 玉櫻丸菓白粉肉白  
 束根白粉煉製  
 大正透明  
 大正水白粉  
 玉白粉肉色  
 玉白粉ホル  
 玉白粉正味各種  
 レート煉白粉瓶  
 レート水白粉  
 同粉白粉  
 同打白粉  
 艶櫻煉白粉(麝香製)  
 共口瓶入  
 月の花粉白粉  
 月の影打粉  
 紙白粉鶴紙白粉  
 鶴ノ友白粉  
 艶小町煉水白粉  
 煉製白粉  
 煉白粉匂入正味各種  
 煉白粉各種  
 煉白粉香入正味  
 煉白粉  
 煉製白粉  
 麝香龍腦入極上煉白粉正味  
 無害保證  
 蘭の露煉白粉  
 ラダー水白粉  
 ムスク煉白粉  
 同水白粉  
 舶來、和製打粉各種  
 打白粉類  
 夏化粧打白粉  
 月の花煉白粉  
 月の花水白粉  
 同紙白粉  
 クラブ白粉煉瓶  
 クラブ水白粉白淡桃色  
 クラブ白粉粉白粉白色、肉  
 同はき白粉

関口洋品店  
 大和屋 藤井惣右衛門  
 鈴木伸五郎  
 東京莊園堂 齋藤桂藏  
 同  
 ⑧大阪屋 松沢八右衛門  
 近江屋 天野源七  
 伊勢吉本店 齋藤吉次郎  
 平尾贊平  
 同  
 同  
 同  
 大和屋 藤井惣右衛門  
 東陽商会 高塚東太郎  
 信濃屋 松井権之助  
 合資会社 大和屋商店  
 合名会社 武井商店  
 ケーケー商会亀王堂  
 亀岡滝司  
 鈴木伸五郎  
 伊勢吉本店 齋藤吉次郎  
 近江屋 天野源七  
 柏嶺堂 深井頼吉  
 東陽堂 浜田富三郎  
 松林忠三郎  
 山本春育堂 山本逸造  
 柳屋 外池五郎三郎  
 柏嶺堂 深井頼吉  
 東京莊園堂 齋藤桂藏  
 同  
 村田屋号 柳下藤五郎  
 松林忠三郎  
 東京莊園堂 齋藤桂藏  
 東陽商会 高塚東太郎  
 同  
 同  
 中山太陽堂 中山太一  
 同  
 同  
 同

同打粉白粉  
 玉白粉雲井  
 雲ノ上白粉箱  
 雲ノ上水白粉瓶  
 雲ノ上粉白粉  
 クリティア粉白粉  
 薫司紙白粉  
 クラス煉白粉  
 クラス水白粉  
 群芳打白粉  
 同粉白粉  
 孔雀印襟角玉白粉  
 グレース水白粉  
 肉色無鉛やよひ  
 煉白粉  
 八千代白粉  
 松の雪煉白粉  
 源氏香白粉  
 源氏香粉白粉  
 フラワー煉白粉  
 フラワー白粉(水)  
 同水白粉  
 同美人水白粉  
 ふゆの花白粉煉製  
 芙蓉白粉  
 高等ふゆの花白粉水製  
 プラム煉白粉  
 同水白粉  
 ブーケムスク打粉  
 フェス白粉  
 富士の雪煉白粉  
 同水白粉  
 同打おしろい  
 粉白粉富士見湯  
 福原煉おしろい  
 プードルローヤル  
 フラーデ、アムール粉白粉  
 コロール透明白粉瓶  
 小判印煉白粉

同  
 ⑧大阪屋 松沢八右衛門  
 柳屋 外池五郎三郎  
 同  
 同  
 \*獨逸 ウルフソン会社  
 播金 金沢金治郎  
 百助商店 中居百助  
 群芳館 藤倉佐太郎  
 同  
 同  
 同  
 紅かん 幡野諫藏  
 島屋商店 鮫島広  
 資生堂 福原有信  
 合名会社 武井商店  
 三河屋 羽根田作兵衛  
 柳屋 外池五郎三郎  
 大和屋 藤井惣右衛門  
 花生堂 桑原喜藤治  
 同  
 同  
 同  
 鈴木伸五郎  
 松井号支店  
 鈴木伸五郎  
 東京莊園堂 齋藤桂藏  
 同  
 ケーケー商会亀王堂 亀  
 岡滝司  
 高橋初次郎  
 広屋商店 磯崎雄二  
 同  
 同  
 ⑧大阪屋 松沢八右衛門  
 資生堂 福原有信  
 つやふきん 佐々木玄  
 兵衛  
 \*仏国巴里 ロジヤ・  
 ガレー会社  
 播金 金沢金治郎  
 花王堂 田中吉兵衛  
 三実堂 白山勇次郎

小判印水白粉	同	菊童白粉	伊勢吉本店 齋藤吉次郎
小兒印壽々し香	群芳館 藤倉佐太郎	菊童薄化粧粉白粉	徳井 西山栄蔵
粉白粉打白粉顔直シ懐中持	三河屋 羽根田作兵衛	菊童粉白粉	大和屋 藤井惣右衛門
粉白粉類	近江屋 天野源七	菊の精粉白粉	寿美礼堂 齋藤鉄太郎
粉白粉類	鈴木伸五郎	菊印最上本唐焼生白粉木箱	同
粉白粉類	松林忠三郎	雪の梅煉白粉	よしや 西村力蔵
A印水白粉	紅緑堂 加藤朝之助	無鉛精製雪のつや瓶入	山本春育堂 山本逸造
へちまざらし衿おしろい	⑧大阪屋 松沢八右衛門	ねり白粉	同
電氣白粉	鈴木大正堂 鈴木大吉	有効發明品雪のつや	同
デンタルパウダー	*米国 コルゲート会社	粉おしろい	同
衛生御打白粉あせしらず袋	播金 金沢金治郎	有効發明品雪のつや	同
赤門煉白粉	賞華堂 徳田多助	玉白粉	同
赤門水白粉	合資会社 長瀬商会	バイフレット精製雪のつや	同
アイス白粉透明水白粉	同	ローズ匂入水白粉	同
愛國煉白粉	合名会社 武井商店	無鉛精製雪のつや壺形瓶入	同
同水白粉	東陽商会 高塚東太郎	ねり白粉	同
あせおさへ	同	麝香特製雪光印匂入角玉	同
汗よけ打白粉	杉山綱吉	唯一白粉	錦粧堂 堀田貫三
サイクルメン紙白粉	*星光園 柏嶺堂 深井穎吉	女神おしろい	合資会社 国香社
パウダーサチエット	*ドクトル・マックス	女寶白粉煉	*七星園 柏嶺堂 深井穎吉
サンタル紙白粉	レマン会社	同水白粉	同
菊の露煉白粉	伊勢与 三枝代三郎	明治白粉煉	信濃屋 松井権之助
同水白粉	紅緑堂 加藤朝之助	明治白粉水白粉	同
金花籠煉白粉	播金 金沢金治郎	ミカド煉白粉	花王堂 田中吉兵衛
同水白粉	平尾銃也	化粧粉ミメー <small>(汗おさへ 西洋白粉 打)</small>	大和屋 藤井惣右衛門
銀花籠煉白粉	同	峰の雪煉製	伊勢吉本店 齋藤吉次郎
同水白粉	山篤商店 山田篤三	都の花粉白粉	松井号支店
銀水透明白粉	同	都の花白粉	同
銀水白粉	同	水製白粉	鈴木伸五郎
祇園水白粉瓶	同	水白粉各種	近江屋 天野源七
祇園煉白粉	祇園堂 佐藤伝兵衛	都鳥汗押打粉	三河屋 羽根田作兵衛
君が薫打白粉	同	御鏡白粉	*星光園 柏嶺堂 深井穎吉
真正無鉛 錦粧白粉	百助商店 中居百助	御鏡水白粉	同
キューピット白粉煉	合資会社 錦粧堂 堀田商店	水製白粉	東陽堂 浜田富三郎
同水白粉	*齋藤一楽堂 杉山綱吉	都の花煉白粉	松林忠三郎
きく童白粉	同	都の花水白粉	東京莊園堂 齋藤桂蔵
薄化粧菊童粉白粉	東京莊園堂 齋藤桂蔵	同粉白粉	同
菊童白粉	紅かん 幡野諫蔵	都美人煉白粉	同
	柳屋 外池五郎三郎	都美人粉白粉	同
		登録商標 瑞穂白粉	柏嶺堂 深井穎吉

ミツホ透明水白粉	同	特製無鉛ひざくら水白粉	同
美津保打白粉	同	透明美生白粉	美生堂 長尾得三
三華白粉煉製	橘屋商店 菅佐原康治	美人印紙白粉	紅緑堂 加藤朝之助
同水製	同	美人印清涼あせうち粉	豊永堂 山口竹次郎
御幸紙白粉	鈴木大正堂 鈴木大吉	同特製	同
大正御幸白粉	同	美人紙白粉	中島商店 中島代次郎
都鳥おしろい	百助商店 中居百助	美人紙白粉白袋	同
御園煉白粉	*伊東胡蝶園	同青袋	同
御園水白粉	丸見屋商店 三輪善兵衛	特製美人紙白粉	*中島代二郎
御園粉白粉	同	本形	御園商店 土井謹吾
御園刷白粉(粉製)	同	ピアス煉白粉	山篤商店 山田篤三
同粉白粉(粉製ポット)	同	ピアス打白粉	同
同煉白粉(樂屋用)	同	ピアス打粉	同
御園おしろい(一名御園とのこ)	同	美人おしろい各種	島村覚之助
御園なでしこ(打白粉)	同	懷中香粉 美風香	柳沢御藏
御園御園なでしこ(かくし化粧)	同	一名肌化粧	
都美人紙白粉袋	中島商店 中島代次郎	清香(あせおさへ)	花王堂 田中吉兵衛
都鳥汗押打粉	三河屋 羽根田作兵衛	あせおさへ御打粉清々香紙箱入	寿美礼堂 斎藤鉄太郎
バイレットローズ匂入精製水白粉	山本春育堂 山本逸造	スノウ煉白粉	よしや 西村力蔵
濃化粧白菊粉白粉	紅かん 幡野諫蔵	スノウ水白粉	同
シングル白粉煉・水	錦粧堂号 堀田貫三	すゝし香打粉	伊勢吉本店 斎藤吉次郎
新花王白粉ネリ	脇田盛真堂	同打白粉	徳井 西山栄蔵
新花王白粉水	同	壽美禮煉り白粉瓶	寿美礼堂 斎藤鉄太郎
新都の花白粉	松井号支店	壽美禮水白粉	同
同特製	同	壽美禮玉白粉	同
新都の花水白粉	同	壽美禮粉製白粉	同
同粉白粉	同	壽美禮打化粧白粉	同
白菊白粉	伊勢吉本店 斎藤吉次郎	同粉製白粉	同
新都煉白粉	東京莊園堂 斎藤桂蔵	同打白粉	同
同特製	同	別製無鉛壽美禮煉り白粉	同
新都水白粉	同	別製無鉛壽美禮粉白粉	同
しら梅粉白粉	同	別製無鉛壽美禮水白粉	同
白妙打白粉	紅かん 幡野諫蔵	專賣特許壽美禮煉白粉	同
水白粉白露	②大阪屋 松澤八右衛門	封栓器壺入	同
美人ムスク煉白粉	花生堂桑原喜藤治	水晶白粉特製	合資会社 大和屋商店
同水白粉	同	同煉製無毒	同
姫櫻煉白粉	近江屋 天野源七	水晶紙白粉	同
姫櫻水白粉	同	あせ打、粉壽美禮香	紅緑堂 加藤朝之助
姫櫻粉白粉	同	スマレ印パウダーライズ	同
特製無鉛ひざくら煉白粉瓶	松林忠三郎	スワンおしろい煉製	木野覚次郎

洗粉之部

品名	商号氏名
加印紫・摺髪洗粉	大和屋 藤井惣右衛門
高等化粧 ☆ りづゝ洗粉	永井徳太郎
ミル入 ロース洗粉	柳屋 外池五郎三郎
専賣特許 パリー洗粉	*大阪 稲葉丹浜堂 日の出屋 井上鉄五郎
日本美人洗粉	平尾賛平
ホーサン洗粉袋入	東陽商会 高塚東太郎
登録商標 東京洗粉	志村松花園 志村民藏
オイラン洗粉	合名会社 武井商店
化粧用 芳香ワツセル洗粉	三友商会 村越伊平
高等髪洗粉	上田屋 下井喜兵衛
髪洗粉美人	岡崎屋 橋原市太郎
髪洗粉	彌商店 水野弥吉
タレモスクあらひ料袋入	日本実業商会 秦敏之
寶洗粉	伊勢吉本店 斎藤吉次郎 勉強堂本店 玉置合名会社
玉川あらひこ	百助商店 中居百助
玉椿髪洗粉	清見商店
レート洗粉	平尾賛平商店 平尾賛平
ツヤ洗粉	石丸東洋堂 石丸鶴吉
ツヤ髪洗粉	同
ツバメ洗粉	矢野芳香園 矢野順藏
樂屋名題洗粉	梅素亭 宮城喜三郎
特製名題洗粉	同
クラブ洗粉	*帝国化粧品俱樂部 中山太陽堂 中山太一
グレー髪洗粉	東陽商会 高塚東太郎
高等髪洗粉黒髪	合資会社 大和屋商店
黒カラス髪洗粉	杉山綱吉
八千代洗粉	合名会社 武井商店
ヤッコ	地球堂 田中丹治
薄化粧洗粉 ヤッコ	同
マーブル洗粉	紅緑堂 加藤朝之助
髪洗粉 マダム	地球堂 田中丹治
元祿髪洗粉	合名会社 武井商店

鶏玉洗粉	酒井玉盛堂 酒井半二郎
藤花印手洗粉	大和屋 藤井惣右衛門
富士かゝみ髪洗粉袋	長島屋 長島角太郎
ふけしらず髪洗粉	若松屋支店 小林安五郎
フノリ製髪洗粉	整広堂 井村栄吉
プレスト洗粉袋	合資会社 大和屋商店
登録 小久美髪洗粉袋	*田辺 柏嶺堂 深井穎吉
御所洗粉	柳屋 外池五郎三郎
小光洗粉	東陽商会 高塚東太郎
江戸川毛髪用洗粉	信濃屋 松井権之助
アイス洗粉罐入	*東京化粧品俱樂部 上州屋商店 神保文太郎
洗粉 洗面用、洗濯用、洗髪用 各種	村田屋号 柳下藤五郎
あづま髪洗粉	柳屋 外池五郎三郎
貴婦人印改良髪洗粉	伊勢吉本店 斎藤吉次郎
白あづき製錦粧洗粉	合資会社錦粧堂 堀田商店
菊代洗粉	茂木亀三郎
化粧用 三笠洗粉	後藤清太郎
美身料 ミツホ洗粉袋	柏嶺堂 深井穎吉
牡丹色 美津保髪洗粉袋	同
美人髪洗粉	東光園 益岡修治
ピアノ洗粉各種	ピアノヤ 井上為三郎
姫の柳洗粉	紅かん 幡野諫藏
美人髪洗粉袋	近江屋 天野源七
美生髪洗粉	美生堂 長尾得三
高等ゼブラ髪洗粉	鉄長号 田中彦太郎
特製壽美禮洗粉	壽美禮堂 斎藤鉄太郎
壽美禮洗粉	同
助六御髪洗粉	升屋 金田伸太郎

化粧水之部

品名	商号氏名
いろは化粧水	永井徳太郎
2472 イリスレキト	*仏国 エル・テイ・ ピーベル会社 尾張屋 山口幸次郎
ローヤル水	つやふきん 佐々木玄 兵衛
花籠化粧水	山篤商店 山田篤三

舶來クリーパンドラ化粧液  
ムニ優ル

肌自慢化粧水

花の友化粧水

花の露化粧水

化粧水 薔薇化粧

洗浴化粧液 花の露

二八水

肉色化粧液

ホーカー液(化粧液)

ベニス化粧水

乳色化粧水

化粧水 チプリ水

リキュド化粧水

御室四美禮の素(化粧水)

オリエン化粧水

化粧水 オイデルミン

乳白化粧水 レート

大學化粧水

大正化粧水

高千穂化粧水

月の花芳香液

同化粧水

ライム化粧水

卵乳劑 ランニ

化粧液

濃厚化粧液 ラベル

乳色

ラダー化粧液

クラブ化粧水

同美身乳液 化粧液

同 マッセー 溶液

乳白化粧水 グリスリム

八千代美顔液

プラチナ化粧香水原料

福娘化粧水

ブーケ化粧液(乳劑白粉)

入無鉛毒

フラワー水

ふゆの花化粧水

元祖小町水

ゴコ液

伊藤桜花園 伊藤柳次郎

東陽商会 高塚東太郎

岡崎屋 栖原市太郎

徳井 西山栄蔵

桜香 守田重兵衛

資生堂 福原有信

合資会社 長瀬商会

東陽堂 浜田富三郎

二八堂 堀越嘉太郎

金城堂商店 飛川作次郎

東陽堂 沢田富三郎

大阪屋 松沢常吉

ピアノヤ 井上為三郎

都花園 刀根時三郎

松井号支店 松井末次郎

資生堂 福原有信

平尾賛平

矢野芳香園 矢野順蔵

東京莊園堂 斎藤桂蔵

柏嶺堂 深井穎吉

東陽商会 高塚東太郎

同

ピアノヤ 井上為三郎

都花園 刀根時三郎

つやふきん 佐々木玄兵衛

柏嶺堂 深井穎吉

\*帝国化粧品俱樂部  
中山太陽堂 中山太一

同

同

\*井上為三郎  
紅緑堂 加藤朝之助

合名会社 武井商店

近江屋 天野源七

東陽商会 高塚東太郎

ケーケー商会 亀王堂  
亀岡滝司

花生堂 桑原喜藤治

鈴木伸五郎

平尾賛平

鈴木大正堂 鈴木大吉

ライラ エメラ化粧水

ツク 化粧水 艶美水

美顔電氣液

純白アール化粧液  
美顔料

化粧水 アリス

アルモンド化粧水

化粧水 アモール

アイス化粧水

アルモンド化粧水

サロモン氏乳白化粧水

化粧水 きめじまん

キューピット液

金花籠ゼリン

金花籠ベルツ式

金花籠化粧水

美顔料 錦粧水

白粉下

美顔料 祇園の花

化粧水

キレ一水

ローズ 有効化粧水

匂入

唯一化粧

メロン化粧液

化粧水 御園四季の花

化粧水 御園の露(一名御園)

水 トキ水

御幸化粧水

ミツホ化粧水

高等化粧料 菖蒲水瓶

シングル化粧 白色

ひざくら化粧水

化粧水 美生水

ビユウテイ

ピノール化粧水丸

ピノ化粧原料 テアマペロア

ゼリン化粧液

水晶化粧水

理容商会

紅緑堂 加藤朝之助

鈴木大正堂 鈴木大吉

愛国堂 山崎栄三郎

百助商店 中居百助

ピアノヤ 井上為三郎

井筒屋 安藤福太郎

合名会社 武井商店

脇田盛真堂

都花園 刀根時三郎

三実堂 白山勇次郎

\*斎藤一榮堂

杉山綱吉

山篤商店 山田篤三

同

同

合資会社 錦粧堂 堀田

商店

祇園堂 佐藤伝兵衛

山崎帝国堂

山本春育堂 山本逸造

錦粧堂号 堀田貫三

松緑堂 高橋栄吉

\*伊東胡蝶園

丸見屋商店 三輪善兵衛

同

鈴木大正堂 鈴木大吉

柏嶺堂 深井穎吉

寿美礼堂 斎藤鉄太郎

錦粧堂 堀田貫三

松林忠三郎

美生堂 長尾得三

山崎帝国堂

合名会社 武井商店

\*仏国ピノ会社

三國貿易株式会社 雜貨部

志村松花園 志村民蔵

合資会社 大和屋商店

化粧下之部

品名	商号氏名
一名改良花いかだ	永井徳太郎
ローヤルチエリー	つやふきん 佐々木玄兵衛
花籠艶のはだ	山篤商店 山田篤三
花の香化粧下	徳井 西山栄蔵
花いかだ雪の日	柏嶺堂 深井頼吉
あれしらず 初花	愛国堂 山崎栄三郎
花 筏	*柳屋支店 柳屋 外池五郎三郎
煉製日本美人	平尾賛平
白粉下類	松林忠三郎
乙女はだ	花王堂 田中吉兵衛
開花りすりん	岡崎屋 栖原市太郎
レートチエリー	平尾賛平
化粧下 つや美人	美生堂 長尾得三
美顔料化粧下 ツーメ	桜花堂 三木多助
艶小町化粧下	ケーケ商会亀王堂 亀岡滝司
専賣特許 高等化粧下ノブール	五友館 西森達也
クラブ美身ゼリー時計形	中山太陽堂 中山太一
福 娘	東陽商会 高塚東太郎
小判印煉リスリン	三実堂 白山勇次郎
天女印ウワセリン	紅緑堂 加藤朝之助
化粧下煉早乙女	美生堂 長尾得三
銀 世 界	山本春育堂 山本逸造
きめじまん煉リスリン	三実堂 白山勇次郎
ユニオン美顔料	ユニオン商店 古屋善平
雪競花イカダ	合名会社 武井商店
化粧下冬季用 雪の肌	合資会社 大和屋商店
雪 の 梅	尚天堂 石黒伊吉
美津保の雪	柏嶺堂 深井頼吉
東洋花美津保の雪	同
いかだ	
御園のつぼみ白粉下	丸見屋商店 三輪善兵衛
あれしらず化粧下 桃の花	井筒堂 安藤福太郎
西洋花 筏	東陽堂 浜田富三郎

スミルナ化粧料 松栄堂 服部重右衛門  
スミレ印ウワセリン 紅緑堂 加藤朝之助

クリーム之部(美顔用毛髪用)

品名	商号氏名
イリス印 ライムクリーム	紅緑堂 加藤朝之助
美顔用 いろはクリーム	永井徳太郎
毛髪用 いろはクリーム	同
ローレンス、シャンプー、クリーム	ローレンス商会 渡来徳太郎
パール美顔料	平尾鉄也
花ゆかり美顔クリーム 金カン入	紅かん 幡野諫蔵
ハイジニック、クリーム	つやふきん 佐々木玄兵衛
化粧下 ハイソホクリーム	*ハイソ商会 伊勢吉本店 斎藤吉次郎
クリーム花千代 製化粧下	木野覚次郎
美顔料 二蝶クリーム	寿美礼堂 斎藤鉄太郎
ボンペーア化粧用クリーム	*仏国 エル・テイ・ ピーペル会社 播金 金沢金治郎
ポンビアンマッサージクリーム	つやふきん 佐々木玄兵衛
ベサジクリーム	東陽堂 浜田富三郎
流動美身 リキユドクリーム	ピアノヤ 井上為三郎
カスガクリーム	日野屋潮華園 合資会 社小川商店
川蟬クリーム美顔料	清見商店
大學クリーム	矢野芳香園 矢野順蔵
都賀多クリーム	④大阪屋 松沢八右衛門
月の花クリーム	東陽商店 高塚東太郎
ライムクリーム	東陽堂 浜田富三郎
美髪用ライムクリーム	ピアノヤ 井上為三郎
グランドクリーム	太洋堂 中岡さだ
クリームレート	平尾賛平
クラブ美身クリーム瓶	中山太陽堂 中山太一
クラブ美顔用クリーム瓶 マッセー	同
クリームローヤル	つやふきん 佐々木玄兵衛
八千代クリーム美顔料	合名会社 武井商店
マリヤクリーム	紅緑堂 加藤朝之助

プラチナクリーム	同	インデアンローション	同上
ブーケムスク顔料クリーム	ケーケー商会亀王堂 亀岡滝司	4125 ロース香水	*仏国巴里 エル・テイ・ピーベル会社 尾張屋 山口幸次郎
化粧下プラチナクリーム	ピアノヤ 井上為三郎	ローズデシラ香水	*独逸 ウルフソン会社 播金 金沢金治郎
ゴコークリーム <small>毛髪用化粧用</small>	鈴木大正堂 鈴木大吉	バイヲレットローズ香水	東洋堂 高橋志摩五郎
電気クリーム化粧用	同	バイヲレット香水	同
デンタルクリーム	*米国 コルゲート会社 播金 金沢金治郎	馬頭印香水	同
アルモンドクリーム	脇田盛真堂	バイオレットパーム香水	*仏国 ベルトランド社 永広堂東京支店 今井信
純白 <small>美顔料</small> アートクリーム	愛国堂 山崎栄三郎	花香水	伊豆屋 田口庄太郎
化粧下アルモンドクリーム	ピアノヤ 井上為三郎	パーペンチ、ヤイン香水	*仏国巴里 ロジャ・エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎
サロモン氏クリーム	都花園 刀根時三郎	花籠香水	山篤商店 山田篤三
濃厚化粧液	山篤商店 山田篤三	蜂香水	大阪屋 松沢常吉
金花籠ゴールドクリーム	同	ニーモンヘー香水	東洋堂 高橋志摩五郎
同マッサージクリーム	*斎藤一楽堂 杉山綱吉	日本海花香水	寿美礼堂 斎藤鉄太郎
キューピットクレーム	伊勢吉本店 斎藤吉次郎	ニューモンヘー香水	*仏国 ベルトランド社 永広堂東京支店 今井信
毛髪用菊の馨クリーム	松緑堂 高橋栄吉	二號香水	和泉屋 杉村謙次郎
メロンクレーム美顔料	柏嶺堂 深井穎吉	星美人香水	太洋堂 中岡さだ
美顔料ミツホクリーム	百助商店 中居百助	ポンペーア香水	*仏国巴里 エル・テイ・ピーベル会社 播金 金沢金治郎
都菊クリーム	*伊東胡蝶園 丸見屋商店 三輪善兵衛	ホアデローズ香水	東洋堂 高橋志摩五郎
美顔料御園クレーム	尾張屋 山口幸次郎	ホワイトローズ香水	同
シトロナードクリーム	田村東京出張店	ホワイト香水	大阪屋 松沢常吉
ピオニー美顔クリーム	村田屋号 柳下藤五郎	ホワイトローズ香水	*独逸 ウルフソン会社 播金 金沢金治郎
美身料クレーム、ワセリン各種	ピアノヤ 井上為三郎	ポムペーアローション	*仏国 エル・テイ・ピーベル会社 播金 金沢金治郎
化粧下ピアノクレーム	山篤商店 山田篤三	ホワイトローズ香水	*仏国 ベルトランド社 永広堂東京支店 今井信
ピアスクリーム	東陽堂 浜田富三郎	衛生芳薫香水	*星光園 柏嶺堂 深井穎吉
美貌クリーム	柏嶺堂 深井穎吉	ベニス香水	金城堂商店 飛川作次郎
美顔料クリーム各種	平尾銚也	べーラム	丸善株式会社
スマレ化粧(クリーム)	柏嶺堂 深井穎吉	べーラム(衛生香水)	同
毛髪用 <small>ムスメ</small> スマレクリーム	関口洋品店	へりヲトロピン香水	東洋堂 高橋志摩五郎
米国製 <small>ステールマン、フレツクル</small> クリーム ソバカス専用		へリオトロップフケトリ化粧香水	近江屋 天野源七
	香水之部	ペリオトロ香水	大阪屋 松沢常吉
	品名	ベラ、ウワイオレットローション	*仏国巴里 ロジャ・エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎
	商号氏名		
一滴香水	平尾賛平		
一號香水	和泉屋 杉村謙次郎		
ゐづ、香水	井筒屋香油店 金原巳三郎		
インデアンヘイ香水	*仏国巴里 ロジャ・エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎		



ベラ、ウワイオレット香水	同上	ツル香水	*大崎組商會 合資会社 長瀬商會
ヘリオトロップ香水	同上	ツバメ香水	矢野芳香園 矢野順藏
ヘリオトロップローション	同上	ツボミ香水	脇田盛真堂
ベールラム(フケ取香水)	播金 金沢金治郎	ツミミ香水	松緑堂 高橋栄吉
特製一號香水	和泉屋 杉村謙次郎	ムスク製ツーマ香水	三木多助
理髪用トンボ香水	大阪屋 松沢常吉	ナシサス香水原料	*英国 ブッシ会社 播金 金沢金治郎
チプリー香水	*仏国 ベルトランド社 永広堂東京支店 今井信	香水原料ライン	関口洋品店
千代田香水	山岸三之助	3074 ライラン香水	*仏国 巴里 エル・テ イ・ビーベル会社 尾張屋 山口幸次郎
チエリー香水	高橋初次郎	ラベンダ香水	東洋堂 高橋志摩五郎
チームス(フケトリ)香水	寿美礼堂 齊藤鉄太郎	ムスク香水	大阪屋 松沢常吉
チベットムスク香水原料皮サック入	*英国 ブッシ会社 播金 金沢金治郎	登録商標ムスメ香水	志村松花園 志村民藏
チフロー香水	東洋堂 高橋志摩五郎	ムケツト香水	東洋堂 高橋志摩五郎
林檎製コロンプス歯香水	寿美礼堂 齊藤鉄太郎	ウチワ香水	*仏国 ジエフレ会社 播金 金沢金治郎
ソラツク香水	東洋堂 高橋志摩五郎	のみよけ床撒香水	島商店 島喜次郎
オドル(口中香水)	*英国 オドル製造会社 播金 金沢金治郎	クマノ一香水	鈴木伸五郎
登録商標オイラン香水	志村松花園 志村民藏	クリテイヤ香水	*独逸 ウルフソン会社 播金 金沢金治郎
オボ、ナックス香水	*仏国 ベルトランド社 永広堂東京支店 今井信	グランド香水	大洋堂 中岡さだ
懐中用ポケットオリヂナル	井筒堂 安藤福太郎	クラブ洗面香水	中山太陽堂 中山太一
原料香水オリヂナル	同	クラブキニーネ香水	同
ヲホ、ナークス香水	東洋堂 高橋志摩五郎	八千代香水	合名会社 武井商店
和洋香水各種	近江屋 天野源士	豆香水	東陽堂 浜田富三郎
和洋香水、歯香水、洗面香水各種	村田屋号 柳下藤五郎	万年原料香水	松緑堂 高橋栄吉
開花香水	岡崎屋 栖原市太郎	マグノリヤ香水	大阪屋 松沢常吉
ふりかけ用香水 隠美人	井筒堂 安藤福太郎	皮サック入原入香水	松緑堂 高橋栄吉
カシミアブーケ香水	*米国 コルゲート会社 三国雜貨部	フロリダ香水	東洋堂 高橋志摩五郎
紙香水	*英国 アトキシソン会社 三国雜貨店	フケトリキニー	近江屋 天野源七
川蟬香水	清見商店	實用吹香水 新案	ピアノヤ 井上為三郎
川蟬香水原料木サック入	同	フロラミーロシオン <sup>マ</sup>	*仏国 エル・テー・ ビーベル会社 尾張屋 山口幸次郎
華尼刺香水	桜香 守田重兵衛	フラワーデアムール香水	*仏国 巴里 ロジヤ・ ガレー会社 播金 金沢金治郎
カツミヤフラワー香水	東洋堂 高橋志摩五郎	フラワーローション	同上
ダリヤ香水	*仏国 巴里 ゼレフレ ー会社 伊勢与 三枝代三郎	ふけ取香水花立花	資生堂 福原有信
フケトリターキー	井筒屋香油店 金原巳三郎	フロラ一香水	柳屋 外池五郎三郎
ソジオブーケット香水	松緑堂 高橋栄吉	香水量賣用	東洋堂 高橋志摩五郎
素馨香香水	桜香 守田重兵衛	香水原料	同
		香水類	鈴木伸五郎

原料香水	井筒堂 安藤福太郎	金 薔 薇 香 水	御園商店 土井謹吾
香 水	東陽堂 浜田富三郎	金 蓋 香 水	柳屋 外池五郎三郎
香 水 類	松林忠三郎	金 ス ミ レ 香 水	伊豆屋 田口庄太郎
五 百 十 三 號 香 水	合資会社ヒーペルウインド トーマス商会東京出張所	フケトリ キーニン 香水	紅緑堂 加藤朝之助
香 水 各 種	島村覚之助	ハンカチ ーフ用 ユニオン香水	ユニオン商店 古屋善平
専 賣 特 許 懷 中 吹 香 水	井筒堂 安藤福太郎	萬能フ ケトリ ユニオン香水	同
4361 エ ス ペ リ ス 香 水	*仏国巴里 エル・テ イ・ビーペル会社 尾張屋 山口幸次郎	フケトリ 香 水 ユニオンキーニ	同
S 鳥 印 豆 香 水	三実堂 白山勇次郎	ユニオン頭髪香水	田村東京出張店
デ ス バ ン 香 水	*ピノリヤ社 永広堂東京支店 今井信	百 合 香 水	百合屋 宮本源太郎
電 氣 香 水	鈴木大正堂 鈴木大吉	特 製 都 香 水 美 麗 紙 箱 入	寿美礼堂 斉藤鉄太郎
デ ビ ニ ア 香 水	*独逸 ウルフソン会社 播金 金沢金治郎	都 香 水 美 麗 紙 箱 入	同
ア イ デ ア ル 香 水	東洋堂 高橋志摩五郎	化 粧 御 園 の 橘 香 水	*伊東胡蝶園 丸見屋商店 三輪善兵衛
赤 ブ ー ケ 香 水	ケーキ商会亀王堂 亀岡滝司	群 芳 御 園 香 精	同上
原料香水	井筒堂 安藤福太郎	ミツワ 三 百 番 り 、 一 香 水	丸見屋商店 三輪善兵衛
赤 帽 印 齒 香 水	寿美礼堂 斉藤鉄太郎	同 プ ー ケ ー	同
ア ケ ボ ノ 香 水	栄花園 北田正吉	同 ム ゲ ッ ト	同
サンタロール香水	東洋堂 高橋志摩五郎	同 ミ モ サ	同
櫻 香 水	寿美礼堂 斉藤鉄太郎	同 ホ ワ イ ト ロ ー ス	同
サンタリア香水	*仏国巴里 ロジヤ・ ガレー会社 播金 金沢金治郎	ミ ツ ホ 香 水	柏嶺堂 深井穎吉
サチエット(結晶香料)	松緑堂 高橋栄吉	芳 薰 御 寿 保 香 精	同
三 號 香 水	和泉屋 杉村鎌次郎	ミ カ ド 香 水	*仏国 ジエフレール会社 播金 金沢金治郎
サ ロ ン 香 水	広屋商店 磯崎雄二	白 薔 薇 香 水	和泉屋 杉村鎌次郎
サ ロ ン 香 水 二 號	同	ジ ャ ス ミ ン 香 水	*仏国 ベルトランド社 永広堂東京支店 今井信
101 金 ツ ー メ 香 水	桜花堂 三木多助	白 薔 薇 香 水	桜香 守田重兵衛
103 銀 ツ ー メ 香 水	同	シ ク ラ メ ン 香 水	松緑堂 高橋栄吉
金 鳥 香 水	*田中善進堂 花王堂 田中吉兵衛	ジ ャ ス ミ ン 香 水	東洋堂 高橋志摩五郎
菊 花 香 水	寿美礼堂 斉藤鉄太郎	ジ ャ ス ミ ン ロ ー ス 香 水	同
金ブーケ香水(原名ゴール) (ドブーケ)	ケーキ商会亀王堂 亀岡滝司	ジ ャ ス ミ ン フ ラ ワ ー 香 水	同
銀 ブ ー ケ 香 水	同	春 風 香 水	同
金 ツ ル 香 水	*大崎組商会 合資会社 長瀬商会	ジ ョ キ ク ラ ブ 香 水	同
キューピット香水	*斉藤一楽堂 杉山綱吉	賞 花 香 水	花王堂 田中吉兵衛
ふけ とり) 用金トンボ香水	大阪屋 松沢常吉	シ ン グ ル 香 水	錦粧堂 堀田貫三
祇 園 香 水	祇園堂 佐藤伝兵衛	登 録 商 標 白 薔 薇 香 水	志村松花園 志村民藏
		齒 香 水 シ ノ 、 メ	資生堂 福原有信

床屋用 美生香水	美生堂 長尾得三	ハイレット香油	東洋堂 高橋志摩五郎
ハンカチーフ用 美生香水	同	花旭香油	岡崎屋 栖原市太郎
ヒナ香水	*大崎組商會 合資会社 長瀬商會	椿製香油花壽美禮	大黒屋 酒井金次郎
ひざくら香水	松林忠三郎	花の香油	同
ピアノコロロン	ピアノヤ 井上為三郎	椿製香油花壽美禮	同
新発見 男子用 ピーチ香水	井筒堂 安藤福太郎	香油花椿	資生堂 福原有信
新発見 女子用 ピーチ香水	井筒堂 安藤福太郎	花籠香油	山篤商店 山田篤三
百花香水	和泉屋 杉村鎌次郎	茨香油	合名会社 武井商店
ヒバリ香水	栄昌堂 松井富久	特製茨香油	同
木犀香水	寿美礼堂 齊藤鉄太郎	梅花香油	柳屋 外池五郎三郎
モデル美人香水	御園商店 土井謹吾	花丁子香油	棚橋長次郎
モデル美人香水原料	同	梅花香油	福田号商店 福田源次郎
セダン香水	東洋堂 高橋志摩五郎	二號香油	柳屋 外池五郎三郎
スキートピー香水	田村東京出張店	ムスメ スマレ ホワイトオイル	柏嶺堂 深井顕吉
壽美麗香水	桜香 守田重兵衛	本島椿油菊形	大和屋 藤井惣右衛門
スプレナー	*仏国バリー ロジヤ・ ガレー会社 播金 金沢金治郎	本椿御水油	紅かん 幡野諫蔵
水仙香水	柳屋 外池五郎三郎	本島椿油	徳井 西井栄蔵
スマレ香水	平尾銃也	本島椿油	棚橋長次郎
香油之部		ホーカー五號香油	二八堂 堀越嘉太郎
品名	商号氏名	ホーカー眞正ツバキ油	同
香油 るづ、油	井筒屋香油店 金原巳三郎	竹皮口本椿香油	後藤清太郎
るづ、壽美禮	同	ポンペーア香油	*仏国 エル・テイ・ ビーベル会社 播金 金沢金治郎
英吉利	岡崎屋 栖原市太郎	本島椿油	柳屋 外池五郎三郎
インデアンプリアンチン香油	*仏国バリー ロジヤ・ エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎	本胡麻油	同
イギリス香水油	百助商店 中居百助	純良本島椿油	大黒屋 酒井金次郎
ロイヤル香油	つやふきん 佐々木玄兵衛	本島椿香油	東陽商會 高塚東太郎
ロイヤル椿	同	ホワイト香油	同
ロース香油	東洋堂 高橋志摩五郎	ベニス香油	金城堂商店 飛川作次郎
ロース香油	博昌堂 下山重太郎	丙號香油	和泉屋 杉村鎌次郎
ロース香油	三実堂 白山勇次郎	千代田香油	山岸三之助
ハナワ香油	大和屋 藤井惣右衛門	丁子油 其他髮油類	紅かん 幡野諫蔵
梅花水油	徳井 西山栄蔵	チエリーオイル	高橋初次郎
花旭香油	岡崎屋 栖原市太郎	千代ぬれ弱黒香油	東陽商會 高塚東太郎
花たば香油	内田商店 内田幾太郎	椿製 忠臣香油	大黒屋 酒井金次郎
花たば匂ナシ	同	丁字香油	柳屋 外池五郎三郎
		蝶兒印スマレ香油	林屋商店 林磯八
		柳清香油	柳屋 外池五郎三郎
		柳盛香油	同
		柳清香梅花白絞	紅かん 幡野諫蔵

柳清香梅花水油	德井 西山栄蔵	美髮用薰司香油	同
オシドリ香油	大阪屋 井上太兵衛	ふけし 柳香油	三河屋 羽根田作兵衛
サ印大奥香油	*星光園 柏嶺堂 深井穎吉	本島椿勺入柳香油	同
大島正椿油	伊豆屋 田口庄太郎	やまと香油	大和屋 藤井惣右衛門
大島椿油	合資会社 大和屋商店	ヤッコ 凧香油	柏嶺堂 深井穎吉
大御代香油	信濃屋 松井権之助	〇印純椿油	西條商店 山口忠三
乙號香油	和泉屋 杉村鎌次郎	やよい 椿	後藤清太郎
若松香油	中屋 小林六太郎	八重櫻香油	大黒屋 酒井金次郎
和洋香油ブリアンチン各種	村田屋号 柳下藤五郎	八千代	井筒屋香油店 金原巳三郎
開花香油	岡崎屋 栖原市太郎	松印椿香油	信濃屋 松井権之助
ガイゼル香油	柏嶺堂 深井穎吉	香油松印正味	梅ヶ香 田村庄太郎
開花油	德井 西山栄蔵	㊦印本島椿油	棚橋長次郎
香油竹印	梅ヶ香 田村庄太郎	㊦印椿油	同
玉菊香油	林屋商店 林磯八	松みどり香油	山崎屋 松田勘兵衛
正眞椿油	井筒屋香油店 金原巳三郎	登録商標 マルエス香油	志村松花園 志村民蔵
ツボミ香油	脇田盛真堂	瓊姿香油	柳屋 外池五郎三郎
艶香油水油	德井 西山栄蔵	ふゆの花香油	鈴木伸五郎
月の花香油	東陽商会 高塚東太郎	ブーケムスクオイル(舶來)	ケーケ商会亀王堂 亀岡滝司
竹皮口つばき香油	紅緑堂 加藤朝之助	ブーケムスク椿油本島香	同
つや菊香油	広屋商店 磯崎雄二	フケトリ香油	近江屋 天野源七
椿油	福田号支店 福田源次郎	普通香油	紅かん 幡野諫蔵
椿油	三実堂 白山勇次郎	新案 プラチナ香油	ピアノヤ 井上為三郎
本島椿油各種	林屋商店 林磯八	瓶栓	
ネーブル香油	大和屋 藤井惣右衛門	ブレーデンオイル	松緑堂 高橋栄吉
並香油一斗罐入各種	*星光園 柏嶺堂 深井穎吉	甲號香油	和泉屋 杉村鎌次郎
新製ランラン香油	福田号支店 福田源次郎	五號香油	柳屋 外池五郎三郎
ランラン香油	同	香油各種	島村覚之助
ムスク香油	大阪屋 松沢常吉	香油	福田号支店 福田源次郎
ウヅマキ香油	近江屋 天野源七	香油類	松林忠三郎
梅王香油	柏嶺堂 深井穎吉	香油	東陽堂 浜田富三郎
雨後香油	百合屋 宮本源太郎	純良製 御所櫻香油	大黒屋 酒井金次郎
梅ヶ香油	梅ヶ香 田村庄太郎	御所櫻香油	同
梅ヶ香油印	同	九重油優等	川崎清平出張店
梅香油	柳屋 外池五郎三郎	香油各種	近江屋 天野源七
專賣特許ノーブル香油	五友館 西森達也	鑛物製香油	紅かん 幡野諫蔵
雲井香油御水油	紅かん 幡野諫蔵	香油類	鈴木伸五郎
群芳香油	群芳館 藤倉佐太郎	香油	松井号支店
黒香油	東陽堂 浜田富三郎	香油一升罐入各種	*星光園 柏嶺堂 深井穎吉
雲井香油	中屋 小林六太郎		
薰司香油	百助商店 中居百助		

高等 椿油	凸 型 瓶	同	御 幸 椿 香 油	鈴木大正堂 鈴木大吉
エンゼル 香 油		エンゼル商会 市原六三郎	特 製 み や け 香 油	木村三宅堂 木村寅三郎
専賣 特許	エンゼル 香 油	同	み や け 油 ( 香 入 )	同
愛 國 椿 香 油		東陽商会 高塚東太郎	み や け 油 ( 香 ナ シ )	同
青 香 油		同	匂 ナ シ 印 椿 油	後藤清太郎
アルモンド 香 油		ピアノヤ 井上為三郎	本 美 津 保 香 油	柏嶺堂 深井穎吉
アルファ 香 油 特 製		後藤清太郎	ミ ヅ ホ 香 油	同
①バイオレット 青 香 油		合名会社 武井商店	御 鏡 香 油	*星光園 柏嶺堂 深井穎吉
ア ケ ボ ノ 香 油		栄花園 北田正吉	御 園 香 油	*伊東胡蝶園 丸見屋商店 三輪善兵衛
アイデア ル 香 油		東洋堂 高橋志摩五郎	シ ヤ ス ミ ン 香 油	東洋堂 高橋志摩五郎
あ づ ま 香 油		あづま香油店 山田巽	芳 香 入 白 油	柏嶺堂 深井穎吉
サ ロ ン 香 油		広屋商店 磯崎雄二	純 粹 本 島 椿 油	同
櫻 香 水 油		桜香 守田重兵衛	白 椿 香 油	同
別 製 櫻 の 香 油		同	島 産 椿 印 丸 瓶	*香粧園 柏嶺堂 深井穎吉
櫻 の 香 油		同	姫 か つ ら 香 油	喜之国屋 齊藤平助
三 號 香 油		柳屋 外池五郎三郎	ピ ア ス 實 用 香 油	山篤商店 山田篤三
最 上 香 油		岡崎屋 栖原市太郎	美 人 印 本 島 椿 油	豊永堂 山口竹次郎
さ く ら 油		よしや 西村力蔵	同 匂 入	同
サ ハ ラ 香 油		*佐原忠次郎 松井号支店	椿 製 ひ ざ く ら 香 油	松林忠三郎
菊 瓶 香 油		御園商店 土井謹吾	新案 瓶栓	ピアノヤ 井上為三郎
金 賞 椿 油 ( 青 色 )		都花園 刀根時三郎	姫 櫻 香 油	近江屋 天野源七
菊 園 香 油 ( 椿 製 )		大和屋 藤井惣右衛門	白 香 油 ピ ン ク オ イ ル	金城堂 飛川作次郎
キューピ ッ ト 香 油		*齊藤一楽堂 杉山綱吉	眞 正 美 人 印 大 島 椿 油	合資会社 大和屋商店
金 花 籠 香 油		山篤商店 山田篤三	高 等 美 生 椿 香 油	美生堂 長尾得三
銀 花 籠 香 油		同	美 生 香 油	同
アルモンド 油 製 錦 荘 香 油		合資会社錦粧堂 堀田商店	白 色 ス ウ キ ト ピ ー オ イ ル	大黒屋 酒井金次郎
改 良 香 油 菊 の 艶		合資会社 大和屋商店	ス ミ レ 香 油	平尾銑也
菊 花 フ ケ ト リ 香 油		伊豆屋 田口庄太郎	ス ミ レ 黒 香 油	同
祇 園 香 油		祇園堂 佐藤伝兵衛	椿 匂 入 ス ミ レ 香 油	合資会社 大和屋商店
金 七 星 ハ シ ゴ 印 椿 油		*星光園 柏嶺堂 深井穎吉		
椿 製 香 油 菊 水 香		紅かん 幡野諫蔵		
キ ン グ オ イ ル		同		
椿 製 菊 水 香 油		同		
菊 葉 製 水 油		徳井 西山栄蔵		
菊 椿 香 油		平尾銑也		
本 椿 製 ゆ り 香 油		伊豆屋 田口庄太郎		
ユ ニ オ ン 香 油		ユニオン商店 古屋善平		
唯 一 香 油		錦粧堂 堀田貫三		
			煉 油 之 部 ( 梳 油 、 鬢 附 、 コ ス メ チ ッ ク 、 ポ マ ー ド 、 ) プリアンチン、バンドリン等	
			品 名	商 号 氏 名
			インデアンコスメチック	*仏国巴里 ロジヤ・ エンド・ガレー会社 播金 金沢金治郎
			煉 油 すき油 るづ、壽美禮	井筒屋香油店 金原巴三郎
			煉 油 すき油 るづ、香罐入別	同

鬢付るづ、壽美禮	同	ヘリオトロップコスメチック	*仏国巴里 ロジャ・
ローズ煉香油	三実堂 白山勇次郎	ベラウワイオレットコスメチック	エンド・ガレー会社
パール煉香油	平尾銑也	ベラウワイオレットブリアンチン	播金 金沢金治郎
パール男子用	同	ヘリオトロップネリブリアン	同
パールポマード	同	煉香油チエリー	同
花籠ポマード	山篤商店 山田篤三	蝶兒印ブリアンチン	播金 金沢金治郎
同ブリアンチン	同	最良すき油柳絲香	高橋初次郎
梅花	徳井 西山栄蔵	松柳清香青煉梳油	林屋商店 林磯八
花籠印バンドリン	寿美礼堂 斉藤鉄太郎	柳清香びん付	資生堂 福原有信
花旭煉油	岡崎屋 栖原市太郎	若松香青白煉油	柳屋 外池五郎三郎
初冠煉油	同	和洋コスメチック各種	同
ハナワ香煉油	大和屋 藤井惣右衛門	若柳香びん付	中屋 小林六太郎
梅花香丸鬢付(紙包)	同	カスガオイル煉香油	村田屋号 柳下藤五郎
花たば(煉)香油	内田商店 内田幾太郎	川蟬美髪用ポマード	柳屋 外池五郎三郎
バンドリン(和製)各種	花王堂 田中吉兵衛	花蝶印 <sup>ホワイト</sup> ローズコスメチック	日野屋潮華園
バンドリン	*仏国巴里 ロジャ・	花鳥印ブリアン	合資会社 小川商店
花摘香煉油	エンド・ガレー会社	同煉香油	清見商店
同堅煉油	幡金 金沢金治郎	開花香煉香油	*仏国巴里、ポーショ
舶來、和製、バンドリン	百助商店 中居百助	開花香煉油	イス会社
舶來、和製、煉香油、ポマード各種	同	開花香びん付	伊勢与 三枝代三郎
バンドリン	村田屋号 柳下藤五郎	吉の香	伊豆屋 田口庄太郎
花丁子梳油	同	吉の香ピン付	同
同煉香油	東陽堂 浜田富三郎	最良びん附玉椿	岡崎屋 栖原市太郎
同ピン付油	棚橋長次郎	玉菊香煉油曲入	同
白椿製花丁子	同	玉柳香白煉油	同
茨印煉香油	紅緑堂 加藤朝之助	レコード煉香油	*大月茂三郎
茨ノ香梳油	合名会社 武井商店	ブリアンチン各種	杉山綱吉
同鬢付	同	煉ブリアンチン各種	同
バンドラポマード	伊藤桜花園 伊藤柳次郎	煉香油各種	同
ホーカー煉香油	二八堂 堀越嘉太郎	煉香油各種	資生堂 福原有信
ホーカー香	同	煉油各種	林屋商店 林磯八
ポンペーアコスメチック	*仏国 エル・テイ・	煉香油ライムパスター	柳屋 外池五郎三郎
同ブリアンチン	ピーペル会社	梅ヶ香びん付	清見商店
ホワイトローズネリブリアン	播金 金沢金治郎	梅ヶ香油青スキ油	同
ポメード(和製)各種	同	梅ヶ香油すき油	同
ホーサン煉香油	播金 金沢金治郎	梅ヶ香上すき油	同
ポマード	花王堂 田中吉兵衛	梅ヶ香切すき油	同
本艶黒油びん付	東陽商会 高塚東太郎		
ベニス煉香油	東陽堂 浜田富三郎		
	柳屋 外池五郎三郎		
	金城堂商店 飛川作次郎		

雲井煉玉油	紅かん 播野諫蔵	櫻香ピン付	桜香 守田重兵衛
同梳油	同	同梳油	同
薫司煉油	百助商店 中居百助	晒油びん付	柳屋 外池五郎三郎
同堅煉油	同	金花籠煉ブリアンチン	山篤商店 山田篤三
雲井香煉油	中屋 小林六太郎	銀花籠煉ブリアンチン	同
クラブ美髪用ポマード	中山太陽堂 中山太一	菊の香びん付	柳屋 外池五郎三郎
やまと香切梳油	大和屋 藤井惣右衛門	ゆりの香ピン付	伊豆屋 田口庄太郎
八重櫻香梳油	大黒屋 酒井金次郎	煉油ゆりの香	同
松金香曲物入すき油	徳井 西山栄蔵	みやこ香油スキ油	広屋商店 磯崎雄二
松尾びん付	岡崎屋 栖原市太郎	みどり香びん付	柳屋 外池五郎三郎
松金香鬢付	徳井 西山栄蔵	緑香梳油	同
松金香鬢付	よしや 西村力蔵	みやけピンツケ油	木村三宅堂 木村寅三郎
松金香すき油	同	みやけスキ油	同
源氏香煉油	百助商店 中居百助	御鏡煉香油	*星光園
同堅煉油	同	ミツホ煉香油	柏嶺堂 深井穎吉
けいし煉びん付	柳屋 外池五郎三郎	白玉瓶煉香油各種	柏嶺堂 深井穎吉
けいし煉梳油	同	しのゝめ香梳油	同
ブリアンチン	東陽堂 浜田富三郎	しのゝめ梳油	紅かん 幡野諫蔵
4348フィックス、コスメ、チック	*仏国巴里 エル・テイ・ピーベル会社	しのゝめ玉油	同
煉香油プラチナポマード	尾張屋 山口幸次郎	シクラメン煉ブリアン	松緑堂 高橋栄吉
馥郁香煉油	ピアノヤ 井上為三郎	白梅ハナワ香(スマイレ色)	大和屋 藤井惣右衛門
ブリアンチン(和製舶来)各種	中屋 小林六太郎	しら梅香角髪付	同
ブーケムスク煉香油(毛髪用)	花王堂 田中吉兵衛	しら梅梳油(白練)	同
クリーム)	ケケ商会 亀王堂	白梅香鬢付	徳井 西山栄蔵
フラーデアムールコスメチック	亀岡滝司	ヒゲチックモーニング	紅緑堂 加藤朝之助
フラーデアムールブリアンチン香油	*仏国巴里 ロジヤ・ガレー会社	ひげ油 八雲	資生堂 福原有信
ブレードンブリアンチン	播金 金沢金治郎	煉香油ビューターオイル	井筒堂 安藤福太郎
コスメチック及ヒゲチック(和洋製品)各種	同	洋式ピーチブリアンチン	同
コスメチック和洋各種	松緑堂 高橋栄吉	煉香油	山篤商店 山田篤三
コロン特別製煉香油	花王堂 田中吉兵衛	ピアス煉ブリアンチン	同
精製煉油五所櫻香ピン付	近江屋 天野源七	ピアスブリアンチン	近江屋 天野源七
コスメチック	清見商店	ヒゲチック和洋各種	平尾銚也
高等エンゼルポマード	大黒屋 酒井金次郎	スマイレ香油(ブリアンチン)	同
煉製	東陽堂 滝田富三郎	水晶一名パテントクリーム	合資会社 大和屋商店
A印ブリアンチン	エンゼル商会 市原六三郎	煉香油	
電気ポマード	紅緑堂 加藤朝之助		涅齒料之部
青判旗印切梳油	鈴木大正堂 鈴木大吉	品名	商号氏名
赤判旗印切梳油	大和屋 藤井惣右衛門	萩の露金下の水	合資会社 大和屋商店
アイデアルブリアンチン	同	茶附子	岡崎屋 栖原市太郎
	東洋堂 高橋志摩五郎	茶ふし	柳屋 外池五郎三郎
		金下各種	島村覚之助
		貝入煉金下梅の露	金城堂商店 飛川作次郎

柳 ぶ し 柳屋 外池五郎三郎  
 ④ 茶 ぶ し 合資会社 大和屋商店  
 ふ し の 粉 類 島村覚之助

白 髪 染 之 部

品 名	商 号 氏 名
パ ー ル しら毛 赤毛染	栄花園 北田正吉
白毛染 千代ぬれ羽	松栄堂 服部重右衛門
ベ ス ト 白 毛 染 瓶	平尾鉄也
八 千 代 白 髪 染	花王堂 田中吉兵衛
完全無害 白毛赤毛染八雲瓶	日野屋潮華園 合資会社 小川商店
赤毛白毛染京の花	*大熊京花堂 都花園 刀根時三郎
ミ ツ ワ 染 毛 料 特 製	丸見屋商店 三輪善兵衛
しらが染膏みどり	川上商店 藤森慶次郎
白 髪 染 黒 油	④大阪屋 松沢八右衛門
白 毛 染 各 種	村田屋号 柳下藤五郎
白 髪 染 ナ イ ス	丹平商会支店 森平兵衛
白 髪 黒 蝴 蝶	末広堂 宅間千吉
同 (煉製)	同

昭和期史料 I

売薬部外品取締規則に関する陳情書

今般政府御当局に於かせられては、売薬部外品取締に関する法令御制定の為、既にそれぞれの機関に御諮問の上原案御審議中の由に仄聞仕候処、右は従来区々に亘れる地方的の取締を統一して全国的の統制下に置かれんとする多年の懸案にして、時代の進進に伴う緊急切実の施設に有之御趣旨洵に結構の次第と奉存候就ては該法令の適用を受くる当組合化粧品業者の立場より仔細に之れを考察するに、実行上一二御修正致度き箇所有之、左に事情具陳敢て閣下の御清鑑を奉仰候

一、第六条中、売薬部外品はその容器又は被包に「売薬部外品なる文字」とあるを削除せられたきこと

化粧品に於てはその容器被包の意匠体裁は商標の重大性と共に商品の生命とする処にして、如何に内容品質の優秀を以てするも、その体裁美観の之れに伴はざるものはその真価を發揮する能はざるの憾あり、随てその体裁意匠は一種の商業芸術に属するものにして、之れに用ふる記号文字の如きは可及的少なきを以て絶体の要件とする実情にあるのみならず、その品種によりては形態の關係上「売薬部外品」なる文字を挿入するの不可能なるもの尠からず、殊に「売薬部外品」なる法令称呼をその商品の容器又は被包に記載するが如きは化粧品その他の一般被取締品にもその実例無く且つ商品の美観体裁の重要性に鑑み之れが削除方特に御考慮を願ひ度く候

二、第六条中、所在地明記に関する件

第六条に規定せられある営業所の「所在地」に関しては左の如く取扱はれんことを希望致候

(イ)容器被包には発売者の氏名又は商号の外営業所の所在地に就ては例へば「東京日本橋」の如く簡略なるものとせられ度きこと

(ロ)町名地番等は能書又は他の適當なる箇所に記入するを以て足れりとする

三、現に存する売薬部外品に対する規定適用に関する件

従来の法令に依りて発売せるものにして既に市場に散在する売薬部外品に対しては、本省令の適用を除外せられ度く、万一困難とせらるゝ場合には五年間の猶予期間を設けられ度きこと

以上は何れも当業者の實際的立場より見たる重要問題に有之、一に化粧品業界永遠の發達を念とせる一般



当業者の苦衷御賢察の上何卒特別の御詮議を以て可然  
御考慮相成度奉悃願候

右陳情候也

昭和七年五月十七日

東京小間物化粧品卸商同業組合

組長 岡島新太郎

委員 伊東栄、井田友平、井上太兵衛、  
高橋志摩五郎、中山太一、金原  
巳三郎、長瀬富郎、三輪善兵衛、  
小林富次郎、平尾賛平、安藤福  
太郎、桃谷順一

内務大臣 鈴木喜三郎閣下

中央衛生会委員

売薬部外品取締規則審査特別委員 (各通)

### 売薬部外品取締規則

昭和7年7月22日

内務省令第25号

第1条 本令に於いて売薬部外品と称するは左の各号  
の1に該当する効能ありとする薬物及内務大臣の指  
定する物を言ふ

- 1 疾病の予防又は皮膚障害の予防若くは除去
- 2 滋養、強壯、心身爽快又は身体諸機能の増進若  
くは抑止
- 3 皮膚組織の変更又は体臭の防止
- 4 脱毛の防止、毛生、除毛又は染毛
- 5 飲酒、喫煙其の他の習癖矯正

第2条 売薬部外品を発売せんとする者は品名、原料  
品名及其の分量、用法、用量並効能を記載し見本品  
を添へ主たる営業所所在地地方長官(東京府に在り  
ては警視總監以下之れに倣ふ)の免許を受くべし

第3条～第6条 (略)

第7条 地方長官は衛生上危害を生ずるの恐ありと認  
むるときは発売者に対し売薬部外品の原料品若くは  
その分量、用法、用量又は効能の変更を命ずることを  
得

第8条 地方長官は第2条若くは第3条の規定又は前  
条の処分に違反して販売する売薬部外品に関し明治  
33年法律第15号第1条の規定に依り処分することを  
得本令に基きて為したる処分に違反したる業者に  
関し又同じ

第9条 (略)

第10条 左の各号の1に該当する者は100円以下の罰

金又は拘留若くは科料に処す

1 第2条若くは第3条の規定に依り免許を受けざ  
る売薬部外品又は第2条若くは第3条の規定に依  
り提出する見本品に適合せざる売薬部外品を発売  
したる者

2～3 (略)

(以下略)

### 化粧品取締規則

昭和7年8月23日

警視庁令第24号

昭和13年7月庁令第22号改正

第1条 本令に於て化粧品と称するは左の各号の1に  
該当し、薬品、売薬及売薬部外品に非ざるものを言  
ふ

- 1 白粉、白粉下、化粧水、クリームの種類
- 2 紅、眉墨、洗粉、爪磨剤の種類
- 3 頭髪用香水、ポマード、チック、香油の種類
- 4 歯磨
- 5 其の他人体の美容衛生に直接関係ありと認むる  
もの

第2条 本令に依り警視總監に提出する届書は美濃紙  
を用ひ営業所所轄警察署を経由すべし

第3条 本令に依る届人にして未成年者又は禁治産者  
なるときは法定代理人、準禁治産者なるときは保佐  
人、妻なるときは夫の連署を要す

第4条 化粧品を発売せむとする者は左の事項を具し  
見本品を添へ警視總監に届出づべし但し他の庁府県  
に於て免許に係るものは第3号の事項に替るに免許  
証の写を添附すべし

- 1 住所、営業所、氏名、生年月日(法人に在りては  
其の名称、事務所所在地、代表者の氏名及定款の  
写)
- 2 名称
- 3 原料品名及其の分量(原料品にして成分不明な  
るときは定量分析表を添付すること)
- 4 用法、用量及効用

前項第2号乃至第4号の事項を変更せむとするとき  
は前項の手續を為すべし但し第2号の場合は見本品  
の添付を要せず

第5条 削除

第6条 削除

第7条 化粧品には容器又は被包にその名称及発売者  
の氏名(法人に在りては其の名称)又は商号並営業所

を明記すべし

第8条 化粧品が発売者所在不明3ヶ月に及びたるときは其の届は効力を失ふ

第9条 発売者左の各号の1に該当するときは10日以内に届出づべし

- 1 住所、営業所又は氏名(法人に在りては其の名称、事務所所在地)に移動を生じたとき
- 2 発売者の法定代理人、保佐人又は夫に移動を生じたとき
- 3 発売を廃止したとき
- 4 死亡(法人に在りては解散)又は失踪の宣告を受けたとき

前項第4号の場合には戸籍法の届出義務者(法人に在りては清算人)より其の手續を為すべし

第10条 化粧品にして衛生上危害を生ずる恐ありと認めたるときは発売者に対し原料品若は其の分量、用法、用量又は効用の変更を命ずることあるべし

第11条 左の各号の1に該当したるときは其の発売を停止又は禁止することあるべし

- 1 化粧品にして衛生上危害を生ずる恐ありと認めたるとき
- 2 本令又は本令に基きて発する命令に違反したるとき

第12条 本令の執行に関し明治33年法律第15号第2条規定の職権を行ふことあるべし

第13条 第4条第7条及第9条の規定に違反し又は第10条及第11条の処分に違反したる者は拘留又は科料に処す

第14条 化粧品の発売者が未成年者、禁治産者又は法人なるときは本令の罰則は之を法定代理人又は代表者に適用す但その業務に関し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第15条 化粧品の発売者はその代理人戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者にして其の業務に関し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て処罰を免ることを得ず

附則

第16条 本令は昭和7年9月1日より之を施行す(以下略)

## 化粧品営業取締規則

化粧品取締規則(警視庁令第24号)は戦局の苛烈化に伴い、昭和15年9月24日に廃止され、化粧品

営業取締規則に代った。その結果、第1条の化粧品の定義に化粧石鹼が加わり、「化粧品を輸入若くは移入して販売する者は発売者と看做す」が取り入れられるなどの他、従来の届出制が廃止されて、発売者は「主たる営業所に化粧品名、原料品名及分量を明記したものを備え置くべし」と変更されている。

昭和15年9月14日改正

警視庁令第39号

化粧品営業取締規則左の通り定む

### 化粧品営業取締規則

第1条 本令に於て化粧品営業者(以下単に営業者と称す)と称するは左の各号の1に該当し薬品、売薬及売薬部外品に非ざるものを発売又は請売を為す者を言ふ

- 1 白粉下、化粧水「クリーム」の類
- 2 紅、眉墨、爪磨剤の類
- 3 頭髪用香水、「ポマード」、「チック」、香油の類
- 4 洗粉、化粧石鹼の類
- 5 齒磨
- 6 その他人体の美容衛生に直接関係ありと認むるもの

化粧品を輸入若くは移入して販売する者は発売者と看做す

第2条 化粧品発売者は化粧品の容器又は被包に品名、発売者の氏名(法人に在りてはその名称)若は商号及主たる営業所を明記すべし

第3条 発売者は主たる営業所に化粧品名、原料品名及分量を明記したるものを備へ置くべし

第4条 化粧品の効用に関しては文書、言語その他何等の方法を以てするを問はず虚偽誇大の広告を為すことを得ず

第5条 化粧品にして公害を生ずるの恐ありと認めたるときは発売者に対しその品名、原料品名若は其の分量、用量又は効用の変更を命ずることあるべし

第6条 (略)

第7条 左の各号の1に該当したるときはその化粧品の発売を禁止若は停止することあるべし

- 1 化粧品にして衛生上危害を生ずるの恐ありと認めたるとき
- 2 本令又は本令に基きて発する命令に違反したるとき

前項の規定により発売を禁止せられたる化粧品は之

を請売することを得ず

第8条 第2条乃至第4条及第7条第2項の規定に違反し若は第5条及第7条第1項の規定に依る命令に違反したる者は拘留又は科料に処す

(以下略)

## シトロネラ油外二種類ノ香料関税問題ニ関スル陳情書

昭和10年12月28日

「香料関税問題ニ関スル陳情書」は当時の香料と化粧品石鹼との関連事情を述べている。

### 陳情書

今般政府御当局ニ於カレテハ台湾ニ於ケル香料植物栽培事業保護ノ為メ、シトロネラ油等数種ニ対シ新ニ関税賦課ノ御内議アリ近ク関税調査委員会ニ御附議ノ上今期議會ニ御提案ノ御予定ナルヤニ仄聞致候処、右栽培事業タルヤ未ダ漸ク我国ニ於テ産出ノ萌芽ヲ發シタル程度ノモノニシテ、從テ其ノ生産品ハ數量ニ於テ内地需要ノ僅少部分ヲ充タシ得ルニ過ギザルノミナラズ其ノ品質ニ於テモ到底舶來品ニ代置シ能ハザルモノニシテ、之レヲ保護センガ為メニ多年産業ノ振興ニ多大ノ苦心努力ヲ拂ヒ來レル吾等化粧品石鹼製造業者ニ忍ビ難キ苦痛ヲ与エ、加フルニ香料ヲ原料トスル生産品ノ海外發展ニ対シテモ甚大ノ打撃ト可相成候。勿論吾等化粧品石鹼製造業者ト雖モ将来發達ノ見込アル幼稚産業ヲ保護スル為メ其ノ健全ナル發育ヲ遂ゲル迄ノ間保護関税ヲ設ケルニ反対スルモノニハ無之候ヘドモ今回ノ改正ニ依リ保護セラレントスル「シトロネラ油」外二三種ノ如キハ既に拾数年ノ年月ヲ經過シタルニモ不拘、尚ホ其ノ品質成分ニ於テ輸入品ニ代置シ得ルニ至ラザル自然的農産物ニ有之、併カモ其ノ原因ガ台湾ノ氣候風土ノ不適ナルニ基因スルモノトスレバ之ノ産業ノ發達ハ百年河清ヲ待ツニ等シキモノトス可ク、斯クノ如キハ國産保護ノ美名ノ下ニ消費大衆ヲ犠牲トシテ少数香料栽培業者ヲ永久ニ不当ニ保護スル結果トモ相成ル可シト存候間右ハ従前ノ通り無税品トシ香料原料植物ノ栽培ニ対シテハ別ニ適當ナル指導誘掖ノ方法ヲ講ゼラレ以テ香料工業獨立ノ大成ヲ他日二期セラレ候様相願度左ニ情ヲ具シテ閣下ノ御清鑑ヲ奉仰候。

一、「シトロネラ油」「レモングラス油」「イオノーオン油」ハ国民衛生上ノ必需品タル石鹼ノ主要原料ノ一ニシテ之ニ対スル課税ハ大正十四年四月御改正ノ関税定率法ノ趣旨ニ反ス。

香料ニ関スル関税制度ハ古キ沿革ヲ有シ居り候ヘド

モ重要ナル産業ノ原料品トシテ長ク無税ナリシ処、大正十三年七月所謂贅沢品関税ノ名ノ下ニ一律十割ノ高率関税ヲ賦課セラレ其ノ後「シトロネラ油」以下二十四種ハ国民ノ保健衛生上ノ必需品タル石鹼ノ主要原料ノ一ナルガ故ニ之レニ高率ノ関税ヲ賦課スルハ不当ナリトノ理由ニ依リ実施僅カ十月ニシテ廢止セラレタルモノニシテ適當ナル國産品産出ノ見込確立スルニ至ラザル限り之レニ課税セラル、コトハ當時ノ改正趣旨ニ反スル次第ニシテ、国民ノ保健衛生上ノ見地ヨリ見テ慎重ニ考慮セラル可キ儀ト存候

二、化粧品石鹼製造業ノ経営ヲ困難ナラシメ、今ヤ漸ク輸出振興期ニ入ラントシツ、アル当業ノ發達ヲ阻害ス

「シトロネラ油」外二点ノ無税品ニ高率ノ関税ヲ賦課セラル、ニ於テハ、之レヲ原料トスル化粧品石鹼ガ最近数年間ニ亘ル各種原料品ノ統騰ニモ拘ラズ消費大衆ノ購買力不振ヲ支障ヲ生ズ可ク、欺クテハ邦家産業上ノ由々敷大事ト存候

三、特ニ保護セントスル國産香料ハ未ダ試験時代ヲ出デズ、數量僅少ナル上ニ品質又舶來品ノ代用品トスルニ足ラズ、併カモ其ノ改良ハ至難ナリ

新ニ関税ヲ賦課セラレントスル「シトロネラ油」並ニ「レモングラス油」ノ如キ若シ台湾産ノモノニテ品質數量共ニ優ニ輸入品ニ代用シ得ル可能性アルニ於テハ関税ヲ以テ保護セラル、為メ販売市価ノ引上ゲハ營業政策上殆ド不可能ノ状態ニ在リ、当業者ハ堪ヘ難キヲ堪ヘ、忍ビ難キヲ忍ビ、辛フジテ營業ヲ繼續シツ、アル現在ニ於テ更ニ生産原価ヲ昂騰セシムル如キ政策ヲ採ラル、ニ於テハ当業者ハ製品ノ品質ヲ低下スルカ然ラザレバ売価ヲ引上ゲテ其ノ負担ヲ消費大衆ニ転嫁スルヨリ外ニ方途無之、併カモ其ノ何レニ依ルモ為メニ蒙ル弊害甚大ナルモノアル可ク加フルニ最近漸ク漸増ノ勢ヲ示シツ、アル石鹼化粧品ノ輸出ニ大シ候事國家上当然ノ儀ニシテ吾等化粧品石鹼業者トシテ敢テ反対ヲ唱フ可キ筈ニハ無之候然ルニ最近ジャバヨリ輸入セラル、「シトロネラ油」ハ一ヶ年約百噸余ニ有之、其一小部分ハ其俣ニテ洗濯石鹼ニ使用セラレ、其ノ大部分ハ之レヨリ「ゼラニオール」ト「シトロネラール」ニ分離セラレ、更ニ「シトロネラール」ハ之レヲ主原料トシテ「シトロネロール」ト「ヒドロオキシシトロネラール」ヲ製出シテ石鹼及び化粧品類原料ニ使用セラレ就中「ゼラニオール」ハ石鹼製造ニハ最も多く使用セラレ居候。而シテ「シトロネラ油」ヲ原料トスル上記三種香料生産割

合ハ現在ノ輸入ジャバ産「シトロネラ油」ニテ丁度適当ニシテ過不足ナク権衡ヲ保チ居候

然ルニ台湾ノモノハ之レニ比シテ主成分含有量尠ナク且ツ区々ニシテ、品種ノ統一ヲ缺キ、且又「ゼラニオール」ノ含有量ニ於テモジャバ産ノ四四・二八%ナルニ対シ、三十一・二%ニ過ギズ、然ルニ、現在台湾産「シトロネラ油」ハ本邦ニ於ケル現在ノ全使用量ノ二五%内外ニ達シ居リ從ツテ「ゼラニオール」原価ハ既ニ其ノ割合丈ケ昂騰シ居ル次第ニ候。此ノ上更ニ関稅ヲ賦課セラル、場合ハ原料ソノモノ高価トナリ、其ノ高価ナル原料ヨリ主要「ゼラニオール」ヲ得ル分量ハ尠ナキ次第ナルガ故ニ「ゼラニオール」ノ使用者ハ二重ノ負担増加ノ桎梏ノ許ニ置カル、コト、ナル可ク、之ノ欠点ハ台湾ノ氣候風土ニ關係スルモノ、如ク人工的ニハ如何トモ致シ難キモノト被存候

從ツテ「シトロネラ油」ノ関稅保護ハ其ノ栽培並ニ蒸留技術ヲ保護スル以外、永久的ニ成分上缺陷アル「シトロネラ油」ノ品質ヲ保護スル結果トナリ、将来何等ノ期待ヲモチ能ハザル産業ヲ保護シ少数ノ試験的生産業者ノ利益ノ為メニ之レガ需要者延イテハ消費大衆ノ負担ヲ加重スルコト、ナリ関稅保護ノ弊害ヲ暴露スルコト、ナラズヤト懸念ニ不堪候

「レモンガラス」及ビ「イヨノーオン」ノ兩種ニツキテモ前同様ニシテ主成分含有輸入品ノ七五—八〇%ナルニ対シ六五%内外ヲ示スニ過ギズ、而カモ之ノ事實ハ過去拾数年間何等改善ノ跡ヲ示サズ、常ニ原植物ノ品質ノ關係ニ依ルノミナラズ恐ラクハ台湾ガ「レモンガラス」ノ栽培ニ天惠薄キヲ示スモノナルベク、之ヲ保護奨励スル為メニ輸入品ニ課稅セラル、ニ於テハ「シトロネラ油」ノ「ゼラニオール」ニ於ケルト同様、「レモンガラス」ヨリ誘導セラル、「イヨノーオン」消費者ノ負担増加ヲ強要スルコト、ナリ、一面化粧品石鹼業者ヲ苦シムルノミニシテ之ノ為メ國産香料助成ノ目的ハ達シ得ラザルニアラザルヤト存候

又近時芳油ヨリ「イヨノーオン」ガ製造セラル、ニ至リシニ依リ之ノ芳油保護ノ為メ輸入「レモンガラス」ニ課稅スルヲ可トス可シトノ論モ有之可キトモ存候ヘドモ「レモンガラス油」ヲ原料トスル「イヨノーオン」ト芳油ヲ原料トスルモノトノ間ニモ品質殊ニ其ノ効キノ点ニ於テ大差有之、且ツ其ノ用途ニ於テモ後者ハ前者ノ一部分ノ代用タルニ止マリ候

尚ホ別ニ「ラベンダー」「ゼラニューム」等ニ対シテモ、新ニ関稅ヲ賦課セラル、御内議モ有之哉ニ聞及ビ候ヘ

ドモ、之等ノモノハ如何ナル合成品ヲ以テシテモ代用スルコト能ハザルモノニ有之、從ツテ其ノ風聞ノ無稽ナルベキ事ヲ当業者トシテ確信致居候ヘドモ為念申添候右陳情候也

昭和十年十二月二十八日

東京小間物化粧品卸商同業組合

組長 小林富次郎

陳情宛先

大藏大臣 高橋是清  
関稅調査委員会会長  
同委員 主稅局長 石渡莊太郎  
(他ニ、幹事12名に提出)

### 工業統計調査の沿革

本書に収録した統計中、「工場統計・工業統計による化粧品品目別生産額」は明治42年制定の工場統計報告規則によるもの、明治42年から昭和22年までの生産記録である。明治42年制定当時の調査内容は職工5人以上を使用する工場を対象とし、生産統計に労働統計を加えた統計となっていた。当初は5年ごとの調査で、大正9年からは毎年の調査に改められた。昭和4年の改正で明治42年制定の工場統計報告規則は廃止され、軍需工業調査を統合して、資源調査法による工場調査規則が制定された。調査対象も従来の職工5人以上の工場から、職工5人以下の工場にも拡大された。

この調査は昭和18、19年も実施されたが、この兩年分については遂に集計が実施されるに至らなかった。昭和20年7月には工業調査規則は一時廃止されたが、戦後は昭和21年1月に復活し、22年までは同一範囲の工場についての調査が行われている。

### 工業統計調査年表(抜粋)

「工業統計50年史」(通商産業大臣官房調査部編集、昭和37年3月25日刊)より

明治3年9月24日	府県物産表の1	民部省第623号
明治5年3月13日	府県物産表の2	大藏省第37号
明治7年7月17日	府県物産表の3	内務省甲第18号
明治10年8月11日	府県物産表の4	内務省乙第72号
明治14年4月7日	農商務省設置	太政官達第25号
明治16年12月28日	農商務通信規則の制定	農商務省達第21号

：農商工山林の盛衰消長を知悉するため農商務通信規則を定め、府

	県に命じて、農業・工業・商業の各通信事項を所定の様式にしたがって調査報告させる。	昭和4年4月12日	資源調査法の制定 法律第53号 ：資源調査法を制定す。(人的,物的資源の調査を規定し,爾後各種統計調査の基礎法規となる。)
明治27年5月3日	農商務統計報告規程の制定 農商務省訓令第17号 ：農商務通信規則に代えて農商務統計報告規程を定む。	昭和4年11月28日	工場調査規則の制定 商工省令第17号 ：資源調査法第1条の規定依り工場調査規則を定む。(明治42年の工場統計報告規則を廃止し,軍需工業調査令による軍需工業調査を統合す。)
明治32年6月	物価賃金統計調査 統第12号通牒 ：全国の商業会議所に指令して都市の卸売物価および賃金の調査方を令達す。 (明治32年以前は農商務統計様式中に規定されていた。)	昭和8年	工業調査要綱の制定 ：「工業調査要綱」を定め6大都市に調査実施方を委嘱す。(6大都市は実施年を定め5人未満をも含めた全工場を対象とする工場調査を行った。)
明治42年11月25日	工場統計報告規則の制定 農商務省令第59号 ：農商務統計様式中の工場票を改正して工場統計報告規則を定め、明治42年を第1回とし爾後毎5年に工場主の自計申告による工場調査を規定す。	昭和13年4月1日	国家総員法公布 5月5日施行 ：軍需工業動員法を廃止して国家総動員法を制定す。
明治44年3月28日	工場法の制定 法律第46号 ：工場法公布さる。常時15人以上の職工を使用する工場および事業の性質が危険なものまたは衛生上有害の虞れある工場を対象とす。 (大正5年9月1日より施行)	昭和14年9月8日	工業調査規則の制定 商工省令第49号 ：資源調査法第1条の規定に依り工業調査規則を定む。(昭和4年の工場調査規則と大正14年の商工省統計報告規則を廃止して,小規模工業をも含めた全工業を対象としたセンサスに定む。)
大正8年12月15日	軍需調査令の制定 勅令第495号 ：軍需工場,事業場を対象とする調査を規定す。	昭和20年7月10日	工業調査規則の廃止 軍需省令第28号 ：工業調査規則による工業調査を廃止す。
大正9年12月17日	工場統計報告規則中改正 農商務省令第43号 ：工場統計報告規則第1条中「毎五年を」を「毎年」に改め,附則を削除す。	昭和21年1月22日	工業調査規則の復活 商工省令第3号 ：資源調査法第1条の規定に依り工業調査規則を定む。(戦前の工業調査を復活す)
大正12年12月11日	工場統計規則の制定 農商務省令臨時第15号 ：工場統計報告規則にかえて工場統計規則を定む。	昭和22年3月26日	統計法の制定 法律18号 ：統計法を制定し,資源調査法を廃止す。
大正14年10月28日	商工省統計報告規則の制定 商工省令第11号 ：商工省統計報告規則を定む。(農林,商工両省の設置に伴い両省別々に統計報告規則を定む。)		(以下略)

国家総動員法(抄)法律第55号 昭和13年4月1日)

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制スルヲ謂フ

第二条 本法ニ於テ総動員物資トハ左ニ掲ゲルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他軍用物資
- 二 国家総動員上必要ナル〔以下ここまで同文につき——で略記〕被服、食糧、飲料及飼料
- 三 ——医薬品、医療機械器具其ノ他衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 ——船舶、航空機、車両、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 ——通信用物資
- 六 ——土木建築用物資照明用物資
- 七 ——燃料及電力
- 八 前各号ニ掲ゲルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、装置其ノ他ノ物資
- 九 前各号ニ掲ゲルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル物資

第三条 本法ニ於テ総動員業務トハ左ニ掲ゲルモノヲ謂フ

- 一 総動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ関スル業務
- 二 ——運輸又ハ通信ニ関スル業務
- 三 ——金融ニ関スル業務
- 四 ——衛生、家畜衛生又ハ救護ニ関スル業務
- 五 ——教育訓練ニ関スル業務
- 六 ——試験研究ニ関スル業務
- 七 ——情報又ハ啓発宣伝ニ関スル業務
- 八 ——警備ニ関スル業務
- 九 前各号ニ掲ゲルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル業務

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ〔以下ここまで同文につき——で略記〕帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ防グズ

第五条 ——帝国臣民及帝国法人其ノ他団体ヲシテ国又ハ地方公共団体ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六条 ——従事者ノ使用、雇用又ハ賃金其ノ他ノ労働条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第七条 ——労働争議ノ予防若ハ解決ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ労務ノ中止其ノ他ノ労働争議ニ関スル行為ノ制限若ハ禁止ヲ為スコトヲ得

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和12年法律第88号ハ之ヲ廃止ス

**企業許可令 勅令 第1084号 昭和16年12月10日**

第一条 國家總動員法(昭和十三年勅令第317号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第16條ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ制限及國家總動員法第16條ノ3ノ規定ニ基ク事業ノ開始又ハ委託ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ノ整備統制ノ基礎ヲ確立スルコトヲ目的トス

第三条 閣令ヲ以テ指定スル事業(以下指定事業ト稱ス)ヲ開始セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ重要産業團體令ニ依ル統制會ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下指定統制會ト稱ス)ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ許可又ハ承認ハ工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム)毎ニ之ヲ爲ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳又ハ指定統制會必要アリト認ムルトキハ第1項ノ許可又ハ承認ニ條件ヲ附スルコトヲ得

第四条 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ヲ他人ニ委託セントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ指定統制會ノ承認ヲ受クベシ(以下略)

#### 戦時統制經濟下の業界関係法令一覧表

戦局を反映して統制は相次いで強化された。

国家総動員法 昭和13年4月法律第55号

価格等統制法 昭和14年10月勅令第703号

同 施行規則 昭和14年10月閣令第13号

賃金臨時措置令 昭和14年10月勅令第705号

会社職員給与臨時措置令 昭和14年10月勅令第706号

電力調整令 昭和14年10月勅令第708号

青少年雇入制限令 昭和15年1月勅令第36号

賃金統制令 昭和15年10月勅令第675号

会社経理統制令 昭和15年10月勅令第680号  
 従業員移動防止令 昭和15年11月勅令第750号  
 生活必需物資統制令 昭和16年4月勅令第363号  
 貿易統制令 昭和16年5月勅令第581号  
 重要産業団体令 昭和16年8月勅令第831号  
 配電統制令 昭和16年8月勅令第832号  
 株式価格統制令 昭和16年8月第834号  
 金属類回収令 昭和16年8月勅令第835号  
 重要輸出品取締法 昭和11年5月法律第26号  
 輸出入品等臨時措置法 昭和12年9月法律第92号  
 奢侈品等製造販売制限規則(注、7.7禁令)  
     昭和15年7月商工農林省令第2号  
 同製造禁止販売制限除外規定 昭和15年10月  
     商工農林告示第17号  
 同規則による物品指定 昭和15年7月商工省告示第  
     339号、同第340号、同第341号、同第342号、  
     商工農林告示第10号  
 同特免指定 昭和15年9月 商工省告示等502号  
 同規則第2条第3項による販売禁止商品  
 円域輸出調整令 昭和15年8月商工省告示第66号  
 植物油脂及植物油脂原料種実配合統制規則  
     昭和15年11月農林省令第106号、  
     昭和16年6月農林省令第49号  
 輸出品及輸出品用等原材料配合統制規則 昭和15年12  
     月商工省令第106号  
 硬化油等配合統制規則 昭和16年5月商工省令第49号  
 鉄製品製造制限規則 昭和16年9月商工省令第82号  
 臨時租税増徴法 昭和12年3月法律第3号  
 北支事件特別税法 昭和12年8月法律第66号  
 支那事変特別税法 昭和13年3月法律第51号  
 暴利行為等取締規則 昭和14年12月商工農林省令第1  
     号  
 物品税法 昭和15年3月法律第40号  
 化粧品営業取締規則 昭和15年9月警視庁令第39号  
 企業許可令 昭和16年12月勅令第1084号  
 同施行規則 昭和16年12月閣令第38号  
 広告税法 昭和17年2月法律第59号  
 企業整備令 昭和17年4月勅令第503号  
 同施行規則 昭和17年5月商工、大蔵、陸軍、海軍、  
     司法、通信、厚生省令第1号  
 植物油脂原料及植物油脂等配合統制規則 昭和17年9  
     月農林省令第70号  
     (昭和18年小間物化粧品年鑑より)

## 博覧會一覽表

内國に開かれたもののみを挙ぐ

會 名	主 催	開催地	開催年次
京都博覧會	京都博覧會社	京都市	明治4年
第1回京都博覧會	同	同	明治5年
第2回京都博覧會	同	同	明治6年
第3回京都博覧會	同	同	明治7年
第4回京都博覧會	同	同	明治8年
第5回京都博覧會	同	同	明治9年
第6回京都博覧會	同	同	明治10年
第1回内國勸業博覧會	政府	東京市	同
第7回京都博覧會	京都博覧會社	京都市	明治11年
第8回京都博覧會	同	同	明治12年
第9回京都博覧會	同	同	明治13年
第10回京都博覧會	同	同	明治14年
第2回内國勸業博覧會	政府	東京市	同
第11回京都博覧會	京都博覧會社	京都市	明治15年
第12回京都博覧會	同	同	明治16年
第13回京都博覧會	同	同	明治17年
第14回京都博覧會	同	同	明治18年
第3回内國勸業博覧會	政府	東京市	明治23年
第4回内國勸業博覧會	同	同	明治28年
創立25週年記念博覧會	京都博覧會社	京都市	明治30年
第1回婦人製品大博覧會	同	同	明治31年
全國意匠工藝博覧會	同	同	明治32年
全國貿易品博覧會	同	同	明治33年
全國生産品博覧會	京都博覧協會	同	明治34年
第2回全國製品博覧會	同	同	明治35年
第5回内國勸業博覧會	政府	大阪市	明治36年
第3回全國製品博覧會	京都博覧協會	京都市	明治37年
第4回全國製品博覧會	同	同	明治38年
凱旋記念内國製品博覧會	同	同	明治39年
東京勸業博覧會	東京府	東京市	明治40年
第5回全國製品博覧會	京都博覧協會	京都市	明治41年
第1回發明品博覧會	帝國發明協會	東京市	明治42年
第6回全國製品博覧會	京都博覧協會	京都市	同
第2回全國特産品博覧會	東京市	東京市	同
第7回全國製品博覧會	京都博覧協會	京都市	明治43年
第1回貿易品博覧會	貿易品博覧會	東京市	同
第1回勸業展覧會	東京勸業協會	同	同
京都博覧會協會創立40週年記念全國生産品博覧會	京都博覧協會	京都市	明治44年
第1回納涼博覧會	同	東京市	同

第2回勸業展覽會	東京勸業協會	同	同	國產振興博覽會	北海タイムス社	札幌市	同
第8回全國製產品博覽會	京都博覽協會	京都市	明治45年	甲府勸業博覽會	甲府商工協會	甲府市	昭和2年
拓殖博覽會		東京市	大正元年	東西勸業博覽會	福岡市	福岡市	同
第3回勸業展覽會	東京勸業協會	同	同	全國產業博覽會	松山市	松山市	同
明治記念拓殖博覽會	大阪商工會議所	大阪市	大正2年	交通文化博覽會	帝國交通協會	大阪市	同
東京大正博覽會	東京府	東京市	大正3年	大正歷史博覽會	少年指導會	東京市	同
第2回發明品博覽會	帝國發明協會	大阪市	同	民衆納涼博覽會	民衆新聞社	同	同
戰捷記念博覽會	やまと新聞社	東京市	同	全國產業博覽會	山形市	山形市	同
全國美術工藝品博覽會		京都市	同	第1回中國四國副產品共進會	岡山縣	岡山市	同
家庭博覽會	國民新聞社	東京市	大正4年	京都博覽會	京都市	京都市	昭和3年
江戸記念博覽會	中央新聞社	同	同	御大典記念阪神大博覽會	阪神博覽會協會	甲子園	同
戰捷記念博覽會		京都市	同	國產振興博覽會	大和日報社	奈良縣生駒町	同
御大典記念博覽會	京都市	同	同	名古屋博覽會	名古屋勸業博覽會	名古屋市	同
婦人子供博覽會	讀売新聞社	東京市	大正5年	大分縣名勝物産紹介博覽會	日本角力協會 讀賣新聞社	東京市	同
奠都50年記念博覽會	同			婦人子供博覽會	家庭文化協會	同	同
京都博覽會		京都市	大正6年	大禮記念思想善導立正産業博覽會	思想善導會	同	同
第1回化學工業博覽會	化學工業協會	東京市	同	海の博覽會	鹽釜町	鹽釜町	同
東京電氣博覽會	電氣協會	同	大正7年	御大禮記念全國商工博覽會	郡山商工聯合會	郡山市	同
京都博覽會		京都市	同	東北産業博覽會	仙臺商工會議所	仙臺市	同
婦人子供博覽會	讀賣新聞社	東京市	同	中外産業博覽會	別府市	別府市	同
化學工業博覽會	大阪市	大阪市	同	全國產業博覽會	高松市	高松市	同
拓殖博覽會	大阪商工會議所	同	同	大日本勸業博覽會	岡山市	岡山市	同
平和記念家庭博覽會	國產獎勵會	東京市	大正8年	國產振興東京博覽會	東京商工會議所	東京市	同
全國勸業博覽會	京都博覽會協會	京都市	大正9年	大禮奉祝博覽會	東京毎夕新聞社	同	同
平和記念東京博覽會	東京市	東京市	大正11年	國產科學工業博覽會	大阪國產振興會	大阪市	同
第3回發明品博覽會	帝國發明協會	同	大正12年	神戸博覽會	神戸輸出品協會	神戸市	同
參加50年記念博覽會	日本産業協會	同	同震災のため中止	子供博覽會	大阪三越	大阪市	同
御成婚奉祝萬國博覽會	參加50年記念博覽會	京都市	京都市	國產振興共進會	高岡市	高岡市	同
		京都市	大正13年	佐賀勸業共進會		佐賀市	同
産業共進會	熊本市	熊本市	同	釧路物産共進會			同
大牟田市制10年記念共進會	大牟田市	大牟田市	大正14年	關東府県聯合副業共進會	埼玉県	熊谷市	同
全國副產品博覽會	日本産業協會	東京市	同	御大典奉祝店頭裝飾共進會		大津市	同
大大阪記念博覽會	大阪毎日新聞社	大阪市	同	第五回愛知県工芸品展覽會		名古屋市	同
大連勸業博覽會	大連市	大連市	同	第一回工芸展覽會	商工省	東京市	同
子供博覽會	東京日日新聞社	東京市	大正15年	特産振興展覽會		慶尚北道	同
第2回化學工業博覽會	化學工業協會	同	同	全國土產品展覽會	大阪實業組合 聯合會	大阪府	同
産業文化博覽會	中外商業新報社	同	同	御大典記念土產品展覽會		前橋市	同
朝鮮博覽會	朝鮮新聞社	京政府	同	名産展覽會		郡山市	同
新潟築港記念博覽會	新潟市	新潟市	同	物産振興展覽會		大邱市	同
衛生博覽會	大阪衛生組合聯合會	大阪市	同	第三回商工省輸出包裝展覽會	商工省	名古屋市	昭和4年
全國産業博覽會	姫路商工會議所	姫路市	同	昭和産業博覽會	廣島市	廣島市	同
大阪電氣博覽會	電氣協會	大阪市	同				
國產發展博覽會	京都博覽協會	京都市	同				



朝鮮博覽會	京城府	京城府	同
御奠都記念神都博覽會	宇治山田市	宇治山田市	昭和5年
全國特産博覽會	豊橋市	豊橋市	同
海と空の博覽會	日本産業協會 三笠保存會	東京市	同
海港博覽會	神戸市	神戸市	同
勸業博覽會	甲府市	甲府市	同
第3回化學工業博覽會	化學工業協會	東京市	昭和6年
全國産業博覽會	濱松市	濱松市	同
國産振興博覽會	鹿兒島商工會議所	鹿兒島市	同
北海道拓殖博覽會	札幌商工會議所	東京市	同
上越線全通記念博覽會	長岡市	長岡市	同
第4回日本發明博覽會	發明協會	東京市	昭和7年
滿蒙博覽會	読賣新聞社 人類愛善新聞社	同	同
【以上、日本産業協會の調査に據る】			
萬國婦人子供博覽會	工政會、 大日本聯合婦人會	東京市	昭和8年
祖國日向産業博覽會	宮崎市、 宮崎商工會議所	宮崎市	同
觀光産業博覽會	奈良勸業協會	奈良市	同
建築博覽會	東京商工獎勵館 建築資料協會	東京市	同
品川臨海産業博覽會	品川区産業振興會	東京市	同
滿州大博覽會	大連市	大連市	同
北海道國防博覽會	旭川商工會議所	旭川市	同
全國土産品展覽會	小樽市	小樽市	同
全國ポスター展覽會	同	同	同
横濱産業展覽會	横濱市	横濱市	同
輸出工業展覽會	商工省	同	同
大阪同業組合博覽會	大阪府同業組合 聯合博覽會協會	大阪市	同

(昭和10年 小間物化粧品年鑑より)

### 物価統制令

昭和二十一年三月三日・勅令第百十八号

第一条 本令は終戦後の事態に対処し物価の安定を確保し以て社会経済秩序を維持し国民生活の安定を図るを目的とす

第二条 本令に於て価格等とは価格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、修繕料其他給付の対価たる財産的給付を謂ふ

第三条 価格等に付第四条乃至第七条に規定する統制額あるときは価格等は其の統制額を超えて之を契約し、支払ひ又は受領することを得ず、但し第七条第一項に規定する統制額に係る場合を除くの外命令の定むる所に依り価格等の支払者又は受領者に於て主務大臣の許可を受けたる場合に於ては此の限に在らず、価格等に対する給付の為さる、地区に於ける統制額と他の地区に於ける当該価格等の統制額とが異なる場合に於ては当該給付に付ては主務大臣別段の定を為したる場合を除くの外当該給付の為さる、地区に於ける統制額を以て前項の場合に於ける統制額とす

第四条 主務大臣は第七条に規定する場合を除くの外命令の定むる所に依り価格等に付其の統制額を指定することを得

第五条 第七条に規定する場合を除くの外商工農業者等の組合其他之に準ずるもの(以下統制団体と称す)が命令の定むる所に依り其の構成員(構成員が統制団体なる場合は其の構成員を含む以下同じ)の給付に対する価格等の額を定め主務大臣の認可を受けたる場合に於ては之を当該給付に対する価格等の統制額とす、同条に規定する場合を除くの外事業の統制の為にする経営を目的とする会社、組合其他之に準ずるもの(以下統制機関と称す)が命令の定むる所に依り当該統制機関の給付に対する価格等の額を定め主務大臣の認可を受けたる場合又同じ主務大臣必要ありと認むるときは価格等の額を変更して前項の認可を為すことを得、主務大臣必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り地区を定め第一項の統制額を以て認可に係る統制団体の構成員以外の者又は統制機関以外の者が其の地区内に於いて為す同種の給付に対する価格等の統制額と為すことを得、前項の規定に依る処分ありたる場合に於て第一項の規定

に依る額の変更ありたるときは前項の統制額は当該変更額に変更せられたるものとす

第六条 第四条の規定に依り指定せられたる額ある価格等につき前条の規定に依る認可の爲されたる場合または同条の規定に依り認可せられたる額ある価格等につき第四条の規定に依る指定の爲されたる場合に於いては後に爲されたる認可または指定に係る額を以て当該価格等の統制額とす、但し後に爲す指定に於いて別段の定めを爲すことを妨げず

第七条 価格等に付他の法令に定むる額又は他の法令に基く行政官庁の決定、命令、許可、認可其他の処分ありたる額あるときは之を当該価格等の統制額とす前項に規定する額が特定の者の爲す給付に対する価格等に限り適用あるものなる場合に於いては同項に規定する額は主務大臣に於いて別段の定めを爲す場合を除くの外当該特定の者以外の者の爲す同種の給付に対する価格等に付ても又その統制額とす  
第一項の他の法令は命令を以て之を定む

第八条 (略)

第九条 何等の名義を以てするを問はず第三条の規定に依る禁止を免る、行爲を爲すことを得ず

第十条 第三条の規定は契約の当事者にして営利を目的として当該契約を爲すに非ざるものには之を適用せず但し当該契約を爲すことが自己の業務に属する者に付てはこの限に在らず

第十一条 何人と雖も暴利となるべき価格等を得べき契約をなし又は暴利となるべき価格等を受領することを得ず、何人と雖も不当に高価なる価格等を得べき契約をなし又は不当に高価なる価格等を受領することを得ず

第十二条 何人と雖も正当の事由ある場合を除くの外業務上価格等を得べき契約をなすに当り他の物を併せ買受くべき旨又は対価の外金銭以外の物を提供すべき旨の負担其他の負担を附することを得ず

第十三条 何人と雖も正当の事由ある場合を除くの外業務上価格等に対する給付に関し対価として金銭以外のものを受くるの契約を爲しまたは之を受領することを得ず

第十四条 何人と雖も業務上不当の利益を得るの目的を以て物の買占めまたは売惜みを爲すことを得ず

第十五条、第六条 (略)

第十七条 主務大臣必要ありと認むるときは物品の規格、品質、販売方法、販売場所等に関し制限又は禁

止を爲すことを得

(以下略)

## 薬事法(抄)

法律第197号の薬事法は戦後の新しい時代に初めて制定された薬事法で、画期的なものであった。

昭和23年7月29日公布 法律第197号

薬事法

### 第1章 總則

(法律の目的)

第1條 この法律は、薬事を規整し、これが適正を図ることを目的とする。

(定義)

第2條 この法律で「薬事」とは、医薬品、用具又は化粧品品の製造、調剤、販賣又は授與及びこれらに関連する事項をいう。

(略)

7 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し魅力を増し、又は容ぼうを変えるために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物又はその構成の一部として使用されている物をいう。

8 この法律で「公定書」とは、薬局方、医薬品集又はこれらの追補をいう。

9 この法律で「薬局方」又は「医薬品集」とは、日本薬局方又は國民医薬品集の最新版をいう。

10 この法律で「標示」とは、医薬品、用具又は化粧品品の直接の容器又は直接の被包(内装を含まない。)に記載される文字、図形その他の表示をいう。(直接の容器又は直接の被包が小賣のために包装されている場合には、この法律又はこの法律に基く省令により標示中に記載すべき表示と同様の表示を外部容器又は外部被包に記載するか、又は標示が外部容器又は外部被包を透して容易に読み得なければ、これを標示ということができない。)

11 この法律で「表示書」とは、医薬品、用具若しくは化粧品又はこれらの容器若しくは被包に記載される文字、図形その他の物又は医薬品、用具若しくは化粧品品に添付する文書若しくは図面をいう。

(略)

(誇大廣告等)

第34條 何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述

し、又は流布してはならない。

- 2 医薬品、用具又は化粧品等の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解される虞がある記事は、前項に該当するものとする。
- 3 暗示的な記事、写真、図画その他暗示的な方法は、第1項に違反して、これを用いてはならない。
- 4 何人も、医薬品、用具又は化粧品に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

(略)

(不良化粧品)

第42條 左の各号の一に該当する化粧品は、これを不良化粧品とする。

- 1 表示書に記載されている使用条件のもとにおいては、使用者に有害であるか、又は習慣となり、若しくは常用となる虞がある有毒若しくは有害な物質を含有しているもの
- 2 その全部又は一部が、不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなるもの
- 3 保健上危険なものにされる虞がある非衛生的条件のもとで製造、包装又は取扱をされたもの
- 4 容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなっているために、その化粧品を保健上危険なものにする虞があるもの
- 5 省令の定めるところにより証明されたタール色素以外のタール色素を含有しているものであつて、染毛剤以外のもの

(不正表示化粧品)

第43條 左の各号の一に該当する化粧品は、これを不正表示化粧品とする。

- 1 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されているもの
- 2 その標示に、製造業者の氏名若しくは名称及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)が記載されていないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令をもつて、別段の定をしたときは、この限りでない
- 3 この法律により表示するように定められた文字その他の事項が他の文字、記事、図案に比較して見易い場所に明記されていないもの又は一般に購入し、又は使用する者が、読み易く、理

解し易いような用語をもつて、記載されていないもの

- 4 他の化粧品等と誤解され易い容器に収められ、又は誤解され易い方法で容器に収められているもの

(禁止行為)

第44條 左に掲げる行為は、これをしてはならない。

- 1 販賣又は授與の目的で、医薬品、用具又は化粧品を不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品とすること
- 2 販賣又は授與の目的で、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良表示化粧品を製造すること
- 3 不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること

第六章 監督

(検査)

第45條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その製造し、調剤し、若しくは販賣する医薬品、用具又は化粧品について、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者の検査を受けることを命ずることができる。

(免許の取消等)

第46條 厚生大臣は、薬剤師が第四條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消さなければならない。

- 2 厚生大臣は、薬剤師が第五條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。
- 3 厚生大臣は、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者について、都道府縣知事は、薬局開設者又は医薬品の販賣業者について、これらの者が、この法律又はこの法律に基く省令に違反したときは、その登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

(略)

(設備の修繕等)

第47條 厚生大臣又は都道府縣知事は、薬局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品等の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その設備若しくは家屋が非衛生的であり、又は医薬品、用具若しくは化粧品を、不良医薬品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

(不良医薬品の廃棄等)

第48條 厚生大臣又は都道府縣知事は、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品について、その所有者に廃棄させ、所有者若しくは所持者に公衆衛生上危険を生ずる虞のない方法により処置させ、又は自らこれを廃棄し、その他必要な処分をなすことができる。(立入検査等)

第49條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認める場合においては、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者について、必要な報告を徴し、又は当該官吏若しくは吏員をして薬局、病院、診療所、工場、店舗、事務所、医薬品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯蔵する場所に立ち入り、その構造、設備、原料、材料、医薬品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯蔵するために使用する物件を検査させ、又は不良若しくは不正表示の疑のある医薬品、用具若しくは化粧品又は不良の疑のある原料、材料を試験のため必要な最小分量に限り、無償で収去させることができる。

(以下略)

### 化粧品原料配合比率表

戦後の経済統制の柱の一つである化粧品原料配給をいっそう適切に運用するため、割当の基準になる配合量(比率)の見直し、商工省の指示(実質はGHQの指示)で行われ、商工省の諮問機関である化粧品歯磨指定生産資材割当審議会において審議され答申が出された。これには関東化粧品工業協同組合、東京化粧品技術者会、近畿化粧品工業協同組合が協力した。答申案の審査過程では若干の曲折があったが、化粧品原料配合比率表は昭和23年12月に最終的に決着した。原案から洗顔クリームが削除されたのは別にクレンジングクリー

ムがあり、且つ配合内容によっては化粧品を逸脱するとの見解によるもので、また口紅の項に蜜蠟又はカルナバと、新たにカルナバが加えられたのは、近くカルナバ蠟が輸入される見込みがあったためである。なお、この配合比率表は処方の意味するものでないと表明されている。

### 化粧品原料配合比率法 (但し、香料を含まず)

品名	原料名	比率(%)
香油(鑛物性)	流動パラフィン	90
	植物油	10
香油(植物性)	流動パラフィン	20
	植物油	80
ポマード(植物性)	ヒマシ油又は植物油	87
	木蠟	13
ポマード(鑛物性)	流動パラフィン	10
	固型パラフィン	5
	ワセリン	85
チック	ワセリン	5
	ヒマシ油又は植物油	55
	木蠟	10
	蜜蠟又はカルナバ	5
	固型パラフィン	10
	硬化油	15
クレンジングクリー ム(油性)	流動パラフィン	45
	固型パラフィン	10
	ワセリン	5
	蜜蠟	5
	ステアリン酸	2
	苛性曹達又は苛性加里	0.4
	鯨蠟	5
	硼砂	1
	水分その他	21.6
	高級アルコール	5
クレンジングクリー ム(無油性)	植物油	10
	ステアリン酸	15
	グリセリン又は代用品	5
	苛性加里又は苛性曹達	6
	鯨蠟	5
タルク	5	

	硬化油	5		亜鉛華	10
	水及其他	49		アルコール	12
コールドクリーム	流動パラフィン	40		硼砂	1
	固型パラフィン	7		二酸化チタニウム	5
	ワセリン	10		水分及びその他	59
	蜜蠟	5	化粧品	グリセリン又は代用品	8
	ステアリン酸	2		苛性曹達又は苛性加里	0.1
	苛性曹達又は苛性加里	0.4		アルコール	15
	鯨蠟	7		硼砂	1
	硼砂	1		水分及びその他	75.9
	水及びその他	22.6	肌洗粉	アルコール	1
	高級アルコール	5		硼砂	3
硅酸クリーム	硅酸	10		粉末石鹼	8
	グリセリン又は代用品	40		澱粉	20
	水分その他	50		ベントナイトその他粉末	68
化粧品(油性)	植物性	2	バニシングクリーム	ステアリン酸	22
	ステアリン酸	4		グリセリン又は代用品	35
	グリセリン又は代用品	5		高級アルコール	3
	流動パラフィン	5		苛性曹達又は苛性加里	2
	高級アルコール	3		鯨蠟	1
	苛性曹達又は苛性加里	0.5		水分及びその他	37
	アルコール	2	すき油	流動パラフィン	10
	硼砂	1		植物油	60
	水分及びその他	77.5		木蠟	30
ヘアートニック	ヒマシ油又は植物油	1	びん付	流動パラフィン	6
	グリセリン又は代用品	2		植物油	47
	アルコール	70		木蠟	47
	水分及びその他	27	口紅	ヒマシ油又は植物油	35
化粧品(無油性)	グリセリン又は代用品	10		木蠟	15
	トラカントゴム	1		固型パラフィン	5
	二酸化チタニウム	5		ワセリン	5
	アルコール	10		蜜蠟	12
	硼砂	1		鯨蠟	7
	水分及びその他	73		カカオ脂	3
セットローション	グリセリン又は代用品	2	頬紅	密蠟又はカルナバ	6
	トラカントゴム	1.5		高級アルコール	2
	アルコール	8		色素その他	10
	水分及びその他	88.5		グリセリン又は代用品	0.5
水白粉	グリセリン又は代用品	8		タルク	20
	タルク	5		亜鉛華	7

	アルコール	1	ブリアンチン	流動パラフィン	35
	カオリン	5		植物油	15
	澱粉	5		アルコール	50
	二酸化チタニウム	15	煉眉墨	流動パラフィン	10
	色素その他	46.5		ヒマシ油又は植物油	13
香水	アルコール	85		固型パラフィン	10
	香料その他	15		ワセリン	10
粉白粉	タルク	48		タルク	5
	亜鉛華	15		木蠟	10
	アルコール	1		カーボンブラック	30
	二酸化チタニウム	10		グリセリン又は代用品	2
	金属石鹼(亜鉛又はマグネシウム)	10		色素その他	10
	硼酸	1	固型白粉	グリセリン又は代用品	0.5
	澱粉	10		タルク	50
	色素その他	5		亜鉛華	15
固煉白粉	ワセリン	8		アルコール	1
	グリセリン又は代用品	25		二酸化チタニウム	5
	タルク	10		金属石鹼(亜鉛又はマグネシウム)	5
	亜鉛華	30		澱粉	55
	アルコール	1		色素その他	8.1
	二酸化チタニウム	15	ドーラン	流動パラフィン	20
	水分その他	11		固型パラフィン	5
クリーム白粉	流動パラフィン	2		ワセリン	20
	ステアリン酸	7		蜜蠟	10
	グリセリン又は代用品	25		亜鉛華	10
	苛性曹達又は苛性加里	0.5		二酸化チタニウム	10
	タルク	10		色素その他	25
	二酸化チタニウム	10	パッチリ	ワセリン	5
	亜鉛華	5		グリセリン又は代用品	10
	高級アルコール	5		タルク	20
	アルコール	1		亜鉛華	30
	水分その他	34.5		アルコール	1
打粉	硼酸	2		二酸化チタニウム	20
	タルク	50		色素その他	14
	亜鉛華	5	化粧下	ワセリン	55
	アルコール	1		流動パラフィン	20
	その他粉末	42		固型パラフィン	5
シャンプー	粉末石鹼	30		蜜蠟	5
	ソーダ灰	10		亜鉛華	10
	ベントナイトその他粉末	60		二酸化チタニウム	5

煉白粉	亜鉛華	20
	二酸化チタニウム	10
	グリセリン又は代用品	10
	アルコール	3
	ワセリン	3
	タルク	10
	水その他	44

(出所) 日本粧業 昭和23年12月11日号

## 事業者団体法(抄)

法律第191号 昭和23年7月29日公布

(目的)

第一條 この法律は、事業者団体の正当な活動の範囲を定め、且つ、その公正取引委員会に対する届出制を実施することをもつて目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを目的に含む二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、それは、いかなる形態のものであるかを問わず、いかなる法令又は契約によつて設立されたものであるかを問わず、登記を要すると要しないを問わず、法人であるとなしとを問わず、営利を目的とするとしないを問わず、その事業者の事業の規模の大小を問わず、且つ、左に掲げる形態のものを含むものとする。

- 一 二以上の事業者が株主又は社員(社員に準ずるものを含む。)である会社、社団法人その他の社團
- 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財團
- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者及びこれらの者の利益のためにする行爲を行う役員、従業員、代理人その他の者をいう。

3 この法律において「構成事業者」とは、事業者団体の構成員である事業者をいい、第一項各号の事業者を含むものとする。

第三條 (略)

(許容活動)

第四條 事業者団体は、左に掲げる活動に限り、これを行うことができる。

一 統計資料の自由意思による提供を受けると及び特定の事業者の事業に関する情報又は状態を明示することなくその資料を総括して公刊すること。

二 構成事業者の事業の経営に役立ち、且つ、その属する事業分野における技能及び能率を向上させるような技術、科学又は将来の市場に関する情報を公刊すること。

三 構成事業者の間に、公開的且つ無差別的に、研究又は技術若しくは科学に関する情報の自発的交換を促進すること。(第五條第三項の規定により、自然科学の研究を実施するための施設を所有し、又は経営することの認可を受けた場合において、当該施設の所有又は経営から生ずる諸利益を構成事業者に対し、公開的且つ無差別的な条件で利用させることを含む。)

四 商品の品質の改善、規格の改良又は生産若しくは配分の能率の向上に対する寄與を、適当な政府機関、工業標準調査会その他一般に認められた有力な商品標準化の機関又は研究機関に自由意思により協力することのみによつて、行うこと。

五 啓発若しくは宣傳をし、又は構成事業者の属する事業分野の利害に関係のある事項について、当該団体の立場を明かにする決議を行うこと。

六 構成事業者の全部又は一部から委任を受けた場合に、委任された権限の範囲内において、労働組合と団体交渉を行うこと。

七 外國における通関のため必要がある場合において、社團法人である商工会議所が、輸出品の原産地証明をすること。

八 構成事業者その他の者と外國の事業者との間の事業に関する紛争を仲裁し、又は解決すること。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号、以下私的独占禁止法という。)第七十一條その他の規定による公正取引委員会の職務の遂行に協力すること。

十 前各号に掲げるものの外、公正取引委員会の認可した行爲。

2 公正取引委員会は、前項第十号の規定による認可の申請があつた場合において、当該行爲が私的独占禁止法の規定及び第五條第一項各号に違反しないと認めるときは、これを認可することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定による認可の申請に関し必要な規則を定めることができる。

(以下略)

## 中小企業等協同組合法

法律第181号 昭和24年6月1日公布

### 第一章 総則

#### 第一節 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(種類)

第二條 中小企業等協同組合(以下本章及び第六章から第八章までにおいて「組合」という。)は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

(人格及び住所)

第三條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする

(基準及び原則)

第四條 組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員(以下本章及び第六章から第八章までにおいて「組合員」と総称する。)の相互扶助を目的とすること。
  - 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
  - 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に應じてするものとし、出資額に應じて配当をするときは、その限度が定められていること。
- 2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益

のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第六條 左の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者(企業組合を含み、企業組合以外の組合を除く。)の常時使用する従業員の数が百人(商業又はサービス業を主たる事業者については二十人)をこえないもの

二 前号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

2 事業協同組合又は信用協同組合であつて、常時使用する従業員の数が前項第一号に掲げる数をこえる事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四條第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3 前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数をこえる事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数が同項同号に掲げる数をこえることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

(以下略)

## 日本粧業会資料業界製品発売年次表(組合成立後昭和二十五年迄)に基づく化粧品発売年次表

(日本粧業会・原本所蔵)

「日本粧業」編集部では戦前からの組合史編纂の企画を継承して、業界史編纂の資料整備に着手していた。編史は実現しなかったが、史料若干が残されている。その一つが「業界製品発売年次表」(組合成立後昭和二十五年迄)で、まだ収集草稿チェック中のものであるが、製品名、発売年月、発売元(地名も)が、品別10部門ごとにまとめられている。

上記の原本にもとづいて作成したのが、この「化粧品発売年次表」で、原本の資料から「石鹸、歯磨、美容薬品、雑」の品目を除いて種類別区分なしの「化粧品発売年次表」として再構成したものである。



原本には収録資料については、「本表は本会本来の調査を基とし、之に昭和25年末全国の製造家に照会して得たる回答を無洩追補した。」と示されている。

製造元は全国に及ぶ貴重な記録であって、収録点数847点に及んでいるが、惜しまれるのは収録内容にゆれが見える点と、一部有名ブランドを逸している点など、調査、照会等の収集整理作業に未完を思わせる点が見られることである。

しかし、業界に充実した年次表を欠く現在、800点を超える化粧品名を収録した本年次表は貴重であり、ここに収録して参考資料とする。

原本に収録の店数、品目数

	店	品目
クリーム	68	149
ポマード	65	85
香油、チック、ローション	62	165
化粧水、液、下	42	111
白粉	40	96
石鹼、洗粉、シャンプー	34	69
歯磨、歯ブラシ	13	39
紅、眉ズミ、美爪料	25	77
香水	27	41
白髪染、美容薬品、雑	11	15

また、製造元の地名が掲げられている。東京、大阪、京都、札幌、群馬、千葉、横浜、新潟、福岡、兵庫、名古屋、山形、岡山、和歌山、埼玉、足利、奈良、等である。

〔補〕

年次表編纂者が「組合結成前製品」として別枠にした製品に次の諸品がある。

元和元年(1615)	柳清香油	柳屋本店
安永6年(1777)	丁子香油	丁子水屋
〃	丁子香びんつけ	〃
〃	丁子香すき油	〃
寛政2年(1790)	小町紅	伊勢半
明治3年	玉かつらすき油	大木宗蔵
〃	玉かつらびんつけ	〃
〃	玉かつら香油	〃
明治5年	ゐ津、香油	井筒屋香油店
〃	イツツ香油	〃
明治11年	小町水	平尾賛平
明治15年	イツツびんつけ	井筒屋香油店
〃	イツツすき油	〃

明治18年	にきびとり美顔水	桃谷順天館
明治21年	けいし香油	〃
明治23年	花王石鹼	長瀬富郎
明治24年	ダイヤモンド歯磨	平尾賛平

明治33年

カガシペーラム、御園白粉発売

明治35年

丸善ペーラム、化粧用美顔水発売

明治37年

フヨー香油発売

明治38年

君が代(白髪染)、パール煉香油発売

明治39年

芙蓉油、乳白化粧水レート、赤門白粉、ローヤル無鉛白粉、クラブ洗粉発売

明治40年

オシドリ椿香油、錦花すき油、錦花香油発売

明治42年

クレームレート、イリス香油、大学化粧水、大学白粉、キスミー頬紅、オリヂナル香水発売

明治43年

クラブ美身クリーム、オシドリポマード、レート白粉、クラブ煉白粉発売

明治44年

クラブポマード、御殿香油、レートチェリー、クラブ化粧水、クラブ粉白粉、クラブ水白粉、レート自然色白粉発売

明治45年

クラブマッセークリーム発売

大正元年

ファインバニシング、ソロモン純植物性ポマード、ファインポマード、ファイン香油、ファインペーラム、ファイン乳液、るり羽(白髪染)発売

大正2年

鈴虫ポマード、クラブキニーネ香水、鈴虫香油、クラブ乳液、レート固煉白粉、レート洗粉、クラブ洗面香水発売

大正3年

美顔クリーム、クラブ香油、白色美顔水、肌色美顔水、ヨレット化粧水、美顔白粉、美顔粉白粉、クラブ固煉白粉、クラブピシン、ヨレット白粉、美顔洗粉、キスミー口紅、クラブほほ紅、クラブ美爪料発売

大正4年

オシドリバニシング、ケンシポマード(植物性)、ケンシ髪のかほり、ケンシ艶出し、ケンシ島の椿、ケンシ椿香油、オシドリベールム、アコヤ香油、美顔ユーマー、レートフード、クラブ天山粉、クラブ紙白粉、レート紙白粉発売

大正5年

キンシオリブクリーム、レートポマード、ホーカー白粉、純白新水晶発売

大正6年

二二油、二二煉油、二二固油、オペラ頬紅、キスミー眉墨、クラブ眉墨、オペラ棒紅発売

大正7年

カガシ美白クリーム、メヌマポマード、クラブチック、クラブ固煉白粉、レートメリー発売

大正8年

ヒーズポマード、カガシ植物性ポマード、日の出ポマード、初さくらびんつけ、初さくらすき油、初さくら香油、カガシ香油、レートローション、美顔固煉白粉、クラブ白粉錠、ホーカークリーム白粉、コテー粉白粉(輸入)、レート眉墨、日の出マユズミ発売

大正9年

キンシ洗粉、オペラ煉紅、レート一滴香水発売

大正10年

御園コールド、ファミスクリーム、モンココクリーム、レボ植物性ポマード、お絞り香水発売

大正11年

オンリーバニシング、オンリー植物性ポマード、都すみれ香油、都すみれびんつけ、山八丈本島椿、オンリー香油、イツツ養毛トニック、オンリー香水発売

大正12年

アイデアルバニシング、アイデアルコールド、カガシバニシング、アイデアルポマード、アイデアル洋髪香油、アイデアルヘアーローション、アイデアル乳液、レートドリン、オペラコンパクト、クラブ口紅、オペラ口紅発売

大正13年

アポロバニシング、アポロコールド、二二クリーム、アポロン植物性ポマード、うた椿ポマード、二二養毛香水、オシドリコスメチック、クラブベールム、オンリーベールム、純粋うた椿、うた椿香油、クラブブリアンチン、クラブつぼみ発売

大正14年

オンリーコールド、柳屋ポマード、柳屋椿香油、柳屋ベールム、プロパー洋髪香油、カガシアストリンゼント、御園コンパクト、オペラ眉墨、オペラ水紅、レート口紅発売

大正15年

ヒメ椿クリーム、ヒメ椿ポマード、イツツポマード、ヒメ椿香油、オリヂナル白粉、レート五色白粉、オシドリ香水発売

昭和元年

MYマユズミ発売

昭和2年

オペラ鉱物性ポマード、都すみれポマード、丹頂ポマード、クラブオードコロン、丹頂香油、オペラ水白粉、オペラ粉白粉、オペラ固煉白粉、キスミーアイシャドー、オンリー眉墨、オンリー口紅、オンリー頬紅、金鶴香水発売

昭和3年

ウテナバニシング、ウテナコールド、小柳クリーム、レート五十番ポマード、丸善アテナブリアンチン、カテイフード、クラブフード、クラブ美の素、オペラ蜂蜜化粧水、新御園水白粉、クラブキャラ香水、クラブルブラン香水発売

昭和4年

レオン洗顔クリーム、乙姫椿香油、丁子香黒椿香油、ウテナ粉白粉、ウテナ水白粉発売

昭和5年

メヌマバニシング、イオンバニシング、イオンコールド、オペラクリーム、テルミーエスコートバニシング、テルミーピタメルコールド、クラブコールド、コスメポマード、イオン煉ブリアンチン、イオン匂ひ椿、イオンベールム、ヒーズローション、オペラコスメチック、イオンミルクローション、テルミーレモトーン、テルミーセルフトーン、テルミー乳液、オペラアイシャドー、ボン香水、イオン香水発売

昭和6年

ヒーズクリーム、クラブ植物性ポマード、テルミー粉白粉、メリー白粉、カテイ洗粉発売

昭和7年

明色クリンシングクリーム、ナルビーバニシング、ナルビーコールド、ナルビークレンジング、ローヤルレモンクリーム、サフランバニシング、丸善ベールムポマード、サフランポマード、千代田ポマード、メヌマポマード、丸善ベールムチック、丁子香たんぽぽ香油、

肌二二油、ナルビーヘアローション、ナルビーヘアートニック、ナルビーコロ、ナルビーチック、ナルビー水ブリアンチン、ナルビー艶出香油、鈴虫ベールム、鈴虫ローション、ナルビーセットローション、サフランローション、サフランベールム、丹頂チック、ポンジーコロイドミルク、明色美顔水、ナルビーウィッチヘーゼル水、クラブ美身液、明色白粉、明色粉白粉、明色固煉白粉、サーワ固煉白粉、サーワ打粉、丹頂粉白粉、ナルビー粉白粉、ナルビー水白粉、ナルビー衿白粉、ナルビー紙白粉、クラブ衿白粉、モンココ洗粉、ナルビー口紅、ナルビーホホ紅、ナルビーアイシャドー、ローヤル口紅、丹頂ほほ紅、丹頂口紅、ナルビー煉紅、ナルビーブロー、ナルビー眉墨、ナルビー美爪料、ナルビーリップポマード、ナルビー香水発売

昭和8年

トローラ脱毛クリーム、サフランコールド、アモンパパヤバニシング、透明アルモンドポマード、ポンジーポマード、理容艶出用髪油、イツツチック、丹頂ブリアンチン、ポンジーチック、カガシミルクローション、ポンジーコロイドレモン、ピオネシャインパック、カガシ粉白粉、カガシ七色白粉、コゼット粉白粉、理容固煉白粉、ネオレート白粉、御園つぼみ白粉、ポンジー粉白粉、オカッパ紙白粉、ピオネ特殊粉白粉、サフラン粉白粉、ミッチェル香水、サフラン香水、金鶴セブンフラワー、ポンジー香水発売

昭和9年

丹頂クリーム、レモンクリーム、丹頂メチカポマード、オリガンポマード、ピオネ液体クリーム、新製白美液、クリーン口紅、ダイトウ口紅、クリーン頬紅、ダイトウ頬紅、クリーン眉墨、ダイトウ眉墨、丸善香水エロイカ、丸善香水ソワレ、丸善香水ポロネーズ発売

昭和10年

ポンジーバニシング、ポンジーコールド、ファインハイジニック、ファインマッサージ、オカッパバニシング、レボスキン、プロプール洗顔クリーム、エレガンベルビー(バ)、エレガンベルシー(コ)、シャベトニック、アモンパパヤ(コ)、モンココバニシング、モンコココールド、中性レモンクリーム、オカッパコールド、丹頂植物性ポマード、シリヤポマード、丁子香ポマード、オリブリアンポマード、エレガンポマード(植物性)、マキノポマード、ポンジー香油、ポンジーヘアローション、ポンジーセットローション、丹頂ヘア

ローション、オン養毛水、ポンジーアストリンゼント、ポンジーフェースローション、ミスト乳状クリーム、アルモンドミルク、オカッパレモナ(アスト)、カガシ液体コールド、パピリオ白粉、ポンジー固型白粉、ポンジー水白粉、ポンジー煉白粉、ポンジーコンパクト、ミスト水白粉、ポンジー口紅、アポロン煉香発売

昭和11年

ピカソ洗顔クリーム、ピカソホワイトバニシング、ピカソコールド、ピカソウィッチヘーゼル、ピカソポアトリン、鈴虫オリーブ油、鈴虫チック、イツツ養毛トニック、ピカソ果汁の精、ピカソアストリンゼント、ピカソ脂顔用、ポンジー紙白粉、オカッパ紙白粉、ピオネ特殊粉白粉、サフラン粉白粉、オカッパ口紅、オカッパ頬紅、ナルビーブロー、パピリオ口紅発売

昭和12年

丸善モルサップ、タイスオーデコロ、特製まきの椿、明色アストリンゼン、オンリースキンローション、イソラ美容液、ピカソ粉白粉、たかね煉洗粉、納言(白髪染)発売

昭和13年

レートコールド、カルチャーバニシング、カルチャーコールド、スマドレ液体コールド、スマドレヘアートニック、スマドレオイルシャンプー、ピオネビタミン液、ピオネ乳液、オンリー乳液、ピカソ水白粉、カルチャー水白粉、カルチャー粉白粉、カルチャー紙白粉、カルチャー頬紅、カルチャー口紅、クラブホドコロ発売

昭和14年

二二ポマード、柳屋椿香油、柳屋ベールム、鈴虫椿油、アポロンコンクリートブリアンチン、アポロンオーデコロ、アポロンフラワーローション、小柳香油、クラブマルベリー、アイデアルアストリンゼント、アイデアルスキンコロ、アイデアル口紅、マリオ棒紅、黒泉(白髪染)発売

昭和15年

モンココ洗顔クリーム、花王クリーム、スマドレコールド、スマドレバニシング、理研バニシング、理研コールド、オン養毛ポマード、理研ポマード、若人洋髪香油、理研ヘヤートニック、ボンベールム、ピオネベーシス、オカッパ乳状クリーム、パパヤ化粧水、ボンオーデキニー、ピオネスキンホル、天瓜粉アルミック、ケルクローズ香水発売

昭和16年

クレームタイス、ニッサンバニシング、ミエルアミノ  
クレーム、ミエルポマード、ミエルつばき、ピオネ特  
殊口紅発売

昭和17年

ピオネ特殊クリーム(バ)、ピオネ特殊クリーム(コ)発売  
昭和18年

ミエルコールドクリーム発売

昭和20年

ケンシ若肌クリーム、ハーブセチルクリーム、花文字  
クリーム、ピオニバニシング、花文字ポマード、はな  
つばき洗粉、花文字椿香油、ピオニ花香油、ピオニ乳  
液発売

昭和21年

ナナバニシング、オブリアンクリーム、ハッピーバニ  
シング、サンスキンシェービング、サンスキンホワイ  
トコールド、サンスキンホワイトクリーム、ルリガン  
コールド、ルリガンヴァニシング、ピオニポマード、  
ハッピーポマード、ユニーポマード、スマドレポマ  
ード、ネオケンシポマード、エーワンポマード、ピカソ  
ポマード、ナナポマード、オーミポマード、ネオブリ  
アンポマード、スプールポマード、サンスキンポマ  
ード、パッテーポマード、オパレスクポマード、ユニ  
チック、ユニー香油、ピカソ香油、ナナ香油、ピオニ  
オイルローション、オリブリアン香油、オーミ椿香油、  
オーミ香水椿、オーミ洋髪香油、オーミびんつけ、オ  
ーミスき油、ロビーパヒュームオイル、カルエー煉ブ  
リアン、ミッチェルオーデコロン、丹頂リリーローシ  
ョン、ロビーコラルミルク、ボンベルツ水、ピカソフ  
ァンデーション、丹頂コンパクト、ピオネ特殊頬紅、  
スタァマニキュア、ピカソ口紅、ピカソ頬紅、オパ  
レスクネイルポリッシュ、オパレスクポリッシュリム  
ーバー、ルリガン口紅、ルリガンホホ紅、ルリガン眉  
墨、オパレスク(月・花・星・雪)、ロベル香水発売

昭和22年

ポピュラーポマード、ピオニポマード(女性用)、パト  
ナーポマード、ロビー植物性ポマード、パールエンポ  
マード、ハクセンポマード、ローガン純良香油、ロー  
ガンブリアンチン、パトナーベールラム、パトナー香油、  
ハッピーヘヤークリーム、アキノブリアンチン、ピオ  
ネ花椿香油、ピオニ五花香油、カルチャー香油、うた  
椿髪香水、リヤンアフターシェーブ、フラワースキン  
フレッシュ、ハッピーフレンド(液)、サンスキンアス  
トリンゼント、サンスキンフルーツローション、サン

スキンアフターシェービング、サンスキンオリーブミ  
ルク、マリオアストリンゼント、マリオナリシング、マ  
リオスキンローション、マリオファンデーション、サ  
ンスキン粉白粉、サンスキン水白粉、モンココ粉白粉、  
マリオ粉白粉、ルリガンアイシャドー、アルマン口紅、  
アルマンホホ紅、マリオ頬紅、マリオ煉頬紅、マリオ  
アイシャドー、マリオ眉墨、月美人香水、丸善香水ミ  
ルフルー、丸善香水リヤン発売

昭和23年

コゼットコールド、コゼットバニシング、蜂蜜クリ  
ーム、ローガンバニシング、ポピュラーネオペット、ポ  
ンジーマーベラス、メヌマポマード、サンスキンネオ  
バニシング、ロマンクリーム(バ)、ハーブネオクリ  
ーム、ハーブクリーム、ロビーコールド、ボンバニシ  
ング、ボンコールド、コゼットポマード、ミスダリヤポ  
マード、ピオネ植物性ポマード、ロンデーポマード、  
メナミポマード、アオイポマード、ネオエーワンポマ  
ード、ボンポマード、コゼット椿香油、コゼットヘヤ  
ーオイル、コゼットブリアンチン、コゼットヘヤート  
ニック、ハネリーブベールラム、ミスダリヤ香油、ロー  
ガン特殊香油、ローガン洋髪香油、オカップ香油、ピ  
オネ煉ブリアン、金鶴オーデコロン、モナモイスト香  
油、うた椿髪香り、ハッピー椿ブリアンチン、クラ  
ブセットローション、ボン香油、モンココオリーブ、  
メヌマ香油、メヌマチック、メヌマベールラム、コゼ  
ットオリーブコロン、コゼット化粧水、コゼットアス  
トリンゼン、ハニーローション、ラックスターローシ  
ョン、マユラオードシャルム、ポピュラーミルクローシ  
ョン、モンココマルメロン、モンココアガメロン、ロ  
ーガンミルクローション、ミエルセード、パパヤ乳液、  
ケルクローズ化粧液、カルチャー化粧水、ボン乳液、  
ボンアストリンゼント、ピカソパンパウダー、オカッ  
プ水白粉、モナパウダー、ケルクローズ水白粉、ボン  
水白粉、モルテミーファッションパレット、メヌマ口  
紅、メヌマ頬紅、ポピュラー口紅、ポピラー頬紅、コ  
ゼット香水、オカップ香水、アルマン香水、メヌマ香  
水発売

昭和24年

ポピュラーコールド、アルマンコールド、アポロンお  
子様クリーム、モナ乳状コールド、テルミーテキスチ  
ュア、テルミークレンジング、モンココ色白専用、ポ  
ピュラー美白クリーム、オカップナリシング、ゴコ  
ークリーム、ポアンクリーム、モンココオリーブコー

ルド、イソラコールド、クラブリーラクリーム、モナ純ステアリン、マリオバニシング、マリオチッシュ、マリオクレンジング、マリオコールド、ポンジースキンティッシュ、丹頂養毛ポマード、コスメポマード、ブリランエーワンポマード、レスピー植物ポマード、青葉香油、ローガン白椿香油、ロヒーブリアンチン、モナアストリン、ウテナローズ(乳液)、ポピュラーアルモンドミルク、ポピュラーアストリンゼント、ポピュラーレモンローション、モンココフレ化粧品水、テルミーメルティンローション、クラブピフローション、マリオエンゼルフェース、モナ水白粉、アルマン粉白粉、ミエルハイライト粉白粉、ポピュラー粉白粉、マリオパンケーキ、マユラバルマスク(粉五色)、ミストほほ紅、ポピュラーリップポマード、テルミークリームルージュ、オパレスク口紅、オペラオリーブステック、ルリガン香水、モナ香水、乾性香水(ドライパフューム)、ポピュラー香水、ミスト香水、キスミー香水、かむろ(白髪染)発売

昭和25年

ローガンコールド、アモンパパヤ、モンココオリーブクリーナー、ピオニコールド、丹頂特殊バニシング、丹頂スクアランクリーム、丹頂コールド、カガシスノークリーム、ロンデヒクリーム、ピオネクレンジング、ピカソリーベ、モンココポオWコールド、パパヤコールド、ロマン純ステアリン、フレックルスキン特殊、青葉100ポマード、モナポマード、うた椿ネオポマード、マロミポマード、ゴコーポマード、レスピー100ポマード、青葉150ポマード、ロマンポマード、レスピー香油、アルマン香油、丁子香ブリランチン、丁子香白椿香油、丁子香オリーブ香油、ファインヘヤートニック、八重椿香油、ローガンヘヤートニック、うた椿パーマオリーブ、白玉シャンプー、ロンデー香油、フレックルセットローション、フレックルヘヤローション、フレックルオリーブ、アイリーシャンプー、ローガンレモンフード、パパヤレイ(アストリン)、イソラB液、ピオニベージェ、ピオニアストリンゼン、ローガンアストリンゼント、テルミーアルモンパック、テルミーゼリーパック、イソラA型、ミエルコロソ、ピオネベルベナ、ピカソ葉緑素(アスト)フレックル(シングル)、フレックル(ダブル)、キスミー粉白粉、モナ粉白粉、ピカソパステル、ルリガンコンパクト、オペラリップカバー、ポンジー(五色)口紅、五百番香水(月)、バイオレット香水(月)、煉香水(鈴型)、アルマン香水

(キャラ)、フレックルシングルパスタ発売

## 昭和52年の大阪化粧品裁判(化粧品に関する損害賠償請求訴訟)

### 和解条項

一、昭和52年7月、本訴提起以来、38回の審理を重ねた結果、原被告双方は、ほぼ次の事実が明らかとなったことを確認する。

1. 女子顔面黒皮症の大部分は、接触した一部のアレルギー物質に抗体を有するに至った者について、アレルギー機序により発症する接触皮膚炎の数次の繰返しによって、更に一部の者に生ずる真皮内の色素沈着症であること。
2. 女子顔面黒皮症のうち、化粧品によるもの主たる原因物質は、一部の化粧品に含まれていたアゾ系色素中の夾雑物であるズダン1等であること。
3. ある人が、どの物質に抗体を有するかは、パッチテストによって明らかにすることができるが、その物質によって、女子顔面黒皮症を生じたとするためには、パッチテストに陽性を呈したこと及びその物質との接触を断ったことによって軽快または治癒したことが重要な判断基準であること。
4. 顔面の色素沈着症には、女子顔面黒皮症のほか、表皮に色素沈着を来す炎症後の二次的色素沈着症及び化粧品の使用とは本来無関係な肝斑等があり、それぞれとの区別が必要であること。

二、しかしながら、現段階においては、本件の原告ら全員が女子顔面黒皮症であるかどうか、更に被告ら製造の化粧品との個別的因果関係、責任の存否等を明らかにするためには、なお相当の主張立証を要し、訴訟の長期化が予想されないではない。

被告らは、被告らが従前より、それぞれの時代に於て、化粧品の安全確保に努力をしてきて、すでに化粧品中より右ズダン1を含むことのある色素を排除し、その他極力疑の残る物質の探索排除に努めた結果、女子顔面黒皮症の発生が著しく減少し、女子顔面黒皮症は、原因物質を除去すれば軽快、治癒することが明らかとなり、化粧品は、有用であり、安心して使用することができるものであることを明らかにし得たと判断し、応訴の目的はある程度達成されたと考える。

三、被告らは、化粧品使用上の注意表示を、昭和52年

12月以降、全製品について皮膚障害発生の可能性、内容、発生時の処置等にわたり大巾に改善実施し、かつその後の改正薬事法令の施行に先立ち、化粧品の指定成分の表示につとめてきたが、今後も一層有用で安全な化粧品を提供するため、次のことを確認した。

1. 化粧品の開発製造に当り、安全確保に一層の努力をすること。
2. 販売上においても、安全確保について、一層の改善工夫を加える等の努力をすること。
3. 販売組織上の安全教育を徹底するとともに、化粧品による皮膚障害に対する迅速適切な救済に一層努めること。

また、原告らにおいても、化粧品をより安全に使用するため、適正な使用上の注意表示にしたがう必要があることを確認し、被告らが化粧品の安全確保に努力していることを評価する。

四、以上の諸点を考慮した結果、原被告双方は相互に相手方の誠意を認め、裁判所の勧告に従い、双方互譲して、つぎのとおり約する。

1. 被告らは原告らに対し、本日、和解金として、一括して金5,000万円を和解の席上支払い、原告らはこれを受領した。
2. 右和解金の配分については、原告らの責任において一切協議解決する。
3. 原告らは、その余の請求を放棄する。
4. 原告らと被告らとの間には、本和解条項記載の債務以外には他に何らの債権債務のないことを確認する。
5. 訴訟費用は各自弁のこと。

和解にあたっての日本化粧品工業連合会の見解

化粧品被害に関する損害賠償請求訴訟(原告18名、被告メーカー7社)は昭和52年7月大阪地裁に提訴されて以来4年5ヶ月を経過し、本日和解により円満に解決いたしましたのでこの裁判に関する当工業連合会の見解をつぎにご案内申し上げます。

1. 化粧品は有用で安全であることが確認され、ご愛用者の信頼におこたえでき非常に満足しています。
2. この裁判では、業界の主張が正しく評価され、さらに原告側にも確認されたことは、十分に応訴の目的が果たせたと考えます。
3. 個別的因果関係もはっきりしない段階ではありま

したが、双方が相手の誠意を認め互譲して和解したものであります。したがって、この裁判に勝負はないと思いますが、被告メーカー側の主張が認められたことから、業界としては勝訴も同然と考えます。

4. 和解金については裁判所から提示があったものですが、これは必ずしも十分な理論的根拠のあるものでもなく、被告メーカー側としては不満がありました。しかし、つぎのような理由から和解に応じました。

- (1) 化粧品の有用性、安全性について評価されご愛用者の信頼におこたえできたこと。
- (2) 応訴の目的が十分に果たされたこと。
- (3) 裁判所の意向を尊重したこと。
- (4) 原告が家庭の主婦であり、これ以上裁判を長びかすことは、業界としてまた各企業としても好ましくないと判断したこと。

5. 従来より業界各社は化粧品の安全確保を第一に考え対応してまいっておりますが、今後も一層の向上に努力してまいりたいと考えております。

なお、具体的にはつぎの活動を進めています。

- (1) 昭和52年12月以降、従来の製品への注意表示内容を大幅に改善実施してきております。
- (2) 薬事法の改正に伴い、アレルギー成分の表示が義務づけられましたが、これを実施に移しています。
- (3) メーカーは消費者相談窓口の充実をはかり、消費者へのより迅速かつ親切的な対応につとめております。
- (4) 化粧品は正しく使用すれば安全で有用なものであり、その使用法などについて新聞広告や各種パンフレットなどにより消費者に広くお知らせしております。

医薬品産業政策懇談会報告

「我が国における化粧品産業の振興方策について」(別表)(昭和59年5月)

日本・米国・欧州共同体(E C)法規制比較概要

		日 本	米 国	欧州共同体(E C)
	1 法 律 名	薬事法	連邦食品・医薬品・化粧品法	化粧品に関する加盟国の法律の近似化に関する評議会指令
	2 適 用 範 囲	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具	食品・医薬品・化粧品(石けんは適用外)・医療用具	化粧品
製 造 (輸 入) に 係 る 規 制 関 係	3 医薬部外品・化粧品の定義	<p>&lt;医薬部外品&gt; 吐き気その他の不快感、口臭・体臭の防止、あせも、ただれ等の防止、脱毛の防止、育毛又は除毛、人又は動物の保健のためのねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止を目的とし、かつ、人体に対する作用が緩和なもので厚生大臣の指定するもの。</p> <p>&lt;化粧品&gt; 人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布等の方法で使用されることが目的とされているもので、人体に対する作用が緩和なもの。</p>	<p>日本で医薬部外品に該当する染毛剤、コールドウェーブ用剤及び制汗剤のほとんどは化粧品とされている。医薬部外品は存在しない。</p> <p>&lt;化粧品&gt; 人の身体を清潔にし、美化し、又は容貌を変えるために、身体に塗擦、散布、噴霧等の方法で使用されるもの又はその構成の一部として使用されるもの。ただし、石けんは含まない。</p>	<p>&lt;化粧品&gt; 人体のあらゆる外表部分(皮膚、毛髪組織、爪、唇及び外部生殖器官)に塗布するか、歯及び口腔粘膜に塗布し、もっぱら、若しくは特にそれらを清潔にし、芳香を与え、又はすこやかな状態を保つために保護し、容貌を変え、又は体臭を整えるためのもの。</p>
	4 製造(輸入)業者の許可	製造所(営業所)ごとに厚生大臣の許可が必要。3年ごとに更新の手続が必要。許可の要件には構造設備及び人的要件がある。なお、製造品目の変更、追加については許可が必要。	許可不要。 FDAに工場運転開始後30日以内に工場の名称・所在地、製品名、経営形態、業態の種類を自主的に登録	許可不要。
	5 責任技術者	製造所ごとに薬剤師等の資格をもつ責任技術者を置く義務が課せられている。	不要。	不要。
	6 品目の製造(輸入)承認	医薬部外品を製造(輸入)するには品目ごとに製造(輸入)の承認が必要。化粧品についてはホルモンを含有するもの以外は承認は不要。	許可不要。 品目ごとにFDAに市販後60日以内に製造業者の名称、所在地、販売名、類別及び概略処方方を自主的に登録。	許可不要。 (EC指令では暫定許可原料のポジティブリスト化に当たって安全性試験の実施の要求の動きがあり流動的である。)

		日 本	米 国	欧州共同体( EC)
表 示 及 び 宣 伝 廣 告 の 規 制 関 係	1 法 律 名	薬事法及びこれに基づく医薬品等適正広告基準	連邦食品・医薬品・化粧品法	化粧品に関する加盟国の法律の近似化に関する評議会指令
	2 成 分 表 示	厚生大臣の指定する成分は表示が必要。	適正包装表示法により全成分の表示が必要。	一部の配合規制のある原料のみ成分名、使用上の注意の表示が必要。
	3 使用期限表示	厚生大臣の指定するものについては表示が必要。	不要。	3年以内に経時変化する製品について、その期間表示が必要。
	4 宣伝広告の規制	医薬品等適正広告基準でネガティブ表現を規定、個別に指導取締り	宣伝表現は妥当な根拠を有しななければならないとされているが、科学的根拠があれば表現の自由度がある。	製品が持っていない特徴の広告、商標の使用を禁じているが、個別的には自由度がある。
	老化等に関し許容されている宣伝例	しわをめだたなくする。	老化ストップ。	皮膚の老化としわの発現を防ぐ。

**朝日広告賞業界関係受賞作品** (朝日広告賞・準朝日  
 広告賞)

化粧品は化粧石鹸や歯磨とともに一部門を構成し、  
 審査されている。初期の入賞作品では石鹸、歯磨が目  
 立ち、第10回以降は化粧品の作品が数多く受賞してい  
 る。朝日広告賞、準朝日広告賞作品は次の通りである。

朝広=朝日広告賞、準朝=準朝日広告賞

- 第2回 昭和28年度  
 準朝(B部) 花王石鹸  
 準朝 中山太陽堂 クラブクレンジング  
 クリーム
- 第5回 31年度  
 準朝 科研薬販売・科研薬化工 ゼリア  
 栄養美肌クリーム  
 準朝 花王石鹸・ルビアン石鹸
- 第7回 33年度  
 朝広 丸見屋 ミツワピンクソフト石鹸
- 第9回 35年度  
 準朝 丸見屋 ミツワ石鹸
- 第12回 38年度  
 準朝 資生堂 エムジー5
- 第13回 39年度  
 準朝 資生堂 資生堂サマー化粧品
- 第14回 40年度  
 朝広 資生堂 資生堂ヘア化粧品  
 準朝 マックスファクター パンケーキ
- 第15回 41年度  
 準朝 マックスファクター カリフォル  
 ニアサングロウ
- 第16回 42年度  
 準朝 資生堂 資生堂ビューティケイク
- 第17回 43年度  
 準朝 資生堂 ドルックス  
 準朝 マックスファクター バサズ  
 準朝 資生堂 ラブ・イン・カラー
- 第21回 47年度  
 朝広 資生堂 ほほ、ほんのり染めて
- 第23回 49年度  
 準朝 資生堂 資生堂ブラバス
- 第24回 50年度  
 準朝 資生堂 「あしたは銀ぶら」資生堂
- 第28回 54年度  
 朝広 資生堂 私の美人像

- 第29回 55年度  
 準朝 資生堂 資生堂スペシャル化粧品
- 第30回 56年度  
 準朝 資生堂 女のアльバムシリーズ
- 第31回 57年度  
 朝広 資生堂 企業広告シリーズ
- 第32回 58年度  
 朝広 資生堂 企業広告「人、春夏秋冬」
- 第33回 59年度  
 朝広 資生堂 企業広告
- 第34回 60年度  
 朝広 資生堂 化粧品、ここにあしたの  
 顔が見えます
- 第35回 61年度  
 準朝 資生堂 第2の肌・資生堂のファ  
 ンデーション
- 第36回 62年度  
 準朝 資生堂 <インテグレートリップ  
 スティック(L)>
- 第38回 平成元年度  
 準朝 資生堂 <スキンケア・トゥデー>  
 5点シリーズ  
 A部 資生堂 <エリクシール スキン  
 ケア>
- 第39回 2年度  
 準朝 資生堂 <肌のしくみとスキんケ  
 ア> 5点シリーズ
- 第40回 3年度  
 準朝 資生堂 <エリクシール・クレイ  
 に自信> 3点シリーズ

**日本化粧品技術者会の優秀論文表彰**

日本化粧品技術者会(SCCJ)では、機関誌「日本化粧  
 品技術者会誌」に発表の研究論文の中から、優秀論文を  
 選定して賞を授与する制度を制定、昭和56年度(第1  
 回)から回を重ねている。

授賞は最優秀論文と優秀論文に行われた。

- 第1回(昭和56年度)  
 Aグループ (Vol.10~12)  
 ●最優秀論文  
 (Vol.12, No.1, 31, 1978)



「ウサギ、モルモット、ラット、ミニチュアピッグ及びヒト皮膚に於ける各種化粧品油剤の刺激性の比較研究」

ポーラ化成工業(株)研究所  
本好捷宏、豊島泰光、佐藤政博、  
吉村正幸

Bグループ (Vol.13, 14)

●最優秀論文

(Vol.14, No.2, 123, 1980)

化粧品原料に対する粘菌 *Physarum Polycephalum* の走化性について」

(株)資生堂研究所  
赤坂日出道、柳 光男、桂 博二

第2回(昭和58年度)

●最優秀論文

(Vol.16, No.2, p.136, 1983)

「クリームによる皮膚水和の研究—O/W クリーム成分の皮膚水和に与える影響」

(株)資生堂研究所  
西山聖二、小松日出夫、田中宗男

第3回(昭和60年度)

●最優秀論文

(Vol.18, No.2, p.96, 1984)

「界面活性剤の組合せによる物理化学的性質とタンパク質変性作用」

(株)資生堂研究所  
宮澤 清、小川正孝、光井武夫

第4回(昭和62年度)

●最優秀論文

(Vol.20, No.3, p.186, 1986)

「皮膚加齢検査法(第1級)—ダンシルクロライドを用いた角層ターンオーバー測定—」

(Vol.20, No.3, p.194, 1986)

「皮膚加齢検査法(第2報)—角質細胞の形態変化—」

(株)資生堂基礎科学研究所  
Department of Medicine, University of Wales, College of Medicine, Cardiff, UK \*  
高橋元次、相沢雅美、町田靖彦、  
Ronard Marks\*

第5回(平成元年度)

●最優秀論文賞☆

(Vol.22, No.1, p.35 1988)

「*Streptococcus zooepidemicus* によるヒアルロン酸の工業生産に関する研究」

(株)資生堂基礎科学研究所  
赤坂日出道 瀬戸 進 柳 光男  
福島正二 光井武夫

第6回(平成2年度)

●最優秀論文賞☆

(Vol.24, No.2, P.119, 1990)

「球状粘土鉱物の開発と機能性粉体への応用」

(株)資生堂基礎科学研究所  
東久保和雄、山口道広

国際化粧品技術者会連盟(IFSCC)における受賞論文

国際化粧品技術者連盟(IFSCC)における Award で、日本からの受賞論文は次の諸論文である。初めての受賞論文が発表された第9回 IFSCC ロンドン大会は「化粧品科学の限らない発展」をテーマとするもので、学術論文29編(内、日本5編)が審査されて、日本からの提出論文が Award 第1位で授賞された。それ以来の日本からの提出論文受賞は次の通りである。

IFSCC 大会における受賞論文

1976年(第9回大会・ボストン)

●最優秀賞

「アミノ酸またはそれらの塩によって安定化された油中水型エマルジョンに関する研究と応用」

(株)資生堂研究所  
熊野可丸、中村 新、田原定明、  
太田三郎

1980年(第11回大会・ベニス)

●荣誉賞

「非イオン性界面活性剤によるブチルパラベンの可溶化と抗菌特性」

(株)資生堂研究所  
山口道広、浅賀良雄、光井武夫、  
太田三郎

1982年(第12回大会・パリ)

●最優秀賞

「二次粒子エマルジョン：化粧品における液晶乳化系の物理化学的性状と皮膚保湿効果」

花王(株)東京研究所

鈴木敏幸、塘 久夫、石田篤郎

1984年(第13回大会・ブエノスアイレス)

●優秀賞

「肌質の科学的判別法の開発」

(株)資生堂美容技術研究所・研究所  
熊谷広子、塩谷和美、川崎 清  
堀井和泉、小山純一、中山靖久、  
森 涉、太田三郎

1986年(第14回大会・バルセロナ)

●最優秀賞

「新しい有色真珠顔料の開発」

(株)資生堂基礎科学研究所  
木村 朝、鈴木福二、中野幹清、  
福島正二

●優秀賞

「粉体の光学的研究とシワ隠し効果」

ポーラ化成工業(株)横浜研究所・静  
岡研究所  
中村直生、高須賀豊、高塚 勇

1988年(第15回大会・ロンドン)

●最優秀賞

「汗臭成分の解明とその新規消臭剤の開発」

(株)資生堂基礎科学研究所・安全性  
分析センター  
神田不二宏、八木栄一郎  
福田 實、中島啓介、太田忠男、  
中田興亜、藤山喜雄

1990年(第16回大会・ニューヨーク)

●最優秀賞

「新規な W/O 乳化型ネイルエナイルの開発」

(株)資生堂製品研究所  
山崎一徳、田中宗男

1992年度(第17回大会・横浜)

●最優秀賞

「フケ抑制剤の評価と開発に関する研究」

(株)資生堂 製品研究所  
坂本哲夫・富田健一・田中宗男

●優秀賞

「角質層脂質のマルチラメラエマルジョン—生成機  
構とスキンケア効果—」

花王(株) 化粧品研究所  
鈴木敏幸・米沢純一・岩井秀隆・  
須貝一郎・山下 修・川俣 章

●優秀賞

「酸化チタン系フォトクロミック顔料の開発とファ  
ンデーションへの応用」

(株)資生堂製品開発研究所

大野和久・熊谷重則・田中俊宏・  
斉藤 力・鈴木福二

●ポスター論文賞

「女性の肌に対する意識と皮膚科学的特性との相関  
研究」

花王(株) 化粧品研究所

赤崎秀一・座間美都子・井上純子・  
根岸啓子・河合通雄・塘 久夫

## 東京化粧品工業会規約

### 第1章 総 則

第1条 本会は東京化粧品工業会と称する

第2条 本会は会員相互の親睦、連絡及び啓発を図り  
会員の事業に共通の利益を増進し化粧品工業  
の平和的発達に必要な事項について業界の公  
正な与論を明らかにし業界文化の昂揚と国民  
生活の安定向上に寄与することを目的とする

第3条 本会は事務所を東京都におく

第4条 この規約で定めるものの外、必要な事項は理  
事会の議決を経て別に之を定める

### 第2章 会 員

第5条 本会は東日本の化粧品製造業者並に其地区に  
支店又は出張所を有する化粧品製造業者を以  
て組織する

第6条 前条の資格を有する者は会員となることが出  
来る

第7条 (略)

第8条 (略)

### 第3章 事業及びその執行

第9条 本会は第2条の目的を達成する為左の事業を  
行う

1. 会員相互の親睦及び自発的な情報の交換を  
図ること
2. 統計資料の自発的提供を受け、これを総括  
して会員の利用に資すること
3. 業界の公正な与論を取纏め、必要に応じて  
政府その他に意見を具申すること
4. 化粧品及びその原材料の品質の改善、生産  
能率又は技術の向上を図る為の研究及び調

査

5. 会報の発行並に講演会、研究会及び懇談会の開催等により会員相互の啓発向上を図ること

6. その他本会の目的を達成するために必要で且つ適法な事業

#### 第4章 役員

第10条 本会に左の役員を置く

会 長 1名  
副 会 長 7名以内  
専務理事 1名  
常務理事 2名以内  
理 事 若干名  
監 事 3名  
参与理事 若干名

第11条 理事及び監事は総会に於て会員又は会員たる法人の業務を執行する役員のうちから選出する

会長、副会長は理事会に於て互選する  
専務理事及び常務理事は前項に該当しない者のうちから選任することができる  
参与理事は学識経験者の中から理事会の議を経て会長がこれを委嘱する

第12条 会長は本会を代表し会務を総理する

副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理する  
専務理事は会長及び副会長を補佐し理事会の委任を受けて本会の常務を処理する  
常務理事は会長及び専務理事の指揮を受け本会の常務処理を分掌する  
理事会は副会長と共に理事会を構成し、会務に関する重要事項を審議決定する  
但し理事会は会長がこれを招集しその議長となる  
監事は本会の業務及び財産の状況を監査する  
参与理事は理事会に出席し意見を述べることができる

第13条 本会に相談役及び顧問を置くことができる  
相談役及び顧問は学識経験者の中から理事会の議を経て会長がこれを委嘱する

第14条 本会の役員(専務理事及び常務理事を除く)の任期は監事を3年とし、その他を2年とする  
但し重任を妨げないが、会長の任期について

は別に定める

補欠のために選任せられたものの任期はその前任者の残任期間とする

第15条 本会は事務を処理するため事務局を置く  
事務局に関する規程は理事会の議を経て之を定める

#### 第5章 会議

第16条 会議を分けて総会及び理事会とする

第17条 総会は通常総会、臨時総会とする  
通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し臨時総会は左に掲げる場合に招集する  
1. 会長が必要と認めるとき  
2. 理事会において必要と認めるとき  
3. 会員5分の1以上の請求があったとき

第18条 総会においてはこの規則で別に定めた場合の外左に掲げる事項を議決する

1. 規約の変更  
2. 会費の徴収方法  
3. 収支予算及び決算の承認  
4. 本会の解散

第19条 総会は会長がこれを招集しその議長となる

(以下略)

(注) 設立 昭和25年2月25日

### 日本化粧品工業連合会規約

#### 第1章 総則

第1条 本会は日本化粧品工業連合会(略称 粧工連)と称する。

第2条 本会は化粧品製造業者団体相互の親睦、連絡を図り、各団体に共通の利益を増進し、化粧品工業の発達に必要な事項について業界の公正な世論を明らかにし、業界の健全な発展を推進し、国家並に国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は主たる事務所を東京都に置く。

#### 第2章 会員

第4条 本会は化粧品製造業者団体を以て組織する。

第5条 前条の資格を有する団体は会員となることが出来る。但し本会創立後新に加入を希望する団体は、理事会の承認を得ることを必要とする。

第6条 会員は所定の届出をして退会することが出来る。

### 第3章 事業及びその執行

第7条 本会は第2条の目的を達成する為左の事業を行う。

1. 会員相互の親睦及び自発的な情報の交換を図ること。
2. 業界の公正な世論を取纏め、必要に応じて政府その他に意見を具申すること。
3. 化粧品及びその原材料の品質の改善、生産能率又は技術の向上を図る為の研究及び調査。
4. その他本会の目的を達成するに必要で且適法な事業。

### 第4章 役員

第8条 本会に下記の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 若干名
- 理 事 若干名
- 参与理事 若干名
- 専務理事 2名以内
- 常務理事 2名
- 監 事 3名

第9条 理事及び監事は総会に於て会員たる団体の推薦する当該団体役員中より選出する。

会長、副会長は理事中より互選する。

専務理事及び常務理事は前項に該当しない者のうちから選出することが出来る。

参与理事は各種委員会の委員長が就任することとし、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

ただし、参与理事の任期は委員長在任期間とする。

第10条 会長は本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理する。

専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の委任を受けて本会の日常の事務を処理する。常務理事は専務理事を補佐して日常の事務を分掌する。

理事は理事会を構成し、会務に関する重要事項を審議決定する。

監事は本会の会計を監査する。

参与理事は理事会に出席し、議事に参画することができる。

第11条 本会に相談役、顧問を置くことが出来る。

相談役、顧問は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

第12条 本会の役員任期は2年とする。但し重任を妨げない。

補欠のため選任せられたものの任期はその前任者の残任期間とする。

### 第5章 会議

第13条 会議を分けて総会及び理事会とする。

第14条 定時総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。臨時総会は必要あるときこれを招集する。

第15条 総会に於ては、この規約で別に定めた場合の外、左に掲げる事項を議決する。

1. 規約の変更
2. 収支予算及び決算の承認
3. 本会の解散

第16条 総会は本会会員たる地域団体を代表する役員を以て構成し、会長がこれを招集してその議長となる。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

### 第6章 委員会

第20条 本会の事業を円滑に遂行するため各種委員会を設けることができる。

委員会の設置ならびに委員会の規定は理事会の議を経て別に之を定める。

(以下略)

昭和34年7月24日制定(その後一部改正)



## 図書解題・図書資料目次

図書解題<化粧文化、美容法>[明治・大正期] .....	108
図書解題<化粧品化学>[明治・大正・昭和戦前期] .....	110
図書名鑑<化粧品化学>(大正・昭和前期、図書解題収録図書を除く) .....	113
図書解題<年史関係> .....	114
図書解題<団体機関紙・名鑑・年鑑等> .....	116
図書解題<化粧品関連、経済・文化史史料> .....	118
業界関係年史<団体史・社史>一覧表 .....	119
日本化粧品工業連合会刊行物(非売品) .....	120
主要博覧会報告書 .....	120

## 図書解題

### 図書解題 〈化粧文化、美容法〉〔明治・大正期〕

明治初年に始まる化粧法、美容法等の一般向け図書を対象とした。欧米文化の攝取に努めた時代を反映している。

西洋束髪秘伝(附、化粧秘伝) 著者 ルイ・ダルク 伊藤重固抄訳 発行所 博聞社 明治19年1月  
126p 図版12枚 19cm 所蔵 国立国会図書館  
フランス人女性の著書の翻訳。当時のフランスにおける最新美容法のうち、とくに「束髪部」を紹介し、「化粧部」の抜粋を巻末付録に収めている。

最新美人法 著者 高柳翠涯(淳之助) 発行所 学友社 明治43年4月 75p 19cm 所蔵 国立国会図書館

男女肉体白色法 著者兼発行者 手塚春 発行 明治24年5月 所蔵 国立国会図書館

束髪問答 著者 福田平吉 発行所 弘道書院編集部 明治18年10月16日 所蔵 国立国会図書館  
以上3冊は1冊に綴じてある。「最新美人法」は、服装、化粧、治療、養生法にまで多岐にわたっている。「男女肉体白色法」は明治初期の風潮の一端を示す。「束髪問答」は束髪図を載せている。

西洋束髪之法 編著・発行人 福宮源治郎 明治18年10月 15p 18cm 所蔵 国立国会図書館  
精細なイラストに簡潔な結び方説明を付している。序文も簡潔な筆致で束髪の便を説き、「開化のあゆみと諸共に社会の舞台に進ませ給ふ婦の君」として、束髪をすすめている

美人の鏡(一名容貌改良美育学) 著者 菊の家主人 発行兼印刷者 石川美之 発行所 儉養館 明治25年2月 50p 19cm 所蔵 国立国会図書館

知育・徳育・体育のほかに、「美育学」を提唱、総合的な美しさを創ることを説く。欧米人の見た日本風俗評など幅広い内容をもつ。

衛生美身術 著者 森種太郎 発行所 大橋新太郎(発兌書林博文館) 明治26年10月 182p 16cm 所蔵 国立国会図書館

衛生学の面から、美しくあることを啓蒙する書。

美人(一名、男女化粧法) 著者 三田村真喜(雪の家主人) 発行所 中川芳治(大阪、美人社) 明治27年12月 35p 19cm 所蔵 国立国会図書館  
好感を持たれるように美しくしましょう、と説く。色白く、目は大きからず小さからずとする。鉛白の害を指摘し、薄く塗ることをすすめる。

化粧と服装 著者 山田美妙 発行所 隅谷巳三郎(東京、開拓社) 明治33年6月 139p 15cm 所蔵 国立国会図書館

言文一致の文体で小説を発表した作家山田美妙の著。「美人の美は美の最美なるものであること…婦人はみずから装飾する義務を有すること…」を説く。白粉の鉛毒を説いている。本書も言文一致。

衛生美容術 著者 川瀬元九郎、川瀬富美子 発行所 大日本図書株式会社 明治35年2月 82p 19cm 所蔵 国立国会図書館

海外留学の経験から外国の学校や家庭の体操法を紹介し、一般的注意から美しくなるための方法などに及ぶ。

官許 女性考 著者 伊東南堂 明治40年12月(初刊、明治6年12月) 和11丁 18cm 所蔵 国立国会図書館

髪ノ結び方、髪ノ飾り、紅粉、眉ヲ剃ル、齒ヲ染メル…等より成る。(題名の「官許」の意味不明)

実用問答 男女美容編 著者 衛生新報社編集部 丸山舎書籍部 明治40年4月 320p 20cm 所蔵 国立国会図書館

文明国となった国民のため「顔貌正美と風姿の端麗とに資せんが薦めに…」と編集。医師、理髪師、俳優、芸者など各界の実話を収める。

女子家庭文庫「衛生美容術」 原著者 医学博士ウォーカー 訳者 医学士 田村貞策 発行者 山縣操(東京内外出版協会) 明治40年3月 272p 19cm 所蔵 国立国会図書館

「女性の美容を増すことはその人の幸福を増すのみでなく、男性の幸福を増し、次代国民の品位幸福を増すことである」とし健康的な西洋式の生活様式を紹介する。著者はアメリカの女性医師。

新化粧品 著述者 佐々木多聞 発行者 日高藤兵衛 発行所 日高有倫堂 明治40年1月 250p 19cm 所蔵 国立国会図書館

「化粧の幼稚か発達かは、国の文明を証するもの」とし、新しい美容法を欧州と比較して説く。

欧米最新「美容法」 東京美容院編 編集者 玉木広治 発行者 田川義男 東京美容院 明治41年2月 266p 20cm 所蔵 国立国会図書館

「人生と社交」「人生と衛生」「人生と美観」等とともに化粧法を述べ、「白粉と鉛毒」については警視庁第3部長栗本医学士の白粉分析を紹介、「婦人の恩人」として長谷部仲彦を紹介している。

白粉のをしへ 東京化粧品研究会編纂 編集兼発行者 東京化粧品研究会 代表者 沼野当志 明治41年8月 150p 22cm 所蔵 国立国会図書館

皮膚の構造、生理的機能から説き起し石鹼や白粉などを解説する。当時の化粧品の素材も紹介している。

婦人と化粧 著作者 早川 薫 発行者 竹中トヨ 明治41年10月 210p 19cm 所蔵 国立国会図書館

校閲者は歌舞伎俳優中村芝翫と川上貞奴。序文(大河内輝剛)に「種痘が行われるようになってから、痘瘡によって美形を損なうことが少なくなった」と。医学的な助言がされている。

逸名学士著美容術 著者 山尾清美(回春堂院長)、石神成三郎(医学士)、風間熊佑(クトル) 発行者 神田正行 大売捌所 東京堂書店 明治42年10

月 187p 20cm 所蔵 国立国会図書館  
医師3人が実験研究し、欧米の新著数十巻を参考にしたという著作。イギリスの匿名婦人の著作「美の助」と、ボイド・レイナー教授著「美、健康及長命の秘訣」に負うところ多いという。

美顔術独習 著者 東京衛生協会(代表者、柴田一郎) 発行者 滝川民治郎 発行所 古今堂書店 明治42年1月 150p 19cm 所蔵 国立国会図書館

仏、独、米のそれぞれの国の化粧法やマッサージ、隆鼻術などを解説、理容、美顔の専門家のための独習書。

皮膚病理学ヨリノ美容法 著者 山田弘倫(医学士) 発行者 鈴木幹太 発売元 南山堂 明治42年5月 154p 23cm 所蔵 国立国会図書館

臨床医である著者が、近来の美容術に関する書籍の内容に納得できないものも多いとしての著書。

自ら施し得る美顔法 著者 北原十三男 発行者 山本秀雄 発行所 紫明社 明治43年1月 198p 19cm 所蔵 国立国会図書館

美容に関する施術に携わってきた著者案出の顔面や四肢、肌等の身体全部を美麗にする方法を述べる。

応用自在表情美容法 述 児玉修治(神奈川病院ドクトル) 編 長谷川涛涯 発行所 東京大学館 明治43年3月 207p 19cm 所蔵 国立国会図書館

生理的・心理的両方面から、美容の方法を説いた書。化粧品や髪型のほか、「人は努力次第で感じよく美しくなれる」と説く。

新式化粧法 著者 藤波芙蓉 発行者 大橋新太郎 発行所 博文館 明治43年2月 280p 23cm 所蔵 国立国会図書館

著者の「婦人方への講演」を出版したもの。内外の化粧法や、俳優、芸妓の化粧法も紹介。



あはせ鏡 著者 藤波芙蓉 発行者 増田義一 発行所 実業之日本社 明治44年12月 241p 15cm 所蔵 国立国会図書館

「新式化粧法」と同一の著者。化粧百般にわたって、心得と手技を説いたもの。文庫判サイズ。

おつくりの栞 著者 外池五郎三郎 発行者 同 発行所 柳屋油店 明治44年12月 口絵26p 15p 23cm 所蔵 国立国会図書館

江戸時代(慶長年間)からの老舗の柳屋主人が、商品の紹介や新しい知識の普及のために発行した冊子。広報誌兼カタログ。

自分で出来る美人の心得 著者 芳翠山人 発行者 長木憲一郎 発行所 魁進堂 明治45年4月 60p 19cm 所蔵 国立国会図書館

「自分で出来る」がセールスポイント。美容と自己表現の手ほどき書。

美の泉(最新学理応用美貌術、実用化粧料調剤処方)発売所 双汎会 発行 明治44年9月 21p 19cm 所蔵 国立国会図書館

著者不詳。美貌術ほか、化粧品の処方も載せる。フェイシャルマッサージという語も使われている。

西洋理髪法 美顔術 美爪術 著者 島崎十郎 (序) 古瀬安俊 大日本美髪会顧問 医学士 平馬魁亮 巡回理髪技術講師 発行所 理髪研究社 発行 明治45年7月 128p 20cm 所蔵 国立国会図書館

10年近くアメリカに留学していた著者が、衛生的な理髪法を啓蒙するために出版。

改定増補 詳解 婦人結髪術(全) 発行兼著作者 山崎清吉 山崎信子 発行所 東京婦人美髪美容学校 第一版 大正6年10月 第8版 昭和3年6月 385p 18cm 所蔵 区立京橋図書館

350余ページからなり、美容学校のテキストブックの役割を持つ内容。大正6年の初版から12年の間に8版を重ね、改定増補を加えている。古今の髪型や職

業による髪型と結び方が多数取り上げられている。

化粧美学 著者 三須裕 発行所 都新聞社出版部 大正13年12月 270p 18cm 所蔵 区立京橋図書館

当時のメイクのハウツー書となっている。

顔をかへるお化粧の仕方 ミス・ユタカ婦人叢書(1) 著者 三須裕 発行所 善文館 大正15年8月 125p 18cm 所蔵 区立京橋図書館

短所を隠し美しく化粧する方法を細かに紹介。役者の化粧法を多く例にとっている。

純真なる肉体と美容術 著者 河野千代子 発行所 河野出版部 大正14年5月 120p 18cm 所蔵 区立京橋図書館

「化粧は強き意味において、天より付与された。女性の義務である。」とする。

洋髪の結び方と髪の手入れ 著者 三須裕 発行所 パルナス書店 大正14年5月 159p 20cm 所蔵 区立京橋図書館

「『耳かくし』というものを日本に初めて紹介した」と語る著者の書。束髪について多くの見解を述べる。

女子結髪衛生教科書 全 著者 細川正勝(大阪府主事) 校閲 上村行彰(元大阪府衛生課長) 題字 中川望(大阪府知事) 発行所 大阪理髪専修学校出版部 初版 大正14年9月 第3版 昭和3年7月 214p 18cm 所蔵 区立京橋図書館

女子の結髪について、衛生の面を重視して述べられている。髪型や結髪のテクニックの記述はない。

#### 図書解題<化粧品化学> [明治・大正・昭和戦前期]

化学工芸品製造法 著者 西川麻五郎 発行者 東京有隣堂 明治20年7月 104p 19cm 所蔵 国立国会図書館

化学製品各種の製造中、白粉の製造を述べ、鉛白の製造を詳説している(本文、第1章中に記載)。明治

20年の刊行で、類書中もっとも古い。「ワグネル、マ  
スプラット、ペイヤン諸氏、工芸化学書中ヨリ」と述  
べた上、「余ノ多年実験シテ其良法ト認ムルモノヲ記  
載」と。著者は「工芸化学専修」、「広島県士族」と名の  
る。

化学工芸宝鑑 著者 鈴木彦馬 発行所 南江堂書店  
明治29年6月 380p 19cm 所蔵 国立国会  
図書館

小工業者のための化学品製造手引き。一部に石鹼、  
化粧品を載せ、処方例と簡単な製造法を述べている。

化学工業全書(第4冊、第14冊) 編纂 高松豊吉、丹  
波敬三、田原良純 発行所 丸善・南江堂 明  
治29年~39年 第4冊 312p 第14冊 691p  
23cm 所蔵 国立国会図書館

化学工業全部門を網羅する全書、当代の権威者を編  
纂者とし、各部門を分担執筆している。

第4冊は石鹼(田原良純編)、揮発油類(香油類)(丹波  
敬三編)、樟腦(附龍腦、艾片及樟腦油)、薄荷油及薄  
荷腦(村井純之助編)。揮発油は芳香性揮発油(香料)  
が主体で、65種について解説している。樟腦、薄荷  
油及薄荷腦には多くのスペースを割いている。

第14冊香料は香料総論等から成る。

化粧品製造法 編者 大橋又太郎 発行所 博文館  
明治30年7月 264p 23cm 所蔵 国立国会  
図書館

懇切な化粧品製造法解説書。明治30年の時点での香  
料、化粧品の製造法、皮膚や毛髪に関する知識や考  
え方を知ることができる。参考にした外国文献もし  
るされている。題字は勝海舟。

工業叢書・化粧品類 著者 恩田重信 発行所 吐鳳  
堂書店 明治31年10月 巻の一256p 巻の二  
312p 21cm 所蔵 国立国会図書館

工業叢書巻之一、化粧品類と爆薬類の合本。化粧品  
類は化粧品総論で化粧品の歴史と揮発油、第2編香  
油類、第3編香水類、巻の二は文房具類と化粧品類  
で第4編香類、第5編皮膚粧飾品類、第6編髪化粧

品類を講述、著者は陸軍一等薬剤官。

化粧品製造法(上・下巻) 著者 平野一貫 発行所  
半田屋医籍商店 明治32年8月(初版) 明治35  
年9月(訂補2版) 明治42年(増補4版) 大正  
10年10月(増訂4版) 初版498p 訂補2版578  
p 増訂4版654p 8版649p 所蔵(初版)  
国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中  
之島図書館 区立京橋図書館(注、所蔵版は  
区々)

化粧品製造法の先駆的著書の一つで、著者は新しい  
知識を受け入れて増訂し、時代の進歩に即した編纂  
を行っている。初版序で「欧米ニ行ハル、化粧品製調  
整法ヲ記載」とし、参考にした欧米の学術書をあげて  
いる。初版は15点、8版では24点となっている。変  
化の激しい時代の製造法指導書としての姿勢がうか  
がえる。第一高等学校教授、千葉医学専門学校教授  
等を歴任。

化学応用最新製造法 著者 浅田忠順 発行所 青木  
嵩山堂 明治38年1月 19cm 所蔵 国立国会  
図書館

「殖産工業ノ導火線タラシメン」としての刊行。化学  
品製造法中にオシロイ(鉛白)、亜鉛華、石鹼等の製  
法が述べられている。

香料案内 著者 今井樟太郎 発行所 永広堂(大阪)  
明治40年2月 228p 23cm 所蔵 国立国会  
図書館 大阪府立中之島図書館

香料業を営み、香料研究者であった著者が、実務に  
即した香料書のないのを嘆いて編纂した。香業界で  
の香料名は英語であるが、学者の著書にはドイツ語  
が用いられているとも指摘している。香料、香水調  
合法、石鹼用香料調合法の3編から成る。序文で内  
村鑑三は「我国特有の香料を探らんために神より遣  
わされし人」との語を寄せている。

化学工芸品製造法 編者 吉村兼富 発行所 同済号  
明治43年1月 492p 22cm 所蔵 国立国会  
図書館

多数の化学工芸品の一編として、第20章化粧品編(33p)を組んでいる。第1類香水並びにエッセンス、第2類香油、クリーム、香粉類、第3類歯磨、白粉、染髪料、脱毛薬類で、参考にした文献に外国書6冊をあげ、その他、工業化学雑誌、薬学雑誌等を参考にしたとしている。

香料及化粧品 著者(報告者) 今井源四郎 発行所 農商務省商工局 大正元年12月 345p 26cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 区立京橋図書館

農商務省の海外実務練習生今井源四郎が「薬品製造並ビニ人造香料及化粧品製造調査研究ノ為独逸国ニ派遣セラレ」、在独2年の成果の報告書と既刊の図書を参照して本書を著したという。総論、天然香料、人造香料、その他の項目から成る。著者の「香料の研究」に先行する刊行で、当局は「当路者ニ領ツ」としている。非売品。

香料の研究 著者(報告者) 今井源四郎 編纂 農商務省商工局 発行所 丸善 大正7年3月 980p 所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館 区立京橋図書館 日本粧業会

香料及化粧品製造調査のため農商務省の海外実務練習生として欧州に派遣されていた著者の前報告「香料及化粧品」をさらに追補増訂したもので、「内容充実シ記叙亦詳細」とされるもの。前著に本邦産芳香植物を加え、人工香料の製造法にも及んでいる。後年に至るまで化粧品研究者から「名著」とされ、高い評価が寄せられている。参考文献として、外国文献31、国内文献21、その他をあげている。

香料及び其応用 著者 堀内利器 発行所 至玄社 昭和2年5月 382p 22cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

香料の研究と生産の実務家であった著者が、「普遍的に香料の知識を会得しその応用に便せん」としての著作。人造香料に重点を置いた記述は、香料関係書の多くが古典化しつつあった当時であって、清新な

ものがあつたらう。概説、香料、応用の3章と附録から成る。

小資本で出来る化粧品製造法 著者 山添長四郎 発行所 三圭社 発行 昭和2年11月 156p 19cm 所蔵 区立京橋図書館

書名が示すように、化粧品の小規模製造法のノウハウ書。序文で「今日のような不況時代でも」と語るように、時代を反映した出版。著者は化粧品製造に多年携わったという。

日本紅の研究 著者 羽根田作兵衛 発行所 小町紅本舗 昭和3年3月 84p 19cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

著者は紅商。紅の歴史、栽培、紅の性質、紅研究の歴史、生産、販売等、化粧用、医療用、食品用に用いられる日本紅の知識を記述する。発行所は著者の自店。

合成香料化学 著者 平尾子之吉 発行所 裳華房 昭和5年 602p 22cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

合成香料化学 著者 平尾子之吉 発行所 佐々木図書出版 昭和23年3月 602p 22cm 所蔵 都立中央図書館

合成香料化学発達略史、合成香料化学における一般重要反応、試薬の製法から始まり合成香料の化学全般にわたっている。「殊に本邦の重要文献は悉く採り入れ」とは昭和23年版の著者序。

精油及香油の話 著者 足立震太郎 発行所 春陽堂 昭和5年3月 340p 所蔵 区立京橋図書館 一般への知識普及を目的とした書であるが、学問的記述もされている。

化学工芸品製造法 著者 樋口紋太 発行所 大洋社 昭和8年3月 19cm 所蔵 国立国会図書館 簡易な化学製品製造法書。化粧品ではコスメチック、化粧紅、白粉、その他の処方例と簡易な製造を記す。

化粧品製造法に就て 著者 神谷吉兵衛他6氏 発行所 国民書院 昭和9年3月 460p 21cm 所蔵 国立国会図書館

神谷東京薬専教授ら薬学系7氏の共著。手堅い化粧品製造法解説書。基礎から実務知識にわたっている。

化粧品の製造法 監修 畑忠三 編纂・発行所 薬業の友社 昭和11年4月 257p 21cm 所蔵 国立国会図書館

豊富な処方と、原料、製造に加えて、製造機器の図版と解説に特徴が見られる。昭和10年頃の製造技術水準を知ることができる。

化粧品化学 著者 伊与田光男 発行所 工業図書 昭和11年4月(初版) 昭和25年(再版・産業図書) 226p 22cm 所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館 (再版以降) 図立国会図書館

初版刊行当時、邦語の著書極めて少ない現状に対し、「香料に関する専門常識涵養の一助として」刊行したという。香料品概論、化粧品原料論、化粧品各論の3論から成る。各般にわたって周到な記述となっている。戦後再版され、版を重ねた

化粧品製造化学 著者 西沢勇志智 発行所 内田老鶴圃 初版昭和11年10月 再版昭和25年7月 374p 22cm 所蔵 国立国会図書館 3版都立中央、5版国立国会・都立中央、6版大阪府立中之島。

化粧品製造に関する著者の知識を事情の許す限り話し、「優良品の一般化を目指して行きたい」とする。総論、原料から機械器具、化粧品製造各論と幅広く、懇切である。挿図は製造機械を主に90点に及ぶ。

戦後昭和25年に再版され、昭和35年には6版となった。

高級化粧品の作り方 編著 山添長四郎 発行所 三圭社 昭和11年10月 332p 19cm 所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館

クリーム、化粧水、口紅、美爪剤、養毛料等の他、

日焼け止め化粧品もあり、時代を反映したものとなっている。

香料の配合 著者 西沢勇志智 発行所 内田老鶴圃 昭和12年7月 訂正第2版昭和25年11月 357p 22cm 所蔵 国立国会図書館、都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

別著「化粧品製造化学」に次いで出版された。学究の調香書という性格をもつ。香料の配合を志す人たちの一助を供し得れば幸せ、としている。付録に化粧品製造事例を示し、ビタミン、ホルモン類を取り上げている。

顔料 著者 桑原利秀 発行所 増進堂 初版昭和17年1月 改訂増補昭和23年11月 614p 所蔵 都立中央図書館

顔料についての成書が少ない中で、広範な内容をもつ著書。顔料の応用では「化粧品(白粉、歯磨)」をあげている。著者は商工省大阪工業試験所顔料部長。

#### 図書名鑑〈化粧品科学〉(大正・昭和前期, 図書解題収録図書を除く)

化粧品製造法講義 編者 鴨田修治 発行所 修学堂 大正6年9月 所蔵 国立国会図書館

香料製造化学 著者 関根重治 赤井左一郎 発行所 内田老鶴圃 大正10年9月 647p 所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館

化粧品製造法、販売法、化粧法 編・発行 長崎白美社 大正15年8月 214p 22cm 所蔵 国立国会図書館 区立京橋図書館

近世香料工業 著者 岡沢辰蔵 発行所 太陽堂 昭和5年 所蔵 大阪府立中之島図書館

化粧品製造法(欧米流行) 著者 山添長四郎 発行所 三圭堂 昭和5年所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館

簡易化粧品の作り方 著者 藤井勇美 発行所 中文館 昭和7年1月 所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館

簡易香料及香水の作り方 著者 藤井勇美 発行所

中文館 昭和8年4月 所蔵 国立国会図書館  
都立中央図書館

特許化粧品製造法集 編者 山添長四郎 発行所 三  
圭社 昭和8年 所蔵 大阪府立中之島図書館

化粧品化学 著者 樋口武夫 発行所 広川書店 昭  
和13年 所蔵 大阪府立中之島図書館

化粧品学 編者 井宮友吉 発行所 豊文堂 昭和14  
年 所蔵 大阪府立中之島図書館

香料化学 著者 奥西平三郎 八木弥助 池田左兵衛  
発行所 修教社 昭和15年(初版)、昭和23年(3  
版) 446p 21cm 所蔵 国立国会図書館(3  
版) 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

花香科学 著者 奥田平曹 発行所 巖翠堂書店 昭  
和24年 156p 19cm 所蔵 国立国会図書館

化粧品の製造化学 著者 樋口武夫 発行所 広川書  
店 昭和27年 312p 22cm 所蔵 国立国会  
図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書  
館

化粧品化学 著者 赤木満州雄 発行所 南山堂 昭  
和27年(初版)、昭和34年、昭和35年(改訂版)、  
213p 22cm(初版) 290p 22cm(改訂版) 所  
蔵 国立国会図書館(初版) 都立中央図書館、  
大阪府立図書館

香料化学 著者 木村清三 発行所 共立出版 昭和  
31年 218p 19cm 昭和44年(増補版) 220p  
19cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館  
大阪府立中之島図書館

化粧品学 編者 池田鉄作 発行所 南山堂 昭和32  
年 昭和35年(改訂版) 206p 22cm(初版) 290  
p 22cm(改訂版) 所蔵 国立国会図書館 都  
立中央図書館

#### 図書解題〈年史関係〉

横浜化粧品業界秘史 著者 山口清太郎 発行所 横  
浜化粧品雑貨商報社 大正14年5月 425p  
所蔵 日本粧業会 区立京橋図書館  
開港場として文明開化の先端に立っていた横浜の化  
粧品業界の栄光、準則組合から同業組合への発展、

関東大震災の災禍、業界の軌跡を組合活動を軸に「秘  
史」として綴った書。著者は長らく同業組合に在職し、  
書記長、商報主幹の職にあった。

父とその事業 著者 伊東栄 発行所 伊東胡蝶園  
昭和9年7月 132p 22cm 所蔵 日本粧業会  
無鉛白粉の御園白粉の製造元となり、創製者の業績  
を事業化した伊東栄(初代)の生涯を綴った著作であ  
り、化粧品本舗伊東胡蝶園の創業と発展の歴史であ  
る。そこには御園白粉を世に出す経緯やエピソード  
が細かくしるされている。伊東胡蝶園は後のパピロ  
オ。

平尾賛平商店五十年史 編集 平尾太郎 発行 平尾  
賛平商店 昭和4年 984p 23cm 所蔵 国立  
国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島  
図書館 日本粧業会

第1編平尾賛平商店五十年史、第2編本邦化粧品五  
十年史を柱に、第3編本邦経済発達統計を加えた3  
編から成っている。自社だけでなく業界資料も収録  
されている。

歯磨の歴史 編集・発行人 小林富次郎 発行所 ラ  
イオン歯磨本舗(株) 小林商店 昭和10年12月  
944p 23cm 所蔵 日本粧業会 都立中央図  
書館

第1編「歯磨の歴史、附、歯刷子の歴史」231p、第2  
編「小林商店小史」560p、第3編「補遺」より成る。明  
治期の化粧文化と関係深い歯磨の歴史を綴る。

花王石鹼五十年史 編纂 服部之聡 発行所 花王石  
鹼五十年史編纂委員会 昭和15年10月 787p  
26cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館  
大阪府立中之島図書館 区立京橋図書館 日本  
粧業会

明治20年創業の長瀬商店に始まる花王石鹼長瀬商  
会の50年の歴史。花王石鹼を中心に明治、大正、昭和  
15年にわたる花王石鹼発達史であるが、有史以来の  
欧米石鹼発達史と日本石鹼発達史を併せて編纂した  
大著。精緻な資料活用等きわめてすぐれた業界史で

あり、文化史である。編纂は服部之聡。創業者長瀬富郎伝を別冊に編み、周到な編纂となっている。

資生堂社史 編纂・発行 株式会社資生堂 昭和32年  
11月 671p 26cm 所蔵 国立国会図書館 都  
立中央図書館 大阪府立中之島図書館 区立京  
橋図書館、日本粧業会

社史として企業のあゆみを描くとともに、創業の地である銀座のあゆみを、文芸、絵画、演劇映画などの知名人の筆で描き、化粧品企業史を銀座の社会文化史にまで広げている。

資生堂百年史 編纂・発行 株式会社資生堂 昭和47  
年 6月 724p 29cm 所蔵 国立国会図書館  
都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 区立  
京橋図書館 日本粧業会(東京化粧品工業会寄  
託)

資生堂100年の記録。多彩な図版が収録され、カラフルな構成となっていて、商品や広告の展開が積極的に示されている。時代背景への目くばりも広い。

紅一伊勢半170年史 編著者 沢田亀之助 発行者  
伊勢半170年史編纂委員会 昭和34年11月 589  
p 26cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図  
書館 大阪府立中之島図書館 区立京橋図書館  
日本粧業会

株式会社伊勢半社長沢田亀之助氏の編著になるもので、伊勢半170年の記念出版。家業の「紅」を中軸に据えた社史であり、化粧史、文化史、女性史の色彩も濃い。紅についての考証や調査には、専門家の論考が示されている。類書の少ない中で、紅についての集大成というべきもの。絵画、版画、写真等も多く収録し、参考文献65冊が紹介されている。

日本の化学百年史 編 日本化学会 発行所 東京化  
学同人 昭和53年 1,302p 27cm 所蔵 国  
立国会図書館 都立日比谷図書館

日本化学会創立百周年記念出版。副題「化学と化学工業100年の歩みを精緻に実証的に記述している充実の化学史である。付録に「化学および化学工業年表」。

国立衛生試験所百年史 編纂 国立衛生試験所 昭和  
50年 3月 1日 449P 27cm 所蔵 国立国会  
図書館

国立衛生試験所創立100周年の記念出版。明治20年創立以来、衛生試験行政の中核として大きな業績をあげた国立衛生試験所の歩みを精緻な構成で展開している。法律 規程の収録も周到であり、開所以来の厳格な実証主義を貫いてきた科学的実践がここにも脈々と生きている。序章は司薬場創設前史で、黎明期の西洋医学。

厚生行政五十年史(上・下) 編纂 厚生省 昭和53年  
5月31日 1,966P 27cm 所蔵 厚生省図書  
館

戦争遂行政策の一環として、厚生省が誕生してから、戦後の民生を主管する重要な責務を担った厚生行政50年の記録。国民の衛生保健を守ってきた業績の記録である記述編と資料編法令・年表等から成っている

クラブコスメチックス80年史 著作・発行 クラブコ  
スメチックス 昭和58年 8月 173p 29cm  
クラブ化粧品本舗中山太陽堂の歴史を創業者中山太  
一氏の業績を中心に描く。クラブ化粧品の開発と発  
展、中山太一氏の理念から生まれた中山文化研究所、  
婦人精神文化研究会等の活動が記録されている。明  
治時代に始まるクラブ化粧品をめぐる挿話が興味深  
い。

草稿「組合50年史史料」 編著者 日南田慶富 原稿用  
紙1,483枚 所蔵 日本粧業会 草稿並びに草  
稿複写本

東京小間物化粧品卸商同業組合では創立50周年を迎えるに当たり、業界史編纂を企画したが、戦局の影響を受けて、実現に至らなかった。その際、組合書記長で商報主筆であった日南田慶富が執筆史料として編纂したのが、編年体の記録「組合50年史史料」で、明治期編(明治25年～45年、390枚)、大正期編(大正元年～15年、490枚)、昭和期編(昭和元年～18年、但し14年～18年欠、633枚)の3編から成る草稿(未完

稿)が貴重な組合史料として残されている。組合記録、東京小間物商報、東京小間物化粧品商報等の資料から抽出し編纂したもので、他に補助資料編(草稿下書き)が残されている。

日本化粧品史年表(合本) 編集 岩崎邦太郎 東京化粧品工業会 269p 25cm 所蔵 東京化粧品工業会

明治元年から大正5年に至る50年の化粧品年表。化粧品と関連製品は主として新聞広告を中心に、広告文も収録している。社会的事項も収録され、業界品と社会との関連もとらえている。岩崎邦太郎を代表とする編集委員によって作成、草稿本5冊(第2冊～6冊)にまとめられている。

#### 図書解題 <団体機関紙・名鑑・年鑑等>

東京小間物商報・東京小間物化粧品商報(組合機関紙)  
発行所 東京小間物商報社・東京小間物化粧品商報社 所蔵 日本粧業会

「東京小間物商報」は明治28年6月21日創刊。明治36年1月から「東京小間物化粧品商報」と改題した。発行母体の組合は同時期に東京小間物化粧品卸商同業組合と組合名に「化粧品」を加え、発行所である商報社の名称にも「化粧品」が加わった。東京小間物商報は現在、明治29年～30年が財団法人日本粧業会に所蔵されているのみである。

東京小間物商報(合本) 明治29年11月～30年12月 40cm 所蔵 日本粧業会

東京小間物化粧品商報(合本) 明治39年6月～大正4年12月 45cm 所蔵 国立国会図書館

(注、上記の東京小間物商報・東京小間物化粧品商報のマイクロフィルムは日本粧業会(ポジ)と国立国会図書館(ネガ)に所蔵されている。)

東京小間物化粧品商報(合本) 所蔵 日本粧業会 大正15年 40cm 昭和3年～昭和15年 45cm 所蔵 日本粧業会

戦時下においても発行は継続されており、昭和19年の業界紙の整理統合に際しては業界唯一の業界紙として発行が許された。この時、紙名は「日本粧業」と改題された。発行母体も同業組合の解散に伴い、商報社を解散し、新たに設立された財団法人粧業奉公会に継承された。財団法人は戦後昭和20年11月に財団法人日本粧業会と変更された。この間昭和16年1月以降の商報と昭和19年1月から昭和20年2月の日本粧業は欠本となっている。昭和20年3月10日の東京大空襲に際して焼失、あるいはその後散逸したものである。

大阪化粧品商報(合本) 発行所 大阪化粧品商報社  
大正3年～大正13年、昭和3年、昭和6年～昭和9年、昭和11年 所蔵 大阪化粧品商報社  
明治34年1月1日創刊の大阪化粧品商報の大正期、昭和戦前期の合本が一部所蔵されている。大正12年の合本には関東大震災時における大阪業界の動向など、独自の記事が見られる。

日本粧業(合本)(東京小間物化粧品商報改題) 発行所 財団法人日本粧業会 昭和20年11月～昭和54年 所蔵 日本粧業会 国立国会図書館(但し一部) 昭和19年、「日本粧業」と改題後、昭和20年3月10日の東京大空襲後休刊していたが、昭和20年11月に復刊。化粧品から装粧品を含む、代表的な業界団体機関紙として刊行された。昭和54年以降休刊。

東京小間物化粧品名鑑 編集・発行 東京小間物化粧品商報社 第1輯明治44年9月 第2輯大正2年9月 第3輯昭和7年10月 第1輯 586p 22cm 第2輯 796p 20cm 第3輯 830p 20cm 所蔵 国立国会図書館(第1輯・第3輯) 都立中央図書館(第2輯、第3輯) 区立京橋図書館(第3輯) 区立深川図書館(第3輯) 日本粧業会(第2輯下巻複写本、第3輯)

明治、大正、昭和(戦前)の刊行時点での東京卸売業界を中心とする業界案内というべき刊行で、業界実務者から歓迎された出版であった。第1輯は新社屋竣工を記念した出版、その後の名鑑の原型となった

もので、充実した商品案内。日常業務便覧としての機能も備えていた。第2輯は第1輯が好評で再版が望まれたことに促されての刊行で、第1輯を増補改訂しての出版であった。折から、小間物化粧品業界は発展いちじるしく、本舗並びに卸商の社会的地位が高まり、自信にあふれていた時代で、広告欄が充実しており、組合の力量を示すものとなっている。第3輯は第2輯から17年を経ての刊行で、組合員も第2輯の時の307名から766名へと増え、広告欄244ページ、216店の出稿となっている。組合小史は組合の沿革を語って要を得ている。

大阪化粧品商報別冊、化粧品石鹼業界要覧 編集・発行 大阪化粧品商報社 昭和7年1月 112p 26cm 所蔵 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

化粧品を軸に石鹼化粧品の知識や業界事情をまとめている。出版当時の「最近10年間」の生産額や輸出入額を収録、その他、取締規則や商標の知識の項を設けるなど、実務上の便も図っている。

化粧品歯磨小間物雑貨業界案内 編集・発行 財団法人日本粧業会 昭和21年11月 192p 18cm 所蔵 日本粧業会

終戦後1年、業界再建の曙光を見出しつつも、きびしい条件下にあった時に、業界現況を集約して刊行した業界案内、業界名鑑の他、法規法令、業界品限界価格、例外許可価格、業界品標準規格、財団法人日本粧業会関係等を収録。

小間物化粧品業界年鑑(昭和9年版) 編纂・発行 東京小間物化粧品商報社 発行 昭和9年1月1日 316p 26cm 所蔵 日本粧業会

最初の業界年鑑。発展をつづけ、盛んな活動を展開する小間物化粧品業界であったが、いまだ業界年鑑が編纂されたことがなかった。昭和8年に東京小間物化粧品商報社ではその企画編集力を駆使して年鑑編纂を進め、業界はじめての業界年鑑昭和9年版を刊行した。商報編集部の実力ある力量があつてはじめて実現した事業であった。内容は業界一年史、人

事人物、組合・団体、商品・商店、生産・販売、海外貿易・海外業界、博覧会・展覧会・見本市、広告宣伝、美容・服飾・流行、資料・統計、法規・法令、業界便覧、その他で構成され、業界一年の活動や業界資料が記録されている。

業界年鑑は昭和9年版で編纂様式が確立され、年次出版として継承された。折から化粧品業界が直面した発展と、その後の戦時統制経済に組み入れられていった非常時下の業界とを記録している。年鑑は10年間刊行を重ねたが、時局の重大化によって、昭和18年版を最後として中止の止むなきに至っている。編集責任者、昭和9年版～昭和16年版広田嘉一、昭和17年版～昭和18年版日南田慶富。

小間物化粧品年鑑 昭和10年版 昭和10年1月 318p 26cm

同 昭和11年版 昭和11年1月 388p 26cm

同 昭和12年版 昭和12年1月 370p 26cm

同 昭和13年版 昭和13年1月 378p 26cm

同 昭和14年版 昭和14年1月 363p 26cm

同 昭和15年版 昭和15年1月 294p 26cm

同 昭和16年版 昭和16年1月 274p 26cm

同 昭和17年版 昭和17年1月 448p 21cm

同 昭和18年版 昭和18年1月 388p 21cm

所蔵 日本粧業会(昭和11年版を欠く)、東京化粧品工業会(昭和9年版～18年版)(日本粧業会に寄託)

業界総覧1955年版 編纂・発行 日本粧業会 昭和30年10月25日 452p 26cm 所蔵 日本粧業会

総説篇と現勢編から成り、総説篇は化粧品、石鹼、歯磨、装粧品、香料、原料の各分野の歴史、生産、販売、広告宣伝、意匠包装、経営、科学について、それぞれエキスパートが執筆する。「化粧品の科学」30pを東京化粧品工業会技術委員会が担当しているのはその一例である。業界の集大成というべく、総説篇246p、現勢篇422p、業界団体一覧30pで構成されている。現勢篇は本舗、香料・原材料業、問屋卸店、有名小売店で構成、業界名鑑でもある。日本粧業会がその前身である東京小間物卸商組合創立60周年を記念して刊行した。監修、「業界総覧」発行委員会(委



員長伊東栄)、「業界総覧」編纂部(編纂部長日南田慶富)

### 図書解題〈化粧品関連、経済・文化史史料〉

維新前東京諸問屋商事慣例調 著者 東京府 東京都  
都政史料館 発行 昭和32年 305p 24cm  
所蔵 区立京橋図書館

明治22年の東京府諮問に対する答申書、川崎房  
五郎校訂

明治22年に、東京府の諮問に答えて、問屋主人が提  
出した報告書。維新前とあるが明治初年の商慣習に  
通ずるものもあった。

大阪白粉商記録(和本)編纂 大阪府立中之島図書館  
所蔵 同

天明年間より明治25年に至る白粉商組合の記録で、  
明治期の白粉商仲間規約、東栄組規約(明治21年)、  
白粉商仲間申合規約(明治25年)が含まれている。

大阪商業史資料 編纂・発行 大阪商工会議所 昭和  
38年~41年 所蔵 国立国会図書館 大阪府立  
中之島図書館

36冊から成る。第10~11冊、諸組合仲間、問屋及其  
規約、

唐物屋とその世相 編・発行 伊藤三千蔵 昭和5年  
395p 19cm 所蔵 区立京橋図書館

皇室御用品の項があり、石鹼、白粉、クリーム等が  
商品名でしるされている。

東亜香料史 著者 山田憲太郎 発行所 東洋堂 昭  
和17年5月 396p 19cm 所蔵 国立国会図  
書館 大阪府立中之島図書館

香料が東西の交流史の中で大きな意味を持つことを  
知った著者が、歴史学の一分野として研究を重ねた  
成果をまとめたもの。折から時局は大東亜戦争下で  
あり、「南方共栄圏の一根幹たる香料史」という意識  
もあつての著作。

日本香料史 著者 山田憲太郎 発行所 小川香料  
昭和23年6月 179p 26cm 所蔵 国立国会  
図書館

香料の伝来から、日本の生活のなかに深く取り入れ  
られた香料の歴史をまとめた研究で、昭和16年に学  
士院で明治前日本化学史の一環としての香料史編纂  
が企画された際に、担当の堀内利器博士から協力の  
要請を受け参加した研究であった。しかし、堀内博  
士は東支那海で殉職、後を継いで著者は昭和18年に  
報告書を学士院に提出した。終戦後、稿をあらため  
て出版したのが本書である。このような経緯から本  
書の時代は明治以前となっている。

香料小史 著者 大淵彰三 発行所 史学者 発行  
昭和24年3月 173p 18cm 所蔵 国立国会  
図書館 都立中央図書館 大阪府中之島図書館  
経済史専門の著者が、東西交渉史における香料の歴  
史をまとめたもの。

広告五十年史 編纂・発行 電報通信社 発行 昭和  
26年1月 556p 22cm 所蔵 日本粧業会  
株式会社電報通信社(電通)が創立50周年を記念して  
刊行した「広告五十年史」は、広告活動繁栄期を1901  
年(明治34年)から1950年(昭和25年)と設定した50年  
史であるが、記述は明治維新以前から始まり、それ  
からの各時代の広告界の展開を、具体的な資料を豊  
富に使って編纂している。広告作品の写真や統計も  
多く収録され、化粧品広告には主要業種として多く  
のスペースが割かれている。実証的なすぐれた広告  
史。

日本化粧品史考 著者 久下司 発行所 黒龍堂研究  
所 発行 昭和28年9月 250p 21cm 所蔵  
都立中央図書館

日本の化粧の発展を、大陸と日本の古典や伝承に拠  
って考察し、中国文物へのゆたかな造詣を駆使して、  
ユニークな化粧史観を展開している。

正倉院薬物 編集者 朝比奈康彦 発行者 植物文獻  
刊行会 昭和30年12月 520p(図版とも) 30

cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館  
天平の文化を今に伝える正倉院御物には、大陸将来の香葉が収蔵されている。「正倉院薬物」は植物文獻刊行会の第13回刊行書として、編纂された。

東西香葉史 著者 山田憲太郎 発行所 福村書店  
発行 昭和31年9月 513p 22cm 所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館  
香葉の歴史を東西交流の上に立って詳説。中国の資料を使って竜涎香を解説するなど、独自性が高い。

### 業界関係年史〈団体史・社史〉一覧表

井田両国堂40年史 井田両国堂 昭和35年9月 485p 21cm 所蔵 日本粧業会 都立中央図書館  
紅(伊勢半170年史) 図書解題参照

エーザイ創業史 エーザイ株式会社 昭和39年 330p 27cm 所蔵 国立国会図書館

大山70周年史 大山 平成3年11月 297p 27cm 所蔵 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

花王石鹼五十年史 図書解題参照

花王石鹼70年史 花王石鹼 昭和35年11月 676p 26cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 区立京橋図書館 日本粧業会

花王石鹼80年史 花王石鹼 昭和46年1月 365p 29cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会

花王90年のあゆみ 花王石鹼資料室 昭和55年10月 113p 29cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

鐘淵化学たゆみなき前進 鐘淵化学工業株式会社  
ダイヤモンド社 昭和44年 160p 18cm 所蔵 国立国会図書館

鐘淵化学20年史 変革と創造 昭和45年 鐘淵化学工業株式会社 388p 27cm 所蔵 国立国会図書館

鐘紡百年史 鐘紡 昭和63年10月 1,086p 27cm 所蔵 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

牛乳石鹼共進社70年の歩み 牛乳石鹼共進社 昭和53年10月 63p 26cm 所蔵 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

クラブコスメチックス80年史 図書解題参照

歯磨の歴史 図書解題参照

三共五十餘年の概貌 三共株式会社 明治32年—昭和26年 山科樵作編 昭和27年 67p 21cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

三共60年史 三共 昭和35年12月 338p 26cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会

三共八十年史 制作：大日本印刷 CDC 事業部年史センター 昭和54年 453p 27cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

サントスー物語 サンスター歯磨株式会社 加藤与三郎(ほか)編著 週刊粧業 昭和39年 252p 27cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

シオノギ戦後23年のあゆみ 栄光への苦難 昭和43年 166p 18cm 所蔵 国立国会図書館 大阪府立中之島図書館

シオノギ百年 昭和53年 533p 22cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館

資生堂社史 図書解題参照

資生堂社史(並装本) 資生堂 昭和32年11月 222p 26cm 所蔵 国立国会図書館 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

資生堂百年史 図書解題参照

資生堂宣伝史I 資生堂 昭和54年7月 243p 28cm

資生堂宣伝史II 資生堂 昭和54年7月 230p 28cm

資生堂宣伝史III 資生堂 昭和54年7月 188p 28cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会

資生堂宣伝史(総合編・セルジュ・ルタンズ篇 TV・CM篇 平成4年4月所蔵 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)

香料とともに六十年史 曾田香料株式会社 曾田政治

- 著 昭和42年 416p 22cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館
- 曾田香料70年史 曾田香料 昭和61年4月 231p  
27cm 所蔵 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会
- 高砂香料50年史 高砂香料工業株式会社 昭和48年  
163p 27cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 日本粧業会
- 津村順天堂七十年史 津村順天堂株式会社 昭和39年  
180p 27cm 所蔵 国立国会図書館
- 日本香料工業会10年史 日本香料工業会 昭和56年2  
月 204p 26cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会
- 日本油脂三十年史 日本油脂株式会社 昭和42年  
681p 27cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 府立大阪中之島図書館
- 油脂工業史 日本油脂工業会 昭和47年 336p,111p  
27cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館
- 油脂石鹼洗剤工業史最近10年の歩み 日本石鹼洗剤工業会 昭和56年4月 306p 26cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会
- 長谷川香料80年史 長谷川香料 昭和60年5月 347p  
27cm 所蔵 都立中央図書館 大阪中之島図書館 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)
- パルタック80年史 パルタック 昭和53年12月 290p  
26cm 所蔵 都立中央図書館 大阪中之島図書館 日本粧業会
- 平尾賛平商店五十年史 図書解題参照
- 永遠の美を求めて POLA 物語 (株)ポーラ化粧品本舗  
昭和55年8月 527p 29cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)
- マングラム50年史 マングラム 昭和53年4月 389p  
25cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 日本粧業会
- ミヨシ油脂株式会社社史 ミヨシ油脂 昭和41年 23  
p 823p 27cm 所蔵 都立中央図書館
- 桃谷順天館創業百年記念史 桃谷順天館 昭和60年6  
月 251p 23cm 所蔵 都立中央図書館 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)
- ライオン歯磨八十年史 ライオン歯磨株式会社 昭和  
48年 460p, 75p 29cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会
- ライオン油脂六十年史 ライオン油脂株式会社 昭和  
54年 418p 29cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館 大阪府立中之島図書館 日本粧業会
- ライオン100年史 ライオン 平成4年10月 452p  
29cm 所蔵 日本粧業会(東京化粧品工業会寄託)
- 和光堂のあゆみ 和光堂株式会社 昭和44年 245p  
23cm 所蔵 国立国会図書館 都立中央図書館
- 日本化粧品工業連合会刊行物(非売品)**
- 化粧品用原料標準規格 昭和40年3月20日 286p  
22cm
- Report of the Survey on Cosmetics in Society 1983  
年11月 88p 30cm
- 社会生活と化粧品に関する調査 昭和58年11月 73p  
30cm
- 化粧品を科学する 著者 早川律子 平成元年10月  
58p 21cm
- 化粧品が誕生するまで 編纂 日本化粧品工業連合会  
平成3年7月1日 47p 21cm
- 化粧文化史 著者 樋口清之 平成4年1月28日50p  
21cm
- 主要博覧会報告書**
- 内国勧業博覧会 編纂 博覧会事務局 所蔵 国立国会図書館(以下同じ)
- 内国勧業博覧会報告書(第1回) 明治11年序 4冊  
21cm
- 内国勧業博覧会回出品目録(同) 明治10年2月 40p  
19cm
- 内国博覧会審査評語(同) 明治10年 2冊(上下巻812p)

21cm

内国勸業博覧会報告書(第2回) 明治16年5月 2冊

20cm

内国勸業博覧会授賞授与人名表(同) 明治14年 143

p(上下巻合本) 18cm

内国勸業博覧会審査報告(第3回) 明治24年2月 7

冊 22cm

内国勸業博覧会出品目録(同) 明治23年3月 8冊

(合本) 23cm

内国勸業博覧会褒賞授与人人名録(同) 明治23年7月

566p 23cm

内国勸業博覧会審査報告(第4回) 明治29年 第1

~7部 8冊 23cm

内国勸業博覧会出品目録(第5回) 明治36年2月 27

冊(合本) 第5部化学工業

内国勸業博覧会審査概況 明治36年7月 130p 23cm

東京勸業博覧会彙報(東京府主催博覧会)第1号~第7

号 明治39年8月~40年3月 編纂 東京府

東京勸業博覧会審査報告 明治41年 編纂 東京府

東京大正博覧会出品審査概況 附受賞人名簿 大正3

年 編纂 東京府

東京大正博覧会審査報告 大正5年 編纂 東京府

平和記念東京博覧会審査報告 大正12年 編纂 東京府



年表 化粧品工業120年の歩み

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>明治元年(1868)</p> <p>8.一 新政府、旧幕府開成所・理化学施設を大阪へ移す。舎密局とする</p> <p>この年 公卿に対しお齒黒かき眉遵守せずともよしと布告</p> <p>一 伊勢半明治初年より宮内省御用紅商となる</p>	<p>明治元年(1868)</p> <p>5.3 江戸城開城</p> <p>6.11 新政府、官制を改正(七官兩局の制)</p> <p>7.4 新紙幣(太政官札)5種を發行(十兩、五兩、一兩、一朱、一分)</p> <p>7.一 商法大意布達</p> <p>9.3 江戸を東京とする</p> <p>10.23 明治と改元</p>
<p>明治2年(1869)</p> <p>6.一 大阪舎密局開講。教頭ハラタマ「開講之説」を述べる</p> <p>8.一 丸屋善八開店(書舗丸善の前身)</p>	<p>明治2年(1869)</p> <p>3.一 諸道の関所廃止</p> <p>4.5 太政官を東京に移すことを達する(事実上、遷都を決定)</p> <p>4.一 通商司設置</p> <p>6.一 五稜郭開城、戊辰戦争終わる</p> <p>7.25 版籍奉還</p> <p>8.15 政府官制を改革</p> <p>8.一 禄制改革はじまる</p> <p>11.17 スエズ運河正式開通</p> <p>この年 各地に為替会社、通商会社設立される</p>
<p>明治3年(1870)</p> <p>12.一 京都舎密局開業(河原町2条下ル)</p> <p>12.一 「石鹼、蠟燭等製法」(榎本武揚 訳稿)刊</p> <p>12.一 売薬取締局を大学東校の所管とする</p> <p>12.一 麩明舎開業(牛込揚場町9)渡辺清(石鹼、洗濯ソーダの製造所)</p> <p>12.一 売薬取締規則布達</p> <p>この年 政府 華族の染齒、かき眉を禁止</p> <p>一 「化学訓蒙」(石黒忠憲著)刊</p> <p>一 「理化日記」(Ritter著、市川盛三郎訳)刊</p>	<p>明治3年(1870)</p> <p>1.26 東京、横浜間電信開通</p> <p>12.12 工部省をおく</p>
<p>明治4年(1871)</p> <p>4.一 東京府、女子断髪を禁止する</p> <p>11.一 東京府、命令を出し仲間組合づくりの指針を与え、翌5年に鑑札を交付する</p> <p>この年 大学東校にドイツ医学を取り入れる</p> <p>一 兵部省軍医寮「軍医寮局方」を制定</p> <p>一 金沢医学館に薬局学科を設置(オランダ軍医スロイス招聘)</p>	<p>明治4年(1871)</p> <p>3.14 東京、京都、大阪間に郵便開始</p> <p>5.一 専売略規則制定(特許法の先駆)</p> <p>6.27 新貨条例制定(金本位制、円錢厘制)</p> <p>8.29 廢藩置県の詔書発布</p> <p>9.28 工部省に工学寮を設置</p> <p>10.一 田畑勝手作を許可</p> <p>11.一 遣外使節(岩倉・木戸・大久保・伊藤ら)</p> <p>この年「横浜毎日新聞」等新聞の創刊つく</p>
<p>明治5年(1872)</p> <p>4.一 井筒屋香油店創業「いづつ香油」発売</p>	<p>明治5年(1872)</p> <p>2.一 女学校開校(11月東京女学校と改称)</p>

\*太陽曆制定以前の年月日は出典に準拠し太陽曆換算のものを用いた。 \*大阪の表記は「大坂」の場合もすべて大阪とした。

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>5.一 京都舎密局、石鹼功能書配布  6.一 日本橋本町に西洋薬舗株式会社設立  7.一 石鹼使用勸奨の京都府令  8.一 資生堂薬局開業(福原有信)(6月、日本橋本町に西洋薬舗株式会社設立)  9.一 「桜水」(香水)発売、芳町よしや留右衛門(新聞広告)  10.一 ドイツ医方、西洋歯磨新聞広告(斉藤平兵衛)  この年 開物叢説(家什類第一石鹼訳説)刊行される文部省教授宇都宮義綱編集上下2冊(開拓使出版)  一 「開化香油」発売</p>	<p>3.一 「東京日日新聞」創刊  3.一 全国の戸籍成る(人口33,110,825)  6.一 「郵便報知新聞」創刊  9.一 学制を頒布(公布)  10.一 新橋停車場落成(米人ブリヂンス設計)  10.一 鉄道、新橋―横浜間開通  10.一 横浜に瓦斯燈つく  12.一 国立銀行条例公布  12.一 太陽曆採用  12.一 神武天皇即位の年を紀元とする  12.一 徴兵令発布(翌年1月公布)  12.一 女学生の袴流行</p>
<p>明治6年(1873)  3.一 天皇断髪、皇后鉄漿黛を落さる  3.一 横浜、堤磯右衛門石鹼工場を設立  10.一 「百工応用化学編(石鹼製造法)」文部省刊(牧山耕平執筆)  この年 「化学日記」序、成る</p>	<p>明治6年(1873)  1.一 1月1日より太陽曆となる(陰曆明治5年12月3日を太陽曆明治6年1月1日とする)  1.一 徴兵令公布  2.24 キリスト教解禁  4.10 開成学校開校  6.一 第一国立銀行設立  7.28 地租改正  7.30 工部省工学寮工学校設立  8.一 第一国立銀行開業  9.一 遣外使節一行帰国  10.一 祭日の休日を定める  11.一 内務省設置  12.一 銀座の煉瓦路成る</p>
<p>明治7年(1874)  1.一 内務省勸業寮を設け、農務、工務、商務、編纂の4課を置く(内山下新小川町の試験所あり石鹼、香水、蠟脂、植物油等を所管する)  11.一 東京司薬場に薬品巡回員を設置  12.一 勸業寮、オリブ樹をイタリーより取寄せ南方諸県に分植する  この年 東京司薬場設置される</p>	<p>明治7年(1874)  2.一 佐賀の乱おこる  5.一 鉄道、大阪―神戸間開通  9.一 「朝野新聞」創刊  9.一 日本帝国電信条例公布  11.一 「読売新聞」創刊  この年 銀座通りの街路照明に瓦斯燈建つ</p>
<p>明治8年(1875)  7.一 香(化粧)、棹(洗濯)、水(加里)、ベッコウ(透明)、沙盆(石鹼)及原料の牛油 ソーダーも相当多量の輸入あり(横浜毎日)  12.一 横浜、堤磯右衛門透明石鹼を造る  この年 京都司薬場設置される  一 大阪司薬場設置される  一 改良歯磨花王散(保全堂波多海蔵)発売</p>	<p>明治8年(1875)  1.一 英仏の横浜駐屯軍引揚  2.一 三菱商会、上海―横浜航路開始  5.一 樺太千島交換条約公布  5.一 日露条約調印  6.1 東京気象台開設  6.28 新聞紙条例公布  8.5 尺貫法を統一</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>明治9年(1876)</p> <p>8.一 浅草象潟会社、石鹼製造開始(四方田敬直)</p> <p>12.一 堀江小十郎、鳴春舎を設立し石鹼製造を計画</p> <p>12.一 横須賀造船所舎密係を置く</p> <p>この年「西洋百工新書」(石鹼製造法)刊行、宮崎柳條著</p>	<p>9.3 出版条例改正</p> <p>明治9年(1876)</p> <p>1.12 医術開業試験法</p> <p>3.28 魔刀令公布</p> <p>4.1 男子満二十歳を成人と定める</p> <p>5.一 上野公園開園</p> <p>8.一 金禄公債証書発行条例(秩禄処分本格化)</p> <p>8.一 国立銀行条例改正</p> <p>10.一 神風連の乱</p> <p>この年 沸騰散(ラムネ)流行</p>
<p>明治10年(1877)</p> <p>1.一 美精水(香水油)(高村製)広告</p> <p>6.一 この頃、象潟社象印化粧石鹼(薔薇小判形、葡萄小判形、洋子角形)、洗濯石鹼(1本2斤掛)を製造。売捌大伝馬町回春社</p> <p>7.一 浅草象潟町四方田敬直、東京府石鹼工場(男工7 女工2)設立</p> <p>7.一 井上孝兵衛、石鹼をつくる</p> <p>7.一 「蘭麝香」(長谷川利助)、「薔薇水」(花露屋宗三郎)広告</p> <p>8.一 工作局内山下分局出張所の石鹼試験所(石鹼製造機械一式つき)を大政官より三河幸三郎(後の江水舎)に貸与</p> <p>8.一 第1回内国勸業博覧会東京上野で開催され、白粉、刷紅、髪油、香水油石鹼等業界品出品</p> <p>この年 売薬取締規則制定</p> <p>一 精綺水発売(岸田吟香)</p> <p>一 「新式化学」(太田雄寧訳纂)刊</p>	<p>明治10年(1877)</p> <p>2.一 西南戦争起こる</p> <p>4.一 東京大学(開成学校、医学校合併)</p> <p>8.一 第1回内国勸業博覧会上野で開催</p> <p>9.24 西南戦争終わる</p> <p>12.12 国立銀行濫設防止のため、国立銀行条例補正追加</p>
<p>明治11年(1878)</p> <p>1.一 石鹼業者親睦会、柳橋柳屋にて第1回親睦会開催、石鹼製造業者8社参加</p> <p>2.一 榎本武揚、透明サボン3種、化粧サボン2種、ココスサボン(椰子石鹼)、香水、歯磨、白粉、髪油の処方方をロシア技師より100ルーブルで伝授をうけ、露都日本公使館の厨房にて大岡金太郎に実習させる(榎本文書)</p> <p>2.一 岸田吟香、販売品自家製化粧品「吟香水、玉兔膏、白薔薇、玉椿」、請売品「艶の水 花王散 玉の肌 回春社の石鹼」を広告</p> <p>2.一 印刷局、石鹼を製造し始める</p> <p>3.一 塩野義製薬創業(大正3年株式会社)</p> <p>4.一 化学会創立(翌12年11月東京化学会と改称)</p> <p>5.一 芝の山崎槐一製香水、宮内省に納入</p> <p>5.一 本町の中村庄八「かみあらい粉」広告</p> <p>7.一 無鉛洋法白粉「花の宴」(山崎製)広告</p> <p>7.一 官許無害(無鉛)白粉「玉芙蓉」(竹川町製)広告</p>	<p>明治11年(1878)</p> <p>3.2 国立銀行条例改正</p> <p>3.12 東京商法会議所設立許可</p> <p>5.一 株式取引所条例公布</p> <p>8.一 大阪商法会議所設立許可</p>



業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>夏 平尾賛平商店創業(12年2月馬喰町に移る)</p> <p>9.一 売薬規制を改正、売薬許可を地方庁で行う</p> <p>10.一 東京薬学会結成</p> <p>10.一 新選香油「君ヶ香」、別製「艶花油」(麴町垣見製)広告</p> <p>12.一 白粉下化粧水「小町水」発売(平尾賛平商店)</p> <p>この年 椰子油初輸入</p> <p>一 新富座新装開場(6月)明治歌舞伎盛況はじまる</p>	
<p>明治12年(1879)</p> <p>5.一 化製組石鹼製造所、名古屋外堀町に創立</p> <p>7.一 「石炭酸シャボン」(後の薬シャボン・岸田吟香)広告</p> <p>夏 「匂ひ袋」、懐中匂ひ袋「小町の袖」(平尾賛平商店)発売</p> <p>9.一 御くすりおしろい「玉たれ香」(紀伊国屋伝兵衛)広告</p> <p>11.一 精製香水及び梅花香油、薔薇香油、西洋梳油、棒鬢付(京橋区山下町木元忠兵衛)広告</p> <p>12.一 「開運はみがき」(伊勢国河村古僊)広告</p> <p>この年 久原躬弦、高松豊吉ら留学</p> <p>一 江水舎、石鹼ロール機輸入</p> <p>一 「芙蓉散」(芙蓉軒)「開運はみがき」(伊勢村上堂)発売</p> <p>一 平野油脂株式会社創業</p> <p>一 舶来諸物品商業問屋仲買組合設立</p>	<p>明治12年(1879)</p> <p>1. 9 大蔵省に商務局設置</p> <p>3.一 新富座設立一守田勤弥出願許可</p> <p>3.一 東京府会開会(府県会の最初)</p> <p>4.一 東京学士会院規則制定</p> <p>4.一 琉球藩を廃止、沖縄県とする</p> <p>7.一 東京大学で初めて学位授与式</p> <p>9.一 教育令制定</p> <p>10.一 「朝日新聞」(後の大阪朝日新聞)創刊</p> <p>11.18 「東京横浜毎日新聞」(横浜毎日新聞改題)発刊</p> <p>この年 改府、英国より輸入の紡機払下げ</p>
<p>明治13年(1880)</p> <p>1.一 薬品取扱規則制定</p> <p>この年 「小町あらひ粉」平尾賛平商店発売</p> <p>一 東京府、商工組合内規を定める</p> <p>一 資生堂けはへ薬「蒼生膏」発売</p>	<p>明治13年(1880)</p> <p>2.一 横浜正金銀行設立される</p> <p>7.15 京都一大津間鉄道開通</p> <p>11. 5 工場払下概則を定める</p> <p>この年 米価高騰、商況活発、金銀正貨海外流出</p>
<p>明治14年(1881)</p> <p>2.一 大阪造幣局 ルブラン法ソーダ製造開始</p> <p>3.一 第2回内国勸業博覧会に業界品出品</p> <p>10.一 大阪府、大阪府甲第222号、大阪堺市街商工業取締法を布達</p> <p>この年 西洋歯磨「小町の友」「似顔歯磨」平尾賛平商店発売</p> <p>一 吉村又作、又新舎にて化粧石鹼の製造に成功</p>	<p>明治14年(1881)</p> <p>1.14 東京薬舗学校開業を上申(後の東京薬学校、東京薬科大学)設立される</p> <p>3. 1 第2回内国勸業博覧会東京上野で開催(～6.30)</p> <p>4.一 農商務省設置</p> <p>5.一 東京職工学校を設立(文部布達)(後の東京高等工業学校、東京工業大学)翌15年11月蔵前で授業開始</p> <p>11.一 日本鉄道会社創立</p>
<p>明治15年(1882)</p> <p>10.一 宝丹入りはみがき「君が袖」(守田治兵衛)広告</p> <p>11.一 印刷局より聖上に献上せる石鹼香水その進歩を賞せられる</p>	<p>明治15年(1882)</p> <p>3.20 上野公園内の動物園開園</p> <p>3.一 「時事新報」創刊</p> <p>6.一 統計局、「帝国統計年鑑」刊行開始</p> <p>10.一 東京専門学校設立(早稲田大学の前身)</p> <p>11. 1 東京電燈会社設立事務所開業のデモ</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	<p>ンストレーションに銀座でアーク燈 点燈</p>
<p>明治16年(1883)</p> <p>4.一 京都府、布達(京都府甲第19号)を出し、市内在住者商工業者に組合を結成させる</p> <p>5.一 東京、大阪、横浜の司薬場、内務省衛生局東京、大阪、横浜試験所に改められる</p> <p>7.一 大阪舶来物品商組合。明治16年7月12月許可、組合員815名</p> <p>7.一 大阪小間物卸商組合。明治16年7月12日認可、組合員158名</p> <p>11.一 大阪和洋小間物商組合。明治16年11月1日認可、組合員145名</p> <p>12.一 大阪石鹼工場4工場、16年12月調</p> <p>この年「小町水おしろい」平尾賛平商店発売</p> <p>一 孔宮堂創業</p>	<p>明治16年(1883)</p> <p>1.一 「絵入朝野新聞」創刊</p> <p>4.16 新聞紙条例改訂</p> <p>6.一 出版条例改正(罰則強化策)</p> <p>6.一 天気予報布告</p> <p>7.2 官報第1号発行</p> <p>10.16 東京商工会設立認可(10.11東京商法会議所解散)</p> <p>11.一 鹿鳴館開館</p> <p>この年 金融引締、物価下落、商況不振深まる</p>
<p>明治17年(1884)</p> <p>1.一 大阪石鹼商組合。明治17年1月6日許可、組合員162名</p> <p>3.一 茶実油、綿種油石鹼試製、吉岡哲太郎</p> <p>6.一 農商務省、商標登録所設置</p> <p>7.一 女性の髪型で夜会巻(束髪)が流行</p> <p>11.29 政府、農商務省布達第37号で同業組合準則を定める</p> <p>この年「小町粉白粉」平尾賛平商店発売</p>	<p>明治17年(1884)</p> <p>3.15 地租条例を定める</p> <p>5.一 兌換銀行券条例公布</p> <p>6.一 商標条例公布</p> <p>6.一 「女学新誌」創刊</p> <p>7.一 華族制度制定</p> <p>9.一 「今日新聞」(後の都新聞)創刊</p> <p>9.一 上野停車場開場式(上野、高崎間開通)</p> <p>10.28 会計年度を改正(明治19年より4.1起算)</p>
<p>明治18年(1885)</p> <p>1.31 東京府、布達甲第2号で同業組合準則を定める</p> <p>1.一 農務局水産試験所、魚油から石鹼を製する</p> <p>3.一 リバーブラザーズ会社創業、サンライト石鹼発売</p> <p>4.13 京都府、布達甲第50号で同業組合準則を定める</p> <p>4.一 農商務省、専売特許所を設置</p> <p>5.一 大阪白粉商仲間(組合)設立許可</p> <p>5.一 オリーブ樹、長崎県を除き兵庫、和歌山、愛知、高知、宮崎、鹿児島各県で生育成功(食用 薬用 石鹼 緻密機械用 魚肉貯蔵用)</p> <p>6.一 桃谷政次郎、売薬製造業務を開始</p> <p>8.一 農商務省布達第35号で「同業組合準則はもっぱら管下重要物産の改良、蕃殖(殖産)に関する農商工業者の場合に限り適用されるものである」と布達する</p> <p>12.一 吉村又作 石鹼工場創業綿実油より絹練石鹼つくる</p>	<p>明治18年(1885)</p> <p>4.18 専売特許条例を定める(7.1施行)</p> <p>4.18 天津条約に調印</p> <p>7.20 「女学雑誌」創刊</p> <p>7.一 婦人束髪会結成される</p> <p>9.一 日本郵船会社設立認可(10.1開業)</p> <p>10.一 商工会議所設置(東京ほか5市)</p> <p>10.20 メートル法条約に加入調印(明治19年4月20公布)</p> <p>12.22 内閣制度確立</p> <p>この年 紙幣整理による不況深刻化</p>
<p>明治19年(1886)</p> <p>1.一 本紅製造問屋組合設立許可(東京)。伊勢半(沢田亀之助店)取締(組合長)になる</p>	<p>明治19年(1886)</p> <p>3.2 帝国大学令公布</p> <p>4.一 小学校令(尋常科四年を義務教育とす)</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>2. — ぬれがらす(便利おはぐろ)(大阪益田第一堂)広告</p> <p>6. — 日本薬局方制定(20年7月実施)</p> <p>7. — 京都本紅業組合設立許可</p> <p>7. — 大阪府、布達甲第114号で同業組合準則を定める</p> <p>9. — 「にきびとり美顔水」(桃谷順天館)発売</p> <p>9. — 「香玉」(匂袋)、「四薫子」(はなぐすり)(守田治兵衛)広告</p> <p>12. — 「束髪水」「婦養香」(洋風肉色白粉)(本郷かねやす)広告</p> <p>この年 本紅製造問屋組合(東京)設立</p>	<p>る)、中学校令、師範学校令公布</p> <p>6. — 万国赤十字条約加盟</p> <p>7. 5 東京電燈会社開業</p> <p>10. — 「やまと新聞」創刊</p> <p>12. — 婦人矯風会設立</p>
<p>明治20年(1887)</p> <p>2. — 医学大学御雇教師ドクトル・ベルツ、皮裂(ひび)の薬を公開(ベルツ水)</p> <p>5. — 東京西洋小間物商組合設立(京橋区銀座4-16)、組合員(25年)113人、(26年)215人、(27年解散)</p> <p>5. — 衛生試験場官制を公布、衛生局東京衛生試験所を東京衛生試験所とし内務大臣直轄とする</p> <p>5. — 初めてのコールドクリーム(大日本製薬)発売</p> <p>6.19 長瀬富郎商店(洋物店)開店(花王石鹼前身)</p> <p>7. — 春の露、都の春、花の露(香水)、明の露(含嗽水)、コールドクリーム、初梅(化粧下)(大日本製薬会社)広告</p> <p>10. — 大阪、荻原(辰蔵)石鹼製造所創業</p> <p>11. — 「東京府工芸品共進会報告書」に高松豊吉、石鹼の機械煉製法を紹介</p> <p>この年 丸善薬店、化粧品製造(横浜)</p> <p>— 化学工芸品製造法(西川麻五郎纂著)刊</p>	<p>明治20年(1887)</p> <p>1. 17 皇后、婦人に洋装を勧告する思召書を下付、以後上流婦人の洋装ひろまる</p> <p>3. 23 所得税法公布(7.1実施)</p> <p>5. 20 博愛社、日本赤十字社と改称</p> <p>5. — 私設鉄道条例公布</p> <p>8. 8 気象台測候所条例を公布</p> <p>9. — 井上外相、条約改正案に反対多く辞任</p> <p>10. 27 横浜の上水道配水開始(近代的上水道の初め)</p> <p>10. — 音楽取調掛を東京音楽学校と改称</p> <p>12. 26 保安条例公布、施行</p> <p>この年 内地棉花収穫高最高、以後減少</p>
<p>明治21年(1888)</p> <p>1. — 資生堂「福原衛生歯磨石鹼」発売</p> <p>2. — 「九重おしろい」「水おしろい」「菊花おしろい下」(花薬堂製)広告</p> <p>3. — 「雪の花水おしろい」(草集堂製)広告</p>	<p>明治21年(1888)</p> <p>1. 4 時事通信社創立</p> <p>4. 25 市町村制公布</p> <p>4. 30 枢密院官制公布</p> <p>6. 1 東京天文台設置</p> <p>7. — 「めさまし新聞」を買収、改題「東京朝日新聞」創刊</p> <p>11. — 「今日新聞」改題「みやこ新聞」発刊(11.16「都新聞」と改題)</p> <p>12. 20 特許条例、意匠条例、商標条例公布</p>
<p>明治22年(1889)</p> <p>7. — 「白薔薇」(無鉛白粉)(瓜生実発明、守田宝丹発売)広告</p> <p>この年 「磨き石鹼」(サポリオ)発売、ニューヨーク、エノックモルガンズソンス商会製造</p> <p>— 村田亀太郎、新宿旭町(天龍寺隣)に工場を設け長瀬富郎商店の専属石鹼工場となる。「花王石鹼」発売</p> <p>— 東京府石鹼工場35カ所</p> <p>— 脇田盛真堂創業「花王白粉」発売 大瓶6銭</p>	<p>明治22年(1889)</p> <p>2. — 大日本帝国憲法発布</p> <p>3. 14 国税徴収法公布</p> <p>3. 16 薬品営業規則、薬品取扱規則公布(23.3.1実施)</p> <p>7. — 東海道線全線開通</p> <p>11. — 歌舞伎座(木挽町)開場</p>
<p>明治23年(1890)</p> <p>2. — 吉村又作石鹼工場創業</p>	<p>明治23年(1890)</p> <p>2. — 「国民新聞」創刊</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>4. 第3回内国勸業博覧会に、業界品出品</p> <p>5.24 東京石鹼製造業組合設立認可</p> <p>10. 7 「花王石鹼」発売 1ヶ12銭。長瀬富郎製販、10月23日時事新報に最初の新聞広告、やまと新聞12月23日広告</p> <p>10. 一 「三能しゃぼん」発売 10銭(西條重兵衛製、佐々木玄兵衛発売)</p> <p>11. 一 「さくら石鹼」発売、10銭(鈴木保五郎製販)時事新報12月25日広告</p> <p>12. 一 水歯磨「磨歯水剤」発売(白紅堂)</p> <p>この年「あせ知らず」徳田商店創業</p> <p>一 「小町紅」発売(京都 紅平)</p>	<p>4. 1 第3回内国勸業博覧会上野で開催(～7.31)</p> <p>4.26 商法公布(26.1.1施行)</p> <p>5. 一 府県制、郡制公布</p> <p>7. 一 第1回衆議院議員総選挙</p> <p>8. 一 銀行条例、貯蓄銀行条例公布(施行26.7)</p> <p>10. 一 教育勅語発布</p> <p>11. 一 第一回帝国議会開会(～翌3月)</p> <p>11. 一 帝国ホテル竣工</p> <p>11. 一 浅草公園十二階(凌雲閣)竣工</p> <p>12. 一 電話、東京—横浜間開通</p>
<p>明治24年(1891)</p> <p>4. 一 歯みがき「寿考散」発売</p> <p>6. 一 「ダイヤモンド歯磨」発売(平尾賛平)、欧式粉歯磨の始め</p> <p>7. 一 「雲南麝香」(神田、明治堂)発売広告</p> <p>10. 一 小林商店創立(ライオン歯磨 初代小林富次郎 神田柳原に石鹼マッチ原料店を開く)</p>	<p>明治24年(1891)</p> <p>3. 8 東京駿河台のニコライ堂開堂式</p> <p>3.24 度量衡法公布(26.1.1施行)</p> <p>5. 一 大津事件おこる</p> <p>9. 一 日本鉄道、上野—青森間全通</p>
<p>明治25年(1892)</p> <p>3. 一 「御用、衛生歯磨」(米国歯科大博士 費府歯科大学教頭エス、エッチギルベード先生 米国費府歯科大学卒業歯科医学士、日本中村正修先生伝法、調剤人、東京大木秀保)広告</p> <p>4.19 東京小間物卸商組合設立、東京府知事認可</p> <p>4. 一 「太陽石鹼」発売(米国産科大医ハッチリン氏発明、製造発売元、糸屋喜兵衛)1個28銭、2個50銭</p> <p>5. 一 「ヘイア・ヴィゴール」(毛のはへること請合、無効なれば横浜ワーゲン商会で損害弁償の責任あり、特約発売元、若葉屋兼吉)広告 小瓶50銭、大瓶2円50銭</p> <p>5. 一 男女必要「艶顔水」(米国大医ハッチリン氏発明)広告</p> <p>7. 一 化粧品の販売量増加</p> <p>7. 一 香水発売広告 「素馨香(Jasmin)」製造本舗(宝丹)宇田治兵衛、「白薔薇(WhiteRose)」発売元(桜香)守田重兵衛</p> <p>7. 一 人造麝香「トクキノル」発売(星野)広告 定価60銭</p> <p>7. 一 「ナイス」色白くなる新発明薬、廿日間請合(横浜婦人社薬房)</p> <p>8. 一 「花王おしろい」大瓶6銭 小瓶4銭(本舗 横山町脇田眞盛堂)広告</p> <p>9. 一 「正真ちかれ毛直し薬」定価30銭、送料6銭、洗粉付属</p> <p>9. 一 保々誠次郎、芳誠舎石鹼工場創業</p> <p>11. 一 欧米通用「虞利設林石鹼(リオリンしゃぼん)」1名「麝香しゃぼん」定価1個35銭 3ヶ美麗箱入1円、(製造所、東京市芝区西久保 鈴木保五郎 発売本舗 東京市京橋区銀座 佐々木玄兵衛)</p>	<p>明治25年(1892)</p> <p>6.17 小包郵便法公布(10.1施行、小包の郵送開始)</p> <p>9. 一 「家庭雑誌」創刊</p> <p>11. 1 「万朝報」創刊</p>
<p>明治26年(1893)</p> <p>2. 一 「キレー水」 小10銭、大20銭(帝国堂)広告</p>	<p>明治26年(1893)</p> <p>7. 一 御木本幸吉、半円真珠貝の養殖に成</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>2.- 「白赤毛即座染薬」「縮毛直し薬」(両国 大木口哲) 広告</p> <p>2.- 宮内省御用「地球石鹼」 発売元 薬用健康葡萄酒 京橋区 富島町西洋酒問屋、養老組商会) 広告</p> <p>2.14 小林商店、小石川石鹼工場設置「高評石鹼」「軟石鹼」「絹煉石鹼」を製造</p> <p>4.- 「鹿印煉歯磨」発売 (花王石鹼本舗 長瀬富郎)</p> <p>4.- 「金千円の補償付毛のはえる新剤」 大瓶 1 円50銭(本郷新宮薬館) 広告</p> <p>4.- 「天女の乳」いろしろくなるくすり 10日分50銭、20日分 1 円(赤坂新町、石川商店) 広告</p> <p>5.- 「姫さくら」お水おしろい(横山町 1 丁目、天野源七) 広告</p> <p>6.- 「大博士」ねりはみがき(松本伊兵衛) 広告</p> <p>8.- 「雪の肌石鹼」全世界無比 匂袋兼用(本舗、芝西久保、稲生商店、販売横山町 3 砂藤兵衛 橘町丸見屋善兵衛) 広告</p> <p>9.- 長瀬商会「㊦印石鹼」発売</p> <p>9.- 無害性おしろい「粉おしろい(あづまぎく)」「ねりおしろい(雪の花)」「水おしろい(菊水)」「幾久園製造、販売所ゑり善) 広告</p> <p>10.- 森下博薬店 開業</p> <p>10.- 高橋志摩五郎 パール煉香油の製造元として香水、白粉、ポーマードを製造</p> <p>10.- 「ますかをり」1 名煙草ふりかけ香水、麝香製、仏国化学士アイヨー氏秘方 4 匁入 1 瓶 8 銭(製造元 古松園 発売元 佐々木玄兵衛 千葉松兵衛(煙草製造問屋))</p> <p>12.- 安藤井筒堂「象印歯磨」発売</p> <p>この年 高橋東洋堂創業(アイデアル)</p> <p>— 津村順天堂(中将湯) 創業</p> <p>— 機械煉石鹼ようやく普及</p>	<p>功</p> <p>11. 1 明治座開場式</p> <p>11.- 最初の国産蒸気機関車完成</p> <p>この年 商法一部施行にともない企業の株式会社、合資会社、合名会社等への改組相次ぐ</p>
<p>明治27年(1894)</p> <p>1.- 「雪の肌」(木挽町吉田辰太郎)(稲生の「雪の肌」とは別品) 広告</p> <p>11.- 平尾賛平商店「分捕石鹼」発売</p> <p>11.- 堤石鹼製造場廃業</p>	<p>明治27年(1894)</p> <p>7.16 日英通商航海条約調印</p> <p>8.- 清国に宣戦布告</p> <p>12.- 「郵便報知新聞」、「報知新聞」と改題</p>
<p>明治28年(1895)</p> <p>1.- 丁字油大日本元祖「正直丁字油」発売(○松沢八右衛門 泉州堺、岡村平兵衛製) 広告</p> <p>1.- 帝国万歳「大勝利石鹼」12銭、「かるほり入軍用石鹼」7 銭、絶世佳品「世界の蝶」(馬喰町、浅井石鹼店) 広告</p> <p>2.- 平尾賛平商店「勲功石鹼」発売</p> <p>3.- 平尾賛平商店「占領石鹼」発売</p> <p>3.- 「リスリン石鹼」(発売元 佐々木玄兵衛) 広告</p> <p>4.- 白体美膚「衛生洗粉」1 袋 3 銭(発売元、酒毒消丸本舗、本郷春木町黒沢濟仁堂) 広告</p> <p>4.- 第 4 回内国勸業博覧会に業界品出品</p> <p>6.21 「東京小間物商報」(東京小間物卸商組合機関紙) 創刊</p>	<p>明治28年(1895)</p> <p>3.- 日清戦争終わる</p> <p>4. 1 第 4 回内国勸業博覧会京都で開催 (~7.31)</p> <p>4.17 日清講和条約調印(下関)</p> <p>5.- 三国干渉の結果遼東半島還付</p> <p>5.- 黒田清輝「朝妝」裸体画問題化</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
11.ー 「グロース」毛のはえる薬(横浜タイガー商会)広告 12.ー 東京小間物商組合結成	
明治29年(1896) 2. 5 「大坂小間物新報」創刊 4. ー おしろい「音羽菊」音羽屋尾上菊五郎謹製。「真性の無鉛なり、無害と有鉛の試験法は硫黄温泉又は硫化カリウムを注入すれば黒くなると注意書付」(発売元秀善堂、一手販売元 山崎帝国堂)広告 5. ー 安藤井筒屋「象印石鹼」発売 5. ー 「文明石鹼」(製造発売元 下谷区竹町12 天野辨吉)広告 6. ー 「煉麝香」帝国無雙新發明 1 錫10銭(製造元 芝宇田川町乙女肌本舗清水清香堂 発売元 日本橋区横山町3 丁目化粧品問屋田中花王堂) 7. ー 小林商店、工場を内藤新宿南町に設置、齒磨を製造発売 7.17 東西銀行設立、10月1日営業開始 7. ー 「日の丸齒磨」(日本橋通3 丁目、丸善唐物店)広告 7. ー にほひ入「名題洗粉」楽屋つかひ、1 袋1 銭(浅草黒船町 梅素亭) 9. ー 「都の花」改良薬製麝香ねりおしろい、煉白粉6 銭、12銭、30 銭、50銭、水白粉10銭、20銭(製造元、馬喰町4 丁目、東京莊園堂、特約店、小網町照降町、山崎太陽堂) 10. ー 「鶯糞(うくひすのふん)」あらい粉(洗粉本舗、東京京橋大根川岸、養禽園)広告	明治29年(1896) 3.24 航海奨励法、造船奨励法公布 3. ー 日本郵船、欧州航路開く 8. ー 日本郵船、米国航路開く 9. 1 東海道線(新橋―神戸間)急行旅客列車の運転開始
明治30年(1897) 1. ー 「玉子ぬか」「麝香石鹼」「美人洗粉」(佐々木ふやふきん)広告 2.24 「京都小間物化粧品新報」創刊 3. ー 「羽衣石鹼」(日本橋小伝馬町、石井勇助 謹製)広告 3. ー 色白「美玉散」(麴町飯田町、服部資集堂)広告 5. ー 「別嬪印懐中百日香水」濃厚製大瓶、しやこう製、すみれ製(発売元、田中花王堂)広告 6. ー 「養毛液」(皮膚病院發明 小網町 山崎太陽堂)広告 6. ー 「美白水」(山崎太陽堂)広告 8. ー 「寿美麗香」(守田治兵衛)広告 この年 資生堂、「オイテルミン」(化粧水)「柳糸香」(改良すき油)「花たちばな」(ふけとり香水)発売 ー 扇橋製薬「あせも予防アルボース薬用石鹼」発売 ー 平尾賛平商店「ダイヤモンド煉齒磨」発売 ー 本島椿(西村利兵衛)創業 ー 「化粧品製造法」(博文館)、「香粧品製造法」(平野一貫著)刊	明治30年(1897) 3. ー 関稅定率法公布(32年1月施行) 3.29 貨幣法公布(10.1施行) 6.22 京都帝国大学設立(従来の帝国大学を東京帝国大学と改称) 10. 1 金本位制実施
明治31年(1898) 2. ー 工業化学会設立 3. ー 平尾賛平商店「日本美人洗粉」「日本美人粉白粉」発売 4. ー 第1回全国小間物商大会開催 5. ー 「日本ムスメ」香水仏国巴里府チーエムピールエム氏、異名	明治31年(1898) 6.21 戸籍法公布 8. 1 東海道線、新橋―神戸間に速達貨物列車運転 10. ー 東京市制実施

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>「ライラン」(帝国大販売、芳香薬種問種松沢常吉)広告</p> <p>5. ー 「あせ知らず」宮内省女官方御用(徳田多助製)広告</p> <p>6. ー 「赤十字」石鹸(浅草永住町 製造本舗 井上(村?)整興舎)広告</p> <p>6. ー 「歌舞伎石鹸」(神田区江川町 沢井商店)広告</p> <p>6. ー 御まゆ毛 はえぎわなおし「美人眉毛」10銭、5銭、3銭(浅草柳橋際 原田松白堂)広告</p> <p>6. ー 三ッ団子印「新小町ねりおしろい」麝香入(かきがら町 新小町本舗)広告</p> <p>11. ー 高等化粧品「オイテルミン」1本25銭(資生堂)広告</p> <p>この年 福原衛生歯磨石鹸の類似品現われ注意広告出る</p> <p>ー ライオン歯磨楽隊宣伝を開始(東海 関西 中国、引き続き全国各地に実施)</p> <p>ー 平尾賛平商店「菊桐香水」発売、宮内庁御用となる</p> <p>ー 資生堂、化粧品7種「コラキン玉椿」(改良びんつけ)、「オイトリキシン花かつら」(改良水油)、「アネモシン春風山」(あかとり香油)、「フロミネン住の江」(ひげ油)、「イリアンチン春の雪」(改良おしろい)、「高等ねりおしろい」等発売</p>	
<p>明治32年(1899)</p> <p>5. ー 東京石鹸製造同業組合設立</p> <p>5. ー 仏国製「金弗印」ヴァイオレット懐中純良香水 1瓶25銭、(輸入元 東京銀座1 佐々木玄兵衛)</p> <p>7. ー 大阪仁寿堂石鹸製造所創業</p> <p>8. ー 「化粧品製造法(上巻)」(平野一貫編著)刊(下巻12月刊)</p> <p>8. ー 「さくら歯磨」発売(丸善洋物店(丸善唐物店))広告</p> <p>9. ー 「分析石鹸」牛乳製にして其質通常石鹸より堅固、金15銭(本舗 説田商店)広告</p> <p>12. ー 「流動石鹸」発売(東京下谷下車坂町 製造元 薬剤師 小林九一)広告</p>	<p>明治32年(1899)</p> <p>1.15 「中央公論」創刊(「反省雑誌」を改題)</p> <p>2. ー 中学校令を改正(普通教育とし、修業年限5年)</p> <p>2. ー 高等女学校令公布(修業年限原則4年)</p> <p>2. ー 文部省、実業学校令に基づき、工業、農業、商業、商船の学校規定制定</p> <p>3. 9 新商法公布(6.16施行)</p> <p>3.14 関税法公布</p> <p>3.16 国籍法公布</p> <p>6.15 小商人の規定公布(資本金500円未満の商人を小商人と定める)</p> <p>7.10 明治天皇、東京帝国大学卒業式に行幸</p> <p>7. ー 日英通商航海条約など改正条約実施(～8月)</p> <p>8. ー 文部省、公認の学校において宗教上の儀式、教育を行うことを禁止</p> <p>11. ー 図書館令公布</p>
<p>明治33年(1900)</p> <p>1. ー 「玉手箱石鹸」一名「テキメン石鹸」1ヶ12銭(発売元 田中花王堂)広告</p> <p>3. 3 「名古屋小間物化粧品商報」創刊</p> <p>4.17 有害性着色料取締規則告示</p> <p>4. ー 「上等石鹸」発売(本店 京都市下京区本町19 日本石鹸株式会社、関東発売元 東京都日本橋区宝町1 山大商会)広告</p> <p>4. ー 「ピンク石鹸」「パーム石鹸」「パンジー石鹸」(日本石鹸会社)</p>	<p>明治33年(1900)</p> <p>3. 6 重要物産同業組合法公布(4.1施行)</p> <p>3. ー 産業組合法公布(9.1施行)</p> <p>3.10 治安警察法公布</p> <p>3. ー 日本興業銀行法公布(明治35年設立)</p> <p>4. ー 雑誌「明星」創刊</p> <p>6. 4 工業試験所設置</p> <p>6.26 宮内省、帝室博物館官制公布</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>広告</p> <p>4. 一 第一次全国石鹼業者大会(伊勢)</p> <p>5. 一 長谷部仲彦無鉛白粉発明、「御園白粉」</p> <p>6. 一 「丸善ペーラム」衛生香水ペーラム 1瓶35銭(横浜丸善薬店東京丸善洋物店)広告</p> <p>6. 一 工業試験所(東京工業試験所)設立</p> <p>6. 一 東西銀行破綻、長瀬、三輪、平尾が責任を負って解決</p> <p>10. 一 大阪石鹼同業組合設立</p> <p>11. 一 「国の花」真正無鉛白粉元祖(製造本舗 今橋4 高橋薬房)広告</p> <p>12. 一 「ヤニトリはみがき」最新大発明、一名「たばこ屋歯磨」(製造発売元 京橋区北槇町 三ッ輪商会)</p> <p>12. 一 大阪化粧品会設立</p> <p>12. 一 長瀬富郎「二八水」発売</p> <p>一 「新花王」白粉 ヴァイヲレット匂入(脇田)広告</p>	<p>8. 一 文部省、小学校令改正(尋常小学校を4年制に統一)</p> <p>9.11 上野、新橋両駅内に初めて公衆電話機を設置</p> <p>10. 一 三井呉服店新築開店、座売りを廃止</p> <p>10. 一 吉岡夫妻、東京女医学校開設</p> <p>この年 丸善、英文タイプライター輸入</p>
<p>明治34年(1901)</p> <p>4. 一 「鶴香水」仏国巴里リゴード会社特製(大阪大崎組 発売)</p> <p>5. 一 殺菌 防腐「サニタリー石鹼」待医正六位勲6等 片山博士先生証明(田中花王堂)広告</p> <p>6. 一 平尾賛平商店「2人娘香水」「ドクトル水歯磨」発売</p> <p>10. 一 「乙女肌石鹼」(蜂蜜 リスリン入)(田中花王堂)広告</p> <p>11. 一 東京石鹼問屋同盟会設立</p> <p>この年 平尾賛平商店「ダイヤモンド香水」「満庭芳香水」発売</p>	<p>明治34年(1901)</p> <p>2. 一 愛国婦人会創立</p> <p>2. 一 カナ文字タイプライター製作される</p> <p>2. 一 八幡製鉄所操業開始</p> <p>3.30 増税諸法律公布(10.1施行)</p> <p>5. 一 山陽鉄道、神戸-馬関間開通</p> <p>5.11 東京工業学校、大阪工業学校、それぞれ東京高等工業学校、大阪高等工業学校と改称</p> <p>7. 1 日本広告会社、電報通信社創立(後、明治40年に両社合併して日本電報通信社となる)</p> <p>7. 一 高峰讓吉、アドレナリンの特許取得</p> <p>12. 一 日本赤十字社条例公布</p> <p>この年 銀行の支払い停止相次ぐ</p>
<p>明治35年(1902)</p> <p>1. 1 有志組織「大阪化粧品会」機関紙として「大阪化粧品商報」創刊、初号発行</p> <p>1. 一 「三角歯磨」名古屋市宮町(土屋美国堂)広告</p> <p>1. 一 「日本美人洗粉」(平尾賛平商店)広告</p> <p>3. 一 「化粧品用美顔水」創製発売(桃谷順天館)</p> <p>10. 一 顔面皮膚美白粉剤「チェリー」香料 雲南麝香ヴァイオット入、三大医博士御実験有効証明(新橋竹川町72、ゑり治園田)広告</p> <p>12. 一 平尾賛平商店「メリー白粉」発売</p>	<p>明治35年(1902)</p> <p>1. 一 日英同盟協約調印</p> <p>1.23 八甲田山雪中遭難事件(~1.25)</p> <p>3. 一 商業会議所法公布(7.1施行)</p> <p>3. 一 日本興業銀行設立</p> <p>6. 一 伊東忠太、大同の雲崗石窟と石仏を発見</p> <p>7. 一 農商務省商工局「工場調査要領」制定</p> <p>12. 一 丸善、大英百科全書の月賦販売(予約)を開始</p> <p>この年 女学生に廂髪流行</p>
<p>明治36年(1903)</p> <p>1. 1 東京小間物卸商組合、東京小間物化粧品卸商組合と改称。「東京小間物商報」、「東京小間物化粧品商報」と改題</p>	<p>明治36年(1903)</p> <p>3. 1 大阪で第5回内国勸業博覧会開催(~7.31) 観覧者530万人余</p>



業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>2.一 「資生堂ふけとり香水」本名「ラウリン」、一名「花たちばな」1本60銭(新橋出雲町角 福原資生堂)広告</p> <p>2.一 内務省東京衛生試験所、「無鉛白粉ノ試験」を実施報告</p> <p>3.一 第5回内国勲業博覧会に業界品出品</p> <p>4.一 中山太陽堂創立</p> <p>5.一 「キューチキューラ石鹼」(通3丁目 丸善株式会社洋物店)</p> <p>10.一 八重樫本舗創業</p> <p>11.一 「小児印 ベビー歯磨」(発売元 東京 大阪 脇田盛真堂) 広告</p> <p>この年 大阪化粧品会を大阪化粧品同盟会と改称</p>	<p>3.27 専門学校令公布</p> <p>4. 1 東京高等工業学校、大阪高等工業学校、実業学校令、専門学校令による実業専門学校となる</p> <p>6. 1 日比谷公園開園式</p> <p>6.17 粗製樟腦・樟腦油専売法公布</p> <p>10. 1 浅草電気館開場</p> <p>11.一 早慶野球戦始まる</p> <p>11.一 新橋駅に女子出札掛(続いて、三井呉服店等に女子の採用ふえる)</p> <p>この年 雑誌「家庭の友」(婦人の友の前身)創刊</p>
<p>明治37年(1904)</p> <p>1.一 「芳香ワッセル、お肌あらい」(英国製ワッセル日本一手販売元芳香ワッセル製造元 東京市京橋区 三友商会)</p> <p>4.一 長瀬富郎「月標香水」「星印香水」発売</p> <p>6.一 伊東胡蝶園(パピリオ前身)創業。無鉛「御園白粉」発売</p> <p>11.一 色白くなる「ハンドコロソ溶液」(専売 東京市本郷区湯島オリエンタル薬館) 広告</p> <p>11.一 毛の生える「ヘクネス」(オリエンタル薬館) 広告</p> <p>11.一 「鶴香水」「ヒナ香水」仏国巴里リゴート会社特製(発売元 大崎組商会) 広告</p> <p>11.一 「立田洗粉」御披露(製造販売元 東京神田区岩本町 貫々舎小川商店) 広告</p> <p>11.一 「ラクダ印麝香石鹼」大形20銭 小形10銭(芳香貿易商 井上太兵衛) 広告</p>	<p>明治37年(1904)</p> <p>2.一 日露戦争始まる</p> <p>2.一 日韓議定書調印</p> <p>8.22 第1次日韓協約調印</p> <p>9.一 愛国婦人会設立</p> <p>12.一 百貨店方式営業により三越呉服店設立</p> <p>この年 出征軍人の武運長久を祈る「千人針」始まる。「慰問袋」始まる</p> <p>一 髪型「二百三高地」流行</p>
<p>明治38年(1905)</p> <p>2.一 「鹿印粉歯磨」発売(花王石鹼本舗 長瀬富郎)</p> <p>2.一 「乃木ムスク石鹼」(東京市牛込区松方町 西條石鹼製造所) 広告</p> <p>2.一 「水晶おしろい」文明的薄化粧料 透明無害(通塩町 大和屋小兵衛) 広告</p> <p>3.一 「松沢ホーサン石鹼」大形20銭 小形10銭帝国医科大学御用(東京市日本橋区本石町 ムスク香水本舗 松沢常吉) 広告</p> <p>3.一 「ばら歯磨」(東京市京橋区南紺屋町 東光園) 広告</p> <p>4.一 「煉香油パール」最新輸入 男女コスメチック代用 25銭(東京日本橋浜町1 平尾分店) 広告</p> <p>4.一 「湯の花石鹼」1コ15銭(東京浜町1 花屋敷通 平尾分店) 広告</p> <p>4.一 森下博(森下仁丹) 創業</p> <p>5.一 しらが染「君ヶ代」創業(君ヶ代本舗 山吉商店)</p> <p>5.一 高尚優美ナル「自動ふき出し香水」新輸入せり、(仏国ロード会社製品(注)アンプル入) 広告</p> <p>5.一 「ハイゴース頭髮化粧あらい粉」(大黒天印甲斐産葡萄酒発売元 宮内省御用達 日本橋通旅籠町2 甲斐産商店) 広告</p>	<p>明治38年(1905)</p> <p>1.一 旅順陥落</p> <p>2.16 実用新案法公布(7.1施行)</p> <p>3.10 奉天占領</p> <p>5.27~28 日本海海戦、バルチック艦隊を破る</p> <p>8.12 第2回日英同盟協約調印(9.27公布)</p> <p>9.一 日露講和条約調印(ポーツマス条約)</p> <p>9.一 講和反対の日比谷騒擾事件おこる</p> <p>11.17 第2次日韓協約調印</p> <p>この年 「婦人画報」創刊</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>6.一 「ラクダ歯磨」(馬喰町3 武井龍三)広告  7.一 「象印歯磨」(ハーヴハルト大学医科医博 益田広岱先生信認  築地居留地4番館英医博 マクドナルド先生証明)広告  7.一 「ケイバ香水」中1円 小25銭(橘町2丁目 竹間品造商店)  広告  8.一 「ペーラム石鹸」(芝区金杉川口町 鈴木石鹸製造所)広告  8.一 「トーゴー化粧水」(西条石鹸化粧品製造部)  9.一 「小判石鹸」小形12銭 大形20銭(製造元 東京伊勢町 平沢  重助、発売元 本郷三丁目 三宝堂)広告  10.一 「東京石鹸商報」創刊  この年 小林商店、英米向輸出品として「萬歳歯磨」発売</p>	
<p>明治39年(1906)  2.一 「ケイバ香水」小25銭、中1円(輸入元 東京橘町2 竹間商  店 発売元 大阪阪谷 脇田商店)広告  3.一 「ローヤル水」高等化粧品 10銭 15銭 25銭(つやふきん  佐々木商店)広告  4.一 中山太陽堂「クラブ洗粉」発売(製造元 帝国化粧品倶楽部、  発売元 中山太陽堂)  4.一 「乳白化粧水レート」平尾賛平商店発売  5.一 内務省東京衛生試験所、市販白粉の分析試験を実施、報告  8.一 「赤門白粉」(長瀬富郎)発売  9.30 業界7組合「香料輸入税廃止に関する陳情書」を大蔵大臣、  農商務大臣に提出  10.一 「御料御園白粉」(雪月花 つばみ 露 なでしこ 四季の  花)(製造元 芝胡蝶園 発売元 橘町4丁目 丸見屋)  10.一 「寿美禮おしろい」ヴワイオレット、煉、水、「寿美禮あらひ  粉」(西洋色白くなる洗剤)(東两国元町 すみれ堂)広告  11.一 「ハナワボマード」「ハナワ香油」(東京神田明神下 本舗大和  屋 藤井製)広告  11.一 「チェリー洗粉」顔、肌、美白洗粉(発売元 卸小売 銀座  ゑり治)広告  11.一 「開花香料」最近流行貴婦人用(東京市本所元町本舗 岡崎屋  市太郎)広告  11.一 「ロースリン」斬新なる衛生化粧品(元衛生試験所技手薬剤師  福地先生発明、日本橋駿河町三越横 輔仁堂)広告  この年 資生堂「かへで(黄色白粉)」「煉白粉)」「はな(肉色白粉)」「煉  白粉)発売</p>	<p>明治39年(1906)  3.一 鉄道国有法公布  3.一 関税率法改正(法律第19号)公布  6.一 南樺太をロシアから受領  11.一 南満州鉄道株式会社設立  この年 東洋硝子製造会社、機械吹きにより  鉦泉びんの製造開始  一 後年期、企業勃興する</p>
<p>明治40年(1907)  1.一 「松美登里香油」(東京市上野広小路 山崎屋 松田勤兵衛)  広告  1.一 「白津ばき」大壺40銭 小瓶25銭(京橋呉服町 発売元 椿  堂)広告  1.一 「ケミスト石鹸」消毒用、化粧用、専売特許(発売元 東京市  日本橋本町 島久商店)広告  2.一 「香料案内」(今井樟太郎著)刊</p>	<p>明治40年(1907)  1.一 日露戦争後の戦後恐慌はじまる  1.一 帝国ホテル設立  3.20 東京勸業博覧会(～7.31上野公園)  6.10 日仏協約調印(6.17公示)  7.24 第3次日韓協約調印</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>2.一 「日の出クリーム」化粧品 (輸入元 日本橋村松町 須原商店) 広告</p> <p>3.一 「純粹椿油 みやげ油」(人形町松島町 間宮三宅堂)</p> <p>3.20 東京勸業博覧会開催、業界品出品</p> <p>4.一 クラブ化粧品美人写真広告を出す</p> <p>4.一 「みづつ香」(井善) 広告</p> <p>4.一 「菊世界齒磨」5 銭、8 銭、15 銭(日本橋坂本町 徳田賞華堂) 広告</p> <p>4.一 「最上ねりおしろい ライト」(浅草 なみき町 岡田順天堂) 広告</p> <p>4.一 「星美人香水」(発売元 日本橋十軒店八 中岡大洋堂) 広告</p> <p>5.一 「御料御園齒磨」瓶入50銭 紙包20銭(東京芝胡蝶園謹製 発売元 橘町 丸見屋商店) 広告</p> <p>5.一 「ベルツクリーム」1 瓶30銭(東京市日本橋区通塩町12 東京化粧品倶楽部、前医科大学教授医学大博士ベルツ先生方劑) 広告</p> <p>8.一 「クラブ洗粉」広告</p> <p>8.一 「赤門おしろい」(花王石鹼・鹿はみがき、二八水と併記) 広告</p> <p>9.20 東京小間物化粧品卸商組合、重要物産同業組合法による東京小間物化粧品卸商同業組合に改組する</p> <p>9.一 東京石鹼機械煉製造同盟会結成</p> <p>11.一 「ローヤル水」大50銭、中35銭、小20銭(銀座佐々木商店) 広告</p> <p>11.一 「にきびとり美顔水」12銭、25銭、50銭(本家紀州粉川(薬剤師)桃谷順天館)「高等化粧品用美顔水」25銭、15銭(紀州桃谷製) 広告</p> <p>12.一 「はかた洗粉」「芳香水」「あれしらず」袋入3 銭、5 銭、缶入12 銭(東京市神田一ツ橋通 石村商店) 広告</p> <p>12.一 安永舎「ウキワ浮石鹼」発売</p> <p>12.一 丸見屋「ミクニ石鹼」発売</p> <p>この年 田淵豊香園(カッピー) 創業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 「メリー洗粉」発売 平尾賛平商店</li> <li>— 「オリヂナル香水」発売</li> <li>— 「美顔オペラ香水」大瓶 1 円80銭 小瓶40銭(日本橋区 鳳舞園) 広告</li> </ul>	
<p>明治41年(1908)</p> <p>2.一 ミクニ石鹼(東京日本橋区橋町4 丁目 御料御園白粉 発売元 丸見屋商店) 広告</p> <p>4.一 「御園白粉」 御料御園白粉の製造本舗芝胡蝶園は銀座の胡蝶園とは関係無之候 銀座胡蝶園にて発売する御園白粉は御料御園白粉とは全く別物に御座候 広告</p> <p>4.一 三越呉服店広告、「レバァー」石鹼の東洋一手販売を引受申候 (注)リバーブラザーズの初期販売</p> <p>4.一 中村信陽堂(オペラ) 創業</p> <p>5.一 田淵豊香園横浜にて化粧品製造開始</p> <p>7.一 クラブの広告、クラブ洗粉本舗 帝国化粧品倶楽部総代理店 中山太一。(注) 広告に始めて中山の文字使われる。中山</p>	<p>明治41年(1908)</p> <p>3.16 石油消費税法公布</p> <p>7.一 池田菊苗、グルタミン酸塩を主成分とする調味料製造法を發明</p> <p>11.一 政府、著作権保護のベルヌ条約に調印</p> <p>11.16 東京市立日比谷図書館開館式</p> <p>12. 7 内閣、公文書にインキの使用認める</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>村太一写真入り</p> <p>8.一 加美乃素本舗創業</p> <p>この年 長瀬商店「バニシング」完成</p> <p>一 平尾賛平商店「ダイヤモンド固形歯磨」発売</p>	
<p>明治42年(1909)</p> <p>1.一 「オペラ香水」「オペラ香油」「オペラはみがき」(東京市日本橋区米沢町1ノ1 鳳舞園)広告</p> <p>2.一 「千代ぬれ羽」(白毛赤毛染)30銭、17銭(東京日本橋区通塩町1 本舗服部松栄堂)広告</p> <p>2.一 「チェリーポマード」30銭、20銭(チェリーオイル本舗)広告</p> <p>4.一 浮石巖元祖「アイボリー」広告、市内小売店にあり純良なる石巖は能く水に浮く(初見)</p> <p>4.一 「ウキワ石巖」水に浮くほど精製し皮膚を美しく価格は低廉にして純白純良のウキワ石巖(東京小石川 安永舎)初見広告</p> <p>5.一 共進舎石巖製造所創設、牛乳石巖販売(宮崎奈良治郎 大阪東区(現天王寺区)清水谷西之町に創設)</p> <p>5.一 御園白粉の読売広告始まる、中村芝翫談「無鉛白粉」</p> <p>6.一 「ルビー石巖」婦人用 小児用30銭(横山町 平尾分店)広告</p> <p>7.22 神奈川化粧品雑貨商報創刊</p> <p>8.一 「菊の露おしろい」(パール本舗 平尾分店)広告</p> <p>8.一 水晶おしろい 男子間にも目立たぬ薄化粧(水 白粉)広告</p> <p>11.一 「オリジナル化粧品」(安藤井筒堂)、「キスミー頬紅」(伊勢半)、「レートクレーム」(平尾賛平商店)発売</p> <p>11.一 クラブ本舗 新聞広告に「クラブ新聞」「クラブ画報」を出す</p> <p>この年 矢野芳香園創業(矢野順造)「大学白粉」発売</p>	<p>明治42年(1909)</p> <p>4. 5 特許法、意匠法、商標法、実用新案法の各改正公布(11.1施行)</p> <p>6.一 国技館完成</p> <p>6.25 度量衡法施行令公布(ポンド、ヤード系も採用)</p> <p>7.一 富山県立薬学専門学校設立認可</p> <p>10.26 伊藤博文暗殺される(ハルビン)</p> <p>12.16 山手線で電車運転開始</p> <p>この年 高峰讓吉「タカジアスターゼ」、秦佐八郎「サルバルサン」創製</p> <p>一 工場統計調査実施</p> <p>一 三越呉服店、少年音楽隊設立</p>
<p>明治43年(1910)</p> <p>3.11 香料輸入税に関する陳情書提出</p> <p>3.一 「萬歳歯磨」国内向発売(小林富次郎)、処方公開</p> <p>3.一 井田共栄堂(メヌマの前身)創立</p> <p>4.一 「クラブ歯磨」「クラブ煉白粉」(中山太陽堂)発売</p> <p>4.一 「レート煉白粉・水白粉・粉白粉」(平尾賛平商店)発売</p> <p>5.一 「金鶴香水」「鶴香水」(日本輸入元大阪大崎組 関東代理店金大組商店)広告</p> <p>6.一 香水原料「オリチナル」(東京水天宮前 安藤井筒堂)広告</p> <p>6.一 「ミツワ石巖」発売(丸見屋)</p> <p>9.一 啓進会東京組合の組合員子弟修養機関設立</p> <p>9.一 クラブ、「英国より来たり英佛化粧品の製造を開始すビー・エル・スミス氏(中山太陽堂)広告</p> <p>9.一 「日本リバー・ブラザーズ社」設立</p> <p>12.一 レート会 劇場利用を始める</p>	<p>明治43年(1910)</p> <p>4.一 「白樺」創刊</p> <p>4.15 改正関稅定率法公布(ほぼ完全に関稅自主權認められる)</p> <p>5.一 「三田文学」創刊</p> <p>一 日英博覽會開催(ロンドン)</p> <p>7. 4 第2回日露協約調印</p> <p>11.一 白瀬大尉らの南極探検隊出発</p> <p>この年 日野大尉、徳川大尉らの初飛行が行なわれる</p> <p>一 自動車保有台数512台となる</p>
<p>明治44年(1911)</p> <p>3.一 「英国式クラブ美身クリーム」発売(中山太陽堂)</p>	<p>明治44年(1911)</p> <p>1.一 鈴木梅太郎、島村虎猪、オリザニン</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>3.一 ミツワ石鹼(丸見屋)広告(読売3月7日)</p> <p>3.一 「専売特許エンセル香油」(東京市本郷区東片町15 エンセル商会)広告</p> <p>4.一 「クラブ粉白粉」「クラブ水白粉」「クラブ美髪用ポマード」発売</p> <p>5.一 東京小間物化粧品卸商組合事務所(日本橋区馬喰町3の10)竣工</p> <p>5.一 「水晶石鹼」海軍御用 海水にも淡水にも使える(大和屋)広告</p> <p>5.一 「ライオンチューブ入歯磨」発売</p> <p>7.一 「クラブ化粧水」発売</p> <p>9.一 色の白いは七難かくす、草々美顔水をお用ひあれ(桃谷順天館)広告</p> <p>11.一 歌舞伎座買切のクラブデー開催(中山太陽堂)</p> <p>12.一 ライオン歯磨、上野広小路に広告塔を立てる</p> <p>この年 平尾賛平「レートチェリー」「レート自然色白粉」発売</p> <p>— 御園会 新富座 菓子弁当付、外に御園化粧品数種と化粧十則をお土産にする</p> <p>— 読物記事広告流行</p>	<p>(ビタミンB<sub>1</sub>)の抽出に成功</p> <p>2.一 日米新通商航海条約調印(4.4公布、関税自主権確立)7.17実施</p> <p>2.一 通信省、速達郵便規則を公布</p> <p>3.1 帝国劇場開場</p> <p>3.29 工場法公布</p> <p>4.3 日英通商航海条約調印(5.6公布)</p> <p>7.一 大日本体育協会設立</p> <p>7.5 帝国学士院、第1回恩賜賞授与</p> <p>7.13 第3回日英同盟協約調印(7.15公布)</p> <p>9.1 雑誌「青踏」創刊</p> <p>10.一 歌舞伎座新築落成 11.3開場</p> <p>この年 イルミネーション装飾、広告、盛んになる</p> <p>— レコード、蓄音機、次第に普及する</p>
<p>明治45年・大正元年(1912)</p> <p>3.一 「ホーカ液」柳桜を混ぎ交ぜし都の春のお化粧になくはならぬ(堀越喜太郎)広告</p> <p>4.一 「ハチ香水」是迄に類のない珍しいにをいの香水(松沢常吉)広告</p> <p>4.一 「ツバメ洗粉」(大阪 矢野芳香園)広告</p> <p>5.一 「スマイレ黒香油」専売特許(パール煉香油本舗)広告</p> <p>5.一 「香晶」香水のかたまりとも稱す(本舗 大阪 福島龍腦社)</p> <p>6.一 平尾賛平商店、平尾化学研究所設立</p> <p>9.一 香水原料「オリヂナル」 男好1円20銭 女好1円20銭(安藤井筒堂)広告</p> <p>9.一 「ナイス白毛赤染」(大阪心斎橋 円平商会)広告</p> <p>10.一 「ファイン乳液」(阪本高生堂)発売</p> <p>11.一 「アーク浮石鹼」(製造元 日本リバーブラザーズ株式会社)広告</p> <p>11.一 「スワン石鹼」(製造元 日本リバーブラザーズ株式会社)広告</p> <p>12.一 「香料及化粧品」(今井源四郎著)農商務省商務局刊</p> <p>この年 益野公平、「植物性ポマード」製造</p> <p>— 村上精華堂創立、初代村上直三郎バニシングクリームの製造に成功、化粧品メーカーとして出発</p> <p>— 平尾賛平商店「レート歯磨」発売</p>	<p>明治45年・大正元年(1912)</p> <p>1.1 南京臨時政府成立</p> <p>2.12 清朝滅亡</p> <p>3.一 帝国学士院「Proceedings of the Imperial Academy」を創刊('42年3月邦文「帝国学士院記事」創刊)</p> <p>3.一 ジャパン・ツーリスト・ビューロー(J.T.B.)設立(後の日本交通公社)</p> <p>5.11 ヘンミ式竹製計算尺特許取得</p> <p>7.1 米価暴騰</p> <p>7.6 第5回オリンピック、ストックホルムで開催。日本選手初参加</p> <p>7.10 有楽町に、タクシー自動車(株)設立</p> <p>7.30 明治天皇崩御。大正と改元</p> <p>7.一 大阪で通天閣開業</p> <p>9.13 乃木大将夫婦殉死</p> <p>10.一 第1次バルカン戦争始まる</p> <p>12.一 第1次護憲運動おこる</p>
<p>大正2年(1913)</p> <p>1.一 リバー尼崎工場操業開始(10月硬化油操業ベルベット・シタデル・美顔の各石鹼製造)リバーブラザーズ会社</p> <p>1.一 「レート洗粉」平尾賛平商店発売</p>	<p>大正2年(1913)</p> <p>1.31 第1回東洋オリンピック、マニラで開催</p> <p>4.30 東京で石油軒燈を廃止</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>2. - 中山太陽堂、「クラブ乳液」「クラブ美身ゼリー」「クラブ煉歯磨」「クラブ水歯磨」発売</p> <p>3. - 「東都小間物化粧品新報」創刊</p> <p>5. - 中山太陽堂民間飛行家武石浩坡の飛行機を利用し航空広告を行う</p> <p>5. - 桃谷順天館、化粧品試験部を開設</p> <p>6. - ベルベット浮石鹼(新製品)広告</p> <p>7. - 桃谷順天館、薬学博士丹波敬三と医学博士山本淳二の両氏を顧問として招く</p> <p>7. - 桃谷順天館、「美顔クリーム」「美顔洗粉」新発売</p> <p>9. - 化学工業博覧会、東京勧業博覧会開催、業界品出品</p> <p>10. - 桃谷順天館、英国リバー・ブラザース・カンパニーと提携して美顔石鹼を発売</p> <p>11. - 伊東胡蝶園麻布工場新設</p> <p>この年 平尾賛平商店、「レート固煉白粉」発売</p>	<p>6.10 森永製菓、ミルクキャラメル発売</p> <p>7.15 宝塚唱歌隊設立(第1期生25人)</p> <p>8.1 東海道本線全線の複線工事完成</p> <p>8.5 岩波書店開業</p> <p>8.8 東京歌舞伎座、松竹の経営に</p> <p>9.19 文部省、従来の医術開業試験規則を廃止し、医師試験規則('14.10.1)・歯科医師試験規則('21.10.1)・薬剤師試験規則('22.10.1)施行を公布</p> <p>10.6 日本政府、中華民国を承認</p> <p>この年 前髪を七三にわけた女優まげ流行</p> <p>- 東北・北海道地方大凶作</p>
<p>大正3年(1914)</p> <p>1. - 「クラブ香油」発売</p> <p>3. - 「君が代(しら毛染)」(浅草蔵前片町 山吉商店)広告</p> <p>3.20 東京大正博覧会上野で開催、業界品出品</p> <p>3.31 売薬法公布</p> <p>4. - 全国化粧品小間物同業者大会 東京で開催</p> <p>5. - 「クラブ固煉白粉」「クラブタルカン・粉白粉」発売</p> <p>5. - 「サンライト石鹼」¥10000純良保証(日本リバー会社)広告</p> <p>6. - 「クラブほほ紅」「クラブ美爪料」「クラブ美身白粉」発売</p> <p>6. - 東京大正博覧会で「化粧品デー」催される</p> <p>6. - 粗製品の輸出防止のため輸出石鹼取締規制公布</p> <p>6. - 「ラジウム化粧品」(麻布竹谷町 ラジウム神泉社)広告</p> <p>6. - 東西有力同業者箱根でランデブー会</p> <p>7. - 桃谷順天館「美顔白粉」「白色美顔水」「美顔粉白粉」発売</p> <p>7. - 「キューチキューラ」最高等皮膚石鹼(丸善株式会社)広告</p> <p>7.10 東京大正博覧会において褒賞式、東京小間物化粧品卸商組合関係受賞者35名38件、内、金牌11名</p> <p>7. - 泰昌製菓(三共ヨーモト)創業</p> <p>9. - 謹告 1個に付1銭値上仕候「花王石鹼」広告</p> <p>9. - 化学工業調査会設置</p> <p>10. - 石鹼原料輸入税撤廃運動</p> <p>10.31 運賃低減陳情書提出</p> <p>この年 ケンシ創業</p> <p>- 「キスミー口紅」発売</p>	<p>大正3年(1914)</p> <p>3.20 東京大正博覧会、上野公園で開催(7.31まで、入場者746万2906人)</p> <p>4.3 読売新聞、婦人付録新設。婦人欄の初め</p> <p>6.12 平凡社創業</p> <p>7.28 第1次世界大戦はじまる</p> <p>8.3 欧州戦乱勃発の影響をうけ、東京・大阪で株価暴落</p> <p>8.15 パナマ運河開通</p> <p>8.23 ドイツに宣戦布告</p> <p>10.5 渋沢栄一・武井守正ら国産奨励会設置の趣意書を発表</p> <p>10.14 日本海軍、赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領。11.7日本軍青島占領</p> <p>10.29 早・慶・明3大学野球リーグ成立</p> <p>11.10 農商務省、化学工業調査会委員12人を発表</p> <p>12.18 東京駅竣工</p> <p>この年 大正琴流行</p> <p>- カチューシャの唄流行</p>
<p>大正4年(1915)</p> <p>1. - ゲンソ液「今東京で大評判 7日ツケタラ鏡をごらん色白くなるゲンソ液」(神田 和泉橋際 松本禎次郎)広告</p> <p>2. - クラブレート問題起こる。東京組合による調停不成立</p> <p>4. - 平尾賛平商店、「レートフード」「ピクトリー香油」発売</p> <p>4. - クラブ本舗空中映写広告を試みる</p>	<p>大正4年(1915)</p> <p>6.21 無線電信法公布(11.1施行)</p> <p>6.27 岡本一平・北沢楽天ら新聞漫画記者10人、第1回漫画祭を開催</p> <p>8.18 大阪朝日新聞社主催第1回全国中等学校優勝野球大会</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>4. - 中山太陽堂、乱売店に対し取引停止を公表</p> <p>6. - 輸出石鹼取締規制公布(粗悪石鹼の輸出防止策)</p> <p>10. - 「御園ルチゲン」日焦けを防ぐ完全化粧品、高橋医博発見(御園化粧品)広告</p> <p>11. - ミツワ化学研究所設立(丸見屋)</p> <p>11. - 「クラブ美の素白粉」(新發明 美身剤配合)広告</p> <p>12. - 中山太陽堂、化学研究所を設立</p> <p>この年「資生堂デンチフライス」(口くう衛生用歯磨)「資生堂フローリン」(養毛美髪剤)発売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- クラブ「天瓜粉」発売</li> <li>- 桃谷順天館「美顔ユーマー」発売</li> <li>- 曾田政治個人経営として開店(曾田香料株式会社)</li> <li>- 「花椿」のマーク、福原信三考案、商標に制定</li> </ul>	<p>9. - 婦人之友、家庭用仕事着を考案発表(割烹着の普及始まる)</p> <p>10.10 大阪毎日・大阪朝日両新聞社、協定して同時に夕刊(11日付)を発行</p> <p>11.10 天皇、京都御所紫宸殿で即位礼</p> <p>12. 4 東京株式暴騰(いわゆる大戦景気の始まり)</p> <p>12.11 北里研究所設立</p> <p>この年 電気ゴテ使用の前髪ウェーブ流行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- カフェ女給の白エプロン姿始まる</li> <li>- 「銀ブラ」使われ始める</li> <li>- 芝居と映画をつないだ連鎖劇流行</li> </ul>
<p>大正 5 年(1916)</p> <p>2. - 矢野芳香園「大学化粧品」専業となり、丹平商会本店 「ツバメ化粧品」専業となる</p> <p>2. - 製品値上げつづく</p> <p>2. - ライオン歯磨値上げ 2割 5分、レート煉白粉値上げ 1個に付 1銭、美顔水白粉 白色美顔水値上げ 1個に付き 1銭</p> <p>4. - ホーカ液値上げ 1個に付き 1銭</p> <p>4.13 警視庁、売薬部外品営業取締規則公布</p> <p>9. - 小林商店、化学研究所開設</p> <p>10. - 浮石鹼製造業者有志「保誠会」結成</p> <p>10. - 矢野芳香園「美乳」発売</p> <p>10. - 西村「本島椿」発売</p> <p>10. - 伊東胡蝶園、玄文社を創立「新演芸」「新家庭」発行</p> <p>11. - 資生堂化粧品部銀座に開店</p> <p>この年「レートポマード」発売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 芳誠舎「新玉の肌」発売</li> <li>- 帝国魚油精製株式会社と日本精油工業株式会社合併、日本グリセリン工業株式会社設立</li> </ul>	<p>大正 5 年(1916)</p> <p>1.22 工場法('11. 3. 29公布)を6.1より施行する旨公布。枢密院の反対のため 5. 31、施行日を9.1に改める旨公布</p> <p>1. - 「婦人公論」創刊</p> <p>8. 3 農商務省、工場法施行令・同施行規則公布</p> <p>9. 1 工場法施行('11. 3. 29公布)</p> <p>11.10 大日本医師会創立</p> <p>12.13 ドイツの講和提議により、株式相場大暴落</p> <p>この年 竹久夢二調美人に憧憬(大正ロマン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- サントルチア流行</li> <li>- 大学(4校、7448人)、専門学校(90校、2万5365人)、高校(8校、6289人)</li> </ul>
<p>大正 6 年(1917)</p> <p>9. - 上野で化学工業博開催</p> <p>12. - 花王石鹼、電柱広告を行う</p> <p>この年「オペラ頬紅」「オペラ口紅(棒状・歐式)」、「クラブ眉墨」、「資生堂白粉」「キスミー眉墨」「ヘチマコロン」等発売</p> <p>資生堂「福原粉白粉(7色)、後の七色粉白粉」「花椿香油」「花椿香油」「花椿香水」「パーオキシードクリーム」等発売</p>	<p>大正 6 年(1917)</p> <p>2.14 「主婦之友」創刊</p> <p>3.20 勲理化学研究所設立認可(創立委員長 浅沢栄一)</p> <p>3.26 東京薬学専門学校設立認可(4.1大阪薬専、18年4月東京医専、'20年9月富山薬専各設立認可)</p> <p>5. 8 第3回極東選手権競技大会、芝浦で開催(日本で最初の国際競技会)</p> <p>9. 1 農商務省、暴利取締令を公布</p> <p>9.12 大蔵省、金貨幣・金地金輸出取締令を公布(事実上の金本位制停止)</p> <p>10.30 小額紙幣(50銭、20銭、10銭)を発行</p> <p>11. 7 ソビエト政権樹立を宣言</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>大正7年(1918)</p> <p>1.25 「東京小間物月報」創刊</p> <p>3.- 「香料の研究」(今井源四郎著)農商務省商工局刊</p> <p>4.- 東西石鹼業者合同の東亜グリセリン(株)設立(資本金 100万円)</p> <p>8.- 第一工業製薬創立(負野工業製薬所改組)</p> <p>9.- 小林商店、会社組織となる。</p> <p>11.25 東京小間物化粧品卸商同業組合、「香料輸入税課税反対陳情書」を大蔵大臣高橋是清、農商務大臣山本達雄に提出</p> <p>この年「メヌマポマード」「レートメリー」「クラブチック」「資生堂過酸化水素クリーム」「資生堂コールドクリーム」「クラブ固煉白粉」等発売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 東都業界における新進化粧品問屋の団体「二葉会」創立</li> <li>- 平尾賛平商店、株式会社に改組</li> <li>- 桃谷亜鉛華工場創立</li> </ul>	<p>この年 貿易収支、未曾有の黒字となる</p> <p>大正7年(1918)</p> <p>春.- スペイン風邪、翌年にかけて大流行</p> <p>3.23 戦時利得税法公布</p> <p>4.5 日英陸戦隊、ウラジオストックに上陸開始</p> <p>5.15 工業試験所官制を改正し、東京府・大阪府に工業試験所を各設置</p> <p>7.31 米価暴騰、東京米穀取引所立会停止</p> <p>8.2 政府、シベリア出兵を宣言</p> <p>8.3 米騒動おこる</p> <p>11.11 第1次世界大戦おわる</p> <p>12.6 大学令を公布。新たに公私立大学、単科大学の設立を認める</p> <p>この年 貿易収支、'15年以来4年間の出超額累計約14億円</p>
<p>大正8年(1919)</p> <p>8.1 ライオン石鹼株式会社創立</p> <p>8.- 十大化粧品業者化粧品価格について連名広告を出す</p> <p>この年 化粧品本舗「十日会」結成。本舗の共通利害問題の研究、紛争の調停をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 岡本信太郎商店(ボンジー)創業</li> <li>- カッピー創業</li> <li>- 中山太陽堂、「カテイ石鹼」「クラブ香油」発売</li> <li>- 「カガシ植物性ポマード」「カガシ香油」等発売</li> </ul>	<p>大正8年(1919)</p> <p>1.18 バリ講和会議ひらく(～6.28)</p> <p>2.7 改正帝国大学令公布。帝国大学令は専ら官立総合大学にのみ適用</p> <p>3.- 戦時中騰貴の輸入途絶商品、休戦で暴落</p> <p>4.16 新潟・松本・山口・松山各官立高等学校を新設</p> <p>6.28 ヘルサイユ講和条約調印</p>
<p>大正9年(1920)</p> <p>1.- 大阪化粧品同業組合が設立 組合長 中山太一 副組合長 伊藤貞七 伊藤章三</p> <p>2.9 高砂香料株式会社創業</p> <p>3.- 化粧品業界、戦後恐慌による物価下落に際し「化粧品は値下げの余地なし」という連名広告出す</p> <p>6.- 発起人14名による「大阪化粧品同業組合」設立許可</p> <p>11.22 東京小間物化粧品卸商同業組合、酒税戻税適用請願書を大蔵大臣高橋是清、農商務大臣山本達雄に提出</p> <p>11.- ライオン歯磨大阪に大広告塔を建てる</p> <p>この年 鎌田商店創業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 平尾賛平商店、「レート香水」「メリー香水」発売</li> <li>- 「オペラ煉紅」発売</li> <li>- 七曜会創立(東京業界における荒物屋系統の化粧品問屋の老舗を集めた団体)</li> </ul>	<p>大正9年(1920)</p> <p>2.5 慶応義塾大・早稲田大、大学令による初めての私立大学として設立認可</p> <p>3.15 株価暴落。戦後恐慌始まる</p> <p>4.15 明治・法政・中央・日本・国学院・同志社の各私立大学、設立認可</p> <p>6.18 愛知県立愛知医科大学、設立認可('21.10.19京都府立・東京慈恵会、'26.2.5日本医科の各医科大学設立認可)</p> <p>7.6 高等女学校令を改正公布。国民道徳と婦徳の養成を強調</p> <p>10.1 第1回国勢調査実施(内地人口5596万3053人、外地人口2102万5326人)</p> <p>10.1 「婦人くらぶ」創刊</p> <p>11.15 第1回国際連盟総会(ジュネーブ)</p>
<p>大正10年(1921)</p> <p>1.- 「岐阜小間物化粧品新報」創刊</p>	<p>大正10年(1921)</p> <p>1.- 全国映画館数548、劇場1623、寄席368</p>



業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>3. - 内務省衛生試験所市販白粉の分析試験を実施</p> <p>3. - 資生堂、合資会社組織に変更</p> <p>4. - 通天閣にライオン歯磨電飾点灯</p> <p>9. - 花王石鹼、御用広告はじまる(陸海軍御用とした形の広告)</p> <p>10.11 「神戸業界商報」創刊</p> <p>11. - 「御園コールドクリーム」等発売</p> <p>11. - 神戸山田石鹼製造所の「クラブ石鹼」商標を中山太陽堂に譲渡</p> <p>この年「都すみれ」創業</p> <p>- 「モンココクリーム」「ファモスクリーム」発売</p> <p>- 「資生堂石鹼」発売</p>	<p>11.12 ワシントン会議開催(～'22.2.6)</p> <p>11.17 日銀総裁消費節約提唱。内務省・商業会議所などの消費節約運動おこる</p> <p>12. - 銀座通りの柳を銀杏に植えかえ。歩道の赤煉瓦も木煉瓦となる</p> <p>この年 三越呉服店、女店員の事務服制定</p> <p>- 貿易収支(内地)年間3億6132万円の輸入超過となる</p> <p>- 東京府立商工奨励館設立</p>
<p>大正11年(1922)</p> <p>2.10 「奈良小間物化粧品新報」創刊</p> <p>3. 1 平和記念東京博覧会、上野で開催、業界各社出品</p> <p>3. - 全国小間物化粧品卸商同業組合大会 東京で開催</p> <p>5. - プラント社から雑誌「女性」創刊</p> <p>5. - 全国小学校児童に対し歯磨訓練の実施指導開始</p> <p>7.11 神戸化粧品石鹼同業組合設立</p> <p>11. - 「ほたん園髪洗粉」「ヨーモトニック」等発売</p> <p>この年 中山太陽堂「クラブ石鹼」発売</p> <p>- 資生堂美容講演会開く ミス、ヘレン・グロスマン女史</p> <p>- 新進会結成(東京組合員の青年子弟を育成する団体として結成)</p> <p>- 平尾賛平商店 「レート香水」「メリー石鹼」発売</p> <p>- 葛原工業所創業</p>	<p>大正11年(1922)</p> <p>1. - 理化学研究所、研究室制度を採用</p> <p>2. 6 ワシントン条約調印(海軍軍縮等)</p> <p>3.10 上野で平和記念東京博覧会開催</p> <p>3.31 新潟・岡山の各医学専門学校を医科大学に昇格</p> <p>4.20 治安警察法改正公布(婦人の政談集会への参加と発起とを許可)</p> <p>4.25 東京高等工芸学校始業式(工芸図案科・印刷工芸科など)</p> <p>4. - 松竹楽劇部養成所設立</p> <p>8.18 政府、物価調節方策を発表</p> <p>この年 オールバック流行</p> <p>- 生糸輸出货量・価額ともこれまでの最高を記録(輸出総額の41%を占める)</p>
<p>大正12年(1923)</p> <p>2. - 「仁丹粉歯磨」発売(森下 博)</p> <p>7.12 「中央化粧品新報」創刊(名古屋市)</p> <p>7.13 中山文化研究所創立</p> <p>7.15 「大阪化粧品小間物新聞」創刊</p> <p>9. 1 関東大震災。業界各社多数罹災</p> <p>9. - 大阪化粧品同業組合、東京・横浜の組合を見舞い、見舞金を贈る</p> <p>10. 1 「荒物雑貨商報」創刊(大阪市)</p> <p>10. - 小山内薫 プラント社(中山太陽堂)を頼って大阪天王寺に移住、以後谷崎潤一郎などプラント社関係の作家の関西移住が続く。</p> <p>10. - 東京十日会「震災地の取引は現金、地方送りは荷為替」と決議</p> <p>12. - 資生堂、大阪吹田に化粧品工場を新設</p> <p>12. - 資生堂、チェーンストア組織採用を発表</p> <p>12. - プラント社(中山太陽堂)から雑誌「苦楽」創刊、関東大震災後の文芸誌として注目される</p> <p>この年 桃谷順天館組織変更「合名会社桃谷順天館」となる</p> <p>- 平尾賛平商店「薬用クリーム」、中山太陽堂「クラブ口紅」、資</p>	<p>大正12年(1923)</p> <p>3.30 工場法改正公布。工業労働者最低年齢法公布</p> <p>7.10 日本航空(株)設立(資本金500万円)。同月、大阪一別府間の定期航空開始</p> <p>9. 1 関東大震災おこる。火災随所に発生、津波襲来。東京では通信交通機関・ガス・水道・電燈すべて停止。流言とび人心動揺(死者9万1344人、全壊焼失46万4909戸)</p> <p>9. 1 震災で関東経済界麻痺</p> <p>9. 2 戒厳令公布</p> <p>9. 7 支払猶予令公布(9.1から30日間モロトリアム実施)</p> <p>9. - 大震災の影響による雑誌の廃休刊多し</p> <p>10. 8 日本興業銀行臨時工業資金部、中小企業救済融資を開始</p> <p>10.28 東海道本線復旧、全通</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>生堂「ウビオリン」、高橋東洋堂「アイデアル化粧品各種」発売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「オペラ口紅」発売</li> <li>- 大阪髪油同志会結成</li> <li>- 滝沢勇昇堂(黒ばら香水)創業</li> <li>- 化粧品課税問題おこる</li> <li>- 辻本満丸、抹香鯨油より新高級アルコール4種 新炭化水素2種発見</li> </ul>	<p>11.10 国民精神作興に関する詔書 この年 貿易収支(内地)年間で5億3448万円の輸入超過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- この頃、耳かくし(髪型)流行</li> </ul>
<p>大正13年(1924)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.5 大阪堂島ビル内に中山文化研究所開設</li> <li>2.11 「北海道小間物化粧品商報」創刊</li> <li>4.- 「満鮮化粧品小間物商報」創刊</li> <li>5.- 高橋東洋堂、株式会社に改組</li> <li>7.- 贅沢品輸入品税引き上げ、化粧品の原料と香料に10割課税問題起こる</li> <li>7.8 東京小間物化粧品卸商同業組合、東京石鹼製造同業組合、大阪化粧品同業組合、大阪石鹼製造同業組合の4組合連名の「奢侈品輸入税に関する陳情書」を大蔵大臣浜口雄幸、農商務大臣高橋是清に提出</li> <li>8.- 「クラブペーラム」「クラブオードコロン」「クラブつぼみ(化粧品下)」「クラブプリアンチン」等発売</li> <li>9.12 東京小間物化粧品卸商同業組合、大阪化粧品同業組合連名で「贅沢品等に関する関税改正法実施延期」を陳情</li> <li>9.- 「かをり会」創立(東京業界における香料商の融和懇親団体)</li> <li>9.- 親油会(東京)創立、提唱者 井田友平(メヌマ)、井上太兵衛商店(オシドリ)、井田京栄堂(メヌマ)、井筒屋香油店(イツツ)、柳屋本店(柳屋)、山岸商店(千代田)、山崎屋油店(松みどり)、福田号(ランラン)、資生堂</li> <li>9.- 「資生堂特製水白粉」「資生堂特製粉白粉」発売</li> <li>10. 全国石鹼製造業大会(牛脂課税反対決議)</li> <li>11.- 「資生堂月報」発刊(後の花椿)</li> <li>12.- 丸見屋、「ゼオラ薬用歯磨」発売</li> </ol> <p>この年 「うた椿香油」「うた椿ポマード」「アポロン植物性ポマード」等発売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 桃谷順天館、桃谷合名株式会社に改組</li> <li>- レートとクラブ、フード商標問題で対立する</li> </ul>	<p>大正13年(1924)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.18 東京市営乗合自動車運行開始。12.20 女車掌(赤襟嬢)乗務</li> <li>3.- 日本興業銀行、臨時工業資金部の中小企業救済融資貸出範囲を拡張</li> <li>3.- 外国為替相場暴落(対米47ドル台から44ドルへ、さらに年末までに38ドル台へ下落)</li> <li>4.1 大阪毎日新聞社主催、第1回選抜中等学校野球大会、名古屋で開催</li> <li>7.1 メートル法実施</li> <li>7.31 贅沢品などの輸入税に関する件公布(従価100%の輸入税を課税)</li> <li>8.1 甲子園野球場竣工</li> </ol> <p>夏.- 洋服の実用化進み、夏の単服(アップパツパ)流行し始める</p> <p>この年 年間輸入超過額、6億4637万円(これまでの最高)</p>
<p>大正14年(1925)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.- 大崎組「丹頂煉プリアン」発売</li> <li>3.- 「柳屋ポマード」「柳屋椿香油」「柳屋ペーラム」発売</li> <li>5.- 全国石鹼製造業聯合会設立(岐阜大会開催)</li> <li>5.- 花王石鹼株式会社長瀬商会設立</li> <li>6.- 高橋東洋堂、アイデアル・ネット・システム(制度品組織)発売</li> <li>7.- 「資生堂香水銀座」発売</li> <li>8.1 「九州商報」創刊(福岡市)</li> </ol>	<p>大正14年(1925)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 「キング」創刊</li> <li>2.20 東京天文台編「理科年表」第1冊刊</li> <li>3.1 (社)東京放送局(芝浦)、試験放送開始。3.22仮放送開始。7.12芝愛宕山新局より本放送開始</li> <li>3.30 輸出組合法公布(輸出振興・中小輸出業者保護などが目的)</li> <li>3.30 重要輸出品工業組合法公布</li> </ol>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>11. - 神戸ガス 日本リバーブラザース尼崎工場を買収、大日本石鹼(株)設立</p> <p>11. - 大阪香料商組合創立</p> <p>11. - 東京化粧品協会創立</p> <p>11. - 桃谷、兵庫県に香料試培園を開設</p> <p>11. - 「カテイフード商標問題」・特許局の原審ではレートの異議を認め「カテイフード」の登録拒絶となる</p> <p>この年「スモカ歯磨」「レート口紅」「レート石鹼」「御園コンパクト」等発売</p> <p>- レート、クラブのフード問題 大審院判決で特許局に差し戻される</p> <p>- 化粧品、歯磨、石鹼の物品税課税、業界の反対で中止</p>	<p>4.14 薬剤師法公布</p> <p>4.20 通信省、東京―大阪―福岡間に定期航空郵便を開始</p> <p>5.5 普通選挙法公布</p> <p>10.1 第2回国勢調査実施(内地人口5917万9200人)、初の失業統計調査実施(失業者10万5595人)</p> <p>11.1 山手線電車の環状運転を実施</p> <p>この年 ラジオ普及、聴取契約者、東京13万1373・大阪4万7942・名古屋1万4290件</p>
<p>大正15年・昭和元年(1926)</p> <p>3.15 大日本石鹼株式会社、ベルベツト石鹼株式会社と改称</p> <p>3.15 香料関税改正に関する請願書を六大都市連盟組長名で衆議院並に貴族院に提出</p> <p>4.1 「北日本小間物化粧品商報」創刊(函館市)</p> <p>5. - 「カテイフード」商標問題、クラブ勝訴</p> <p>7. - 「石鹼時報」創刊(東京)</p> <p>7.3 大阪市内問屋有志による「大粧会」設立</p> <p>7.15 「東北小間物化粧品商報」創刊(仙台市)</p> <p>この年「ツバメ石鹼」「白菊石鹼」等発売</p> <p>- 資生堂石鹼株式会社(若山太陽舎と合同)設立</p> <p>- ヒメ椿創業「ヒメ椿クリーム」「ヒメ椿香油」発売</p> <p>- オパール創業</p> <p>- 「オリヂナル白粉」「レート五色白粉」「オシドリ香水」発売</p> <p>- 喫煙者用の半煉歯磨「スモカ」発売</p> <p>- 伊東胡蝶園「新御園白粉」発売</p> <p>- 合成香料の研究盛んになる</p>	<p>大正15年・昭和元年(1926)</p> <p>3.27 営業税法・売薬税法など廃止</p> <p>3.29 関税定率法改正公布</p> <p>8.6 勸日本放送協会設立</p> <p>8.29 人見絹枝、第2回国際女子陸上競技大会(スウェーデン)で個人総合優勝</p> <p>10.5 京都帝大に化学研究所を付置</p> <p>12.25 天皇崩御。昭和と改元</p> <p>この年 モガ(モダンガール)登場。断髪・ロングスカートにハンドバッグ</p> <p>- 東京に円タク登場</p>
<p>昭和2年(1927)</p> <p>3. - 日本硬化脂共同販売組合設立</p> <p>3.15 九州化粧品薬業新聞(大分市電車通千代町角)創刊</p> <p>4. - 「カテイフード」登録許可審決が下りる(中山太陽堂)</p> <p>4. - 久保政吉商店「ウテナ液」発売</p> <p>4.22 金融恐慌によるモロトリアムに対処して、東京小間物化粧品卸商同業組合当分現金取引を決議</p> <p>4.25 モロトリアム実施に伴い、これが対策のため大阪化粧品卸商同業組合緊急組合法を開き決議並びに申合わせをする</p> <p>6. - 機関誌「チエインストア」創刊(資生堂)</p> <p>6. - 機関誌「太陽堂月報」を発行。全国卸小売店に10万部を配布(中山太陽堂)</p> <p>6.24 株式会社資生堂設立(大阪朝日堂資生堂部を合体)</p> <p>8.1 平尾賛平商店「赤函レート固煉白粉」発売</p> <p>11. - (向)桃谷順天館の組織を株式会社に変更</p> <p>12. - 金鶴香水(株)発足 大崎組の事業継承</p>	<p>昭和2年(1927)</p> <p>3. - 金融恐慌おこる。銀行休業相次ぐ</p> <p>3. - 南京事件おこる</p> <p>3.30 銀行法公布</p> <p>4. - モロトリアム(3週間)実施される</p> <p>5. - 第1次山東出兵</p> <p>7. - 岩波文庫創刊</p> <p>9. - 三越ファッションショー開催</p> <p>11.3 初の明治節</p> <p>12. - 日本最初の地下鉄開通(浅草―上野間)</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
12.― 「ライオン薬用歯磨」発売 12.― クラブ「オードコロン」「カティフード」発売 この年 大島椿製油所創業	
昭和3年(1928) 1.15 「高砂香料時報」創刊 2.― 中山太陽堂「カティフード」発売 3.― 大阪商品見本市 大阪貿易館に見本市を開催、春秋2回 3.28 「レート五十番ポマード」発売 3.― 有力広告主の「弥生会」結成 4.― 高砂香料「バニリン・ヘリオトロピン」発売 4.1 「レート香料」発売 4.― 丹頂化粧品総連盟店を募集 5.15 豊橋化粧品小間物商報創刊 6.― 「クラブ美身(クリーム白粉)」「クラブブラン香水」「クラブキャラ香水」発売 7.29 東京小間物化粧品卸商組合事務所、東京市日本橋区博正町1に仮移転 8.― 婦人子供博(上野)に外国石鹼彫刻陳列 8.25 朝鮮化粧品雑貨商報創刊 11. 桃谷順天館改組 この年 東京業界の復興すすむ ― ウテナから「雪印、月印、花印」のクリーム3種が発売される ― 平尾商店創立50周年記念全国卸業者招待 ― レート、「カティフード」登録無効審判請求	昭和3年(1928) 2.20 最初の普通選挙行われる 4.10 日本商工会議所設立 4.― 第2次山東出兵 5.― 済南事件おこる 7.9 重要輸出品取締規則制定 7.― 第9回オリンピック(アムステルダム)で織田幹雄、鶴田義行ら金メダル獲得、人見絹枝銀メダル 11.10 天皇即位礼 11.― ラジオ体操放送開始 11.― 高柳健次郎、ブラウン管受像方式のテレビジョン公開実験
昭和4年(1929) 2.― マネキンクラブ結成され、化粧品販売にも利用される 3.― 高砂香料スイス、アロンドン商会とサフロール3トンの輸出が成立、わが国最初の香料輸出 3.― シボレー創業 4.― 「金鶴ラプリー香水、金鶴ピアレス香水」発売 5.― 日本硬化脂共同販売組合解散 5.1 「札幌小間物化粧品雑貨商報」創刊 5.28 東京小間物化粧品卸商同業組合会館落成 9.― 東西業界組合、香料10割関税撤廃を陳情 9.― 東粧会創立(東京組合における有力化粧品問屋の有志を以て結成) 10.12 東京小間物化粧品卸商同業組合会館落成披露式 10.― 「資生堂歯磨(大型チューブ入25銭)」発売 12.― 「ウテナクリーム」発売 この年 内務省東京衛生試験所市販白粉の分析試験実施 ― わかもと創業 ― ウエスト創業 ― 長瀬商会「美容石鹼」発売 ― ポーラ化粧品本舗前身創業 ― パーマネントの機械が輸入され普及の端緒を開く	昭和4年(1929) 3.― 円の対米価値44ドル台に下落 4.― 定期航空輸送始まる。東京―大阪―福岡間 4.1 改正工場法施行、婦人及び年少者の夜業禁止 10.24 世界恐慌始まる 11.21 金解禁の省令告示 この年 産業合理化政策推進される

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>一 不況深刻化し、化粧品の大乱売盛ん</p>	
<p>昭和5年(1930)</p> <p>1. 一 関西輸入化粧品協会結成</p> <p>1. 一 ポーラ名古屋にて訪問販売を開始</p> <p>5. 1 三州化粧品小間物商報(鹿児島市西田町77)創刊</p> <p>5. 3 東京化粧品本舗昭和会創立</p> <p>10. 一 内務省令で含鉛白粉の最終製造期間昭和8年末までと決定。販売は昭和9年末までとなる</p> <p>11. 一 中国化粧品業商報(広島市白鳥9軒町40の1)創刊</p> <p>11. 一 資生堂(株)、資生堂石鹸(株)を合併</p> <p>12. 一 「クラブコールドクリーム」「ヴァニシング式クラブ淡泊クリーム」発売</p> <p>この年 ライオン石鹸「液状シャンプー」を発売(「すみだ髪あらい」 椿油と化学品との化合物130グラム35銭)</p> <p>一 フッカー創業</p> <p>一 薬効クリーム「黒龍」発売</p> <p>一 テルミー創業</p> <p>一 レート「カティフード」問題について抗告審判を請求</p>	<p>昭和5年(1930)</p> <p>1. 一 金解禁実施</p> <p>3. 24 帝都復興祭挙行</p> <p>4. 22 ロンドン海軍軍縮条約調印</p> <p>9. 10 大豊作で米価大暴落</p> <p>9. 25 生糸暴落(農業恐慌深刻化)</p> <p>10. 1 東京一神戸間に特急つばめ運転開始</p>
<p>昭和6年(1931)</p> <p>1. 一 花王新館落成</p> <p>1. 一 資生堂「銀座化粧品」発売 クリーム、粉白粉、固煉白粉、ポマード等発売</p> <p>3. 1 中部化粧品小売商報創刊(名古屋市西区日比津町野合170)</p> <p>3. 一 新装花王石鹸発売</p> <p>3. 一 金鳥化粧品本舗の営業田中善へ移る</p> <p>4. 一 中部日本化粧品小売組合連合会発足</p> <p>4. 一 第一工業製薬上海工場操業</p> <p>5. 一 中山太陽堂「クラブフード」登録</p> <p>7. 一 萬能香水「丹頂ローション」発売</p> <p>9. 一 日本硬化油同業会結成</p> <p>11. 一 硬化油販売会社設立</p> <p>11. 一 ミツワ新社屋日本橋区に竣工</p> <p>12. 一 共進舎、株式会社に変更</p> <p>12. 18 大阪の石鹸製造業者心交社は緊急総会を開き金輸出再禁止に伴う一切の原料暴騰につき各種石鹸の2割値上げを可決</p> <p>12. 20 播淡化粧品平和月報(明石市桜町1-1153)創刊</p> <p>この年 「メヌマクリーム改装」「ツバメ石鹸」「白美液」「ラブミーボンナ化粧品」等発売</p> <p>一 丸見屋「サーワ化粧品」「チタニウム白粉」等発売</p> <p>一 チタニウム使用の白粉製造盛ん</p> <p>一 化粧品、石鹸、歯磨の生産高は前年比17%減</p> <p>一 高級化粧品に課税問題おこる</p> <p>一 白粉、頬紅、眉ずみなどの色数が増加する。</p> <p>一 ポーラ、セールスマンによる計り売り始まる</p> <p>一 ポーラ「バニシングクリーム」発売</p>	<p>昭和6年(1931)</p> <p>3. 31 地租法を制定</p> <p>4. 1 重要産業統制法を制定</p> <p>4. 一 労働者災害扶助法公布</p> <p>9. 18 満州事変勃発</p> <p>12. 13 金輸出再禁止令公布</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>昭和7年(1932)</p> <p>1.- 資生堂「クレモリン(無油性薬用クリーム)」発売</p> <p>2.- 大阪石鹼同業組合、化粧品石鹼2割再値上げ</p> <p>4.- 「花王シャンプー」発売</p> <p>5.- 花王、朝鮮窒素肥料、硬化油製造</p> <p>5.1 台湾化粧品雑貨商報(台北市京町3-11)創業</p> <p>7.- 大阪見本市連合会創立(大阪市内に開催される見本市、商品市の各団体の統制を計るために創立)</p> <p>7.- 改正売薬部外品取締規則で化粧品と部外品は分けられる</p> <p>8.23 化粧品取締規則公布(警視庁令第24号)化粧品許可制となる</p> <p>9.- 各種石鹼3割値上げ</p> <p>9.- モンココ創業</p> <p>9.- 資生堂「銀座石鹼」発売</p> <p>11.- 「スモカ歯磨」発売(寿毛加社)</p> <p>11.- 「加美乃素」発売</p> <p>11.- 丹頂チック発売</p> <p>11.- 「明色クリンシンクリーム」発売、その他明色化粧品4品発売</p> <p>12.- 東京化粧品石鹼統制組合結成</p> <p>12.- 資生堂「ドルックス化粧品」発売</p> <p>この年 「キスマー口紅」「千代田ポマード」「美顔ユーマー」「ロイヤル口紅」「サーワ固煉」「ヘチマチューブ入クリーム」等発売</p> <p>- 「資生堂クリーム白粉(スピード化粧品)」発売</p>	<p>昭和7年(1932)</p> <p>1.28 第一次上海事件おこる</p> <p>3.1 満州国建国宣言</p> <p>5.15 5.15事件おこる</p> <p>10.1 リットン報告書日本政府に送られる</p> <p>12.16 東京、日本橋白木屋デパート全焼</p> <p>12.24 国際無線電話公社設立</p>
<p>昭和8年(1933)</p> <p>2.- 名古屋化粧品卸商業組合創立</p> <p>4.- 「丹頂チック」発売</p> <p>4.- 治昭会創立、東京組合における小間物部役員及び有志の団体</p> <p>5.- 石鹼重要工産品に指定される</p> <p>5.- 東京化粧品卸商業組合結成</p> <p>6.- 「資生堂シャンプー」発売</p> <p>6.5 満州商報(大阪東区南久宝寺町4-7)創刊</p> <p>7.- 警視庁、化粧品、薬品の誇大広告取締りを実施</p> <p>7.- 名古屋化粧品統制連盟会創立</p> <p>10.- パンパヤ化粧品本舗設立、「アモンパンパヤ」発売</p>	<p>昭和8年(1933)</p> <p>1.30 ヒットラー内閣成立</p> <p>2.24 国際連盟脱退</p> <p>3.3 東北、三陸地方大地震(死者約3,000人)、大津波おこる</p> <p>4.22 滝川事件(文相、京大滝川教授に辞職要求)</p> <p>8.9 第1回関東地方防空大演習</p> <p>9.15 不穏思想予防鎮圧取締強化</p>
<p>昭和9年(1934)</p> <p>5.- 「ライオン潤製ハミガキ」発売</p> <p>6.- 「クラブ淡紅口紅クリーム」発売</p> <p>11.- 「資生堂ホルモリンクリーム(女性ホルモン含有)発売</p> <p>12.31 含鉛白粉製造猶予期間満了、販売猶予期間は1年延長(昭和10年12月までとなる、12月8日告示)</p> <p>この年 国産パーマネント機械(第1号機)発売される</p> <p>- ルリガン、シャベ、レオン創業</p> <p>- 内務省東京衛生試験所市販白粉の分析試験実施</p>	<p>昭和9年(1934)</p> <p>3.- 石油業法公布</p> <p>3.- 函館大火(焼失2万2,600戸)</p> <p>6.1 文部省に思想局設置</p> <p>9.21 室戸台風、関西地方をおそう(死者・行方不明3,036人)</p> <p>11.- 湯川秀樹、中間子論発表</p> <p>12.1 丹那トンネル開通(7804m)</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>昭和10年(1935)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3. - 二六商会、株式会社に改組</li> <li>3. - 「カテイフード」問題大審院審決で特許局差し戻しとなる</li> <li>5. - 「半煉クラブ歯磨」「総合ホルモン含有クラブ乳液新ビン」発売</li> <li>6. 1 伊東胡蝶園「バビリオ化粧品」発売</li> <li>7. - フード商標問題(クラブ対レート)円満解決</li> <li>8. - 「クラブ洗粉美匠缶入り」発売</li> <li>9. - 「薬用クラブ美身クリーム」(ホルモンクリーム)発売</li> <li>10. - 結核予防費捻出のための1割課税をめぐって化粧品課税問題起きる</li> <li>10. - 「モンココクリーム」発売</li> <li>10. - 「シャンソン化粧品」創業</li> <li>12. - 含鉛白粉販売停止</li> </ul> <p>この年 ビカソ美化学研究所創立、るり羽、コンビ創業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- くり出し口紅開発</li> </ul>	<p>昭和10年(1935)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 18 美濃部達吉の天皇機関説問題化</li> <li>4. 1 青年学校令公布(全国に青年学校設置)</li> <li>4. - 臨時利得税法施行</li> <li>8. 3 政府、国体明徴声明、天皇機関説は国体に反すると発表</li> <li>10. 1 国勢調査(内地6,925万人)</li> </ul>
<p>昭和11年(1936)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. - 資生堂特製石鹸発売</li> <li>1. - 太陽堂薬品より総合ホルモン含有の各種化粧品発売</li> <li>1. - 香料輸入関税引上げ反対運動おこる</li> <li>2. - サーク化粧品商権丸見屋取得</li> <li>4. - 「丹頂プリランチン(丹頂の香り)」発売</li> <li>5. - 満州化粧品卸商組合結成</li> <li>6. - 化粧品課税問題が再び台頭、業界より大蔵商工両大臣に反対陳情</li> <li>8. - 化粧品、商工省の重要工産品に指定される</li> <li>9. - 桃谷順天館「明色アストリンゼン」発売</li> <li>9. - 丹頂ベルトライン制度発表</li> <li>9. - 新税制発表、化粧品税を見送る代わりに化粧品に売上税を課す</li> <li>9. - 花王「月星クリームシャンプー」発売</li> <li>9. - カネボウ化粧品製造開始、鐘紡「KBK絹石鹸」発売</li> </ul>	<p>昭和11年(1936)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 15 ロンドン軍縮会議脱退を通告</li> <li>2. 5 日本職業野球連盟結成、2.9初めてのプロ野球試合行われる</li> <li>2. 26 2.26事件おこる</li> <li>5. - イタリア、エチオピア併合</li> <li>7. 17 スペイン内乱はじまる</li> <li>11. 20 思想犯保護観察法を制定</li> <li>11. 25 日独防共協定締結</li> </ul>
<p>昭和12年(1937)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. - 中山太陽堂「クラブビホポマード」(ビタミンAD総合ホルモン配合)発売 ビタミンCその他配合クリーム等を発売</li> <li>1. - 資生堂、花椿会発足(11月花椿創刊)</li> <li>2. - 東京化粧品協会統制品連盟部結成</li> <li>3. - 日産、ベルベット石鹸、日本食料工業油脂部合併。日本油脂(株)設立</li> <li>3. - 資生堂、濃化粧用やよい白粉発売</li> <li>5. - 日本化学工業会設立</li> <li>5. - 純金コロイド配合「薬用クラブゴールドデンクリーム」発売</li> <li>5. - 日本油脂設立(合同油脂、日本油脂合併)</li> <li>7. - 輸出を除き化粧品に非鉄金属類の使用を禁止</li> <li>8. - 化粧品、歯磨も暴利取締令の適用をうける</li> <li>10. - 臨時輸出入品等許可規則により化粧品、香料の輸入が禁止さ</li> </ul>	<p>昭和12年(1937)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. - 輸入為替許可制実施される</li> <li>2. 11 文化勲章令制定公布</li> <li>6. - 賀屋、吉野財政経済三原則発表される</li> <li>7. 7 蘆溝橋事件、日中戦争始まる</li> <li>8. 14 貿易および関係産業調整法、貿易組合法公布</li> <li>8. 24 国民精神総動員実施要綱閣議決定</li> <li>9. 10 輸出入品等臨時措置法公布</li> <li>9. 10 臨時資金調整法公布</li> <li>9. 25 工場事業場管理令公布</li> <li>9. 28 日本婦人団体連盟結成</li> <li>10. 17 全日本労働総同盟、戦争支持決議</li> <li>11. 6 日独伊防共協定調印</li> </ul>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>れる</p> <p>11.ー 化粧品の錫製チューブ使用禁止</p> <p>この年 東京、大阪化粧品工業会設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー 化粧品各社、満州へ進出</li> <li>ー ウテナ本舗、久保政吉商店株式会社に改称</li> <li>ー 「パーマメントはやめましょう」が標語となる</li> <li>ー 輸出石鹼最盛期を迎える</li> </ul>	
<p>昭和13年(1938)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.ー 支那事变特別税法臨時租税措置法により化粧品に10%の課税4月1日実施(物品税)決定</li> <li>3.31 高砂香料、合成香料のほかに果実エッセンス、選鉱剤、溶剤、塗工料の製造を開始</li> <li>6.ー 資生堂中煉歯磨発売</li> <li>7.ー 化粧品取締規則改正。届出制となる(警視庁令第22号)</li> <li>8.ー 化粧品の景品特売が規制を受ける</li> <li>8.ー 丸見屋「ゼオラ歯磨」発売</li> <li>10.ー 日本輸入香料統制会設立</li> <li>12.ー 「アイデアル・スキン・コロソ」発売</li> </ul> <p>この年 オペラ線出式口紅創製、「レートコールド」発売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー 物品税賦課で化粧品の価格改正</li> </ul>	<p>昭和13年(1938)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.11 厚生省設置</li> <li>1.17 軍需工業動員法公布</li> <li>3.13 ドイツ、オーストリア併合</li> <li>4. 1 国家総動員法公布</li> <li>5. 1 ガソリン切符制となる</li> <li>7.ー 物品販売価格取締規則公布</li> <li>9.22 商工省に転業対策部設置される</li> <li>9.29 ミュンヘン会議</li> <li>12.16 興亜院設置</li> </ul> <p>この年 若い女性に自粛髪型ロール巻流行</p>
<p>昭和14年(1939)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.ー クラブ「マルベリー・ヘヤートニック」「エノサン・メグミ液」発売</li> <li>2.ー 「ハトムギ洗粉」「カガシツートン口紅」発売</li> <li>4. 1 物品税、品目大幅に拡大、化粧品類15%に増率</li> <li>6.ー 「ニッサン化粧石鹼」発売</li> <li>6.ー ユゼ創業、洗粉発売</li> <li>7.ー 東京石鹼工業組合設立</li> <li>7. 8 高砂香料、高砂化学工業株式会社と改称</li> <li>7.ー パーマメント禁制となる</li> <li>7.ー 花王、清浄標語募集(1等、手軽な消毒手近な石鹼)花王文化映画「手」完成(9月文部省推薦映画指定)</li> <li>7.ー アイデアル濃白粉発売</li> <li>9.ー 「ジュジュクリーム」発売</li> <li>9.ー 資生堂化学研究所設立(本所区横網町)</li> <li>10.ー 「ライオンパラデント」発売</li> <li>11.ー 鐘紡化粧品研究所創設、12月に14品目発売</li> <li>12. 6 大阪化粧品工業組合設立認可(9.16創立総会)</li> <li>12.23 東京小間物化粧品卸商同業組合、東京府知事に協定価格の許可申請</li> <li>12.ー 「資生堂クリーム」発売</li> <li>12.ー ホルモン配合についての特許権問題、資生堂と中山太陽堂の和解成立</li> </ul> <p>この年 産業報国会、業界各社で結成される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ー 広告制限加わり数量減少をたどる</li> </ul>	<p>昭和14年(1939)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.16 鉄製不急品の回収開始</li> <li>3.30 大学軍事教練必須科目となる</li> <li>4.12 米穀配給統制法公布</li> <li>5. 5 金買上げはじまる</li> <li>5.12 ノモンハン事件おこる</li> <li>7. 8 国民徴用令公布</li> <li>8.ー 電力供給制限開始</li> <li>9. 1 第2次世界大戦勃発</li> <li>9.ー 石油配給統制規則公布</li> <li>9.19 9.18の価格に物価を停止する緊急策決定</li> <li>10.18 価格等統制令公布(9.18停止令)</li> <li>10.ー 賃金臨時措置令、同施行規則</li> <li>10.ー 会社職員給与臨時措置令、同施行規則公布</li> <li>10.ー 電力調整令公布</li> <li>12.ー 総動員物資使用取用令公布</li> <li>12.ー 暴利行為等取締規則公布</li> <li>12. 1 白米禁止令実施(米穀搗精制限令)</li> </ul> <p>この年 4つ球そろばん使用されはじめる</p>



業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>昭和15年(1940)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石鹼、歯磨第1次公定価格告示</li> <li>2.13 化粧品協定価格認可</li> <li>2. 「マーセタート石鹼」太陽堂製薬より発売</li> <li>3. 「アイテアル洗粉」発売</li> <li>4. 化粧品の物品税5%増率、20%に</li> <li>4. 東京化粧品工業組合に東京髪油製造卸商組合編入合併</li> <li>5. 資生堂「ゾートス化粧品」(ブルーバード)発売</li> <li>5.3 東京化粧品工業組合設立認可(14.12.19創立総会)</li> <li>5. 東日本石鹼化粧品卸商組合聯合会設立</li> <li>5. 日本石鹼化粧品合同輸出株式会社設立</li> <li>6. 中華ライオン歯磨株式会社設立</li> <li>7. 公定価格に㊦をつける</li> <li>7. 資生堂、海南島開発株式会社設立</li> <li>8. 「ハバヤ化粧品水」発売</li> <li>8. 資生堂「花椿」用紙節減のため休刊</li> <li>8.14 商工省、化粧品の販売価格告示(公定価格)</li> <li>9. 化粧品の一部製造中止、容器の改変、代替品の発売</li> <li>9.24 警視庁令「化粧品取締規則」廃止。「化粧品営業取締規則」告示。届出制廃止。広告規制加わる</li> <li>9. 第2次化粧品協定価格申請(東京都)</li> <li>10. 第2次化粧品公定価格申請(商工省)</li> <li>10. 花王石鹼50年史初代長瀬富郎伝刊</li> <li>10. 日本歯磨工業協会設立</li> <li>10. 日本石鹼工業組合聯合会設立</li> <li>11. 石鹼第2次公定価格告示(化粧石鹼を浴用石鹼と改称)</li> <li>11. 植物油脂及植物油脂原料種実配給統制規則実施</li> <li>11. 東京髪油製造業協会設立</li> <li>12. 「花王クリーム」「理研化粧品」等発売</li> <li>12.30 ポーラ化成株式会社設立</li> </ol>	<p>昭和15年(1940)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日米通商航海条約失効</li> <li>1. 1. ネオンサイン広告禁止</li> <li>2. 1. 青年少年雇入制限令公布</li> <li>2. 1. 陸運統制令、海運統制令公布</li> <li>2. 電力調整令発動</li> <li>4. 8. 国民体力法公布</li> <li>4.24 生活必需品に切符制採用決定</li> <li>5. 1. 東京市・外米6割混入米配給</li> <li>7. 7. 奢侈品等製造販売制限規則公布実施</li> <li>8. 1. 国民精神総動員本部、東京市内に「餐沢品は敵だ」の看板配布</li> <li>8. 1. 東京市内に「餐沢品は敵だ！」と立看板</li> <li>8. 1. 円域輸出調整令公布</li> <li>9.27 日独伊3国軍事同盟調印(ベルリン)</li> <li>10. 1. 賃金統制令・会社経理統制令公布</li> <li>10. 1. 中小企業転業対策を発表</li> <li>10.12 大政翼賛会発会式</li> <li>10.31 東京のダンスホールこの日限り閉鎖</li> <li>11. 1. 大日本帝国国民服令公布</li> <li>11. 1. 大日本産業報国会設立</li> <li>11. 1. 従業員移転防止令公布</li> <li>12. 1. 日本出版文化協会設立</li> <li>12.28 商工省、洋紙配給統制規則公布(16年1月21日施行)</li> </ol>
<p>昭和16年(1941)</p> <p>* (昭和16年(1941)以降、本年表への新発売品名の収録を省略する)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1. 植物油㊦実施 外地でも石鹼㊦制実施</li> <li>3. 1. 医薬部外品工業協会設立</li> <li>4. 1. 大阪香料商業組合設立(16.7.26認可)</li> <li>5. 1. 薬粧広告取締要綱公布</li> <li>5. 1. 医薬品及び衛生材料生産配給統制規則公布</li> <li>5. 1. 日本化粧品工業組合聯合会設立(7.11認可)</li> <li>5. 1. 東日本及び西日本石鹼化粧品卸商業組合聯合会設立</li> <li>6. 1. 全国小間物化粧品小売商業組合連盟設立</li> <li>8. 1. 東京香料商業組合設立(17.1.12認可)</li> <li>10. 1. 石鹼工業整備要綱発表(限界単位制)</li> <li>11. 1. 石鹼工業整備残存工場第1次発表(118社)</li> <li>11. 1. 東京小間物化粧品商業報国会結成</li> <li>12. 1. 化粧品公定価格改訂㊦も増徴分上のせを認められる</li> <li>12. 1. 化粧品の物品税一挙に50%に大幅引上げ、歯磨10%、シャ</li> </ol>	<p>昭和16年(1941)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 8. 陸軍、「戦陣訓」を示達</li> <li>1.11 新聞紙等掲載制限令公布</li> <li>2. 1. 情報局、各総合雑誌に執筆禁止者名簿を内示</li> <li>2. 1. 李香蘭(山口淑子)日劇出演</li> <li>3. 1. 国民学校令公布(4月1日実施)</li> <li>3. 3. 国家総動員法改正公布</li> <li>3.10 治安維持法改定</li> <li>3.11 労働者年金保険法公布</li> <li>4. 1. 帝国学士院の明治前日本科学史編纂事業発足</li> <li>4. 1. 生活必需品資統制令公布</li> <li>4. 1. 大都市で米穀配給通帳制実施</li> <li>4.13 日ソ中立条約調印</li> <li>5.14 貿易統制令公布</li> </ol>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>ンプー20%、市場に石鹼払底</p> <p>この年 資生堂薬粧販売㈱設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 製造一時中止品急増、代価品の発売つづく</li> <li>- 企業整備令により全国500の石鹼工場を約40に縮減</li> <li>- 化粧石鹼の名称廃止され、浴用石鹼となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.22 独ソ戦はじまる</li> <li>7.10 関門トンネル開通</li> <li>7.13 厚生省、団体旅行及び全国的競技大会中止を通告(神宮国民体育大会を除く)</li> <li>7.25 米国、在米日本資産を凍結</li> <li>7.- 浅間丸、横浜を出航。サンフランシスコ航路の最終船となる</li> <li>8. 1 米国、対日石油輸出全く停止</li> <li>8.- 雑誌統合行われる。婦人雑誌54が18に整理指令される</li> <li>8.- 重要産業団体令、同施行規則公布</li> <li>8.- 配電統制令公布</li> <li>8.- 株式価格統制令公布</li> <li>8.- 金属類回収令公布</li> <li>9.- 鉄製品製造制限規則公布</li> <li>10.- 重要産業指定規則公布</li> <li>12. 8 太平洋戦争はじまる</li> <li>12.11 企業許可令、同施行規則公布</li> <li>12.16 物資統制令公布</li> </ul>
<p>昭和17年(1942)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.- 石鹼の切符配給制で小売店に買占客が殺到</li> <li>2.- 警視庁石鹼抱き合わせ販売に警告</li> <li>2.- 第一次石鹼企業整備完了</li> <li>2.- 統制会に行政権限委譲</li> <li>5.- 日本歯磨工業組合設立</li> <li>5.- 日本硬化油グリセリン統制会社設立</li> <li>6.- 日本石鹼工業組合設立</li> <li>6.- 石鹼配給機構整備要綱発表</li> <li>7.- 業界紙、東京、大阪に各一紙となる</li> <li>7.- 日本石鹼配給統制会社設立</li> <li>8.- 石鹼配給実施</li> <li>8.- 日本歯磨工業組合設立認可(商工大臣認可 8月13日)</li> <li>8.- 重要産業団体令を適用される産業に10団体指定</li> <li>9.- ステアリンの配給不可能となる</li> <li>9.- 石鹼に増量剤ベントナイト・カオリン等混入開始</li> <li>9.- 化粧品小間物のアルミニウム使用禁止、歯磨のチューブもこれに準ずる</li> <li>9.- 動物油脂配給統制規則、植物油脂原料及び植物油脂等配給統制規則告示</li> <li>10.- 石鹼類の㊤一括告示</li> <li>10.- 石鹼工業を80に圧縮決定</li> <li>10.30 大阪化粧品商報廃刊</li> <li>10.- 油脂統制会設立、化学工業統制会設立</li> <li>12.10 日本香料工業組合創立総会</li> <li>12.- 日本石鹼工業联合会、日本石鹼工業組合に改組</li> </ul>	<p>昭和17年(1942)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 2 日本軍、マニラ占領</li> <li>1.20 商工省、繊維製品配給消費統制規則公布</li> <li>1.30 厚生省に産業安全研究所設立</li> <li>2. 2 大日本婦人会発足(愛国・国防婦人会等統合)</li> <li>2.15 日本軍、シンガポール占領</li> <li>2.- 広告税法、重要物資管理営団法公布</li> <li>3.28 商工者、鉄鋼統制規則公布</li> <li>4.18 米空軍、日本本土初空襲</li> <li>4.- 全出版物の発行承認制実施される</li> <li>5. 9 金属回収令により寺院の仏具、梵鐘等、強制供出を命じられる</li> <li>5.13 企業整備令公布</li> <li>5.26 日本文学報国会創立</li> <li>6. 5 ミッドウェー海戦</li> <li>7.- 全国中等学校野球大会中止を発表</li> <li>8.22 独ソ両軍のスターリングラード攻防戦開始</li> <li>10.11 国鉄、時刻表に24時間制実施</li> <li>11.- 百貨店、売場を縮小</li> <li>12.28 日本出版文化協会、用紙割当を大幅に減配決定(単行本5割・雑誌4割)</li> </ul> <p>この年 新聞統合完了(日刊紙54となる)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「欲しがりません勝つまでは」の標語</li> </ul>

業 界 関 係	政治・経済・社会
12. - 日本繊維油剤工業組合設立 12. - 日本歯磨工業協会、日本歯磨工業組合に改組	流行
昭和18年(1943) 2. - アルミニウムチューブ入り歯磨販売打切り 2. - 資生堂美容部閉鎖 3. 1 化粧品の商品税さらに30%の増税、化粧品80%、シャンプー30%、歯磨20%となる。 3.12 商工組合法公布、すべての同業組合に解散命令 3. - 業事法公布 3. - 三幸商会「ピアス」発売 3. - 共進社、社名を共進社油脂工業株式会社と改称 4. - 油脂統制会ベントナイト70%混入の戦時石鹼製造を業者に指示 5. - 石鹼規格改正(浴用も洗濯用なみとなる) 8. - ポーラ化粧品本舗をポーラ化成工業㈱に改称 10.15 日本歯磨工業組合を日本歯磨統制組合と改称 10. - 潤製、煉歯磨製造禁止 10.25 東京小間物化粧品卸商同業組合解散総会開催、解散を決議 12. - 第2次企業整備で石鹼工場37社44工場となる 12. - 日本石鹼工業会解散、石鹼工業残存業者は油脂統制会に加入 12. - この頃化粧品関係の生産はヴァニシングクリーム、乳液、粉白粉、歯磨、など数えるのみとなる この年 全小売聯発足	昭和18年(1943) 1. 7 たばこ値上げ(ひかり18銭が30銭に金鶏10銭から15銭に) 2. 1 日本軍、ガダルカナル島撤退開始 2.29 決戦非常措置要綱に基づき東京・大阪の歌舞伎座等休業 3.31 松竹少女歌劇団解散 5.12 アツ島守備隊全滅 6. 1 東京都制公布(7.1施行) 6. 4 食料増産応急対策要綱決定 6. 8 公易営団設立(貿易統制会、重要物資管理営団を吸収)、7.1開業 6. - 戦時衣生活簡素化実施要綱決定 8.10 商工省、反物の長さ制限。長袖の和服、ダブルの背広など600余種の製作、生産を禁止 8.25 連合軍、パリに入城 9. 8 イタリア、無条件降伏 9.14 第2次日米交換船帯帝丸出港(11.14邦人1,299人をのせて横浜に帰航) 9.23 17業種に14~40歳の男子就業制限 9.23 25歳未満の未婚女子を勤労女子挺身隊として動員決定 10.18 統制会社令・軍需会社法公布 10.18 大日本育英会設立 10.21 学徒出陣壮行大会、雨中の分列行進 10.30 軍需会社法公布 11. 1 軍需省、運輸通信省、農商省各官制公布(企画院商工省、通信省、鉄道省、農林省、海務院は廃止) 11.22 ルーズベルト・チャーチル・蒋介石、第1回カイロ会談、カイロ宣言に署名 この年 戦争時経済統制、頂点に達する 野球用語からストライクの用語廃止
昭和19年(1944) 1.14 東京小間物化粧品卸商同業組合解散、軍需大臣認可 1.14 日本化粧品工業統制組合設立 2.16 物品税増税により化粧品の税率は120%、シャンプー歯磨は60%となる 4. - 資生堂特別政府指令による化粧品(香水、ローション、クリーム等)受注 4.28 東京小間物化粧品商報、業界唯一の業界機関紙として存続許可	昭和19年(1944) 1.26 東京、名古屋にはじめて疎開命令が出る。以後各都市で強制疎開実施 3. 4 宝塚歌劇団最終公演 3. 6 全国の新聞、夕刊廃止 4.19 東京都、幼稚園休園決定 6.15 米軍サイパン島上陸 6.19 マリアナ沖海戦(日本海軍敗北) 6.23 昭和新山出現

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>5. 一 全国油脂配給統制組合設立</p> <p>5.30 財団法人粧業奉公会設立(農商省指令19第2037号 内田農商大臣)(同時に東京小間物化粧品卸商同業組合の財産継承)</p> <p>8. 一 第3号石鹼誕生(混和物80%)</p> <p>11. 5 東京小間物化粧品商報、日本粧業と改題</p>	<p>6.30 閣議、国民学校初等科児童の集団疎開決定</p> <p>7.10 情報局、中央公論社・改造社に自発的廃業を指示(同月末に解散)</p> <p>10.24 レイテ沖海戦(連合艦隊実質的消滅)</p> <p>11. 1 新聞2ページ建となる</p> <p>11.13 日本野球報国会、プロ野球中止を声明</p> <p>11.24 B29、東京大空襲</p>
<p>昭和20年(1945)</p> <p>1. 一 薬事法により従来売薬部外品であった歯磨、石鹼等も化粧品となる</p> <p>3. 一 ミヨシ油脂、吾孀、江戸川、砂町、岩国工場被爆</p> <p>3. 9 花王、平井工場 花王機械平井工場全焼</p> <p>3.10 勸粧業奉公会の会館、戦災により焼失、水道橋の東京都石鹼卸商統制組合へ避難、仮事務所を置く。歯磨組合関係の事務所は牛込の小林富次郎邸へ移す</p> <p>3.10 B29の東京大空襲でライオン油脂平井工場、ライオン歯磨東京工場、鐘紡油脂東京工場など被災</p> <p>4. 一 油脂統制会、化学工業統制会第5部会となる</p> <p>4.13 粧業奉公会、水道橋仮事務所戦災により焼失、丸見屋商店(ミツワ石鹼)のビルに移る</p> <p>6. 一 マンダム、空襲のため本社工場の大半が焼失</p> <p>6. 5 牛乳石鹼共進社、米軍の爆撃を受け今福工場全焼、一時工場閉鎖</p> <p>9. 6 生活用品の製造、簡単な手続きで許可することを指示(商工省次官通牒)</p> <p>9.22 高砂香料、上海出張所並びに上海高砂化学、中国に接收さる</p> <p>11. 一 柳屋、早稲田工場で製造再開</p> <p>11.15 日本粧業、復刊</p> <p>11.19 高砂香料、台北本店及び台北工場、中国国民政府の管理下に入り台北工場は台湾省専売局副産物加工会社と改称</p> <p>12. 一 商工省、商品標準化委員会設置、浴用石鹼の目付45グラムに改訂</p> <p>12.19 勸粧業奉公会、勸日本粧業会と改称</p> <p>12.28 化粧品31種の例外価格が認められる</p> <p>この年 水分90%の關石鹼が出回る</p> <p>一 戦後、化粧品の復活はじまる</p>	<p>昭和20年(1945)</p> <p>3. 6 国民労働員令公布</p> <p>3. 9 3.9~3.10にかけB29、東京を大空襲、焼失戸数23万戸、死傷者12万人</p> <p>3.10 東京衛生試験所本庁舎戦災により焼失</p> <p>3.14 3.14~15にかけB29、大阪を大空襲、焼失戸数13万戸</p> <p>4. 7 戦艦大和、九州沖で撃沈される</p> <p>5.24 B29、東京を大空襲(宮城、大宮御所炎上、東京都区内の大半焼失)</p> <p>6. 1 大阪、南九州大空襲</p> <p>6. 7 戦災により大阪衛生試験所庁舎焼失</p> <p>6.18 沖繩師範女子部・第一高女生徒49人集団戦死。6.23にかけて多数自害</p> <p>8. 6 広島市に原子爆弾投下(午前8時15分)</p> <p>8. 9 米軍、長崎に原子爆弾投下(午前11時2分)</p> <p>8.10 ボツダム宣言条件付受諾申入れを海外放送</p> <p>8.15 終戦の詔書放送。大太平洋戦争終わる</p> <p>8.23 新聞に天気予報復活</p> <p>8.26 農林省、商工省設置(大東亜省、農商省、軍需省廃止)</p> <p>8.28 連合国総司令部(GHQ)を横浜に設置</p> <p>8.30 マッカーサー元師、厚木着</p> <p>9. 2 日本、降伏文書に調印</p> <p>9. 9 マッカーサー元師、日本管理方式声明(間接統治、自由主義助長など)</p> <p>9.22 GHQ、生活必需品の生産促進、輸出入活動の禁止を指令</p> <p>9.24 GHQ、賃金・物価の統制維持、物資の公正配給などを指令</p> <p>9.27 天皇、マッカーサーを訪問</p> <p>10. 9 GHQ、必需物資の輸入に関する覚書交付(国民の最低生活水準維持に必要な物資に限り輸入を許可)</p>

業 界 関 係	政府・経済・社会
	<p>10.11 GHQ、労働組合運動の助長を指令</p> <p>10.24 国際連合(国連)成立</p> <p>10.29 松竹歌劇団、戦後第1回公演(浅草大勝館)</p> <p>11. 6 GHQ、持株会社解体を政府に指令(三井、三菱、住友、安田の大財閥解体)</p> <p>11.26 東京にCIE図書館開館、引きつづき全国21ヶ所に開設</p> <p>12. 2 GHQ、賃金・物価の統制維持を指令</p> <p>12. 4 閣議、女子教育刷新要綱を了解(女子大の創設、大学の男女共学制、女専と高女の学科程度引上げなど)</p> <p>12.17 婦人参政新選挙法成立</p> <p>12.22 労働組合法公布(昭和21.3.1施行、団結権、団体交渉権付与)</p> <p>12.28 宗教法人令公布(信教の自由を保障)</p> <p>12.31 GHQ、修身・日本歴史及び地理の授業停止と教科書回収に関する覚書</p> <p>この年 生産荒廃、インフレーション高進、食糧欠乏等経済的混乱と国民生活の窮乏激化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 戦後の街頭に闇市氾濫、食料品・軍需工場の放出物資を扱う</li> <li>- メチルアルコールによる死亡者続出</li> </ul>
<p>昭和21年(1946)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.- 油脂加工工業、石鹼工業、油剤工業の3統制組合結成</li> <li>1.- 化粧品会社が連名で「品不足でスママセン」と広告</li> <li>1.- 当時の配給石鹼は化粧品石鹼、洗たく石鹼の区別なく「家庭1号」と呼称</li> <li>3. 1 日用必需品の統制と限界価格制定(石鹼3カ月に1個)</li> <li>3. 2 小林コーサー創業</li> <li>3.- キスミー化粧品本舗、沢田半右衛門商店の名称を新製品発売に用いる</li> <li>4.- 日本油脂協会設立</li> <li>6.- 日本化粧品工業統制組合に技術委員会設置</li> <li>6.- 石鹼公定価格公示(4号浴、洗兼用45g小売75銭)</li> <li>7.11 ポーラ化粧品本舗設立</li> <li>8.- GHQ、統制会社に解散命令</li> <li>8.- GHQ 通達で石炭事情に変更を生じ製瓶能率に支障を来たし、一部化粧品減産</li> <li>9. 1 物品税引下げ(120%より100%)</li> <li>9.28 優良化粧品制度制定</li> <li>9.- サンスター歯磨創業</li> <li>9.- 資生堂、戦後最初の多色刷化粧品ポスター製作(モデル原節子)</li> <li>10.- 親油会復活</li> </ul>	<p>昭和21年(1946)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1 天皇、神格否定の年頭詔書を出す</li> <li>1. 7 地方商工局官制公布</li> <li>1.13 たばこ「ピース」(7円)発売</li> <li>1.26 GHQ、食糧放出開始</li> <li>1.29 GHQ、奄美大島を含む琉球列島・小笠原群島などに対し、日本の行政権を停止する覚書</li> <li>1.30 メタノールの所持販売を禁止</li> <li>2. 1 ラジオで平川唯一の英語会話放送開始「カム、カム、エヴリィボディ」</li> <li>2.16 政府、経済危機緊急対策を発表</li> <li>2.17 「金融緊急措置令」公布(預貯金封鎖、旧券の凍結、新円払出しの制限)</li> <li>2.17 隠匿物資等緊急措置令公布</li> <li>2.19 天皇、神奈川巡幸。後、東京都、群馬県、埼玉県等へ</li> <li>2.27 労働組合法施行令公布</li> <li>2.28 就職禁止、退官、退職等ニ関スル件公布(公職追放令)</li> <li>3. 1 国鉄運賃値上げ実施(旅客1.5倍、貨物3倍)</li> </ul>

業 界 関 係	政 府 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>10. - 油脂製品統制会社解散、油脂製品販売会社設立</p> <p>10. - 東京化粧品卸商連盟第1回総会</p> <p>11.15 花王石鹼(株)、長瀬商会(株)花王と改称</p> <p>11. - 日本化粧品工業統制組合査定委員会、東京・大阪で開催 最終価格に30%加算を認められる優良品を査定</p> <p>12. 1 寿化学株式会社創業</p> <p>12. - 資生堂回収瓶整理所設置</p> <p>この年 戦前化粧品復活すむ</p> <p>- サンスター、コーセー、モナ、エーワン、ジュジュ、アリミノなど創業</p>	<p>3. 2 閣議、総合物価体系の確立を発表</p> <p>3. 3 物価統制令を公布施行(新円切替)</p> <p>3. 6 政府、憲法改正草案要綱を発表。 GHQ、全面的承認を声明</p> <p>3. 9 都会地転入抑制緊急措置令公布</p> <p>3.30 第5改正日本薬局法の一部改正</p> <p>4.10 戦後初の総選挙(婦人議員初選出)</p> <p>4.11 GHQ、日本製ベニシリンの市販許可</p> <p>4.20 財閥解体の担当機関として「持株会社 整理委員会令」公布</p> <p>4.26 人口調査により国民の就業状態を調査(600万人失業、完全失業159万人と推計)</p> <p>5. 3 極東国際軍事裁判開廷</p> <p>5. 4 交通機関、復員者にDDT撒布消毒を指示</p> <p>5. 6 医学教育審議会、インターン制ならびに国家試験の制度を決定</p> <p>5.11 GHQ、日本政府の保健および厚生行政機構改正に関する件を指令</p> <p>5.19 食糧メーター</p> <p>6.12 連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令公布</p> <p>6.13 政府、社会秩序保持、食糧危機突破・生産管理禁止を声明</p> <p>6.21 ホーレー賠償案発表、日本の平和産業存続方針表明</p> <p>6. - この月、空からDDT散布</p> <p>7. 9 飢餓突破の要求激増</p> <p>8. 6 GHQ、戦時以来の全統制会の解散と戦時統制経済の新機構確立を命令</p> <p>8.12 経済安定本部令公布、物価庁設置</p> <p>8.16 経済団体連合会設立</p> <p>8. - 全日本産業別労働組合会議結成</p> <p>8. - GHQ、戦時中の全統制会の解散と戦後経済統制の新機構確立の覚書交付</p> <p>9.13 公衆衛生監視員制度発足</p> <p>9.20 厚生省に失業対策本部を置く(閣議決定)</p> <p>10. 1 臨時物資需給調整法公布</p> <p>10. 8 復興金融金庫法公布</p> <p>11. 1 第1回国民体育大会開催</p> <p>11. 3 日本国憲法(新憲法)公布</p> <p>11. 9 商工協同組合法公布</p> <p>11.20 日本商工会議所発足</p> <p>12. 8 街にDDTステーション設けられる(発疹チフス対策)</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	12.27 政府、閣議で鉄鋼、石炭の超重点的増産による経済危機突破根本方針を決定(いわゆる傾斜生産方針を採用) この年 前年につづき婦人雑誌の創刊、復刊つづく
昭和22年(1947) 1. - GHQ渉外局指令として経済安定本部から不急品製造販売禁止品目発表される。鉛、錫、アンチモン、それらの合金、アルミニウム等の化粧品容器該当 2.28 日本化粧品工業統制組合解散 2. - 油脂関係3統制会 石鹼工業会、油脂加工工業会、油剤工業会に改組 2. - 東京都石鹼卸商業協同組合設立 3.10 物価庁告示第36号によって査定をパスした特殊優良化粧品は3月10日以降2割加算され、5割値上げ認可 3.11 愛知県化粧品工業協同組合設立 3.29 関東化粧品工業協同組合設立 4. - 物品税引下げにより化粧品の税率80%となる。シャンプーは50% 6. - 煉歯磨の製造許可 6. - 限界価格が改正されポマード・香油・クリーム20円、化粧液17円、頭髮香水60円、頬紅・口紅15円、粉白粉以外の白粉15円となる 6. - 「化粧品界」発行(「大阪化粧品商報」復刊) 6. 9 日本化粧品工業組合連合会設立 6.24 優良化粧品制度廃止 6. - 物価庁化粧品の公定価格を暫定的に改正 7. - 日本歯磨工業組合連合会設立 8. - 東京石鹼洗剤工業会設立 8.26 日本化粧品工業組合連合会GHQより閉鎖機関に指定される 8. - 歯磨用、すず、アルミ製チューブ、ブリキ缶、禁止 8. - 月美人化粧品料有限会社創業 9. 1 GHQ、公衆衛生福祉局長、医薬品、用具及び化粧品の検定に関する通牒を厚生省へ送付 9.13 生活必需品とされた4品、ポマード、クリーム、香油、シャンプーのみ公定価格を引上げ、その他は公定価格廃止となる。4品目の公定価格は ポマード 50g以上 容器は1個 36円 香 油       "               "       30円 ク リ ー ム   "               "       30円 シャ ン プ ー 20g "           "       3.3円 9. 8 親油会は名称を東京頭髮油工業会と改正 9. - ファンデーション登場 10.23 東京化粧品技術者会設立 10.27 クリーム、ポマード、香油、シャンプー、を除いた全化粧品の限界価格が解除され自由届出価格に移行	昭和22年(1947) 1. 4 公職追放範囲を拡大 1.25 復興金融庫設立 1.31 GHQ、全官公庁労組の2.1ゼネスト中止を命ず 2.20 GHQ、輸出品にMade in Occupied Japanの記号記載を指令 3.10 閉鎖機関令公布施行 3.26 統計法公布 3.31 教育基本法、学校教育法公布(6、3、3、4制を規定、4.1新学制による小学校、中学校発足) 4. 7 警察署の衛生警察事務、衛生行政部門へ移管 4. 7 労働基準法公布(9.1施行) 4. 7 GHQ、保健所拡充強化に関する覚書を指令 4. 7 労働者災害補償保険法公布 4.14 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(いわゆる独禁法)公布 4.15 石油配給公団法、産業復興公団法、貿易公団法・配炭公団法公布 4.17 地方自治法、公布(5.3施行、12月改正で衛生部、民生部、必置部となる) 4.18 極東委員会、日本人の生活許容水準は昭和5~9年の水準と発表 4.20 第1回参議院議員選挙 4.25 第23回衆議院総選挙実施 5. 1 預金封鎖に係る生活費の枠撤廃 5. 3 日本国憲法(新憲法)施行 5.19 日本経営者団体連盟(日経連)創立 5. - 厚生省、共同募金運動を提唱 6.10 閣議、経済危機突破緊急対策要綱決定(食糧対策、物価・賃金対策、石炭増産を中心とする産業復興を企図) 6.10 GHQ、制限付民間貿易を8.15から許可と発表 7. 1 総理府に公正取引委員会設立 7. 4 経済安定本部、経済実相報告(「経済白書」の第1回)を発表 7. 5 全日本生活協同組合連合会創立

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>10. - 東京化粧品歯磨輸出貿易会設立</p> <p>12. - 大阪三越で10大舗化粧品大会を開催</p> <p>12.24 「医薬部外品等取締法」制定(医薬部外品と化粧品の区別を明確化)</p> <p>この年 国内産原料の割当て始まり石鹼生産本格的復興みせる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- アリミノ美容化学研究所創立</li> <li>- ジュジュ、セタノールを業界にさきがけて使用</li> </ul>	<p>7. 7 政府、新物価体系第1次発表(昭9～11年の60～65倍の高さで落ちつかせようというもの、1800円ベース)</p> <p>7.29 閣議、流通秩序確立対策要綱を決定(闇市場の撲滅をはかる)</p> <p>8. 4 最高裁判所発足</p> <p>8.15 GHQ、制限つき民間貿易再開を許可</p> <p>9.14 関東大水害(キャスリーン台風)</p> <p>9.22 GHQ、公衆衛生対策に関する件覚書を指令</p> <p>9.30 第8回生命表を発表(内閣統計局から厚生省に移管されて初めてのもの、平均寿命男50.06、女53.96)</p> <p>10. 1 国勢調査実施</p> <p>10. 1 衣料切符制復活</p> <p>10. 3 閣議、石炭非常増産対策要綱を決定(石炭増産に関する最重点主義)</p> <p>11.20 政府、経済緊急対策を再検討し、新経済政策4原則を発表(予算均衡、物価体系、賃金安定、労使紛争防止)</p> <p>11.25 第1回共同募金全国一斉実施</p> <p>11. - 独禁法適用除外法、職業安定法公布</p> <p>12.18 過度経済力集中排除法公布</p> <p>12.24 医薬部外品等取締法公布(昭和23.1.1施行)</p> <p>12.24 理容師法公布(昭23.1.1施行)</p> <p>12.24 食品衛生法公布</p> <p>12.31 内務省廃止</p> <p>この年 天皇各地を巡幸</p> <p>この年 用紙事情悪化、雑誌の休刊続出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- もんぺ姿漸減。スカート漸増する</li> </ul>
<p>昭和23年(1948)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. - 石鹼配給(浴・洗、2人1個)</li> <li>3. - 安本、新年度石鹼配給量決定(年間1人8個)</li> <li>4. - 日本化学工業協会発足</li> <li>5. - 油脂関係3工業会、閉鎖機関に指定、油脂工業会連合会解散、油脂工業協会設立</li> <li>5. - (株)ペリカン石鹼創業</li> <li>5. - 交易営団、化粧品(高級香水)を払い下げる、資生堂販売</li> <li>6. - 伊東胡蝶園(株)パピリオに改組</li> <li>7.29 薬事法公布、即日施行される。届出制が登録制となり、広告規制強化される。</li> <li>7. - 物品税引き下げ ポマード、クリーム、香油50%、シャンプー30%、歯磨20%の税率となる</li> <li>7. - 資生堂化学研究所復活(東京工場内)</li> <li>8. 4 内地法人、高砂香料株式会社設立(資本金1000万円)</li> </ul>	<p>昭和23年(1948)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 7 財閥同族支配力排除法公布・施行</li> <li>3. 9 米陸軍省、ストライク特使の対日賠償正式報告を発表(賠償著しく緩和、日本経済復興には外部の援助が必要)</li> <li>3. 9 理容師法施行規則制定、公布・施行</li> <li>4.28 夏時刻法公布</li> <li>5.18 ドレーパー賠償調査団報告(賠償を大幅縮小、日本の軍需工業の温存を主張)</li> <li>6.28 福井大地震</li> <li>7. 2 中小企業庁設置法公布・施行</li> <li>7. 7 取引高税法公布・施行</li> <li>7.12 輸出品取締法を公布</li> <li>7.15 GHQ、新聞事前検閲を廃止</li> </ul>



業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>8.15 医薬品及び化粧品に使用するタール色素の証明に関する省令告示、タール色素として22品目指定</p> <p>8.16 化粧品製造業者登録。新法による登録が行われる</p> <p>9.一 石鹼公定価格改訂(家庭用小売9円50銭)</p> <p>9.30 化粧品歯磨資材割当審議会発足</p> <p>10.5 厚生省薬事委員任命。化粧品関係東西各1名</p> <p>10.一 石鹼の配給は年3個半となる</p> <p>10.8 生活と必需品11種の公定価格廃止(シャンプーを除く)、化粧品の自由価格復活</p> <p>10.18 第1回薬事委員会開催</p> <p>10.31 化粧品製造登録申請書提出</p> <p>11.一 シャンプー公定価格改訂</p> <p>12.一 大阪資生堂(株)創立</p> <p>この年 化粧品輸出再開、主として沖縄向け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 コールドパーマの用剤が開発される</li> <li>一 キスミー口紅繰出式、実用新案</li> <li>一 エステー化学工業、組織を改め株式会社となる</li> </ul>	<p>7.15 GHQ、経済安定10原則(自立促進のため、増産、公定価格、徴税など)を政府に指令(7.20閣議で政策として発表)</p> <p>7.20 国民の祝日に関する法律公布・施行(こどもの日等)</p> <p>7.29 薬事法公布・施行(医薬部外品等取締法廃止)</p> <p>7.30 消費生活協同組合法公布(10.1施行)</p> <p>9.11 GHQ集中排除審査委員会、集排法実施の4原則を提示(適用の大幅緩和)</p> <p>9.15 主婦連合会設立</p> <p>10.25 日本薬剤師協会設立</p> <p>10.一 薬事委員会設立</p> <p>11.1 主食増配(2合7勺)を実施</p> <p>11.11 GHQ、企業合理化3原則を発表(特に賃上げの禁止や価格差補給金の禁止)</p> <p>11.12 極東国際軍事裁判判決</p> <p>12.10 国連総会、世界人権宣言採択</p> <p>12.18 GHQ、米政府指令により経済安定9原則を発表(歳出引締め、均衡予算、徴税強化など)</p> <p>この年 郵便料金4倍値上げをはじめ、鉄道、ラジオ、新聞など続々値上</p>
<p>昭和24年(1949)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.一 香水入りの色刷広告朝日新聞に出る(ミツワクリームと森永キャラメル)</li> <li>2.1 (株)小林商店をライオン歯磨(株)と改称</li> <li>2.5 化粧品製造業の登録基準の制定、新薬事法による登録基準の制定に関する告示第18号</li> <li>2.一 GHQ、原料油脂予約クーポン制発表</li> <li>3.一 GHQ、家庭用石鹼の全国配給統制指示</li> <li>3.一 黒龍堂組織を改め株式会社設立</li> <li>4.30 「メタノールの使用について」(薬務局長通知)</li> <li>4.一 新石鹼配給規定により卸小売店登録制、年間配給3.5~5個が8~10個となる</li> <li>5.一 石鹼のクーポン(配給)実施でクーポン争奪戦始まる</li> <li>5.一 マックスファクター日本進出</li> <li>5.20 日本有機、花王石鹼(株)と改称</li> <li>5.21 近畿化粧品工業会設立</li> <li>6.一 広告電通賞、ミツワクリームに決定</li> <li>7.一 日本油脂(株)、日産化学(株)より分離</li> <li>8.一 油脂工業会館建設</li> <li>9.一 カネボウ=鐘紡より分離、鐘淵化学工業(株)東京化粧品工場(大井工場)</li> <li>10.24 「化粧品中の鉛試験法の制定」(薬務局長通知)</li> </ul>	<p>昭和24年(1949)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 大都市転入制限解除</li> <li>1.4 輸出品取締法施行規則を公布</li> <li>1.11 経済復興基本方針決定</li> <li>1.14 GHQ、外国人の対日投資活動を許可</li> <li>1.26 法隆寺金堂焼失</li> <li>2.21 生物学的製剤製造検定規則を制定</li> <li>3.7 ドッジ米国大使、経済安定9原則の実行に関し声明(竹馬経済からの脱却、超均衡予算による収束策を強調、ドッジ・ライン)</li> <li>3.24 輸出品生産用資材確保要領公布(傾斜生産を変更し、能率の高い企業を優先)</li> <li>4.6 経済安定本部、今次戦争の被害報告書発表(平和的国富のみで4兆2450億円)</li> <li>4.9 団体等規制令公布施行</li> <li>4.10 第1回婦人週間「もっと高めましょう、わたしたちの力を、地位を、自覚を」(労働省主催)</li> <li>4.18 輸出医薬品、輸出食品等の検査規程が</li> </ul>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>10.- 東京都石鹸卸売協会結成</p> <p>11.- 石鹸、公定価格改訂(税込み11円)</p> <p>12.- 全国油脂工業連盟結成(油脂中小工連改組)</p> <p>12.- 油脂復興会議解散</p> <p>この年 シャンプウ勧告により一般化粧品物品税5割から8割、クリーム、香油、ポマード3割から5割課税となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 石鹸年間配給12個となる</li> <li>- キスミー飯田橋に研究所と本社工場を新築拡張</li> </ul>	<p>制定される</p> <p>4.23 GHQ、1ドル360円の単一外国為替レート設定を指令(4.25実施)</p> <p>5. 8 初の母の日</p> <p>5.12 極東委員会米代表、対日中間賠償の取立て中止の措置を通達</p> <p>5.24 年齢のとなえ方に関する法律公布(昭25.1.1施行、満で数える)</p> <p>5.25 通商産業省設置(商工省、貿易庁廃止)</p> <p>5.31 国立大学(新制)発足</p> <p>5.31 厚生省設置法公布</p> <p>5.31 薬事委員会を薬事審議会と改称</p> <p>6. 1 中小企業等協同組合法公布</p> <p>6. 1 厚生省設置に基づき東京および大阪衛生試験所を統合し、国立衛生試験所と改称される</p> <p>6.14 厚生省、医薬品広告基準を通知</p> <p>6. 1 日本標準化法公布、日本工業規格JIS制定</p> <p>独禁法改正公布(制限条件緩和)</p> <p>7. 5 下山事件おこる</p> <p>7.15 三鷹事件おこる</p> <p>8.17 松川事件おこる</p> <p>8.26 税制改正に関するシャンプウ勧告案発表</p> <p>9.15 GHQ、シャンプウ税制勧告全文発表(税制の根本的改革、直接税中心、資本蓄積のための減税、地方税制の再編強化)</p> <p>11. 3 湯川博士ノーベル賞受賞発表</p> <p>12. 1 外国為替及び外国貿易管理法公布</p> <p>12.- GHQ、重要物資統制大幅撤廃指令、民間輸入貿易許可</p> <p>この年 ドッジ・ラインによる不況</p>
<p>昭和25年(1950)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.- 関東化粧品工業協同組合解散(東京・化粧品工業会設立へ)</li> <li>1.- 化粧品物品税クリーム、ポマード、香油30%、その他50%洗粉、シャンプー、歯磨無税となる</li> <li>2.25 東京化粧品工業会設立</li> <li>2.- 東京化粧品卸商協同組合結成</li> <li>2.- 家庭用2号石鹸規格改訂(浴用、洗剤の2本立)</li> <li>3.- シャンプー公定価格撤廃</li> <li>3. 4 化粧品琉球へ大量輸出</li> <li>3.10 全国の医薬品、用具、化粧品の一斉検査行われる</li> <li>3.- 久保政吉商店(株)、(株)ウテナと改称</li> <li>4.- 資生堂化粧品デー復活</li> </ul>	<p>昭和25年(1950)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1 満年齢実施</li> <li>1.- 1000円札発行</li> <li>2. 2 医薬品の民間貿易を許可</li> <li>2.- GHQ、日本工業水準の戦前水準に回復と発表</li> <li>5.10 外資に関する法律(外資導入の基準法規)公布</li> <li>5.31 商工会議所法公布</li> <li>6. 1 特殊法人日本放送協会発足</li> <li>6.25 朝鮮戦争勃発</li> <li>7. 7 マッカーサー元帥国連軍最高司令官</li> </ul>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>4. ー 石鹼希望配給、輸入石鹼が放出され、放出石鹼が市中にはんらんする</p> <p>6.13 化粧品原料標準規格作成第1回打合(以後7回にわたって協議)</p> <p>6. ー 物品税撤廃運動が本格化</p> <p>6. ー 資生堂、美容 PR 誌「花椿」復活</p> <p>7. ー 石鹼配給規則廃止</p> <p>8. ー 油脂工業協会解散</p> <p>8. ー ミツワ石鹼、(株)丸見屋に改組</p> <p>8. ー 化粧石鹼例外価格許可(最高85円)</p> <p>9. 1 GHQ 公衆衛生福祉局長から日本政府厚生省宛覚書「医薬品、用具及び化粧品の検定に関する通牒について」通達される。業界、「国家検査対策委員会」設置</p> <p>10.14 油糧配給公団解散</p> <p>11. ー 大阪で「化粧品・石けんまつり開く」(第1回大阪化粧品まつり)</p> <p>11. ー 家庭用石鹼の価格が公道価格を下回る</p> <p>11. 7 全国コーセー会発足</p> <p>11.18 「医療品用具および化粧品の広告取締りについて」(基準の趣旨徹底の指導に関する業務課長通知)</p> <p>11.25 物品税改正告示</p> <p>11. ー サンスター(株)設立</p> <p>12.22 薬事法の一部改正、用具または化粧品につき品質の最低基準を設けることを規定</p> <p>12. ー 石鹼類油脂製品の価格統制撤廃</p> <p>この年 商品の復活、新発売次第に増える</p> <p>ー アリミノ化学(株)終戦後アリミノ化学研究所を設立、25年に法人組織に改める</p>	<p>となる</p> <p>7.17 朝鮮戦争で株式市場盛況(特需ブーム起こる)</p> <p>7. ー デミング博士、品質管理の講習を行う</p> <p>8.10 GHQ、予備校の設置を指令</p> <p>9. 3 ジェーン台風関西来襲</p> <p>9.21 第2次シャウブ税制勧告発表</p> <p>10.31 占領目的阻害行為処罰令公布</p> <p>12. 8 沖縄に民政実施</p> <p>この年 ILO設置さる</p> <p>ー レッドパージ広がる</p> <p>ー 金閣寺焼失</p>
<p>昭和26年(1951)</p> <p>1. ー 物品税引下げにより一般化粧品30%、化粧クリーム、頭髪用油、煉油、染毛料、化粧水、化粧下、養毛料、整髪料が10%となる</p> <p>1. ー 石鹼の新JIS規格発表</p> <p>1. ー 油脂加工連合会結成</p> <p>2. ー 化粧石鹼タイに初輸出</p> <p>2. ー オリジナル薬粧創業</p> <p>2. ー 昭和26年度の化粧品生産計画(通産省)総計9650トンへ</p> <p>2. ー OSS向け製品国内放出詳細決まる</p> <p>2. ー 製品規格基準制定</p> <p>3. ー 明色化粧品、映画「歴史は夜つくれる」を「美人は夜つくれる」とアレンジして、キャッチフレーズに使用</p> <p>3. ー 石鹼の暴利販売に物資統制令発動。化粧石鹼一斉値上げ</p> <p>3. ー 大阪化粧品石鹼卸商業組合設立</p> <p>4. ー 石鹼に初特需</p>	<p>昭和26年(1951)</p> <p>1. ー 医薬品の製造に品質管理方式を導入</p> <p>3. 1 第6改正日本薬局方公布・施行</p> <p>4. 1 琉球臨時中央政府発足</p> <p>4.11 マッカーサー元師解任さる</p> <p>5. 5 児童憲章制定</p> <p>6. 8 住民登録法公布</p> <p>6.20 第1次追放解除発表</p> <p>6.20 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(いわゆる医薬分業法)公布(昭和30.1.1施行)</p> <p>6.21 ユネスコ総会、日本加盟を承認</p> <p>6.23 政府、新経済政策を発表</p> <p>6.30 理容師法改正法公布・施行(理容師法を理容師美容師法に改称)</p> <p>8. 6 第2次追放解除</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<ul style="list-style-type: none"> <li>6. - 近畿化粧品技術者会設立</li> <li>7. - 石鹼工業会、夏季清浄運動(テーマスローガン、石鹼は生活文化のパロメーター)</li> <li>8. - 油脂と生活展(伊勢丹)</li> <li>8. 1 高砂化学工業株式会社、高砂香料株式会社の両社を合併、高砂香料工業株式会社と改称</li> <li>8. - 三輪善兵衛、中山太一両氏追放解除</li> <li>9. - パラフィンスピンドル油統制中止</li> <li>11. - 日本油脂化学協会設立</li> <li>この年 マックスファクター日本支社設立</li> <li>- コールドパーマが流行しはじめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9. 8 対日平和条約および日米安全保障条約調印</li> <li>10.11 政府、電力緊急対策を決定(この月、電力不足深刻、全国的異常渇水のため)</li> <li>10.25 民間航空国内線復活</li> <li>- 民放ラジオ放送開始</li> </ul>
<p>昭和27年(1957)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. - 外国化粧品国内自由販売開始</li> <li>2.13 「医薬品類似の広告に対する取締について」(化粧品の広告に対する疑義解釈に関する監視課長通知)</li> <li>2.23 「婦人朝日」、化粧品特集記事(化粧品批判記事)をのせる。業界抗議</li> <li>4. - 資生堂、ホールセールチェーン制度発足</li> <li>4. - 香料、輸入自動承認制に繰入れられ、18品目適用される</li> <li>5.18 第1回東西化粧品技術者聯合懇談会開催、東西化粧品技術者連絡会結成</li> <li>5. - 芳誠舎、葉緑素石鹼発売</li> <li>7. - 東京化粧品工業会技術委員会設置</li> <li>8. - 化粧用流パラ150トン輸入決定</li> <li>12. - 資生堂、花椿会復活</li> </ul>	<p>昭和27年(1952)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.28 日米行政協定調印</li> <li>3. 6 吉田首相、参院予算委で自衛のための戦力は違憲でないと答弁(3.10前訂正)</li> <li>3.14 企業合理化促進法公布</li> <li>4. 1 薬事工業生産動態統計調査規制公布</li> <li>4.11 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律公布</li> <li>4.21 公職追放令廃止</li> <li>4.28 外国人登録法公布</li> <li>4.28 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく厚生省関係諸命令の措置に関する法律公布</li> <li>4.28 極東委員会、GHQ廃止</li> <li>4.28 対日平和(講和条約)および日米安保両条約発効</li> <li>5. 1 二重橋メーデー事件(騒乱罪適用)</li> <li>6. 7 会社更生法公布</li> <li>7. 1 住民登録を実施</li> <li>7. 4 破壊活動防止法成立</li> <li>7.11 万国郵便条約署名</li> <li>7.31 統計審議会設置</li> <li>8. 1 新行政機構発足、法務省設置(法務府等廃止)、内閣に法制局再置、総理府に自治庁(地方自治庁廃止)、保安庁、経済審議庁(経済安定本部、経済調査庁廃止)、調達庁設置(特別調達庁廃止)</li> <li>8.13 日本、国際通貨基金、国際復興開発銀行に加入</li> <li>8. - ラジオ受信契約1,000万突破</li> <li>9.24 電産、電源スト開始</li> <li>この年 個人国民所得、昭9~11年水準の</li> </ul>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>昭和28年(1953)</p> <p>1. 香料生産戦前の6割となる(香料植物栽培漸く軌道へ)</p> <p>4. 染毛剤、医薬品に編入される。一般小売店でも取扱えることとなる</p> <p>5. 鐘淵化学、カネボウ化粧品を制度品化</p> <p>5. 日本薬学会に化粧品部会を新設</p> <p>5. 薬効をうたう化粧品、厚生省取締に乗り出す</p> <p>6. 物品税引下げ、クリーム・ポマード10%から5%に(白粉・紅等は30%で見送り)</p> <p>6. マックスファクター日本法人設立</p> <p>7. ミスユニバースで伊東絹子が3位に入賞</p> <p>9.30 再販価格維持契約に化粧品が指定される(化粧品と染毛料)、公取委告示</p> <p>9. 東京化粧品卸商同業組合復活</p> <p>10. 日本合成香料工業会設立</p> <p>10. オッペン化粧品創業</p> <p>11.10 再販契約に歯みがき、石けんが指定される、公取委告示</p> <p>この年 ヘレンカーチス日本進出</p> <p>— 専属タレントふえる</p> <p>    桃谷順天館 伊東 絹子 黒龍 山本富士子     ミツワ 有馬 稲子 コーセー 南田 洋子</p>	<p>98.6%に回復</p> <p>昭和28年(1953)</p> <p>2. 1 NHKテレビ放送開始</p> <p>2. 3 公取委、独禁法改正要綱を改正方針とともに発表</p> <p>3. 5 スターリン死亡により、軍需株中心に株価大暴落(スターリン暴落)</p> <p>4. 日米友好通商航海条約調印</p> <p>7.27 朝鮮休戦協定調印</p> <p>8. 1 日本航空株式会社法公布(10.1株式会社日本航空発足)</p> <p>8.28 民放テレビ放送(日本テレビ)開始</p> <p>9. 1 独占禁止法一部改正(再販価格維持契約容認)公示施行</p> <p>9. 2 経団連、社会保険制度統合案発表</p> <p>12.25 奄美群島日本復帰</p>
<p>昭和29年(1954)</p> <p>1. 制度品メーカー再販売契約開始</p> <p>3. エリザベス創業</p> <p>4. 原料牛脂輸入割当制実施</p> <p>4.17 化粧品の取締の範囲について(歯磨の効能の表示の疑義解釈に関する監視課長通知)</p> <p>5. 東日本化粧品工業再販協議会発足</p> <p>6. 近畿化粧品卸連盟設立</p> <p>6. 東西化粧品工業21本舗再販実施</p> <p>6. 中山太陽堂整理負債14億円</p> <p>8. 3 花王石鹸、花王油脂合併</p> <p>9. 大阪石鹸卸商協同組合発足</p> <p>11. 西日本化粧品工業再販協議会発足</p>	<p>昭和29年(1954)</p> <p>1. 2 皇居参賀者、二重橋で混乱(死者16名)</p> <p>3. 1 米国、太平洋ビキニ環礁で水爆実験実施、日本漁船第5福竜丸被災</p> <p>3. 8 日米MSA協定調印</p> <p>6. 9 自衛隊法公布(7.1施行)</p> <p>6.18 経済審議庁、国民所得が戦前水準を突破したと発表</p> <p>7. 1 防衛庁設置、自衛隊発足</p> <p>9. 6 SEATO創設8カ国会議</p> <p>9.26 青函連絡船洞爺丸転覆</p> <p>12. 8 医師法、歯科医師法および薬剤師改正法公布(医薬分業の実施を昭和31.4.1に延期)</p>
<p>昭和30年(1955)</p> <p>2. 東日本化粧品歯磨卸商組合連合会結成</p> <p>2.27 東西化粧品工業会、商品愛護の標語募集</p> <p>4. 油脂加工・石鹸両工業会合併、日本油脂工業会発足</p> <p>6. 1 昭和28年の再販制度改正にからみ6月事件起こる(昭和35.3.23全員無罪の判決。確定)</p>	<p>昭和30年(1955)</p> <p>1.18 閣議、総合経済6カ年計画を決定(12.23、「経済自立5カ年計画」として成立)</p> <p>1.22 褒章条例改正公布(黄綬・紫綬褒章増設)</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>8. - 石鹼と生活展(工業会)</p>	<p>2.14 日本生産性本部設立  5. 8 立川基地拡張反対運動(砂川闘争)は  じまる  5. - ワルシャワ条約調印  6. 7 関税と貿易に関する一般協定(GATT)  への日本国の加入条件に関する議定  書署名(9.10正式加入)  7.20 経済企画庁設置(経済審議庁改組)  7.25 過度経済力集中排除法を廃止  8. 6 第1回原水爆禁止世界大会(広島)  9. - ガット正式加盟  9. - 原水協結成  12.19 原子力委員会設置法公布  12.23 閣議、経済自立5カ年計画案を決定  (経済成長率5%)  この年 下半年より、輸出船ブーム始まる(神  武景気~昭32年上半年)</p>
<p>昭和31年(1956)</p> <p>2. - 東京制度品協議会発足  2. - 髪油界でも制度品方式採用メーカーふえる  3. - ヒノキ新薬創業  3. - アルビオン化粧品創業  7.30 医薬品及び化粧品に使用するタール色素の証明に関する省  令告示(法定色素の記載品種は79品種となった。省令第29号)  10. - 東京制度品本舗会発足  11. 1 薬事法の規定に基き、「コールドパーマネントウェーブ用剤  の基準を定める件」(告示第313号)  この年 中山太陽堂、クラブ化粧品の皮膚傷害記事の過大な表現を  朝日新聞に抗議</p>	<p>昭和31年(1956)</p> <p>1. 1 原子力委員会発足  3.22 日米技術協定調印  3.31 科学技術庁設置法公布(5.19発足)  4. 1 医薬分業実施  5. 1 熊本県水俣町新田の新日本窒素附属  病院で、水俣病患者発見  5. 4 原子力3法公布  5.19 科学技術庁設置  5.21 行政管理庁、薬事法の監査制度、許  認可制度につき再検討勧告  5.22 中小企業振興資金助成法公布  5.23 百貨店法公布(百貨店の床面積制限)  6.11 工業用水法公布  7.17 経済企画庁、『経済白書』&lt;日本経済の  成長と近代化&gt;を發表「もはや戦後で  はない」が流行  8.28 厚生省、ペニシリン製剤による副作  用の防止について指針を發表  10. 6 労働省、生産性向上運動を政府施策  にとりあげる方針を決定  10.15 佐久間ダム完成  10.19 日ソ共同宣言、貿易の発展および最  恵国待遇の相互許与に関する議定書  署名  10.29 スエズ戦争おこる  11. 8 第1次南極地域観測隊派遣  12.18 国連総会、日本の加盟承認  12.20 NHKカラーテレビ実験局開局</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>昭和32年(1957)</p> <p>4.26 「化粧品の効果について」(表示の疑義解釈に関する薬事課長通知)</p> <p>5.- 中国向け化粧品輸出を再開、第1次ジュジュなど6社製品で400万円</p> <p>7.23 厚生省、ハイドロキノノンベンジルエーテルの化粧品への配合禁止(薬事課長通知)</p> <p>9.- 横山町馬喰町問屋街週休体制実施</p> <p>10. 全日本石鹼協会発足</p> <p>11.- 資生堂85年社史刊行</p> <p>11.- オッペン本舗龍宝堂製薬(株)創業</p> <p>この年 エアゾール化粧品出回る</p>	<p>この年 設備投資ブーム 船舶建造高、世界一(以後首位持続)</p> <p>昭和32年(1957)</p> <p>1.29 日本南極観測隊オングル島上陸(昭和基地と命名)</p> <p>4.25 高速自動車国道法公布</p> <p>4.- スエズ運河再開</p> <p>5.2 輸出検査法公布</p> <p>5.5 日本国際見本市開催(東京)</p> <p>5.- クリスマス島で英水爆初実験</p> <p>6.3 「美容師法」公布(9.2施行、理容師美容師法から分離し、単独法とする)</p> <p>6.- 環境衛生法公布</p> <p>6.- 小河内ダム完工</p> <p>7.25 九州諫早を中心に豪雨</p> <p>8.16 日本科学技術情報センター設立</p> <p>8.27 東海村原子炉に原子の火点火</p> <p>10.1 5,000円紙幣発行</p> <p>10.4 ソ連世界最初の人工衛星スプートニク1号打ち上げ成功</p> <p>10.- 国連安保理事会非常任理事国に日本当選</p> <p>11.5 文部省、理科系大学の拡充を発表</p> <p>11.25 中小企業団体組織に関する法公布(昭和33.4.1施行)</p> <p>12.17 閣議、新長期経済計画(昭33~37年)を決定(年平均6.5%の成長、社会保障についても考慮)</p> <p>この年 なべ底不況(昭和32年下半年~昭和33年下半年)、国際収支赤字となる</p>
<p>昭和33年(1958)</p> <p>2.- (株)わかば創業</p> <p>3.- 日本石鹼調整組合認可される</p> <p>3.- 化粧品の輸入枠5,900ドルに拡大(独・仏)、即日12倍の申込み</p> <p>5.1 化粧品の広告適正基準発表(誇大広告、懸賞などを規制・局長通知)</p> <p>6.10 化粧品の効果について(適正広告基準の指導に関する局長通知)</p> <p>11.- 油脂工業会館設立10周年祝典</p> <p>この年 フラフープ美容によいと大流行</p> <p>- ピンク系口紅が発売され以後口紅は赤いものという常識が破られる</p> <p>- アイシャドーが一般婦人にも使われはじめる(パールルックの流行)</p>	<p>昭和33年(1958)</p> <p>1.31 米、人工衛星エクスプローラ1号打ち上げ成功</p> <p>3.9 関門国道トンネル開通</p> <p>3.30 神宮外苑に国立競技場落成</p> <p>3.31 道路整備緊急措置法公布</p> <p>4.1 売春防止法施行</p> <p>4.24 下水道法公布</p> <p>4.26 日本貿易振興会法公布(7.25日本貿易振興会〔JETRO〕設立)</p> <p>5.16 テレビ受信契約数100万突破</p> <p>8.7 水俣奇病対策連絡協議会を中央に設置することを確認(厚生、通産、農林、文部、運輸など関係省庁で構成)</p> <p>9.27 狩野川台風襲来</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	10～11 警察官職務執行法改訂をめぐって国会内混乱 12. 1 1万円札発行 12. 23 東京タワー完工式
昭和34年(1959) 4. ー 小売商業調整特別措置法公布 5. ー 香水、マニキュア、口紅の物品税30%を15%に低減 6. 24 チオグリコール酸ヒドラジットを含有する化粧品の取扱いについて(化粧品に対して配合禁止に関する局長通知) 7. 22 「コールド・パーマメントウェーブ用剤の自然発火について」(事故防止の指導に関する薬事課長通知) 7. 24 日本化粧品工業連合会設立 8. 15 「医薬品、用具又は化粧品販売業にかかる商工組合及び同連合会の設立などについて」(中小企業団体の組織に関する法律による上記団体の設立の指導に関する局長通知) 9. 5 「化粧品の登録事項(品目)に関する疑義について」(商品名の疑義解釈に関する局長通知) 9. ー 「化粧品用原料標準規格案」発表(粧工連) 9. 14 厚生省、タール色素11品を認可 9. 14 「医薬品及び化粧品に使用するタール色素の証明に関する省令の一部を改正する省令について」(省令改正に関する局長通知) 9. 26 伊勢湾台風で化粧品店1000店が被害 10. 1 「化粧品製造業登録申請書の通達事務の取扱いについて」(申請書類の指導に関する局長通知) 10. ー 資生堂商事㈱設立 11. ー 資生堂大船工場落成 12. 25 「化粧品の内容量について」(内容量表示の誤差の許容範囲に関する局長通知) 12. 25 「化粧品の内容量の表示方法について」(重量表示と内容量表示に関する薬事課長通知) この年 マックスファクター、「ローマンピンク」キャンペーン実施	昭和34年(1959) 1. ー 新国民健康保険法施行 2. 8 黒部トンネル貫通(10,193m) 3. 13 大蔵省、貿易為替自由化方式を決定 4. 1 メートル法の完全実施 4. 10 皇太子御成婚 4. 13 特許法・実用新案法・商標法・意匠法公布(全面改正)(35年4月実施) 4. 15 最低賃金法公布 4. 16 国民年金法公布(11.1施行) 7. ー 日本人初のミスユニバースに児島明子がきまる 7. 11 送りがなのつけ方、内閣告示 9. 12 ソ連、月ロケット(ルナ2号)月面到着 9. 26 伊勢湾台風襲来(死者行方不明5,041名) 10. 26 厚生省、薬務局に監視課設置 12. 11 昭和34年版「厚生白書」を発表、副題を「福祉計画と人間の福祉のための投資」とし、長期計画の必要を訴える この年 いわゆる岩戸景気(昭和34年下期～昭和36年下半期)、輸出品戦前水準を回復
昭和35年(1960) 3. ー 日本化粧品工業連合会、化粧品輸入関税の引上げなどを要望 3. 12 日本化粧品工業連合会、通産省に化粧品輸入自由化の延期を要請 4. ー 商標法改正化粧品関係は第四類とされ石鹸、歯磨、化粧品(7項目)香料類にわかれる 4. ー 全国化粧品卸商団体連合会設立 5. ー 頭髮関連業界が髪化粧品のPRキャンペーン実施 8. 1 「薬事法の規定に基づきホルモン等を含有する化粧品基準を定める等の件」(告示第234号) 8. 10 薬事法公布(法律第145号)(新薬事法として制定) 8. ー 近畿化粧品本舗連盟結成	昭和35年(1960) 1. 12 閣議、貿易為替自由化促進閣僚会議 貿易・為替自由化根本方針決定 1. 19 日米新安保条約署名(有効期間10年、米国の日本防衛義務明確化) 5. 24 チリ地震津波、三陸に来襲 6. 1 外国為替管理令改正、外資認可基準特例改正公布 6. 15 安保問題でデモ隊、国会構内に突入 6. 18 新安保条約協定自然承認(6.23批准書交換、発効) 6. 24 貿易為替自由化促進閣僚会議、貿易・為替自由化計画を決定(3年後、



業 界 関 係	政治・経済・社会
<ul style="list-style-type: none"> <li>9. - 全国粧業新聞連盟設立</li> <li>10. - 日本ヘアダイ工業会設立</li> <li>10. - 化粧品製造業者登録(厚生省)1,133社</li> <li>この年 コルゲート日本へ進出</li> </ul>	<p>80%達成を目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7. 1 自治省設置(自治庁廃止)</li> <li>7. 8 農林省、昭和34年度農家人口は46万人減と発表</li> <li>7.18 経企庁、昭35年度「経済白書」(日本経済の成長力と国際競争力)を発表</li> <li>7.27 池田首相、所得倍増と社会保障の推進を提唱</li> <li>9. 7 池田首相、高度成長・所得倍増などの新政策を発表</li> <li>9.10 カラーテレビジョン放送開始</li> <li>10. 1 国勢調査実施(総人口9341万8501人、産業別就業人口割合:第1次産業32.6%、第2次産業:29.2%、第3次産業:38.2%、年齢構造の老齢化顕著)</li> <li>12. - OECD発足</li> <li>12.27 閣議、経済審議会答中国民所得倍増計画を決定</li> </ul>
<p>昭和36年(1961)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. - カネボウ化粧品(株)設立(鐘淵化学工業(株)の化粧品事業継承)</li> <li>1. - 社会党しあわせ化粧品発売を表明</li> <li>1.26 薬事法施行令告示(政令第11号)</li> <li>2. 1 新薬事法施行、薬事法施行規則(省令第1号)</li> <li>2. 1 「薬事法第2条、第2項の規定に基づき、医薬部外品を指定する件」(薬用歯磨、浴用剤等の指定に関する告示第14号)</li> <li>2. 1 「薬事法第14条、第1項の規定に基づき、品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件」(ホルモン、チオグリコール酸等の指定に関する告示第15号)</li> <li>2. 8 「薬事法の施行について」(局長通知)</li> <li>5.27 日本化粧品技術者連合会設立</li> <li>6. - 日本家庭合成洗剤工業会発足</li> <li>6. - 全国石鹼洗剤日用品雑貨卸商組合(全鹼連)設立</li> <li>10. - ヤクルト化粧品業界に参入</li> <li>11. 1 「薬事法第14条、第1項の規定に基づき、品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件の一部を改正する件」(チオグリコール酸等の削除に関する告示第379号)</li> <li>11. 1 「薬事法第61条、第3号の規定に基づき、化粧品の成分を指定する件の一部を改正する件」(パーマネントウェーブ用剤の削除に関する告示第380号)</li> <li>11. 1 「告示第37号薬用化粧品は医薬部外品へ移行」(医薬部外品の範囲に関する告示第37号)</li> <li>11.18 「医薬部外品を指定する公示の一部改正について」(染毛剤、パーマネントウェーブ用剤等の公示の指導に関する局長通知)</li> </ul>	<p>昭和36年(1961)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 1 厚生省、生物学的製剤製造規則制定</li> <li>4. 1 第7改正日本薬局方公布・施行</li> <li>7.20 小児マヒ流行、ソ連製生ワクチン使用開始</li> <li>8.13 東独政府、東西ベルリン境界に壁を構築</li> <li>9.16 第2室戸台風、阪神に上陸</li> <li>9.26 貿易・為替自由化促進閣議決定、貿易自由化計画の繰上げを決定(昭和37.10.1現在の自由化率を90%に)</li> <li>11. 1 国立国会図書館新築開館</li> </ul>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
この年 シーズンキャンペーン導入される	
<p>昭和37年(1962)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 一 衆議院社会労働委員会、ABS洗剤有害問題審議</li> <li>3. 一 日本化粧品工業連合会、物品税減税で増量による消費者還元を表明</li> <li>3. 一 日本ヘレンカーチス(株)設立</li> <li>4. 一 化粧品の減税が行われ香水類が15%から10%に、白粉、口紅が15%から5%にそれぞれ引下げられたがクリーム、ポマード、化粧水などの課税最低限(免税点)設置の要望は見送られる</li> <li>4. 3 「医薬品、医薬部外品および化粧品の製造業の許可申請書添付書類の様式について」(申請書の指導に関する局長通知)</li> <li>4. 6 「医薬品等の委託製造の取扱いについて」(委託製造の指導に関する局長通知)</li> <li>4. 26 鐘淵紡績(株)、カネボウ化粧品(株)を吸収合併</li> <li>5. 一 不当景品類及び不当表示防止法(景表法)公布</li> <li>7. 9 「化粧品の容器について」(化粧品に容器としてアンプル使用することに関する薬事課長通知)</li> <li>7. 一 日本化粧品工業連合会、東京化粧品工業会事務所内に移転(東京都港区虎ノ門)</li> <li>7. 一 日本化粧品技術者連合会(JCCA)、IFSCC に加入</li> <li>9. 一 閣議で化粧品全品目の自由化延期を決定</li> <li>9. 一 公取委が過大懸賞販売を禁止</li> <li>9. 6 「医薬部外品管理の扱いについて」(部外品の範囲の指導に関する局長通知)</li> </ul>	<p>昭和37年(1962)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 2 米国と相互関税引下げ協定調印</li> <li>3. 1 テレビ受信契約者数1000万突破(普及率48.5%)</li> <li>5. 4 家庭用品品質表示法公布</li> <li>8. 30 日本航空機製造のYS11機、試験飛行に成功</li> <li>9. 12 原子力研究所国産1号炉、臨界到達</li> <li>9. 29 初の国産電子複写機を完成、発表される</li> <li>9. 29 閣僚協議会、10月1日からの貿易自由化率88%(230品目)と決定</li> <li>10. 24 米海軍、キューバ海上封鎖を開始(キューバ危機)</li> <li>11. 14 日英通商航海条約調印</li> </ul>
<p>昭和38年(1963)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 一 東京化粧品工業会、自由化対策で国産化粧品擁護のPRポスターを作成、キャンペーン展開</li> <li>3. 22 「薬局における医薬部外品の許可の可否について」(疑義解釈に対する局長通知)</li> <li>4. 一 レブロン(株)設立</li> <li>5. 一 日本エアゾール化粧品本舗会結成 不燃性のフロンガス50%以上を配合すべきことを申合せて危険防止をはかる</li> <li>8. 一 6品目(香水及びオーテコロン、白粉、口紅、クリーム、化粧水)を除く化粧品輸入自由化</li> <li>9. 一 小林コーセイ、仏ロリアル社と提携、業務用市場進出</li> </ul> <p>この年 貿易自由化に備えるメーカーの製造設備の近代化、流通機構の整備が著るしく進捗</p>	<p>昭和38年(1963)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 10 北九州市発足</li> <li>3. 19 中央薬事審議会の医薬品安全対策特別部会、胎児に対する影響を重視し、新薬認可の際、動物資料の提出を義務づけるよう厚相に答申、4月から実施</li> <li>3. 31 中小企業近代化促進法公布(4.1施行)</li> <li>4. 一 パナナなど25品目自由化(89%)</li> <li>6. 5 関西電力黒部川第4発電所完成</li> <li>6. 20 観光基本法公布</li> <li>6. 29 外国為替管理令改正公布(資本取引の自由化措置)</li> <li>7. 11 老人福祉法公布</li> <li>7. 16 経済企画庁、「経済白書」&lt;先進国への道&gt;を発表(高成長・高福祉型経済へ)</li> <li>7. 20 中小企業基本法公布</li> <li>8. 17 日本原子力船開発事業団設立</li> <li>9. 10 筑波研究学園都市建設について閣議了解</li> </ul>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	11. 2 大蔵省、貿易外取引管理令公布 (11.20施行) 11. 9 横浜市鶴見区の東海道線2重衝突事 故(鶴見事故) 11.23 通信衛星による日米間テレビ中継に 成功(米、ケネディ大統領暗殺を受信、 現地時間11月22日)
昭和39年(1964) 1. - 厚生省、ムシ菌予防に本腰、水道へのフッ素投入を各都道府 県に指示 1. - 丸見屋、ミツワ石鹸(株)と改称 1.22 「化粧品の内容量の表示について」(エアゾール化粧品の内容 量は重量表示にすることについての薬事課長通知) 3. - 口紅など6品、輸入外貨割当て実質自由化へ 5. - ポーラ、横浜総合研究所落成 8.10 「医薬品等の適正広告基準について」薬発第559号(局長通知) 10. - ヘレナルピンスタイン社営業開始 12. - 東京石鹸同業会解散 この年 ヘアードライヤーが発売される	昭和39年(1964) 4. 1 日本、IMF8条国に移行 4.28 日本、経済協力開発機構(OECD)に加 盟 6.16 新潟大地震発生 6.19 学校教育法改正法公布(短期大学を恒 久制度化) 7. 1 科学技術庁に宇宙開発推進本部発足 7. 1 母子福祉法公布 7. 3 工業整備特別地域整備促進法公布 (鹿島など6地域指定) 7. 9 経済企画庁、「経済白書」を発表(開放 体制下の日本経済) 9.17 羽田・浜松町間モノレール開通 10. 1 東海道新幹線、東京-大阪間開業 10.10 オリンピック東京大会開催(~10.24) 11. 8 パラリンピック東京で開催
昭和40年(1965) 1. - 有名化粧品グループ(東京)発足 ウテナ、ジュジュ、キス ミー、柳屋 2. - 日本化粧品工業連合会懸賞広告の自粛を申し合わせ(最高10 万円限度に) 3.15 「化粧品用原料標準規格(188品目)」発表、粧工連より出版 4. 1 「タール色素に関する法令の一部改正」(省令第19号) 7. - 有名化粧品連盟(大阪)発足 丹頂、クラブ、ピアス、明色、 モナ この年 シュルトン日本進出 - コティ-日本進出 - 高圧ガス取締り法告示(人体に使用できるガスは不燃ガスと する。エアゾール化粧品は燃性区分「微燃性」までとする)	昭和40年(1965) 1.11 中教審「期待される人間像」中間草案 発表 2. 7 米軍、北ベトナム爆撃開始 5.17 結社の自由と団結権の擁護に関する 条約(ILO87号条約)国会承認、6.14批 准書寄託、6.28公布 6. 1 経企庁、国民生活局を設置 6.22 日韓基本条約・関係協定調印 6.30 名神高速道路全面開通 10. 1 第10回国勢調査実施(9827万人) 10.21 朝永振一郎ノーベル物理学賞受賞決 定(12.10受賞式) 11.10 日本原子力発電(株)東海発電所、営業 用発電に成功 この年 戦後最大の証券不況、物価問題深刻 化(物価上昇率7.6%、過去10年の最 高) - 大型景気(いざなぎ景気)はじまる

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>昭和41年(1966)</p> <p>3.31 物品税改正で大衆化粧品(200円以下)が無税</p> <p>5.23 「コールド・パーマメントウェーブ用剤の承認について」(第1剤を5回分以内にする事に関する局長通知)</p> <p>8.31 「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令」(厚生省令第30号)</p> <p>9.- 日本化粧品工業会連合会、資本自由化で6品目の延期陳情</p> <p>10.5 「コールド・パーマメントウェーブ用剤の使用上の注意について」(一般家庭用の製品が出回ってきたので、使用上の注意を添付させる事に関する局長通知)</p> <p>この年 ミニスカート、かつらが大流行</p> <p>- 公取委の再販手直し問題クローズアップ</p>	<p>昭和41年(1966)</p> <p>1.13 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法公布</p> <p>2.4 全日空機羽田沖に墜落、133名全員死亡</p> <p>3.5 イギリス旅客機(BOAC機)富士山上空で空中分解、124名死亡</p> <p>6.25 国民の祝日法改正(敬老の日、体育の日追加)</p> <p>10.1 厚生年金基金制度発足</p> <p>11.1 国立劇場開場式</p> <p>12.1 医薬品安全対策特別部会の下に医薬品副作用調査会発足</p> <p>12.8 建国記念日審議会、建国の日を2.11と答申(翌日政令公布)</p> <p>この年 景気上昇(いざなぎ景気、昭40年下半年～昭和45年下半年)</p>
<p>昭和42年(1967)</p> <p>3.- 共進社油脂、牛乳石鹼共進社㈱と改称</p> <p>3.- エスティローダー日本支社設立</p> <p>4.- 業界4団体が公取委に再販存続要望書を提出</p> <p>4.- 公正取引委員会、再販価格維持規制法案を発表</p> <p>4.17 「化粧品・歯磨の広告に関する自粛申し合わせ」実施</p> <p>6.- 日本歯磨工業連合会設立</p> <p>6.- 閣議、資本取引自由化基本方針を決め、関係政令等改正</p> <p>7.- 政府、第1次100%資本自由化業種を指定</p> <p>7.17 「レモンの名称を附した化粧品の表示および広告自粛申し合わせ」実施</p> <p>8.8 「化粧品品質基準」制定(厚生省告示第321号)</p> <p>8.8 「化粧品原料基準」制定(厚生省告示第322号)</p> <p>9.22 「化粧品品質基準原料基準の制定について」(114品目の原料基準を制定、局長通知)</p> <p>10.- カネボウ化粧品販売㈱設立</p> <p>11.- 公正取引委員会、贈答用セットの過大包装防止を要望</p> <p>この年 男性化粧品シリーズを各社が発売</p>	<p>昭和42年(1967)</p> <p>2.11 初の建国記念日</p> <p>3.1 医薬品副作用モニター制度の実施</p> <p>3.13 閣議、経済社会発展計画を決定(昭42～46年の経済成長率実質8.2%)</p> <p>4.15 統一地方選挙(東京都知事に美濃部亮吉当選)</p> <p>4.21 佐藤首相、武器輸出禁止の3原則を言明</p> <p>5.15 ケネディ・ラウンド(関税一括引下げ交渉)、主要国(米、英、日、EEC)間で妥結(6.30最終文書に署名)</p> <p>6.5～6.11 中東戦争</p> <p>6.6 閣議、資本取引自由化基本方針を決定</p> <p>7.1 政府、資本取引の自由化を実施(外貨100%までの自由化は17業種)</p> <p>7.21 経済企画庁、「経済白書」(能率と福祉の向上)を発表</p> <p>7.25 住民基本台帳法公布</p> <p>8.3 公害対策基本法公布・施行</p> <p>9.20 日本学術振興会設立</p> <p>9.- 新清水トンネル開通</p> <p>10.8 佐藤首相訪米、羽田空港乱闘事件おこる</p> <p>10.20 吉田茂元首相没(10.31、戦後はじめての国葬)</p> <p>この年 国民総生産1140億ドルで資本主義国第3位となる</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>昭和43年(1968)</p> <p>2. - 厚生省、天然レモン入りと虚偽広告した化粧品メーカー8社に回収命令を出す</p> <p>2.14 「レモンの名称を付した化粧品の表示及び広告の取締について」(局長通知)</p> <p>2. - 横浜に資生堂研究所落成</p> <p>3. - 全国粧業小売連盟、都道府県理事長会議で再販維持の決議と宣言を採択</p> <p>4. - 資生堂、基礎研究所設立</p> <p>4. - エイボン日本支社設立</p> <p>4.1 化粧品の輸入全面自由化実施</p> <p>5.12 第5回国際化粧品技術者会(IFSCC)東京大会開催</p> <p>5.29 「無許可・不良化粧品の取締について」(メチルアルコール含有化粧品の取締に関する局長通知)</p> <p>5.29 「無許可・不良ヘアスプレーの使用注意について」</p> <p>6.10 「パーマメントウエーブ用剤基準を定める等の件」(システムおよびチオグリコール酸一浴式の基準を追加した告示第280号)</p> <p>8. - 資生堂、20品目の増量実施、カネボウ、コーセーも増量実施</p> <p>11. - 全国地域婦人団体連絡協議会が百円化粧品発売</p> <p>11.15 「化粧品品質基準の一部を改正する件」</p> <p>12.28 公取委「再販価格維持行為の指定品目」に関する告示改正、業務用化粧品を指定解除(公正取引委員会告示第92号)</p> <p>この年 エスティローダー、ダンヒル、ヤードレー、ドロシィグレイの外国化粧品が本格的に日本市場進出</p>	<p>昭和43年(1968)</p> <p>1.19 米原子力空母(エンタープライズ)佐世保入港</p> <p>2.26 日米原子力協定署名</p> <p>3.1 わが国の総人口1億人突破</p> <p>3.6 日米原子力協定署名</p> <p>4.5 小笠原返還協定調印</p> <p>4.26 総理府、昭和42度消費者物価指数は対前年比4.2%上昇と発表</p> <p>5.30 消費者保護基本法公布</p> <p>6.10 大気汚染防止法公布(12.1施行)</p> <p>6.10 騒音規制法公布(12.1施行)</p> <p>6. - 理容師法および美容師法改正法公布(3カ月後施行、管理理容師、管理美容師の制定)</p> <p>6.15 文部省に文化庁設置</p> <p>6.26 小笠原諸島、23年ぶりに日本に復帰</p> <p>7.1 郵便番号制度実施</p> <p>7.23 経済企画庁、「経済白書」〈国際化のなかの日本経済〉を発表</p> <p>8.21 産業構造審議会総合部会、大型合併に賛成の意見まとめる〈国際競争に耐える企業育成〉</p> <p>10.17 川端康成、ノーベル文学賞受賞決定(12.10受賞式)</p> <p>10.21 反戦国際統一行動デー</p> <p>10.23 明治100年記念式典開催(日本武道館)</p> <p>10.25 厚生省、昭和42年度版「厚生白書」〈広がる障害とその克服〉を発表</p> <p>この年 国民総生産1428億ドル、米国に次ぎ第2位、国際収支の黒字基調の定着、対米貿易収支5億5900万ドルの出超(日米貿易摩擦発生)</p>
<p>昭和44年(1969)</p> <p>1. - ライオン歯磨、油脂の両社提携強化発表</p> <p>5. - 主婦連、百円化粧品発売</p> <p>6. - 外資審議会、資本自由化促進を決定</p> <p>6. - カネボウ日本賞コンクール制定</p> <p>7. - 日本歯磨工業連合会のPR標語「食事がすんだら歯をみがこう」を決める</p> <p>7.23 「アミノ塩化第2水銀(白降汞)を含有する製剤等の取扱について」(薬発562号)</p> <p>8.29 「無許可、不良ヘアスプレーの取締について」(理、美容所等における無許可ヘアスプレーの取締結果に関する局長通知)</p> <p>10. - 日本サンホーム株式会社設立(旭電化・第一工業製薬・ミツワ石鹼の3社提携)</p>	<p>昭和44年(1969)</p> <p>1.18~1.19 東京大学、安田講堂封鎖排除のため機動隊を導入</p> <p>1.31 第2次下水道整備5カ年計画、閣議決定</p> <p>2.5 外貨審議会、第2次資本自由化を答申100%自由化44業種、50%自由化60業種(2.7閣議決定)</p> <p>3.28 総理府、国民生活に関する世論調査結果を発表(生活上25%、低下10%、同じ63%)</p> <p>5.26 東名高速道路、全線開通</p> <p>6.3 都市再開発法公布(6.14施行)</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
11.17 鐘紡㈱、カネボウ化粧品小田原工場竣工 この年 化粧品販売にもコンピューターが導入される - 第2次資本自由化で理・美容業が自由化	7.15 経済企画庁、「経済白書」〈豊かさへの挑戦〉を発表 7.20 アメリカ、アポロ11号月面到着(7/25帰還)人類初の月面着陸 10.29 厚生省、発がん性の疑いで人工甘味料チクロの食品、医薬品への使用を禁止 11. 8 厚生省、7大都市の大気汚染調査結果発表(軒なみ基準を上回る) この年 大型景気づく(「昭和元禄」の消費ブーム)
昭和45年(1970) 1.- 日本香料工業会設立 4.21 「染毛剤の使用上の注意について」(パッチテスト等使用上の注意事項の表示に関する局長通知) 5.15 「医薬部外品たる石けん類の使用上の注意について」(効能効果および使用上の注意事項の表示に関する局長通知) 8.26 「無許可化粧品の監視取締りの強化について」(委委託、小わけ製造およびサンプル等に関する監視課長通知) 9.- 全国粧業小売連盟、東京九段会館で再販死守総決起大会を開催 9.- 資本自由化、化粧品50%業種に指定 9.- 国際エアゾール会議東京大会開く 10.29 「化粧品原料基準追加91品目」(厚生省告示第377号) 12.- 「化粧品用タール色素の自主規制に関する件」(粧工連) この年 ヘアウィッグブーム - 訪問販売活動活発化 - 化粧品出荷高2000億円突破(対前年比15.1%増)	昭和45年(1970) 1.- 日銀、国際決済銀行(BIS)に加盟 2.11 東京大学宇宙航空研究所、ラムダS5号機(おおすみ)を発射、初の人工衛星成功 2.27 総理府、消費者物価指数が前年同月比で7.8%の大幅上昇 3.14 大阪で日本万国博覧会開会(～9.13) 3.31 日航よど号ハイジャック事件発生 5. 1 総理府、昭44年度消費者物価指数は前年度より6.3%上昇と発表 5. 6 著作権法公布(保護期間死後50年) 5. 7 沖縄住民の国政参加特別措置法公布(定員、衆議院5、参議院2) 5.11 日本隊エベレスト登頂に成功 5.18 航空機の強取等の処罰に関する法律公布 5.18 全国新幹線鉄道整備法公布 5.19 筑波研究学園都市建設法公布 6. 1 公害紛争処理法公布 6.23 日米安保条約自動延長 7. 1 日本私学振興財団設立 7.14 閣議、日本の呼称を「ニッポン」に統一を了承 8. 2 銀座・新宿・池袋・浅草で歩行者天国の試み実施 8.25 政府、第3次資本自由化措置決定 8.- 建設省、公害防止を目的とした下水道整備5カ年計画(昭和46～50年度)を策定 9.28 厚生省、厚生行政の長期構想〈生きがいのある社会を目指して〉を発表 10.21 佐藤首相、日本首相として初めて国連総会で演説 10.- 沖縄を含む初の国勢調査(1億466万人)

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	11. 1 国民生活センター設立 11.25 三島由紀夫割腹自殺 11.29 公害メーデー全国で実施 12.15 ソ連、金星7号初の金星軟着陸成功 12.22 経済企画庁、国民総生産(名目)62兆7206億円、対前年度比18.8%増と発表 12.25 公害防止事業費事業者負担法公布
昭和46年(1971) 1. 一 (株)中山太陽堂、株式会社クラブコスメチックスと改称 3. 一 近畿化粧品工業会、化粧品工業会館ビル(大阪市中央区和泉町)に事務所移転 3.12 「ホウ酸、ホウ砂含有の医薬部外品等の取扱いについて」(薬発第230号) 4. 一 丹頂(株)、社名を(株)マンダムに変更 4. 一 公正取引委員会、12品目の再販指定解除 6. 一 地婦連、再販化粧品のボイコットを決定 7. 一 公正取引委員会、オープン懸賞広告に関する規制告示(賞品100万円以下、9.1実施) 7. 一 日本歯磨工業連合会解散、日本歯磨工業会設立 7. 一 環境庁発足 9. 一 第4次資本自由化実施 9.23 「医薬部外品たる皮膚等の清浄用綿類の取扱いについて」(塩化ベンザルコニウム、クロルヘキシジングコネートの配合基準に関する薬事課長通知) 10. 一 日本香料工業会、中南米香調査団(団長小嶋正明他団員14名)派遣 10.22 「化粧品の表示に関する公正競争規約」公取認定(施行昭和47年4月26日) 11. 1 「医薬品等適正広告基準」の改正(薬発第964号) 11. 一 フレグランスのPRに関し日本香料工業会と東京化粧品工業会と懇談会を開催 12. 6 「無許可化粧品の監視取締りの強化について」(無許可化粧品に関する監視課長通知)	昭和46年(1971) 1.29 総理府、昭45年の消費者物価が朝鮮戦争時につぐ対前年比7.7%上昇と発表 4. 1 厚生省、日本薬局法第8次改正を告示・施行 4.30 昭45年度貿易黒字、世界最大の45億ドルを記録 5.25 騒音の環境基準決定 5.31 厚生省、有機塩素系殺虫剤(BHC、DDTなど)の製造中止を指示 6. 4 経済閣僚会議、輸入自由化促進など総合的対外経済政策を決定(第一次円対策8項目、同切上回避策) 7. 1 総理府に環境庁設置 7. 3 東亜国内航空ばんだい号函館で墜落(68名死亡) 7.30 全日空機岩手県上空で自衛隊機と衝突(162名死亡) 8. 3 閣議、第4次資本自由化措置決定 8.15 ドルショック、円変動相場制に移行 8.28 大蔵省、変動為替相場制を採用 10. 1 総理府、東京の9月の消費者物価指数は昭45年比10.3%の大幅値上りと発表 10.25 中国、国連へ復帰 10. 一 中央薬事審議会、医薬品再評価特別部会を設置 11.15 厚生省、新医薬品についてのみ実施していた製薬企業等からの副作用報告の範囲を「すべての医薬品」に拡大 12.19 基準外国為替の改定について閣議決定(1ドル=308円に変更、いわゆるスミソnian・レート) この年 日米貿易摩擦激化(対米貿易収支、25億1700万ドルの大幅出超) 一 公害問題さらに深刻化
昭和47年(1972) 1.12 「化粧品品質基準の一部を改正する件」(告示第7号)	昭和47年(1972) 1.24 元日本兵横井正一、28年ぶりにグアム

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>2. ー 日本化粧品輸入組合設立</p> <p>2. 8 「化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則」(公正取引委員会承認)</p> <p>2.14 「化粧品の効能の範囲」の改正(東発第130号)</p> <p>3. 3 「ヘキサクロロフェンを含有する医薬部外品の取扱いについて」(薬発第179号)(浴用剤、てんか粉への配合制限に関する通知)</p> <p>3.16 化粧品公正取引協議会設立</p> <p>4. ー 通産省、条件付きで化粧品・香料の外資進出を認可</p> <p>4. ー 資生堂創業100年記念式典、資生堂社会福祉事業財団設立</p> <p>10. ー 全国粧業小売連盟名古屋で再販防衛の宣言を採決</p> <p>11. ー 資生堂、第1回国際会議「光と皮膚のセミナー」開催 この年「アイ製品の微生物基準自主規制を、厚生省が行政指導」(薬監第229号)</p>	<p>島の密林で発見(2.2帰国)</p> <p>2. 3 第11回冬期オリンピック札幌大会開催(～2.13)</p> <p>3.15 山陽新幹線、新大阪―岡山間開通</p> <p>3.21 高松塚古墳で壁画発見</p> <p>4.26 余暇開発センター設立</p> <p>4. ー 政府WHOの行っている国際医薬品副作用モニタリング制度に参加</p> <p>5.15 沖縄施政権返還、沖縄県発足</p> <p>6.11 田中角栄通産相、日本列島改造論発表</p> <p>6.22 自然環境保全法公布</p> <p>6.22 大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正法(無過失責任導入)公布</p> <p>6.23 廃棄物処理施設整備緊急措置法公布</p> <p>7. 1 勤労婦人福祉法公布</p> <p>8. 1 経済企画庁「経済白書」&lt;新しい福祉社会の建設&gt;を発表</p> <p>9.29 田中角栄、周恩来首相、日中共同声明に署名(日中戦争状態終結、日中国交正常化)</p> <p>10.20 対外経済政策推進関係閣僚懇談会、第3次円対策決定(関税率一律引下げ、自由化と輸入拡大・輸出の適正化など)</p> <p>11. 5 上野動物園でパンダ初公開 この年 列島改造ブーム(土地買占め、地価上昇問題化)</p>
<p>昭和48年(1973)</p> <p>1. ー P&amp;Gサンホーム(株)設立</p> <p>3. 9 訪販化粧品工業協会設立</p> <p>4. ー 日本油脂工業会、日本家庭用合成洗剤工業会が合併し日本石鹼洗剤工業会設立</p> <p>4. 1 日本香料工業会、「匂いと生活」発行PR用小冊子</p> <p>5. 1 100%の資本自由化実施</p> <p>7.21 「化粧品品質基準の一部改正」(告示第208号)</p> <p>7.21 「化粧原料基準の一部を改正する件」(告示第209号)</p> <p>8. ー 業界7団体代表、公取委に「再販制度の存続に関する要望書」提出</p> <p>9. ー 全国粧業小売連盟再販死守総決起大会を九段会館にて開く</p> <p>9. ー エイボンプロダクツ(株)設立</p> <p>10.19 公正取引委員会、石鹼、洗剤、歯磨の再販指定取消・化粧品の再販を1,000円以下とすると告示(昭和49年9月より実施)</p> <p>10. ー 日本香料工業会IFRA入会(IFRA設立総会ブラッセルにおいて開催)</p> <p>11. ー 第1次オイルショックによる通産省規制により広告ネオン塔消灯</p>	<p>昭和48年(1973)</p> <p>1.26 厚生省、医薬品の質の向上のためGMP(製造、品質管理規則)の骨子をまとめる</p> <p>1.27 ベトナムと平協定成立</p> <p>2.14 円変動相場制に移行(ドル切下げ、世界通貨不安)</p> <p>4.12 国民の祝日改正法公布(振替休日)</p> <p>4.27 閣議、第5次資本自由化を決定(一部の例外を除き、原則100%自由化)</p> <p>4. ー 中央公害対策審議会、大気汚染物質につき基準を答申</p> <p>6. 6 消費生活用製品安全法公布</p> <p>6. 8 新しい当用漢字音訓表、送り仮名の付け方の内閣告示</p> <p>7. 2 米商務省、昭48年穀物年度の大豆輸出を既契約分の50%に削減と発表</p> <p>7. 6 生活関連物質の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律公布</p>



業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>12. 9 「国際化粧品情報センター」(IICCI) 設立、チューリッヒにおいて開催(～11)</p>	<p>(投機防止法)</p> <p>7.27 総理府、7月の東京都の消費者物価指数は前年同月比12.2%の大幅上昇と発表</p> <p>8. 1 厚生省環境衛生局に家庭用品安全対策室新設</p> <p>8.31 政府、閣議と物価対策閣僚協議会で、物価安定緊急対策決定(財政支出の総繰延べ、金融引締め、投資の抑制など5項目)</p> <p>10. 5 公害健康被害補償法公布</p> <p>10.10 日ソ共同声明、未解決の問題(領土)を含む平和条約交渉の継続を確認</p> <p>10.12 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律公布</p> <p>10.16 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律公布</p> <p>10.23 江崎玲於奈博士、ノーベル物理学賞受賞決定(12.10受賞式)</p> <p>— エクソン、シェル両社、日本の石油業界に対し、原油の30%値上げを通告、他社も追随(第1次石油危機、オイルショック)</p> <p>11. 2 関東・関西でトイレトーパー買いだめのパニック状況現出(以後、洗剤、砂糖などにも広がる)</p> <p>11.14 関門橋開通</p> <p>11.16 閣議、石油危機を切り抜けるため、大口需要産業への10%供給削減など6項目の石油緊急対策要綱を決定。内閣に緊急石油対策推進本部設置</p> <p>11.29 熊本市大洋デパート火災(103名死亡)</p> <p>12. 9 日本銀行、11月の卸売物価は前月に比べ30%以上の異常な高騰を記録と発表</p> <p>12.18 国民生活安定緊急対策本部設置</p> <p>12.22 国民生活安定緊急措置法、石油需給適正化法公布、施行</p> <p>— 政府、石油緊急事態告示、国民生活安定緊急対策本部は石油、電力の20%削減等の緊急対策決定</p> <p>この年 不況とインフレ併行して深刻化、商社の買占め、売惜しみ問題となる</p>
<p>昭和49年(1974)</p> <p>1. — 全粧連、再販縮小を不服として行政訴訟を起こす</p> <p>2. — 通産省、化粧品・石鹸・歯磨各メーカーに対し値上げ幅を20%</p>	<p>昭和49年(1974)</p> <p>1. 7 民放テレビ各社、深夜放送中止</p> <p>1.11 閣議、家庭用灯油・液化石油ガスに標</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>以内に縮小するよう勧告</p> <p>2. 一 (株)パピリオ、(株)帝人パピリオと改称</p> <p>4. 5 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定による新規化学物質等の製造または輸入に係る届出をしない場合を定める政令」(政令第102号)</p> <p>4.15 「厚生省組織令の一部を改正する政令」(政令第126号)(薬務局に審査課を新設等)</p> <p>4.15 「新規化学物質の製造または輸入に係る届出等に関する省令」(省令第1号)</p> <p>6. 1 「塩化ビニル(モノマー)を含有する医薬品等の取扱いについて」(薬発第490号)</p> <p>8. 一 日本香料工業会「香料関係既存化学物質名簿」発行</p> <p>9. 1 石鹼、洗剤、歯磨の再販制度撤廃</p> <p>9. 1 化粧品、制限つき再販制度となる。1001円以上再販廃止</p> <p>9.14 「医薬品の製造及び品質管理に関する基準について」(薬発第801号)(医薬品のGMP)</p> <p>10. 一 カネボウ化粧品販売(株)、カネボウ化粧品(株)と改称 この年 化粧品出荷額4000億円突破(前年比14.2%増)</p>	<p>準価格設定を決定</p> <p>1.11 閣議、石油・電力の第2次使用節減対策決定(15%の消費節減・広告塔の点灯禁止など、1.16実施)</p> <p>1. 一 環境庁、自動車排気ガス50年規制を告示</p> <p>2.25 衆議院予算委、物価集中審議(商社の悪徳商法、石油の便乗値上げなど追及)</p> <p>3.10 ルバング島から小野田元少尉30年ぶりに救出</p> <p>3.15 国立公害研究所発足</p> <p>3.16 国民生活安定緊急対策本部、石油価格の承認と物価安定対策強化について決定(生活関連物資などの価格凍結)</p> <p>5. 1 建設省、1.1現在の土地価格公示(上昇率平均32.4%、宅地は2年で倍増)</p> <p>5.21 通産省、電力料金値上げ認可(産業用74%、家庭用29%)、6.1実施</p> <p>5. 一 伊豆半島南部地震(M6.8)</p> <p>6.26 国土庁発足</p> <p>8.30 丸の内三菱重工ビルで時限爆弾爆発、8名死亡、重軽傷者385名</p> <p>9. 一 公取委、独禁法改正試案を発表</p> <p>10. 8 前首相佐藤栄作、ノーベル平和賞受賞決定</p> <p>12.14 環境庁、昭和48年度全国公共用水域の水質調査結果を発表(水質汚染の広域化現象)</p> <p>12.17 経済対策閣僚会議初会合(経済成長優先から安定成長への路線転換)</p> <p>この年 初のマイナス成長(-0.5%) 消費者物価24.5%上昇、経済不況深刻化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 海外協力事業団設立</li> <li>- 日独科学技術協力協定・日仏科学技術協力協定締結</li> </ul>
<p>昭和50年(1975)</p> <p>3. 一 全卸連、全輸連と合併</p> <p>3. 一 全国石鹼洗剤化粧品歯磨雑貨卸商組合連合会発足</p> <p>6.30 ピアス「財団法人日本リディアオリリー協会」設立</p> <p>7. 一 大阪府地域消費者団体連絡会「化粧品110番」開設</p> <p>9. 一 IICCI 第1回年次総会、デンマークコペンハーゲンで開催</p> <p>10. 一 花王、化粧品に進出</p> <p>10. 一 日本化粧品工業連合会は業界の自主的申し合わせとして、「体質等によりごくまれにお肌に合わないこともあります。そのような時にはご使用をおやめ下さい」との表示を製品に</p>	<p>昭和50年(1975)</p> <p>2.14 経済対策閣僚会議、第1次不況対策を決定</p> <p>3.10 新幹線岡山―博多間開業(東京―博多間全通)</p> <p>3.24 経済対策閣僚会議、第2次不況対策決定</p> <p>5. 3 国民生活センター、危害の情報システム設置を発表</p> <p>5. 一 日本女子登山隊、エベレスト初登頂成</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>行うことを決定 この年 高級化粧品発売ラッシュ</p>	<p>功</p> <p>6.16 政府、第3次不況対策決定(住宅建設促進・公害防止対策向け融資拡充・金利負担の軽減など)</p> <p>6.19～7.2 国連主催国際婦人年世界会議メキシコ市で開催</p> <p>7.19 沖縄国際海洋博覧会、本部半島で開催</p> <p>9.一 政府、2兆円追加投入の第4次不況対策決定</p> <p>10. 1 国勢調査実施(人口1億1193万9643人、産業別就業人口割合:第1次産業13.8%、第2次産業34.1%、第3次産業51.8%)</p>
<p>昭和51年(1976)</p> <p>1.13 「医薬品に係る物質特許制度について」(薬経第1号)(特許法の改正)</p> <p>5.一 ポーラ文化研究所、銀座に開設</p> <p>5.14 日本化粧品技術者連合会(JCCA)は日本化粧品技術者会(SCCJ)と会名変更</p> <p>6. 4 「訪問販売等に関する法律」(法律第57号)告示</p> <p>7. 9 化粧品の適正包装規則制定</p> <p>7.一 日本P&amp;G社設立</p> <p>7.一 日本化粧品工業連合会広報委員会発足</p> <p>11.一 大阪で化粧品公害被害者の会結成</p> <p>12. 3 「訪問販売等に関する法律」施行</p> <p>この年 日本化粧品工業連合会、化粧品の使用上の注意表示の徹底等安全に努力</p>	<p>昭和51年(1976)</p> <p>2. 4 米上院外交委でロッキード疑獄発覚</p> <p>2.24 社会保障の最底基準に関する条約(ILO102号条約)公布、昭和52.2.2発効</p> <p>2.29 宇宙開発事業団、わが国初の実用衛星「うめ」の打ち上げに成功</p> <p>3. 9 領海を3海里から12海里に拡大する方針を閣僚会議で決定</p> <p>4. 1 第9改正日本薬局方告示</p> <p>5.一 資本自由化、原則的に完了</p> <p>8.10 経済企画庁経済白書「新たな発展への基礎がため」を発表</p> <p>8.31 第4次下水道整備5カ年計画閣議決定</p> <p>11.10 天皇在位50周年記念式典</p>
<p>昭和52年(1977)</p> <p>1. 6 「染毛剤の使用上の注意事項の一部改正について」(薬発第11号)</p> <p>1.一 資生堂、日刊紙で「化粧品の正しい使い方」キャンペーン実施</p> <p>7.一 化粧品被害に関する損害賠償請求訴訟(大阪化粧品裁判)</p> <p>10. 7～12 第7回国際精油会議、国立京都国際会議場において開催</p> <p>11. 1 ライオン歯磨・ライオン油脂両社、共同販売会社ライオン(株)設立</p> <p>この年 化粧品の伸び率1ケタになる</p>	<p>昭和52年(1977)</p> <p>3. 1 米ソ200海里漁業専管水域実施</p> <p>5. 2 日本200海里法公布</p> <p>5. 2 大学入試センター発足</p> <p>6. 3 独占禁止法改正法公布(不当な取引制限に対する課徴金制度導入など)</p> <p>6.25 中小企業分野調整法公布</p> <p>7.14 宇宙開発事業団、わが国初の静止気象衛星「ひまわり」の打ち上げに成功</p> <p>この年 国際収支109億1800万ドルの黒字(黒字減らし、輸出規制問題になる)円高ドル安で輸出産業に打撃(円高不況)</p>
<p>昭和53年(1978)</p> <p>1. 5 「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準について」(薬発第2号)</p>	<p>昭和53年(1978)</p> <p>4.18 石油税法公布</p> <p>5.20 新東京国際空港開港式</p>

業 界 関 係	政治・経済・社会
<p>1. — 「コスメチック・レポート」発刊(粧工連)</p> <p>4. — ポーラ化粧品銀座に「ラ・ポーラ」をオープン</p> <p>4.25 「薬事法施行令の一部を改正する政令」(政令第139号)</p> <p>6. — 松竹コスメティックス設立</p> <p>6. — ㈱ノエビア発足</p> <p>6. — クリニック・ラボラトリーズ設立</p> <p>10.17 IICCI総会、運営委員会ウィーンで開催、今回から日本語の同時通訳が行われる</p> <p>11. — 公正取引委員会、歯磨、合成洗剤など19業種を独占禁止法第2条7項に規定する独占業種に指定</p> <p>11.15 「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律」(法律第105号)</p> <p>この年 弱酸性化粧品ブーム</p> <p>— 資生堂、カネボウが新卒者対象「美容講習会」を中止</p>	<p>8.12 日中平和友好条約署名</p> <p>8. — 植村直己、グリーンランド縦断3,000キロ犬ぞり走破に成功</p> <p>10.31 円の対ドルレート上昇(1ドル175.5円)</p> <p>この年 経済成長率実質5.1%、国際収支黒字165億3400万ドル、消費者物価3.8%上昇</p>
<p>昭和54年(1979)</p> <p>3. 1 日消連「化粧品被害119番」開設</p> <p>3.27 訪販事業者協議会発足</p> <p>10. 1 「薬事法」一部改正(法第56号)(医薬品の安全性確保、製造番号、指定成分、使用期限、注意事項等の表示)</p> <p>10. 1 「医薬品副作用被害救済基金法」(法第55号)</p> <p>12. — ポーラ伝統文化振興財団を設立</p> <p>この年 全粧連「再販訴訟」取り下げる</p> <p>— 化粧品に異業種からの新規参入相次ぐ</p>	<p>昭和54年(1979)</p> <p>1.13 国立公立大学第1回共通一次学力試験実施</p> <p>1.17 国際石油資本(メジャー)対日原油供給の削減を通告(イラン革命による第2次石油危機)</p> <p>3.15 省エネルギー・省資源対策推進会議、5%の石油消費節減対策を決定</p> <p>3.28 スリーマイル島(米)原発事故発生</p> <p>5. — 本四連絡橋、尾道—今治ルートの大三島橋開通</p> <p>6.12 元号法公布</p> <p>7.11 東名高速道路日本坂トンネル内追突火災事故(車176台延焼)</p> <p>7.24 日銀公定歩合1%引上(年5.25%)世界的インフレ抑制政策に同調</p> <p>8.10 人事院、週休2日制(4週5休)導入を勧告</p> <p>11.30 厚生省、昭和54年版「厚生白書」〈日本の子供達—その現状と未来〉を発表</p> <p>12.25 許可・認可等の整理に関する法律公布</p> <p>この年 第2次石油危機で国際収支87億5400万ドルの赤字</p>
<p>昭和55年(1980)</p> <p>3.27 「実験動物の飼養及び保管等に関する基準を定める件」(総理府告示第6号)</p> <p>3.31 「薬事法施行令の一部を改正する政令」(政令第32号)</p> <p>4. — 水乾両用のサマーファンデーション各社から出揃い本格的サマーファンデ戦争始まる</p> <p>4. — ㈱日本訪問販売協会設立</p>	<p>昭和55年(1980)</p> <p>1.11 総合エネルギー対策推進閣僚会議、7%の石油消費節減対策を決定</p> <p>2.20 厚生省、食品、添加物等の規格基準改正を告示(過酸化水素の使用基準改正)</p> <p>5. 1 日米科学技術研究開発協力協定署名</p> <p>5.30 石油代替エネルギーの開発及び導入</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>8. 8 「おしやれ手帖」刊行(粧工連)</p> <p>9. 2 花王、ソフィーナ・コスメティック設立</p> <p>10. 9 「医薬品等適正広告基準について」(薬発第1339号)</p> <p>10.15 小林コーセー、デミング賞を受賞(事業所表彰)</p> <p>10.一 資生堂第2回国際会議「皮膚と化粧品科学59」開催</p> <p>12.一 サンスター歯磨、社名をサンスターに変更</p> <p>この年 化粧品企業の海外進出(現地法人設立)相次ぐ</p>	<p>の促進に関する法律公布</p> <p>8.15 経済企画庁、「経済白書」〈先進国日本の試練と課題〉を発表</p> <p>10. 1 国勢調査実施、人口1億1706万396人、うち外国人66万8675人(産業別就業者割合：第1次産業10.9%、第2次産業33.5%、第3次産業55.4%)</p> <p>10.15 廃棄物などの投棄による海洋汚染防止条約、批准書寄託</p> <p>12. 5 臨時行政調査会設置</p> <p>12. 8 政治資金規正法改正法公布</p> <p>この年 自動車生産台数1104万2884台、台数で米国を抜き世界第1位となる</p> <p>一 米作、冷害のため戦後第2位の不作</p>
<p>昭和56年(1981)</p> <p>1.一 新薬事法施行</p> <p>1.一 カネボウ・資生堂(2月)相次いで中国での販売を開始</p> <p>3.12 「化粧品の製造および品質管理に関する技術指針」(粧工連〈GMP〉)実施(1月制定)</p> <p>11. 1 鐘紡(株)、カネボウ化粧品(株)を吸収合併</p> <p>12.16 大阪化粧品裁判が和解</p> <p>この年 訪問販売員教育登録制度がスタート</p>	<p>昭和56年(1981)</p> <p>3.17 経済対策閣僚会議、景気拡大策7項目、物価安定3項目の総合経済策決定</p> <p>3.29 国家公務員に週休2日制〈4週5休〉導入</p> <p>4. 1 第10改正日本薬局方を告示、施行</p> <p>6. 9 商法改正法公布(昭57.10.1施行、株主総会の運営改善、監督役の権限強化、総会屋への利益供与禁止など)</p> <p>10.19 福井謙一博士、ノーベル化学賞受賞決定(12.10受賞式)</p> <p>12.16 経済対策閣僚会議、市場開放、輸入促進等対外経済対策5項目決定</p>
<p>昭和57年(1982)</p> <p>2. 2 IICCI運営委員会、東京のホテルニューオータニで開催</p> <p>9. 6 医薬品産業政策懇談会(産政懇)第1回会合行われる</p> <p>9. 9 IICCI総会、運営委員会パリで開催</p> <p>9.11 IICCI運営委員会とIFSCC幹部会合同会議開催</p> <p>9.27 高圧ガス取締法関係法令改正される</p> <p>12.27 「化粧品原料基準」追補改正(告示)、568品目収録</p> <p>この年 パレット化粧品ブーム</p>	<p>昭和57年(1982)</p> <p>1.30 経済対策閣僚会議、非関税障壁の改善策・市場開放問題苦情処理推進本部の設置を決定</p> <p>2.10 臨時行政調査会、第2次答申(許認可等の整理合理化)を提出</p> <p>3.31 厚生省、GLP(医薬品の安全性試験の実施に関する基準)を制定(昭和58.4.1から実施)</p> <p>5.28 経済対策閣僚会議、市場開放対策を決定、(関税率引下げ、輸入検査手続等の改善、輸入制限緩和など)</p> <p>6.23 東北新幹線、大宮ー盛岡間開業</p> <p>7.30 第2臨調、行政改革に関する第3次答申(基本答申)を鈴木首相に提出(3公社の分割民営化等)</p> <p>10. 8 経済対策閣僚会議、内需拡大・不況産業対策・雇用対策を決定</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	11.11 中央自動車道全線開通 11.15 上越新幹線、大宮－新潟間開業 12.10 厚生省、昭和57年「厚生白書」〈高齢化社会を支える社会保障をめざして〉を 発表
昭和58年(1983) 3.17 訪日欧米化粧品視察団来日。3月19日合同セミナー「日本化粧品産業の現状と市場展望」開催 5.23 日本化粧品工業連合会、「詰め合わせ化粧品(医薬部外品を含む)の自主基準」を改正 5.25 薬事法改正公布 この年 化粧品原料におけるバイオテクノロジー、注目される ー 紫外線防止化粧品出揃う	昭和58年(1983) 1.12 日韓共同声明(新次元の日韓)を確認 1.13 経済対策閣僚会議、関税率引下げ・輸入制限緩和等対外経済対策を決定 2. 4 日本初の実用通信衛星(さくら2号a)打ち上げ 2.18 医薬品産業政策懇談会、「わが国医薬品産業におけるバイオテクノロジー振興の基本方向について」を中間報告(研究開発基盤の整備、総合的な研究開発体制の確立、諸基準の整備) 3.14 第2臨調、行政改革に関する第5次(最終)答申を中曽根首相に答申(増税なき財政再建を明示、国債依存の脱却、その他)、3.15調査会解散 3.24 中国自動車道全通、吹田－下関(542.7km) 4. 4 NHK連続テレビドラマ「おしん」放送開始。9.24 視聴率65%となる。連続ドラマで最高 4.16 日米間で試験データの相互受入れ促進のためGLP(医薬品安全性試験の実施に関する基準)の相互実施に関する口上書を交換 5. 1 タバコ値上げ(マイルドセブン200円)、輸入タバコ値下げ(LARK280円) 5.16 高度技術工業集積地域開発促進法公布(7.15施行、テクノポリスの育成) 5.23 公正取引委員会、特定産業における合併審査ガイドラインを発表(構造不況産業などの審査基準の弾力化) 5.23 臨時行政改革推進審議会設置法公布(会長 土光敏夫) 5.26 日本海中部地震(秋田沖、M7.7) 8.13 金融機関、第2土曜日休日制度実施 8.19 経済企画庁、「経済白書」〈持続的成長への足固め〉を発表 8.ー 外国製造業者の医薬品等の製造承認直接申請制度創設 医薬品等の輸入業者変更の際の輸入承認の承継制度の創設

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	<p>9. 2 医薬品産業政策懇談会「我が国の医薬品産業におけるバイオテクノロジーの振興方策について」(中間報告)をまとめる</p> <p>9.10 厚生省、脳死に関する研究班を発足</p> <p>10. 3 三宅島(雄山)大噴火、溶岩流により西端、阿古集落の9割(400戸)焼失</p> <p>10.12 ロッキード事件判決公判</p> <p>10.22 白糖線さよなら列車運転(昭和56年3月指定の国鉄赤字ローカル線廃止第1号)</p> <p>11.28 日本学術会議法改正公布。会員選出を公選法から学会推薦・首相任命制へ</p> <p>12. 2 行政改革に関連する5法律公布</p>
<p>昭和59年(1984)</p> <p>5. 一 産政懇の提言「我が国における化粧品の産業振興方策について」厚生省業務局長に提出</p> <p>5. 2 IICCI総会ジュネーブで開催</p>	<p>昭和59年(1984)</p> <p>4.27 経済対策閣僚会議、市場開放資本自由化等の対外経済対策を決定</p> <p>5.12 NHK、衛星テレビ放送開始</p> <p>5.25 国籍法、戸籍法改正公布</p> <p>6. 1 大蔵省、外貨資金の円転換規則を撤廃</p> <p>6.21 第二電々(株)、日本高速通信(株)、日本テレコム(株)、事業認可(郵政省)</p> <p>7. 1 労働省、婦人局を設置</p> <p>7. 1 総務庁発足</p> <p>7. 4 安倍外相、外務省に中国人・韓国人の名前の現地読み採用を指示</p> <p>7.27 湖沼水質保全特別措置法公布</p> <p>7.28 第23回オリンピック・ロスアンゼルス大会開催</p> <p>8. 7 経済企画庁、経済白書「新たな国際化に対応する日本経済」を発表</p> <p>8.10 日本専売公社民営化</p> <p>8.28 '84世界湖沼環境会議、天津市で開催</p> <p>9.14 長野県西部地震(M6.9、死者・行方不明29名)</p> <p>11. 1 新札発行(1万円福沢諭吉、5000円新渡戸稲造、1000円夏目漱石)</p>
<p>昭和60年(1985)</p> <p>4.19 CTFA カバナー理事長、中曽根首相訪問</p> <p>4.23 IICCI 運営委員会ホテルニューオータニで開催</p> <p>6. 7 資生堂第3回国際会議「加齢と皮膚」開催</p> <p>7. 一 政府「市場アクセス改善のためのアクションプログラム」の骨格を発表</p> <p>10.15 「化粧品原料基準の一部を改正する件」(厚生省告示第167号)、「化粧品品質基準の一部を改正する件」(厚生省告示第168号)</p>	<p>昭和60年(1985)</p> <p>3.14 東北・上越新幹線の上野ー大宮間開業</p> <p>3.17 科学万博一つくば'85開幕(~9.16)</p> <p>3.19 厚生省、医薬品の市場開放問題で、外国の臨床データを原則として承認する方針を決定</p> <p>3.27 日本たばこ産業(株)設立</p> <p>3.28 日本電信電話(株)設立(NTT)</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
<p>10.17 「パーマネント・ウェーブ用剤基準の一部改正について」(薬発第1025号)</p> <p>11.14 第1回「化粧品規制に関する国際会議」東京で開催</p> <p>この年 通産省の化粧品指定統計はじまる</p>	<p>4. 1 放送大学開講</p> <p>4. 9 経済対策閣僚会議、深刻化する日米通商摩擦に対処する市場開放アクションプログラムを決定(通信機器など4分野に関税引下げ、輸入促進、3年以内に全面実現)</p> <p>4.24 改正国民年金法公布</p> <p>6. 1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律公布</p> <p>6. 8 大鳴門橋開通、淡路島一鳴門市</p> <p>6.25 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准</p> <p>7. 8 大学入試共通1次試験を5教科5科目に削減と決定</p> <p>7.26 長野市上松の地附山で大規模地滑り発生(26人圧死)</p> <p>8.12 日本航空ボーイング747SR機群馬県御巢鷹山中に墜落</p> <p>10. 1 国勢調査(総人口1億2104万8923人)</p> <p>10. 2 関越自動車道全通、東京-新潟</p> <p>10.15 経済対策閣僚会議、内需拡大策を決定</p> <p>11.29 NHKテレビ、文字多重放送開始</p> <p>12.20 国民祝日法改正公布(5月4日を休日)</p> <p>この年 貿易黒字491億ドル、対米黒字395億ドル</p>
<p>昭和61年(1986)</p> <p>7.29 第1次化粧品種別許可基準制定</p> <p>9.15 IICCI総会、スペインバルセロナで開催(9.14、運営委員会)</p>	<p>昭和61年(1986年)</p> <p>1.31 円相場急騰、1ドル191円台に(8.20に152円55銭を記録)</p> <p>4. 8 経済対策閣僚会議、急速な円高に伴う総合経済対策を決定(金利引下げ、差益還元、公共事業の施工促進など)</p> <p>4.29 政府主催の天皇在位60年記念式典挙行</p> <p>5. 7 化学物質審査及製造規則法改正公布(ハイテク汚染に対処、S62.4.1施行)</p> <p>6. 一 長寿社会対策大綱、閣議決定</p> <p>6.10 臨時行政改革推進審議会、最終答申、6.27解散</p> <p>7.28 OPEC総会開会(ジュネーブ)</p> <p>8. 1 郵政省、自動車電話・ポケットベル事業を自由化(営業開始・昭和62.9)</p> <p>9. 4 日・独間で医薬品の製造管理および品質管理に関する基準(GMP)ならびに</p>



業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	<p>医薬品の安全性試験に実施の関する基準(GLP)の相互承認に関する覚書を交換</p> <p>9. 6 社会党委員長に土井たか子当選、9.8臨時党大会で選出される</p> <p>9.12 日・仏間で医薬品の安全試験の実施に関する基準の相互承認に関する覚書を交換</p> <p>9.30 婦人労働白書、S60年の働く女性1548万人(内パート333万人)</p> <p>11.21 三原山、209年ぶりの大噴火、全島民観光客船で脱出</p> <p>12. 4 国鉄分割、民営化関連8法公布 この年 急速な円高により景気後退、輸出品産地、中小企業に深刻な打撃</p>
<p>昭和62年(1987)</p> <p>4.30 第2次化粧品種別許可基準制定</p> <p>9. 一 特定フロン規制に関し「モンリオール議定書」採択される この年 業界売上税導入に反対</p>	<p>昭和62年(1987)</p> <p>2.23 国連環境特別委員会、東京で開催</p> <p>4. 1 国鉄が分割・民営され「JR」スタート、臨教審、第3次答申を首相に提出</p> <p>4.21 臨時行政改革推進審議会(新行革審)発足(会長大槻文平)</p> <p>6. 9 総合保養地域整備法(リゾート法)公布、施行</p> <p>6.30 閣議、第4次全国総合開発計画を決定、2000年を目標とし、投資額1000兆円の構想</p> <p>9. 9 東北自動車道・首都高速自動車道連結</p> <p>9.26 民法等改正公布(特別養子制度新設)、外国人登録法改正公布</p> <p>10.12 利根川進、ノーベル医学生理学賞受賞 この年 国際収支(通常)870億1500万ドル(アメリカの貿易赤字1700億ドル)、日米経済摩擦激化</p>
<p>昭和63年(1988)</p> <p>4.24 第2回「化粧品規制に関する国際会議」ワシントンで開催</p> <p>5. 1 「化粧品の製造及び品質管理に関する技術指針の一部改正」(薬監第57号)</p> <p>5. 一 オゾン層保護に関する法律公布</p> <p>7.20 第3次化粧品種別許可基準制定</p> <p>8.25 エアゾール剤型の医薬部外品及び化粧品の取扱いについて(薬発第742号、薬審2第1054号)、取扱いの強化</p> <p>11. 8 訪問販売法改正公布(5.17法律第57号)</p>	<p>昭和63年(1988)</p> <p>3.13 青函トンネル開通</p> <p>3.13 青函連絡船最終便</p> <p>3.17 東京ドーム落成式</p> <p>5.20 特定物資の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布、施行</p> <p>6.12 藤ノ木古墳に大量の副葬品があることが判明</p> <p>6.14 多極分散型国土形成促進法公布</p> <p>7. 5 リクルート事件起こる</p> <p>8.20 イラン・イラク戦争8年ぶりに停戦</p> <p>9.17 第24回オリンピック・ソウル大会開催</p>

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	9.一 天皇の容態悪化伝えられる 12.24 参議院、消費税導入を柱とする税制改正関連の6法案可決。12.30公布('89.4.1施行)
昭和64年・平成元年(1989) 4.1 消費税実施。日本化粧品工業連合会、消費税転嫁と表示に関するカルテルを公取委に提出 5.12 日本化粧品工業連合会、貿易問題専門委員会設置 5.一 米国通商代表部、スーパー301条の制裁候補品目に化粧品をあげる。後、撤回される 6.一 資生堂国際フォーラム'89「サクセスフルエイジング」開催 7.27 日本化粧品工業連合会30周年記念懇親会開催 7.31 第4次化粧品種別許可基準制定 7.一 フロンガスの生産量、消費量の規制始まる 8.21 化粧品用エアゾール噴射剤にフロンガスの代替としてLPGの使用認められる(通産省令第56号、告示第419号) 10.一 資生堂・ハーバード大学と共同で皮膚科学研究所をボストンに設立	昭和64年・平成元年(1989) 1.7 天皇崩御(昭和天皇)、皇太子明仁親王即位 1.8 元号を「平成」と改元 1.14 国の行政機関第2・4土曜閉庁実施 2.4 金融機関、土曜休日実施 2.17 国民の祝日法改正公布(天皇誕生日12月23日、みどりの日4月29日) 2.24 昭和天皇大喪の礼 3.2 通産省、28業界団体に7月から5種のフロン使用量30%削減を要請 4.1 消費税(3%課税)など、税制改革実施 一 仙台市、東北初の政令指定都市となる 6.3 中国で天安門事件起こる 7.23 参院選挙で女性議員22人当選(前回は12人) 9.4 日米経済構造協議開始 9.27 横浜ベイブリッジ開通(斜張橋) この年 景気上昇づく 一 国民総生産(GNP)名目4,060,134億円(前年比名目7.1%、実質4.6%)
平成2年(1990) 3.1 高齢化社会対応の研究会社「アドバンストスキンリサーチ研究所」発足(医薬品基金、資生堂、中外製薬、日本油脂による) 6.26 東京化粧品工業会創立40周年記念式典開催される 6.一 通産省「高慣行改善指針」策定(2産第4063) 7.5 小林コーセー「コスメトロジー研究振興財団」設立 7.31 第5次化粧品種別許可基準制定 10.15 フランス化粧品工業会創立100周年のイベントとして第4回国際香水会議パリで開催 10.17 第3回「化粧品規制に関する国際会議」ベルギー、ブラッセルで開催	平成2年(1990) 2.18 衆院総選挙、自民党完全安定多数獲得 3.17 横綱千代の富士1,000勝 3.23 国土庁、90年地価公示価格公表。住宅地の平均上昇率17.0%、再び上昇傾向 4.7 キャッシュレス化加速。カード利用の売上高、10年前の4倍 6.15 90年度通産白書、過去20年間で海外との情報交流は約44倍に拡大と分析発表 6.25 日米構造協議第5回会合始まる。28日最終報告合意 7.9 第16回サミット開く(米、ヒューストン) 8.2 イラク軍クウェートに進攻 9.12 国際通貨基金(IMF)90年次報告書、日本に金利自由化等を求める 11.12 天皇、即位の礼を行う この年 1990年度国民総生産(GNP)名目4,369,275億円(前年比、名目7.6%、

業 界 関 係	政 治 ・ 経 済 ・ 社 会
	実質5.5%)
<p>平成3年(1991)</p> <p>4. - 日本化粧品工業連合会「化粧品包装適正化指針」実施</p> <p>6.20 IICCI 総会シシリイで開催</p> <p>6. - 資生堂国際フォーラム'91「サクセスフルエイジング・心と体のつながり」開催</p> <p>8. 1 小林コーサー、(株)コーサーに社名変更</p> <p>8.15 化粧品品質基準及び化粧品原料基準の一部改正について(通知)(薬発第824号)</p> <p>8.31 第6次化粧品種別許可基準制定</p> <p>12.20 日本化粧品工業連合会「SPF測定法基準」制定</p>	<p>平成3年(1991)</p> <p>1.12 総理府の「女性に関する世論調査」で、「男は仕事、女は家庭」の否定派が4割に増加、夫婦別姓は3割が希望</p> <p>1.17 湾岸戦争勃発</p> <p>1.23 皇太子、「立太子の礼」を行う</p> <p>1. - 中央公害審議会、フロン規制強化の答申</p> <p>3. 3 国連安保理事会、湾岸戦争の停戦条件を決議。イラク受諾を表明</p> <p>3.26 地価公示価格、地方で高騰</p> <p>4. 1 牛肉、オレンジ、輸入自由化実施</p> <p>6. 3 雲仙普賢岳で大規模火砕流発生</p> <p>6.20 東北・上越新幹線の上野—東京間が開通</p> <p>8.24 ソ連大統領が共産党の解体を宣言</p> <p>9.24 経済企画庁、景気拡大の持続、「いざなぎ景気」を超えたと表明</p> <p>10.28 大卒女子の就職率が男子を抜く</p> <p>11.19 91年度国民生活白書、効率優先から生活優先への転換を指摘</p> <p>12.21 ソ連邦事実上消滅</p> <p>12.27 政府、国家公務員の完全週休2日制を92年度中に導入と閣議決定</p> <p>この年 1991年度国民総生産(GNP)名目4,604,451億円(前年比、名目5.4%、実質3.5%)</p>

年表は日本化粧品史年表(東京化粧品工業会編資料・明治期)、組合50年史史料(日本粧業会編資料)、東京化粧品工業会会報、業界各社社史の年表、年鑑等の業界関連史料の外、近代日本総合年表(岩波書店)、近代日本経済史要覧、厚生行政五十年史、国立衛生試験所百年史、その他各種史料から多くの資料を得て抜粋編集した。

# 化粧品工業120年の歩み

## [資料編]

[発行]

平成 7 年 6 月 30 日

[編纂・発行者]

日本化粧品工業連合会

東京都港区虎ノ門 2 丁目 9 番 14 号  
電話 03-3502-0576(代表)

[製作]

中央プランニング

[印刷]

亜細亜印刷株式会社

©無断転載を禁じます

[非売品]